

J.LEAGUE HANDBOOK 2015

■公益社団法人 日本プロサッカーリーグ 規約・規程集■

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ

〒113-0033 東京都文京区本郷3-10-15 JFAハウス9階 電話 03 (3830) 2006 FAX 03 (3830) 2007

Jリーグ理念

 1. 日本サッカーの水準向上及び サッカーの普及促進

1. 豊かなスポーツ文化の振興及び 国民の心身の健全な発達への寄与

1. 国際社会における交流及び 親善への貢献

Jリーグ活動方針

- 1. フェアで魅力的な試合を行うことで、地域の人々に夢と楽しみを提供します。
- 2. 自治体・ファン・サポーターの理解・協力を 仰ぎながら、世界に誇れる、安全で快適なス タジアム環境を確立していきます。
- 3. 地域の人々に J クラブをより身近に感じていただくため、クラブ施設を開放したり、選手や指導者が地域の人々と交流を深める場や機会をつくっていきます。
- 4. フットサルを、家族や地域で気軽に楽しめる ようなシステムを構築しながら普及していき ます。
- 5. サッカーだけでなく、他のスポーツにも気軽 に参加できるような機会も多くつくっていきます。
- 6. 障がいを持つ人も一緒に楽しめるスポーツの システムをつくっていきます。

Jリーグ設立趣旨

- 1. 「スポーツ文化」としてのサッカーの振興 日本のサッカーをより広く愛されるスポーツ として普及させることにより、国民の心身の 健全な 発達を図るとともに、豊かなスポー ツ文化を醸成。わが国の国際社会における交 流・親善に寄与する。
- 2. 日本サッカーの強化と発展 日本のサッカーを活性化し、オリンピック、 ワールドカップに常時出場できるレベルにま で実力を高め、日本におけるサッカーのステ イタスを向上させる。
- 3. 選手・指導者の地位の向上 トップレベルの選手・指導者に、やり甲斐の ある場を提供し、その社会的地位を高めてい く。
- 4. 競技場をはじめとするホームタウン環境の整備 地域に深く根ざすホームタウン制を基本とし、 各地域において地元住民が心ゆくまでトップ レベルのサッカーとふれあえるよう、スタジア ム施設をはじめチーム周辺を整備する。

Jリーグ (公益社団法人 日本プロサッカーリーグ)

理事会

理事長

村井 満

(チェアマン)

専務理事

中野 幸夫

常務理事

大河 正明

常務理事

中西 大介

理事

有森 裕子

理事 理事 武田 信平原 博実

理事理事

井畑 滋 上西 康文

理事

原田 宗彦福島 義広

理事 理事 上川 徹 木村 正明

理事 理事

村松 邦子

理事

監事

小宮山 悟

監事

吉田 修己

特任理事

宮本 恒靖

味村 隆司

特任理事

山本 浩

裁定委員会

委員長

堀田 力

委員

小林 正三郎

委員

川瀬 隆弘

名誉会員

川淵 三郎

鈴木 昌

鬼武 健二

大東 和美

J 1会員

ベガルタ仙台

法人名 株式会社ベガルタ仙台

代表取締役(実行委員) 西川 義久

所在地 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-6-16 漁信基ビル 4 階

電話 022 (216) 1011 FAX 022 (216) 1013

モンテディオ山形

法人名 **株式会社モンテディオ山形**

代表取締役(実行委員) **髙橋 節**

所在地 〒994-0000 山形県天童市山王 1-1 山形県総合運動公園内総合体育館 2F

電話 023 (666) 8882 FAX 023 (655) 9291

鹿島アントラーズ

法人名 **株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー**

代表取締役(実行委員) 井畑 滋

所在地 〒314-0021 **茨城県鹿嶋市粟生東山 2887**

電 話 0299 (84) 6806 FAX 0299 (84) 6825

浦和レッズ

法人名 浦和レッドダイヤモンズ株式会社

代表取締役(実行委員) 淵田 敬三

所在地 〒336-8505 埼玉県さいたま市緑区中野田 500

電話 048 (812) 1001 FAX 048 (812) 1212

柏レイソル

法人名 株式会社日立柏レイソル

代表取締役(実行委員) 萩原 靖

所在地 **〒277-0083 千葉県柏市日立台 1-2-50**

電 話 04 (7162) 2201 FAX 04 (7167) 6166

FC東京

法人名 東京フットボールクラブ株式会社

代表取締役(実行委員) 大金 直樹

所在地 〒135-0003 東京都江東区猿江 2-15-10

電話 03 (3635) 8985 FAX 03 (3635) 8974

川崎フロンターレ

法人名 株式会社川崎フロンターレ

代表取締役(実行委員) 武田 信平

所在地 **〒213-0013 神奈川県川崎市高津区末長 4-8-52**

電話 044 (829) 3011 FAX 044 (813) 8619

横浜F・マリノス

法人名 横浜マリノス株式会社

代表取締役(実行委員) 嘉悦 朗

所在地 〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい6-2 MM21 トレーニングセンター

電 話 045 (277) 2301 FAX 045 (277) 2318

湘南ベルマーレ

法人名 株式会社湘南ベルマーレ

代表取締役(実行委員) 眞壁 潔

所在地 〒254-0026 **神奈川県平塚市中**堂 18-12

電 話 0463 (25) 1211 FAX 0463 (24) 2514

ヴァンフォーレ甲府

法人名 **株式会社ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ**

代表取締役(実行委員) 海野 一幸

所在地 〒400-8545 **山梨県甲府市北口** 2-6-10

電話 055 (254) 6867 FAX 055 (253) 1695

松本山雅FC

法人名 株式会社松本山雅

代表取締役(実行委員) 神田 文之

所在地 〒390-0837 **長野県松本市鎌田 2-2-4**

電話 0263 (88) 5490 FAX 0263 (88) 5491

アルビレックス新潟

法人名 株式会社アルビレックス新潟

代表取締役(実行委員) 田村 貢

所在地 〒950-0954 新潟県新潟市中央区美咲町 2-1-10

電話 025 (282) 0011 FAX 025 (282) 0013

清水エスパルス

法人名 株式会社エスパルス

代表取締役(実行委員) 竹内 康人

所在地 〒424-0901 静岡県静岡市清水区三保 2695-1

電話 054 (336) 6301 FAX 054 (336) 7755

名古屋グランパス

法人名 **株式会社名古屋グランパスエイト**

代表取締役 **佐々木 眞一** 代表取締役(実行委員) **福島 義広**

所在地 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 5-1-32 久屋ワイエスビル 7 階

電 話 052 (242) 9180 FAX 052 (242) 9194

ガンバ大阪

法人名 株式会社ガンバ大阪

代表取締役(実行委員) 野呂 輝久

所在地 〒565-0826 大阪府吹田市千里万博公園 3-3 万博記念公園スポーツ広場内

電 話 06 (6875) 8111 FAX 06 (6875) 7778

ヴィッセル神戸

法人名 **株式会社クリムゾンフットボールクラブ**

代表取締役(実行委員) 清水 克洋

所在地 〒652-0855 兵庫県神戸市兵庫区御崎町 1-2-1 御崎 U ビル 3 階

電話 078 (685) 5510 FAX 078 (685) 5520

サンフレッチェ広島

法人名 **株式会社サンフレッチェ広島**

代表取締役(実行委員) 小谷野 薫

所在地 **〒733-0036 広島県広島市西区観音新町 4-10-2**

電話 082 (233) 3233 FAX 082 (233) 3251

サガン鳥栖

法人名 **株式会社サガン・ドリームス**

代表取締役(実行委員) 竹原 稔

所在地 〒841-0034 佐賀県鳥栖市京町 812 ベストアメニティスタジアム内

電話 0942 (81) 5290 FAX 0942 (81) 5291

J 2会員

コンサドーレ札幌

法人名 株式会社北海道フットボールクラブ

代表取締役(実行委員) 野々村 芳和

所在地 〒063-0052 北海道札幌市西区宮の沢 2条 3 丁目 4-1

電 話 011 (777) 5310

FAX 011 (777) 5320

水戸ホーリーホック

法人名 **株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック**

代表取締役(実行委員) 沼田 邦郎

所在地 〒310-0852 **茨城県水戸市笠原町 1**36-1

電 話 029 (212) 7700 FAX 029 (212) 7705

栃木SC

法人名 株式会社栃木サッカークラブ

代表取締役(実行委員) 水沼 富美男

所在地 〒320-0024 栃木県宇都宮市栄町 1-15 栃木県開発センター4F

電話 028 (600) 5555 FAX 028 (600) 5559

ザスパクサツ群馬

法人名 株式会社草津温泉フットボールクラブ

代表取締役(実行委員) 都丸 晃

所在地 〒371-0035 群馬県前橋市岩神町 1-2-1 ヤマダグリーンドーム前橋内

電話 027 (225) 2350

FAX 027 (225) 2355

大宮アルディージャ

法人名 エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ株式会社

代表取締役(実行委員) 鈴木 茂

所在地 〒330-0803 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 1-20-1

電話 048 (621) 0038 FAX 048 (621) 3055

ジェフユナイテッド千葉

法人名 ジェフユナイテッド株式会社

代表取締役(実行委員) 島田 亮

所在地 〒260-0835 千葉県千葉市中央区川崎町 1-38

電話 043 (305) 1500 FAX 043 (305) 1505

東京ヴェルディ

法人名 東京ヴェルディ 1969 フットボールクラブ株式会社

代表取締役(実行委員) 羽生 英之

所在地 **〒206-0812 東京都稲城市矢野口 4015-1**

電話 03 (3512) 1969 FAX 044 (946) 3040

横浜FC

法人名 **株式会社横浜フリエスポーツクラブ**

代表取締役(実行委員) 北川 浩史

所在地 〒240-0045 神奈川県横浜市保土ケ谷区川島町 522-3

電話 045 (372) 5212 FAX 045 (372) 5211

ツエーゲン金沢

法人名 株式会社ツエーゲン

代表取締役米沢寛代表取締役(実行委員)西川圭史

所在地 〒920-0059 石川県金沢市示野町西2番地

電話 076 (254) 5081 FAX 076 (254) 5082

ジュビロ磐田

法人名 株式会社ジュビロ

代表取締役(実行委員) 高比良 慶朗

所在地 〒438-0025 **静岡県磐田市新貝 2500**

電話 0538 (32) 1148 FAX 0538 (37) 4464

FC岐阜

法人名 株式会社岐阜フットボールクラブ

代表取締役(実行委員) 恩田 聖敬

所在地 〒502-0817 岐阜県岐阜市長良福光青襖2070-7 岐阜県長良川スポーツプラザ1階

電話 058 (231) 6811 FAX 058 (295) 7618

京都サンガ F.C.

法人名 株式会社京都パープルサンガ

代表取締役(実行委員) 今井 浩志

所在地 〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町87 ケイアイ興産京都ビル

電話 075 (212) 0635 FAX 075 (212) 0628

セレッソ大阪

法人名 大阪サッカークラブ株式会社

代表取締役(実行委員) 玉田 稔

所在地 〒546-0034 大阪府大阪市東住吉区長居公園 1-1 (キンチョウスタジアム)

電話 06 (6609) 3700 FAX 06 (6606) 3760

ファジアーノ岡山

法人名 **株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブ**

代表取締役(実行委員) 木村 正明

所在地 〒704-8163 岡山県岡山市東区升田 614-11 政田サッカー場

電話 086 (948) 5654 FAX 086 (948) 5657

カマタマーレ讃岐

法人名 株式会社カマタマーレ讃岐

代表取締役(実行委員) 熊野 實

所在地 〒761-8051 香川県高松市西春日町 1059-13

電話 087 (887) 3280 FAX 087 (887) 3327

徳島ヴォルティス

法人名 徳島ヴォルティス株式会社

代表取締役(実行委員) 新田 広一郎

所在地 〒779-0108 徳島県板野郡板野町犬伏字瓢谷 2-22 徳島スポーツビレッジ内

電 話 088 (672) 7339 FAX 088 (672) 7262

愛媛FC

法人名

株式会社愛媛FC

代表取締役

亀井 文雄

代表取締役(実行委員) 佐伯 真道

所在地

〒790~0921 愛媛県松山市福音寺町 230

電 話

089 (970) 0700

FAX

089 (970) 0701

アビスパ福岡

法人名

アビスパ福岡株式会社

代表取締役(実行委員) 野見山 篤

所在地

〒813-8585 福岡県福岡市東区香椎浜ふ頭 1-2-17

電話

092 (674) 3020

FAX

092 (674) 3022

ギラヴァンツ北九州

法人名

株式会社ギラヴァンツ北九州

代表取締役(実行委員) 横手 敏夫

所在地

〒802-0001 福岡県北九州市小倉北区浅野 3-8-1 AIM ビル2階

電 話

093 (863) 6777

FAX

093 (863) 6666

V・ファーレン長崎

法人名

株式会社V・ファーレン長崎

代表取締役

内田 正二郎

代表取締役(実行委員) 岩本 文昭

所在地

〒859-0403 長崎県諫早市多良見町市布 1558

電 話

0957 (43) 2095

FAX

0957 (43) 2096

ロアッソ熊本

法人名

株式会社アスリートクラブ熊本

代表取締役(実行委員) 永田 求

所在地

〒862-0954 熊本県熊本市中央区神水 2-10-10 片岡ビル

電話

096 (283) 1200

FAX

096 (283) 1300

大分トリニータ

法人名

株式会社大分フットボールクラブ

代表取締役(実行委員) 青野 浩志

所在地

〒870-0126 大分県大分市大字横尾 1629

電 話

097 (554) 2250

FAX

097 (554) 2280

J 3会員

グルージャ盛岡

法人名 株式会社いわてアスリートクラブ

代表取締役(実行委員) 臼井 康雄

所在地 〒020-0878 岩手県盛岡市肴町 4-20 永卯ビル 2F

電話 019 (651) 6655 FAX 019 (651) 6633

ブラウブリッツ秋田

法人名 株式会社ブラウブリッツ秋田

代表取締役(実行委員) 岩瀬 浩介

所在地 〒010-0951 秋田県秋田市山王 3-1-7 東カンビル 1F

電話 018 (874) 9777 FAX 018 (874) 9778

福島ユナイテッドFC

法人名 株式会社AC福島ユナイテッド

代表取締役(実行委員) 鈴木 勇人

所在地 〒960-0201 福島県福島市飯坂町字筑前 7-1

電話 024 (573) 8203 FAX 024 (573) 8204

FC町田ゼルビア

法人名 株式会社ゼルビア

代表取締役(実行委員) 下川 浩之

所在地 〒195-0062 **東京都町田市大蔵町** 550

電話 042 (735) 6050 FAX 042 (735) 6051

Y. S. C. C. 横浜

法人名 特定非営利活動法人 横浜スポーツ&カルチャークラブ

理事長(実行委員) 吉野 次郎

所在地 〒231-0811 神奈川県横浜市中区本牧埠頭 3 USS インターナショナル内

電話 045 (621) 8760 FAX 045 (621) 8761

SC相模原

法人名 株式会社スポーツクラブ相模原

代表取締役(実行委員) 望月 重良

所在地 **〒252-0231** 神奈川県相模原市中央区相模原 5-1-19

電 話 042 (810) 7777 FAX 042 (810) 7788

AC長野パルセイロ

法人名 株式会社長野パルセイロ・アスレチッククラブ

代表取締役(実行委員) 丹羽 洋介

所在地 〒381-0021 **長野県長野市屋島** 3300

電話 026 (244) 7780 FAX 026 (244) 7780

カターレ富山

法人名 株式会社カターレ富山

代表取締役(実行委員) 酒井 英治

所在地 〒939-8234 富山県富山市南中田 368 富山県総合運動公園陸上競技場内

電 話 076 (461) 5200

FAX 076 (461) 5201

藤枝MYFC

法人名 **株式会社藤枝MYFC**

代表取締役(実行委員) 小山 淳

所在地 **〒426-0041 静岡県藤枝市高柳 3-26-33**

電話 054 (639) 6501 FAX 050 (3383) 4954

ガイナーレ鳥取

法人名 株式会社SC鳥取

代表取締役(実行委員) 塚野 真樹

所在地 〒683-0824 **鳥取県米子市久米町** 253-1

電話 0859 (37) 3515 FAX 0859 (37) 3510

レノファ山口FC

法人名 株式会社レノファ山口

代表取締役(実行委員) 河村 孝

所在地 〒753-0861 山口県山口市矢原 855-1-102

電話 083 (941) 6792 FAX 083 (941) 6794

FC琉球

法人名 **琉球フットボールクラブ株式会社**

代表取締役 (実行委員) 下地 良

所在地 〒904-0004 沖縄県沖縄市中央 3-14-2 たじま屋プラザビル

電 話 098 (923) 0547 FAX 098 (923) 0548

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ 定 款

| 第1章 | 総 | 則 | |
|--|--|---|--------------------------------------|
| 第 1 条 〔 名 | 称〕 | | 1 |
| 第2条〔事 | 務所〕 | | 1 |
| | | | |
| 第2章 | 日めお | よび事業 | |
| <u> </u> | ロロッの |)より手未 | |
| 第3条〔目 | 的) | , o o + x | 1 |
| 第4条〔事 | 業 業〕 | •••••• | 1 |
| | | | |
| 第3章 | 会 | 員 | |
| 第5条〔法 | 人の構成員〕 | | 2 |
| | | 双得〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| | | ····· {費】 ···································· | 2 |
| 第8条〔任 | 意退会〕 … | | 2 |
| 第9条〔除 | € 名〕 ····· | | 3 |
| 第10条〔会 | く員資格の喪失 | [] | 3 |
| 第11条〔会 | き費等の不返還 | [] | 3 |
| | | | |
| 第4章 | 総 | 会 | |
| 第12条〔樟 | 成] | | 3 |
| | | | • |
| 第13条〔権 | | | 3 |
| 第13条〔権 第14条〔開 | [限] | ••••••••••••••••••••••••••••••••••••••• | |
| | · ····· 限〕····· 化〕····· | | 3 |
| 第14条〔開 | · 限〕····· 限〕····· 作〕····· | | 3 4 |
| 第14条〔開 第15条〔招 | · 限〕····· 引催〕····· 引集〕····· | | 3 4 4 |
| 第14条〔開 第15条〔招 第16条〔讀 | では、 限] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | 3 4 4 4 |
| 第14条〔阱 第15条〔招 第16条〔諱 第17条〔諱 | [限] ·····] 催] ·····] 集] ·····] 集] ·····] [] [] | | 3 4 4 4 4 |
| 第14条〔阱 第15条〔招 第16条〔巋 第17条〔巋 第18条〔決 | 限] ····· 限] ····· (集] ····· (表] 表] ····· (決権] ····· (表) 議] | | 3 4 4 4 4 4 |
| 第14条 〔開 第15条 〔招 第16条 〔譲 第17条 〔譲 第18条 〔決 | 限] ····· 限 催] ····· 集] ····· 決 接] ····· 決 議 ····· 計 議 ····· 計 議 ····· 計 議 ····· 計 議 ····· 計 議 ····· | | 3 4 4 4 4 5 |
| 第14条 〔開 第15条 〔招 第16条 〔譲 第17条 〔譲 第18条 〔決 | 限] ····· 限 催] ····· 集] ····· 決 接] ····· 決 議 ····· 計 議 ····· 計 議 ····· 計 議 ····· 計 議 ····· 計 議 ····· | よび特任理事 | 3 4 4 4 4 5 |
| 第14条 [開第15条 [招第16条 [招第17条 [記錄 第19条 [記錄 第20条 [記錄]]]] 第20条 [記錄]] | 限] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | よび特任理事 | 3 4 4 4 4 5 5 |
| 第14条 [開第15条 [招第16条 [招第17条 [記錄第18条 [決第19条 [議第20条 [記錄第20条 [記錄第20条 [記錄]]]] 第21条 [役 | 限] · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | よび特任理事 | 3 4 4 4 4 5 5 |
| 第14条 [開 第15条 [招 第16条 [語 第17条 [記 第18条 [決 第20条 [語 第20条 [語 第21条 [役 第21条 の2 | 限別の一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、 | よび特任理事 | 3 4 4 4 4 5 5 |
| 第14条 [開 第15条 [招 第16条 [記 第17条 [記 第18条 [記 第20条 章 第21条 の2 第21条 の2 第22条 [役 | 限別の一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、 | よび特任理事 | 3 4 4 4 4 5 5 |
| 第14条 [開 第15条 [招 第16条 [招 第17条 [第 第19条 [第20条 [第21条 の2 第21条 の2 第22条 [役 第23条 [理 | 限 (個性) (単集) (決機議) (決機議) (機議) (機議) (機議) (機議) (機議) (機議) (は、機能) (は、他能) (は、他) (は 他) (は 他) (| び権限〕 | 3 4 4 4 4 5 5 5 |
| 第14条 [開 第15条 [招 第16条 [招 第17条 [第 第19条 [第20条 [第21条 の2 第21条 の2 第22条 [役 第23条 [理 | 限催集長権議の録役の任選職職・人間を受ける。これをは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | び権限〕 | 3 4 4 4 4 5 5 5 6 6 6 |
| 第14条 [開 第15条 [招 第16条 [招 第17条 [記 第19条 [記 第20条 [記 第21条 の2 第21条 の2 第22条 [型 第24条 [監 | 限催集長は議事役の任選職職の任選事のの任選職職の任選職職職の任選職職職の任選職職職の任選職職職の任選権務務期」による | よび特任理事 : ^{び権限]} : ^{び権限]} | 3 4 4 4 4 5 5 5 6 6 6 6 |
| 第14条 第15条 第17条 第18条 第20条 章 第21条 第21条 第22条 第22条 第22条 第22条 第22条 第23条 第225条 第26条 第26条 | 限催集長は議事役の任選職職の任選事のの任選職職の任選職職職の任選職職職の任選職職職の任選職職職の任選権務務期」による | よび特任理事 : ^{び権限]} : ^{で権限]} | 3 4 4 4 4 5 5 5 6 6 6 6 6 6 6 |

| 第29条〔責 | 任の免除また | は限定〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
|-------------------------|----------------|--|----|
| 第6章 | 理事会 | ! ! | |
| 第30条〔構 | 成] | | 7 |
| 第31条〔権 | | | 7 |
| 第32条〔招 | | | 7 |
| 第33条〔議 | | | 7 |
| 第34条〔決 | | | 8 |
| 第35条〔臟 | 1724.2 | | 8 |
| 3700× CD2 | · 子 ***) | | Ī |
| 第7章 | 実行委 | 員会 | |
| 第36条〔実 | 行委員会〕· | | 8 |
| 第8章 | 資産お | よび会計 | |
| 第37条〔基 | 本財産〕 … | | 8 |
| 第38条〔事 | 業年度〕··· | | 8 |
| 第39条〔事 | 業計画および | 《収支予算】 ····· | 8 |
| 第40条〔事 | 業報告および | (決算] | 8 |
| 第41条〔公 | 益目的取得財 | †産残額の算定〕 | 9 |
| | | | |
| 第9章 | 定款の | 変更および解散 | |
| 第42条〔定 | 款の変更〕・ | · 文文 63 65 O*/J+HX | 9 |
| 第43条 L 翔 | * 散」 · · · · · | | 9 |
| 第44条〔公 | :益認定の取消 | 〔し等に伴う贈与〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9 |
| 第45条〔残 | 余財産の帰属 | [] | 9 |
| 第10章 | 公告の | 方法 | |
| 第46条〔公 | 告の方法〕・ | | 10 |
| | | | |
| 佐11 车 | 富石 | 88 | |
| 第11章 | 顧 | 問 | |
| 第47条〔顧 | 〔問〕 | | 10 |
| | | | |
| 生10辛 | :+ 1 0 | · 公口 公中 | |
| 第12章 | 法人 の | 7. | _ |
| 第48条〔部 | と | | 10 |
| | | | |
| 第13章 | 法 | 則 | |
| | | | |
| 第49条〔委 | 任] | | 10 |
| | | | |
| 附則 | Ī | | |
| ולא נוא ' | J | | |

Jリーグ規約

■ 公益社団法人 日本プロサッカーリーグ規約 ■

| 第1章 | 総 | 則 | |
|-------------------|--------------------|--|-----|
| 第1条〔 | Jリーグの目的 | ሳ) · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 12 |
| 第2条〔ス | 本規約の目的〕 | ••••• | |
| 第3条〔〕 | 遵守義務〕 ‥ | ••••• | 12 |
| | | | |
| 第2章 | 組 | 織 | |
| 第1節 5 | 里 事 会 | | |
| | ェーデーム 理事会〕 ・・・・ | ••••• | 13 |
| | ェテム/ チェアマン | | |
| | | | 13 |
| | | を限〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 実行委員会 | | |
| | | | 13 |
| | | | |
| | | | 14 |
| | 去人組織 | | • • |
| | 去人組織の設置 | 雪) | 14 |
| | | - · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| | | | |
| 第3章 | Jクラ | ブ | |
| 第11条 [、 | Jリーグクラフ | ブライセンス交付規則〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 14 |
| 第12条〔、 | J1クラブの資 | 資格要件〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 15 |
| 第13条〔、 | J2クラブの資 | 賢格要件〕 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 15 |
| 第14条〔、 | J3クラブの資 | 資格要件〕 ···································· | 15 |
| 第15条〔〕 | 人 会] | | 15 |
| 第15条の2 | :〔Jリーグ百 | 年構想クラブ〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 16 |
| 第16条〔、 | J1・J2クラ | ラ ブの入れ替え〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 16 |
| 第17条〔、 | J2・J3クラ | ラブの入れ替え〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 17 |
| 第18条〔 | 」リーグクラフ | ブライセンス不交付クラブ発生時の措置〕 ・・・・・・・・・・・・・ | 17 |
| | | | 17 |
| | | | 18 |
| | | | 18 |
| | | | 19 |
| | | - | 19 |
| | | | 19 |
| | | E) ····· | 19 |
| | | | 20 |
| 第27条〔4 | ろ称および活 り | 加区域等] ····· | 21 |
| ** - - | | LL | |
| 第4章 | 競 | 技 | |
| 第1節 2 | | | _ |
| 第28条〔フ | スタジアムの約 | | 24 |
| 第29条〔2 | スタジアム] | •••••• | 24 |

| 第30条 | 〔スタジアム付帯設備〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 25 |
|------|---|----|
| 第31条 | 〔衛生施設〕 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 27 |
| | [ベンチ] | 27 |
| | 〔医療施設〕 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 27 |
| 第34条 | 〔ビジタークラブのための観客席の確保〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 27 |
| | 〔広告看板等の設置〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 28 |
| 第36条 | [スタジアムにおける告知等] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 28 |
| 第37条 | [スタジアムの検査] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 28 |
| | [スタジアムの視察] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 28 |
| 第39条 | 〔悪天候の場合のピッチ整備の義務〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 29 |
| 第2節 | 公式試合 | |
| | [公式試合] | 30 |
| 第41条 | 〔参加義務等〕 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 30 |
| 第42条 | 〔最強のチームによる試合参加〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 30 |
| 第43条 | 〔不正行為への関与の禁止〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 30 |
| 第44条 | [公式試合の主催等] | 31 |
| 第45条 | [主管権の譲渡] | 31 |
| 第46条 | 〔競技規則〕 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 31 |
| 第47条 | [届出義務] | 31 |
| | 〔出場資格〕 | 31 |
| 第49条 | [ユニフォーム] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 31 |
| | [試合球] | 32 |
| | 〔Jクラブの責任〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 32 |
| | 〔選手の健康管理およびドクター〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 32 |
| 第53条 | 〔負傷した選手の活動再開の制限〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 33 |
| | 試合の運営 | |
| | 〔リーグ戦・リーグカップ戦の開催期間〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 33 |
| | 〔リーグ戦の開催〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 33 |
| | 〔試合日程の遵守〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 33 |
| | 〔試合の日時または場所の変更〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 33 |
| | 〔特別の事情による変更〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 34 |
| | 〔同日開催の制限〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 34 |
| 第60条 | 〔抱き合わせ開催の禁止〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 34 |
| 第61条 | 〔マッチコミッショナー〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 34 |
| | 〔試合の中止の決定〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35 |
| | 〔不可抗力による開催不能または中止〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35 |
| | 〔敗戦とみなす場合〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35 |
| | 〔試合結果の報告〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35 |
| 第66条 | 〔試合実施要項〕 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 35 |
| | 〔規律委員会による処分〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35 |
| 第4節 | | |
| 第68条 | [有料試合の開催] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 第69条 | 〔外国チームとの試合等〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 36 |
| 第70条 | 〔興行等への参加禁止〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 36 |
| 第71条 | [救済試合] | 36 |
| 第72条 | 〔引退試合〕 | 36 |
| | 〔救済試合および引退試合の開催手続等〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 36 |
| | [慈善試合] | 36 |
| 第5節 | 試合の収支 | |
| 第75条 | [公式試合の費用負担] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 36 |
| 第76条 | [救済試合、引退試合および慈善試合の損益の配分] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 37 |
| 第77条 | 〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 37 |

| 第 | /8条 | 〔帰責事由 | | | | | | | • • • • • • • | | 37 |
|--|--|--|--|---|--|--|-------------|---------------------|---------------------------------------|-------------|--|
| | | 〔納付金〕 | | | | | | • • • • • • • • | | | 37 |
| 第 | 30条 | 〔収支報告 |) ····· | • • • • • • • | | | | | | • • • • | 37 |
| 第 | 31条 | 〔遠征費用 |) | | | · · · · · · · | <i>.</i> | | | | 37 |
| 第 | 6節 | 表 彰 | | | | | | | | | |
| 第 | 32条 | 〔リーグ表 | 彰] … | | | | | | | | 38 |
| | | 、· 〔功労者表 | | | | | | | | | 38 |
| | | 〔表彰規程 〔表彰規程 | 722 | | | | | | | | 38 |
| | | 【特別表彰 【特別表彰 | _ | | | | | | | | 38 |
| 371 | . | L 197 /JV 4X 42 | , | | | | | | | | 30 |
| | | | _ | _ | | | | | | | |
| 第 5 | 章 | 選 | Ξ | F . | | | | | | | |
| | • | | <u> </u> | - | | | | | | | 38 |
| | | 〔越天報份 〔履行義務 | - | | | | | | | | |
| | | | - | | | | | | | | 39 |
| | | 〔ドーピン 【林・木本語 | | - | | | | | | | 39 |
| | | 〔禁止事項 | | | | | | • • • • • • • • | | | 39 |
| | | (費用の負 | | | | | | | | | 40 |
| | - | 〔疾病およ | | | | | | | | | 40 |
| | | 〔プロ選手 | | | | | | | | | 40 |
| 第9 | 33条 | 〔選手の報 | 酬等〕・ | • • • • • • • • | • • • • • • • | • • • • • • • | | • • • • • • • • | | • • • • | 40 |
| 第9 | 94条 | 〔支度金お | よびトレ | ーニング | 費用〕· | | | | | • • • • | 40 |
| 第9 | 95条 | 〔選手エー | ジェント | 等] … | | • • • • • • • | | | | | 41 |
| 第9 | 86条 | 〔未成年者 |) ····· | | <i>.</i> | | | | | | 41 |
| 第9 | 7条 | 〔選手の肖 | 。 像等の使 | 用] … | | | | | | | 41 |
| | | 〔契約に関 | | | | | | | | | |
| 212 | | (5(45) - 50 | , 0.,,, | 131 10 43 | | | | | | | •• |
| | | | | | | | | | | | |
| | ᆇ | ⊅ ⇔ ∆ | コム、 | L 70I | to tets | | | | | | |
| 第6 | 章 | 登釒 | 录お。 | よび和 | 多籍 | | | | | | |
| | <u> </u> | | 录おる | よび和 | 多籍 | <u>.</u> | | | | | |
| 第 | 1節 | 登 録 | | - • | | | | | | | 12 |
| 第 第 | 1 節 99条 | 登 録 〔協会の登 | 登録に関 | する規定の | の遵守〕 | | | | | | |
| 第 第 第 | 1 節 99条 100条 | 登 録 〔協会の登 〔選手等の | を録に関 ^っ | する規定の グ登録】 | の遵守〕 · · · · · · · · | | | | | • • • • | 42 |
| 第 第 第 第 第 | 1節)9条 00条 01条 | 登 録 〔協会の登 〔選手等の 〔審判員の | を録に関っ ショリー・ ショリー・ | する規定の グ登録〕 グ登録〕 | の遵守〕 ········ | | | | • • • • • • • • • • • • • • • • • • • | | 42 42 |
| 第 第 第 第 | 1節)9条 00条 01条 02条 | 登 録 〔協会の登 〔選手等の 〔審判員の 〔登録の変 | 登録に関う フリー・ フリー・ 変更・拒 | する規定の グ登録〕 グ登録〕 否・抹消〕 | の遵守〕 ···································· | | | | | • • • • | 42 42 42 |
| 第 第 第 第 第 第 第 | 1節)9条 00条 01条 02条 03条 | 登 録 [協会の登 [選手等の [審判員の [登録の変 [未登録の | 登録に関う フリー・ フリー・ 変更・拒 | する規定の グ登録〕 グ登録〕 否・抹消〕 | の遵守〕 ···································· | | | | | • • • • | 42 42 |
| 第 第 第 第 第 第 第 | 1節(00条)00条(00条)000条(000条)000条 | 登 録 [協会の登 [選手等の [審對録の変 [未登録の で (未登録の 移 | 登録に関 0 J リー・ 0 J リー・ 変更・拒 0 選手〕 | する規定の対象を表現である。 対象録 〕 できない できない できない できない できない できない できない いいしん できない かいしん はいいい かいしん はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい は | D遵守] | | | | | | 42 42 42 43 |
| 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 | 1節 99条 001条 001条 002条 003条 003条 004条 | 登 録 (記書等の (選手等の (を登録のする) (を登録のする) (を登録のする) (を登録のする) (を記書のできる) (を記書のできる) (を記書のできる) | を 登録に関っ Down to で で 選手 D ま ま で の は に の は に に の は に に の は に に の は に に の は に に の は に の に の は に の に 。 に の に 。 に 。 に 。 に る に 。 に に に に に に に に に に に に に | する規定の げ登録] げ登録] So・抹消] | D遵守] | | | | | | 42 42 42 43 |
| 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 | 1節 99条 001条 001条 002条 003条 003条 004条 | 登 録 [協会の登 [選手等の [審對録の変 [未登録の で (未登録の 移 | を 登録に関っ Down to で で 選手 D ま ま で の は に の は に に の は に に の は に に の は に に の は に に の は に の に の は に の に 。 に の に 。 に 。 に 。 に る に 。 に に に に に に に に に に に に に | する規定の げ登録] げ登録] So・抹消] | D遵守] | | | | | | 42 42 42 43 |
| 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 | 1節 99条 001条 001条 002条 003条 003条 004条 | 登 録 (記書等の (選手等の (を登録のする) (を登録のする) (を登録のする) (を登録のする) (を記書のできる) (を記書のできる) (を記書のできる) | 登録に関う ショリー・ ショリー・ 変選手 ショック 変選手 ショック を選挙に、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | する規定の ブ登録〕 ブ登録〕 否・抹消〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | D遵守] | | | | | | 42 42 42 43 |
| 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 | 1節 99条 001条 001条 002条 003条 003条 004条 | 登 録 (記書等の (選手等の (を登録のする) (を登録のする) (を登録のする) (を登録のする) (を記書のできる) (を記書のできる) (を記書のできる) | 登録に関う ショリー・ ショリー・ 変選手 ショック 変選手 ショック を選挙に、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | する規定の ブ登録〕 ブ登録〕 否・抹消〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | D遵守] | | | | | | 42 42 42 43 |
| 第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第 | 1 節条条条条 (01年) (011 | 登協選審登会 会手員の録の (| 登録リリ・担談のは、関いのでは、関いのは、関いのは、関いのでは、関いのでは、関いのでは、関いのでは、関いのでは、関いのでは、関いのでは、関いのでは、関いのでは、関いのでは、関いのでは、関いのでは、関いのでは、関いのでは、関いのでは、関いのでは、関いので | する規定のブラを録〕 ブラをはいまする規定のできます。 サース 規定の サース | の遵守〕 | ドアカ | | | | | 42 42 43 43 43 |
| 第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第 | 1 節条条条条条 1 0 1 0 2 2 0 3 5 2 0 4 5 2 0 6 条 | 登協選審登員、移協納 に で で で で で で で で で で で で で で で で で で | 登録リーを選のというでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ | する規定の対象録」である規録を表示である。 | の遵守〕 の遵守〕 およし パコーチ | ドアカ | デミ- | ー ダイ | レク | ····· ター | 42 42 43 43 43 43 |
| 第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第 | 1 節条条条 (01年) (0114) (0114) (0114) (0114) (0114) (0114) (0114) (0114) (0114) (0 | 登協選審登員、移協納 に ドトト | 登りして選 第・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | する登録録〕 対対である 規録録録 別消 対対 | の遵守〕 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | デミ - | ーダイ | レク ・ | ター | 42 42 43 43 43 43 43 |
| 第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第 | 1 節条条条 (01 年 | 登協選審登長移協納 「トト研会」の会員の製造会会付 「一」 ツッ修のの のの を しまり アッツ のの のの を しまり アッツ のの | 登り は は は り り し で り り し で り り し し し し し し し し し し し し し | すがができます。 サンプグライン 大き は まない ままれ は ままれ ままれ ままれ ままれ ままれ ままれ ままれ ままれ ま | の遵守〕 の遵守〕 プローチョーチ | ドアカ 〕 ぉょびァ | デミ- | ーダイ | レク ・ ター〕 | ター | 42 42 43 43 43 43 43 44 |
| 第第第第第第第第 7 第第第 | 1 節条条条 (01 02 03 05 05 05 05 05 05 05 05 05 05 05 05 05 | 登協選審登未移協納 「「「「「「」」」 「「」」 「「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」 | 登り J 更選 籍 、 | すがができます。 ・ | D遵守〕 ひ遵守〕 パコーチ コーチ | ドアカ コー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | デミ - | ーダイ ・ダイレク | レク ・ タ-〕 | ター | 42 42 43 43 43 43 44 44 44 |
| 第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第 | 1 節条条条条 1 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0 | 登協選審登未移協納 とは、「「「「「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」 | 登り して は して は り して は り して り して して して して して して して して して して | すががずる 規録録 は は は は は は は は は は は は は | D遵守〕 D遵守〕 プコーチ コーチ | ドアカ う およびア | デミ - | ーダイ ・ダイレク | <u>レク</u> ターコ | ター | 42 42 42 43 43 43 43 44 44 44 |
| 第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第 | 1 節条条条条 1 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0 | 登協選審登未移協納 「「「「「「」」」 「「」」 「「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」 | 登り して は して は り して は り して り して して して して して して して して して して | すががずる 規録録 は は は は は は は は は は は は は | D遵守〕 D遵守〕 プコーチ コーチ | ドアカ う およびア | デミ - | ーダイ ・ダイレク | <u>レク</u> ターコ | ター | 42 42 42 43 43 43 43 44 44 44 |
| 第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第 | 1 節条条条条 1 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0 | 登協選審登未移協納 とは、「「「「「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」 | 登り して は して は り して は り して り して して して して して して して して して して | すががずる 規録録 は は は は は は は は は は は は は | D遵守〕 D遵守〕 プコーチ コーチ | ドアカ う およびア | デミ - | ーダイ ・ダイレク | <u>レク</u> ターコ | ター | 42 42 42 43 43 43 43 44 44 44 44 |
| 第第第第第第第第第第第第第第第第第 | 1 99 1 90 1 90 1 90 1 90 1 90 1 90 1 90 | 登協選審登未移協納 「「「「「「「「」」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「」」 「」」 | 登り しり しり しり しり しり しり しり しり しり し | すががです。 ・ | D遵守〕 D遵守〕 プコーチ コーチ | ドアカ う およびア | デミ - | ーダイ ・ダイレク | <u>レク</u> ターコ | ター | 42 42 42 43 43 43 43 44 44 44 |
| 第第第第第第第第第第第第第第第第第 第 | 1990010120101010101010101010101010101010 | 登[[[[] [] [] [] [] [] [] [] [| 登り J 更選 籍· 、 | すずが否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | の遵守〕 おより パーチョーチ | ・アカ まよびア | デミ - | 一ダイ | レク ・ | ター | 42 42 43 43 43 43 44 44 44 44 |
| 第第第第第第第第第第第第第第第第第 第 | 1990010120101010101010101010101010101010 | 登協選審登未移協納 「「「「「「「「」」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「」」 「」」 | 登り J 更選 籍· 、 | すずが否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | の遵守〕 おより パーチョーチ | ・アカ まよびア | デミ - | 一ダイ | レク ・ | ター | 42 42 43 43 43 43 44 44 44 44 |
| 第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第 | 1 9 00 01 00 01 00 00 00 00 00 00 00 00 00 | 登[[[[] [] [] [] [] [] [] [] [| 登りり更選 籍 ・ 一一参の ・ | すがが | の遵守〕 おり はっこう はっこう はっこう はっこう はっこう かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう はい いっこう はい はい いっこう はい | ドアカ コ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | デミ - | ーダイ | レク ・ | ター : | 42 42 43 43 43 43 44 44 44 44 |

.

| 第116条 | 〔身分証〕 〔手当等〕 | | 45 45 |
|---------|----------------|---|----------|
| 第117条 | [保 険] | | 45 |
| 第9章 | 付随 | 直事業 | |
| 第1節 | | | |
| | 〔付随事業 | | 45 |
| | 〔公衆送信 | 162 | 45 |
| | | T / ~ / | 45 |
| 第121条 | 〔Jリーグ | | 45 |
| 第122条 | 〔収入の配 | 773.5 | 46 |
| 第2節 | • | 関する基本原則 | |
| 第123条 | 〔定 義〕 | | 46 |
| 第124条 | 〔Jクラブ | V) \ 7 \ T) | 46 |
| | 〔商品化権 | | |
| 第126条 | 〔商品化権 | · V 大阪二 V 是加密干) | 47 |
| 第127条 | 〔事前の申 | | 47 |
| 第128条 | 〔Jリーグ | 1~ D、 の 小 助 2 | 47 |
| 第129条 | | | 47 |
| 第130条 | 〔収入の配 | 分] | 47 |
| 第10章 | 紛争 | ∮解決 | |
| 第1節 | 裁定委員会 | <u> </u> | |
| 第131条 | [設置] | | 47 |
| 第132条 | [組織およ | .び委員〕 | 48 |
| | [委員の任 | | 48 |
| 第134条 | 〔委員長〕 | ••••• | 48 |
| 第135条 | 〔裁定委員 | 会事務局〕 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 48 |
| ••• | 〔裁定委員 | | 48 |
| | チェアマン | | |
| | | | 48 |
| | 〔裁定委員 | | 48 |
| ••• | | , - · · · · · · | 49 |
| 5,0 | 〔7一7、 | | 49 |
| A) 110A | CTH MTJ | | |
| 第11章 | 制 | 裁 | |
| 第 1 節 | 総則 | | |
| 第141条 | 〔チェアマ | ソンによる制裁および調査〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 49 |
| 第142条 | 〔制裁の種 | 類〕 | 49 |
| 第143条 | 〔裁定委員 | 会への諮問] | 50 |
| 第144条 | 〔制裁金の |)納付と配分〕 | 50 |
| 第145条 | 〔制裁金の | | 50 |
| 第146条 | 〔他者を利 | 用した違反行為] ···································· | 50 |
| 第147条 | 〔両罰規定 |] | 50 |
| | | らの重複による加重] ···································· | 50 |
| | 〔酌量減軽 | | 50 |
| 第2節 | | ± | |
| | • | は下の制裁金〕 ···································· | 51 |
| | | 円以下の制裁金〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 51 |

| 第152条 [2,000万円以下の制裁金] 第153条 [1,000万円以下の制裁金] 第154条 [500万円以下の制裁金] 第155条 [100万円以下の制裁金] 第156条 [第3条第2項違反の制裁金] 第3節 反 則 金 第157条 [アンフェアなプレーに対する反則金] | 51 52 52 52 52 52 |
|---|--|
| 第158条 [反則ポイントの計算方法] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 53 |
| 第13章 改 正 | 54 |
| 第160条 [改 正] 第160条 [改 正] 第161条 [放 行] 第161条 [施 行] 第161条 | |
| Jリーグ規約第42条の補足基準 | 54 |
| ······ | 55 55 56 56 56 56 |
| 倫理規程 | |
| 第2条 [社会的信用の維持] 第3条 [法令等の遵守] 第4条 [私的利益の禁止] 第5条 [利益相反の防止および開示] 第6条 [反社会的勢力の排除] 第7条 [機密保持および個人情報の保護] 第8条 [研 鑚] 第9条 [規程遵守の確保] 第10条 [改 正] | 57 57 57 57 57 57 57 58 58 58 |

理事会規程

| 第1条 | [目 的] | | 59 |
|--|--|---|--|
| 第2条 | 〔開 催〕 | | 59 |
| 第3条 | [構 成] | | 59 |
| 第4条 | [役員の任期等] | | 59 |
| 第5条 | 〔招集権者〕 | | 59 |
| 第6条 | [議 長] | | 60 |
| 第7条 | [権 限] | | 60 |
| 第8条 | 〔招集通知〕 | | 61 |
| 第9条 | 〔定足数および決議要件〕 | | 61 |
| 第10条 | 〔決議の省略〕 | | 61 |
| 第11条 | 〔報告の省略〕 | | 61 |
| 第12条 | 〔監事の出席〕 | | 62 |
| 第13条 | 〔特任理事の出席〕 | | 62 |
| 第14条 | 〔関係者の出席〕 ・・・・・・ | | 62 |
| 第15条 | C Hare At Mary | | 62 |
| 第16条 | CHM . V. Trill on Mrs. the S. | | 62 |
| 第17条 | | | 62 |
| 第18条 | | | 62 |
| | | | 63 |
| 第20条 | | | 63 |
| 第21条 | 〔法令等の読替え〕 ‥‥ | | 63 |
| 第22条 | [改 正] | | 63 |
| 第23条 | [施 行] | | 63 |
| | | | - 1 |
| | | | |
| | はん ゴ | ☆ KA | |
| | 監事 | 基監査規程 | |
| | 監事 | 事監查規程 | |
| | | 事監査規程 | |
| 第1章 | | 事監査規程 | *** |
| 第1章 | 総 則 | | 64 |
| 第1条 | 総 則 | | 64 64 |
| 第1条第2条 | 総 則 [目 的] · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | 64 |
| 第1条 第2条 第3条 | 総 則 [目 的] | | 64 64 |
| 第1条 第2条 第3条 第4条 | 総 則 [目 的] ······ [基本理念] ····· [職 務] ····· [業務・財産調査権] ·· | | 64 |
| 第1条 第2条 第3条 第4条 | 総 則 [目 的] · · · · · · · · · [基本理念] · · · · · · · · [職 務] · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | 64 64 64 |
| 第1条第2条第3条第4条 | 総 則 [目 的] ······ [基本理念] ····· [職 務] ····· [業務・財産調査権] ·· [理事等の協力] ····· | | 64 64 64 |
| 第1条 第2条 第3条 第4条 | 総 則 [目 的] ······ [基本理念] ····· [職 務] ····· [業務・財産調査権] ·· [理事等の協力] ····· | | 64 64 64 |
| 第1条第2条第3条第5条 | 総則 (目 的) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | 64 64 64 |
| 第2条第3条第5条第5条第6条 | 総則 「目的」 「基本理念」 「職務」 「業務・財産調査権」 「理事等の協力」 ・・・・・ 監査の実施 「監査事項」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | <u></u> | 64 64 64 64 |
| 第2条第3条第5条第5条第6条 | 総則 「目的」・・・・・・ 「基本理念」・・・・・・ 「職務・財産調査権」・・ 「理事等の協力」・・・・・ 監査の実施 「監査事項」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | <u></u> | 64 64 64 64 |
| 第第3 第第第第 第第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 8 | 総 同 (目 的) (基本理念) (職 務) (業務・財産調査権) (理事等の協力) (理事等の協力) (型事等の協力) (監査事項) (会議への出席) | <u></u> | 64 64 64 64 |
| 第第第第 第 2 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 | 総 則 [目 的] ··································· | | 64 64 64 64 64 |
| 第第第第 第 2 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 | 総 則 [目 的] ··································· | | 64 64 64 64 64 |
| 第第第第第第 第 2 第第第第 第 2 第第 第 3 第第 | 総則 (目 的) · · · · · · · · · · · · · · · · · · | [] [] [] [] 陳述等 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [| 64 64 64 64 64 |
| 第第第第第第 第 2 第第 第 3 第第 第 3 第第 | 総 則 「目 的〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | [] [] [] [] [] [] [] [] | 64 64 64 64 64 65 |
| 第第第第第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 | 総 則 [目 的] (基本理象) (業務・財産権) (業理事の協力) (業理事の協力) (監査の実施 (監査の) (監査事の出席) (監事の出席) (差単事の対する報告・) (差単事の針等に関する意見 |] [] []] []] []] []] []] []] []] []] [] []] [| 64 64 64 64 64 65 65 |
| 第第第第第 第第第第第 第第第第 第第第 第第 第 第 第 第 第 第 第 | 総 則 [目 的] (基本理象) (業務・財産権) (業理事の協力) (業理事の協力) (監査の実施 (監査の) (監査事の出席) (監事の出席) (差単事の対する報告・) (差単事の針等に関する意見 | 上陳述等 意見陳述等〕 | 64 64 64 64 64 65 65 65 |

| 第14条 | 〔監事の任免・執 | 胡明義務] · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 65 65 66 |
|---|---|---|--|
| 第4章 | | 4 97 7 8 9 | |
| | | 查] | 66 66 |
| 第5章 | | 則 | |
| 第18条 | 〔監査補助者〕· | | 66 |
| 第19条 | 〔改 正〕 | ••••• | 66 |
| 第20条 | 〔施 行〕 | •••••• | 66 |
| 役員 | の報酬 | ならびに費用に関する規程 | |
| | | | |
| 第1章 | | 則 | |
| | [目 的] | | 67 |
| 第2条 | [定 義] | ••••• | 67 |
| | | | |
| 第2章 | 役員報 | | |
| # 0 A | 2.45 TUS | | |
| 第3余 | | | 67 |
| 第4条 | [費 用] | | 67 |
| 第4条 第5条 | 〔費 用〕 ····· 〔報酬等の額の決 | 定〕 | 67 |
| 第4条 第5条 第6条 | [費 用] ····· [報酬等の額の決 [月額報酬] ··· | 定〕 | 67 |
| 第4条 第5条 第6条 第7条 | [費 用] ····· 〔報酬等の額の決 〔月額報酬〕 ··· 〔支給日等〕 ··· | 定〕 | 67 67 |
| 第4条 第5条 第6条 第7条 | [費 用] ····· 〔報酬等の額の決 〔月額報酬〕 ··· 〔支給日等〕 ··· | 定〕 | 67 67 67 |
| 第4条 第5条 第6条 第7条 | [費 用] ···· [報酬等の額の決 [月額報酬] ··· [支給日等] ··· [費用の支払い] | 定] | 67 67 67 68 |
| 第4条 第5条 第6条 第7条 | [費 用] ···· [報酬等の額の決 [月額報酬] ··· [支給日等] ··· [費用の支払い] | 定〕 | 67 67 67 68 |
| 第4条条第6条第7条第8条 | [費 用] ···· [報酬等の額の決 [月額報酬] ··· [支給日等] ··· [費用の支払い] | 職慰労金 | 67 67 67 68 68 |
| 第4条条第6条第8条第8条第8条 | [費用]・・・・ [報酬等の額の決 [月額報報酬]・・・ [支給日等]・・・ [費用の支払い] 役員退 | 職慰労金 | 67 67 67 68 68 |
| 第 4 条 条 条 条 第 5 6 7 8 8 第 8 第 9 条 第 10条 | 「費用」・・・・ 「報酬等の額の決 「月報報報等」・・・ 「費用の支払い」 でしている。 「費用の支払い」 でしている。 「関連の対象」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 職慰労金 | 67 67 67 68 68 68 |
| 第 4 条 条 条 条 条 第 第 8 第 8 第 9 9 9 9 9 1 1 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 「費 用」・・・・ 「報酬報報報等」・・・・ 「費 機 財 会 | 職慰労金 | 67 67 68 68 68 68 |
| 第 5 6 7 8 第 9 8 第 111 8 112条 | 「費 用」のの決 に で は で で で で で で で で で で で で で で で で で | 職慰労金 | 67 67 67 68 68 68 |
| 第 5 6 7 8 第 9 9 9 9 10 9 11 2 9 11 2 9 11 3 | では、 | 職慰労金 | 67 67 67 68 68 68 68 68 68 |
| 第第第第第第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 1 1 1 2 1 3 1 4 1 4 1 5 1 5 1 4 1 4 1 5 1 5 1 4 1 5 1 5 | では、 | · 職 慰労金 · *** | 67 67 67 68 68 68 68 68 68 |
| 第第第第第第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 1 2 1 3 1 3 1 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 | では、 | 職 慰労金 | 67 67 67 68 68 68 68 68 69 |
| 第第第第第第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 1 2 1 3 1 3 1 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 | では、 | · 職 慰労金 · *** | 67 67 67 68 68 68 68 69 69 |
| 第第第第第 3 第第第第第第 3 第第第第第第第 3 第第第第1145 | 世界 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 散慰労金 | 67 67 68 68 68 68 69 69 69 |
| 第第第第第 3 第第第第第第第第 4 条条条条条 章 条条条条条条条 章 条条条条条条条条条条条条条条条条 | 世界 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 競慰労金 激励労金 カ法〕 の扱い〕 | 67 67 67 68 68 68 68 69 69 69 |
| 第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第 | 世報 (1) では、 1 では、1 では、 | 定〕 職 慰労金 あま〕 の扱い〕 | 67 67 68 68 68 68 69 69 69 |

特定費用準備資金等取扱規程

| 第1章 | 総 | 則 | |
|---|--|--|--|
| 第1条〔目 | 的〕 | | 71 |
| 第2条〔定 | 義〕 | | 71 |
| 第3条〔原 | 則〕 | | 71 |
| 第2章 | 姓宁弗 | 引準備資金 | |
| | | | |
| | 定費用準備資 | | 71 |
| | | 資金の保有に係る理事会承認手続き〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 71 |
| 第6条〔特第 | 尼費用準備資 | 資金の管理・取崩し等〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 72 |
| 第3章 | 特定資 | 産取得・改良資金 | |
| | | 改良資金の保有〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 72 |
| | | 改良資金の保有に係る理事会承認手続き〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 第9条〔特5 | 定資産取得・ | 改良資金の管理・取崩し等〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 72 |
| | | るよび経理処理 | |
| 第10条〔特5 | 定費用準備資 | 資金等の備置き・閲覧〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 第11条〔特5 | 定費用準備資 | 資金等の経理処理〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 73 |
| 第5章 | 雑 | 則 | |
| | AIT | | |
| | | | 70 |
| 第12条〔法 | <u>・</u> 令等の読替え | ξ] ····· | |
| 第12条〔法· 第13条〔改 | ・一 令等の読替 <i>え</i> 正〕・・・・・ | <u> </u> | 73 |
| 第12条〔法· 第13条〔改 第14条〔細 | ・一 令等の読替 <i>え</i> 正〕・・・・・ 則〕・・・・・ | 1) | 73 73 |
| 第12条〔法· 第13条〔改 | ・一 令等の読替 <i>え</i> 正〕・・・・・ | <u> </u> | 73 |
| 第12条〔法· 第13条〔改 第14条〔細 | - 一 令等の読替え 正〕 · · · · · 則〕 · · · · · 行〕 · · · · | 1) | 73 73 |
| 第12条〔法· 第13条〔改 第14条〔細 | - 一 令等の読替え 正〕 · · · · · 則〕 · · · · · 行〕 · · · · | 1) | 73 73 |
| 第12条〔法· 第13条〔改 第14条〔細 第15条〔施 | ・ | 1) | 73 73 73 |
| 第12条 [法· 第13条 [改 第14条 [細 第15条 [施 第 1 条 [目 第 2 条 [定 | ・ | 所金等取扱規程 | 73 73 73 74 |
| 第12条 [法 第13条 [改 第14条 [細 第15条 [施 第 2条 [目 第 2条 [一 | ー 等の読替え 正] ····· 打] ····· 安 的] ···· 義等] ···· | 所金等取扱規程 事集〕 | 73 73 73 74 74 |
| 第12条 [法 第13条 [改 第14条 [和 第15条 [施 第 2 条 [日 第 3 条 [一] 第 4 条 [特] | 一等正則行 | 所金等取扱規程 | 73 73 73 74 74 74 |
| 第12条 [法 第13条 [改 第14条 [第15条 [第 2 条 [第 2 条 条 [第 3 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 | 一等正則行 一 | 所金等取扱規程 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 | 73 73 73 74 74 74 74 74 74 |
| 第12条 [法 第13条 [第14条 [第15条 [第 2 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 | 一等正則行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 所金等取扱規程 等集] (D交付等) (对) (E) | 73 73 73 74 74 74 74 74 74 75 |
| 第12条 [法] 第13条 [1] 第14条 [1] 第 1] 第 第 2 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 | 一等正則行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 所金等取扱規程 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 | 73 73 73 74 74 74 74 74 75 75 |
| 第12条 第13条 第13条 第14条 第15条 第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第 | 一等正則行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 所金等取扱規程 | 73 73 73 74 74 74 74 74 75 75 |
| 第12条 第13条 第14条 第15条 第第5 第第5 第第6 条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条 | でである。 一等正則行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | F附金等取扱規程 | 73 73 73 74 74 74 74 74 75 75 75 |
| 第12条条 [[] [] [] [] [] [] [] [] [] | ・ 一 | 所金等取扱規程 | 73 73 73 74 74 74 74 75 75 75 75 |
| 第12条 第13条 第14条 第15条 第第5 第第5 第第6 条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条 | ・ 一等正則行 | F附金等取扱規程 | 73 73 73 74 74 74 74 74 75 75 75 |

実行委員会規程

| 第1条 [目 的] |
|---|
| 専門委員会規程 |
| 第1条 [趣 旨]80第2条 [組織・運営]80第3条 [委員の登録]80第4条 [任 期]80第5条 [各専門委員会の所管事項]80第6条 [各専門委員会の職務]80第7条 [議事録]81第8条 [事務局]81第9条 [細 則]81第10条 [改 正]81第11条 [施 行]81別表 1 [所管事項]82 |
| 裁定委員会規程 |
| 第1条 [趣 旨] 83 第2条 [会議および議決] 83 第3条 [審理の非公開] 83 第4条 [申立手続き] 83 第5条 [申立の受理および通知] 83 第6条 [答 弁] 83 第7条 [提出書類の部数] 84 第8条 [申立内容の変更] 84 第9条 [訳文の添付] 84 第10条 [代理人] 84 第11条 [審理または調査のための権限等] 84 |

| 第13条〔裁 定〕 ··································· | 84 85 85 85 |
|---|--|
| リーグ戦安定開催融資規程 | |
| 第1条 [目 的] 第2条 [本融資制度の趣旨] 第3条 [本融資制度の原資] 第4条 [融資限度額] 第5条 [融資可能期間] 第6条 [融資の申請] 第7条 [担保の設定] 第8条 [融資の審査と決定] 第9条 [融資実行にともなう制裁] 第10条 [融資事実の公表] 第11条 [融資審査申請クラブの管理] 第12条 [返済できなかった場合の措置] 第13条 [改 正] 第14条 [施 行] | 86 86 86 86 86 87 87 87 87 87 87 |
| Jリーグ百年構想クラブ規程 | |
| 第1条 [趣 旨] 第2条 [百年構想クラブの条件] 第3条 [百年構想クラブの権利] 第4条 [百年構想クラブの義務] 第5条 [百年構想クラブの申請] 第6条 [審査] 第7条 [資格の停止および失格] 第8条 [百年構想クラブからの脱退] 第9条 [改 正] 第10条 [施 行] | 88 89 89 90 90 90 |
| 2015明治安田生命J1・J2リーグ戦試合実施要項 | Į. |
| 第 1 節 スタジアム 第 1 条 [スタジアムの確保と維持] 第 2 条 [旗の掲揚] 第 3 条 [広告看板等の設置] 第 4 条 [スタジアムにおける告知等] 第 2 節 試 合 第 5 条 [医事運営] 第 6 条 [試合の概要] | 93 93 93 95 95 96 |

| 复 | 第8条 | [届出義務] | 96 |
|------|------------------------------|--|----------|
| - | • | and measure | 96 |
| | | | 96 |
| _ | | | 96 |
| | | | 97 |
| | | ARTHUR TO THE POST OF THE POST | 97 |
| _ | | | 97 |
| | | | 97 |
| | | The state of the s | 97 |
| | | | 98 |
| | | 48.48.4.40.44.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4. | 98 |
| | | | 98 |
| - | | | 98 |
| | | TH 11767 | 99 99 |
| | | | |
| - | | | 00 |
| | | | 00 |
| | 第20条 第26条 | | 00 |
| - | 第3節 | 運営 | VU |
| _ | | E | กก |
| | | A W A | 00 |
| - | | [マッチコミッショナー] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 | |
| | | [試合の中止および中断の決定] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 | |
| | | [スタジアムへの到着] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 | |
| | | [キックオフ時刻の厳守] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 | |
| | | | 02 |
| | | | 02 |
| 9 | 第35条 | [開催不能または中止となった試合の記録] | 02 |
| | | [入場料金の払い戻し] | |
| 复 | 第37条 | [係 員]1 | 03 |
| 复 | 第38条 | [メディア対応]1 | 03 |
| 9 | 第39条 | [公式記録] | 03 |
| 复 | 第40条 | [試合運営報告] | 04 |
| 复 | 第41条 | [退場処分] | 04 |
| 复 | 第42条 | [警告による出場停止処分] | 04 |
| 复 | 第4節 | 試合の収支 | |
| | | [試合の収支に関する事項] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 | 04 |
| | | | 04 |
| | | | 05 |
| 复 | 第46条 | 〔改 正〕 | 05 |
| | 1.000.02.000.000.000.000.000 | | Mese. |
| 001 | , , , , , | | |
| ZU 1 | LOP | 月治安田生命J3リーグ戦試合実施要項 | |
| | | | |
| | | | |

| 第1節 | スタジアム |
|-----|---|
| 第1条 | [スタジアムの確保と維持] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 第2条 | 〔旗の掲揚〕・・・・・・・・・・・・・・・・・106 |
| J J | 〔広告看板等の設置〕 ・・・・・・・・・・・106 |
| 第4条 | 〔スタジアムにおける告知等〕 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 第5条 | [医事運営] |

| 第2節 試 合 |
|---|
| 第6条 [試合の概要] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108 |
| 第7条[大会方式]109 |
| 第8条 [届出義務] |
| 第 9 条 [出場資格]109 |
| 第10条 [出場資格を得るための追加登録期限] ・・・・・・・・・・・・・・ 109 |
| 第11条 [出場可能日] |
| 第12条 [メディカルチェック] ・・・・・・・・・・・109 |
| 第13条「試合エントリー選手の人数] ···································· |
| 第14条 [外国籍選手]110 |
| 第15条 [ユニフォーム] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110 |
| 第16条 [フィールド内のチーム要員] |
| - 第17条「テクニカルエリアの使用〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110 |
| 第18条「試合の勝敗の決定」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110 |
| 第19条 [年間順位の決定] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・111 |
| 第20条 [審判員]111 |
| 第21条〔アクレディテーションカード(A D証)〕 · · · · · · · · · · · · · · · · · 112 |
| 第22条 [入場料] |
| 第23条〔試合球〕 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 第24条〔Jクラブの責任〕 ・・・・・・・・・・・112 |
| 第25条〔日 程〕 |
| 第3節 運 営 |
| 第26条 [試合の運営に関する事項] · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 第27条〔運営責任〕 |
| 第28条〔マッチコミッショナー〕 ・・・・・・・・・・・・・ 113 |
| 第29条 [試合の中止および中断の決定] ・・・・・・・・・・・・・・・ 113 |
| 第30条 [スタジアムへの到着] ・・・・・・・・・・・114 |
| 第31条〔キックオフ時刻の厳守〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114 |
| - 第32条 [メンパー提出] - · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 第33条〔選手の交代〕 |
| 第34条 [開催不能または中止となった試合の記録] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 第35条 [入場料金の払い戻し] |
| 第36条 [係 員] · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 第37条 [メディア対応] ・・・・・・・・・・・・115 |
| 第38条 [公式記録] |
| 第39条 [試合運営報告]116 |
| 第40条 [退場処分] |
| 第41条 [警告による出場停止処分] ・・・・・・・・・・・・116 |
| 第4節 試合の収支 |
| 第42条 [試合の収支に関する事項]117 |
| 第43条 [公栄送信権] |
| 第44条〔収支報告〕 |
| 第45条〔改 正〕 · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| |
| |

2015Jリーグチャンピオンシップ試合実施要項

| 第1条 | 〔趣 旨 | 言〕 … | ٠. | | | ٠. | | | | | | | | • | • | • | • | | | | | ٠. | | • | • | ٠. | • | • | 118 |
|-----|------|------|----|----|--|----|--|-------|---|----|--|--|-------|---|-------|---|-------|--|-------|----|---|----|--|-------|-------|----|---|-----|-----|
| 第2条 | 〔大会 | の目的) |) | | | | | | • | ٠. | | | • | | | | | | | | • | ٠. | | | | | | • | 118 |
| 第3条 | 〔出場〕 | 資格〕 | ٠. | ٠. | | | | • | | ٠. | | | • | | | | | | • | ٠. | • | ٠. | | | | | | - ' | 118 |
| 第4条 | 〔大会2 | 方式〕 | ٠. | | | | | | • | | | | | | | | | | | | | | | | | | | • | 118 |

| 第5条 [試合の主催等] 17 第6条 [出場資格を得るための登録期限] 17 第7条 [試合の勝敗の決定] 17 第8条 [順位の決定および表彰] 17 第9条 [広告看板等の設置] 17 第10条 [手当等] 17 第11条 [納付金] 17 第12条 [遠征経費] 17 |
|--|
| 2015 Jリーグヤマザキナビスコカップ試合実施要項 |
| 第1条 [趣 旨] 17 第2条 [大会方式] 17 第3条 [試合の主催等] 17 第4条 [出場資格を得るための追加登録期限] 17 第5条 [試合の勝敗の決定] 17 第6条 [順位の決定および表彰] 17 第7条 [広告看板等の設置] 17 第8条 [手当等] 17 第9条 [アクレディテーションカード(AD証)] 17 第10条 [納付金] 17 第11条 [遠征経費] 17 |
| 2015 J1昇格プレーオフ試合実施要項 |
| 第1条 [趣 旨] 12 第2条 [大会の目的] 12 第3条 [出場資格] 12 第4条 [大会方式] 12 第5条 [試合の主催等] 12 第6条 [出場資格を得るための追加登録期限] 12 第7条 [試合の勝敗の決定] 12 第8条 [広告看板等の設置] 12 第9条 [手当等] 12 第10条 [アクレディテーションカード(AD証)] 12 第11条 [納付金] 12 第11条 [執付金] 12 |
| 2015 J2・J3入れ替え戦試合実施要項 |
| 第 1 条 〔趣 旨〕 ··································· |

| 第3条 [試合の主催等] 1 第4条 [出場資格を得るための追加登録期限] 1 第5条 [試合の勝敗の決定] 1 第6条 [広告看板等の設置] 1 第7条 [手当等] 1 第8条 [試合エントリー選手の人数] 1 第9条 [外国籍選手] 1 第10条 [フィールド内のチーム要員] 1 第11条 [選手の交代] 1 第11条 [選手の交代] 1 第12条 [遠征費用] 1 第13条 [納付金] 1 第14条 [改 正] 1 | 29 29 30 30 31 31 31 31 |
|--|--|
| Jリーグ表彰規程 | |
| 第1条 [趣 旨] 1 第2条 [年間表彰] 1 第3条 [フェアプレー賞(高円宮杯)] 1 第4条 [個人表彰] 1 第5条 [リーグカップ表彰] 1 第6条 [功労者表彰] 1 第7条 [Jリーグベストピッチ賞] 1 第8条 [最優秀育成クラブ賞] 1 第9条 [Jリーグアウォーズ] 1 第10条 [改 正] 1 第11条 [施 行] 1 | 32 33 33 33 34 34 34 34 |
| 旅費規程 | |
| 第1条 [目 的] | 35 35 36 36 37 37 |
| ユニフォーム要項 | |
| 第1条 [趣 旨] 1 第2条 [ユニフォーム] 1 第3条 [ユニフォームの色彩] 1 第4条 [ユニフォームの事前承認] 1 第5条 [使用義務] 1 第6条 [チーム名] 1 | 38 38 38 38 |

| 第8条 [アームパンド]139第9条 [指定マーク等]139第10条 [チームエンブレム]139第11条 [メーカー名の表示]139第12条 [広告の表示]139第13条 [選手名の表示]140第14条 [その他表示できるもの]140第15条 [記念ユニフォーム等]141第16条 [大会別ユニフォームの着用]141第17条 [改 正]141第18条 [施 行]141 |
|--|
| スタジアム検査要項〔2015年度用〕 |
| J3スタジアム検査要項〔2015年度用〕 |
| 主管権譲渡規程 |
| 第1条 [趣 旨]149第2条 [主管権の譲渡]149第3条 [後援・協力]149第4条 [譲渡の手続き]149第5条 [譲渡金および純益の配分]149第6条 [公衆送信権]149第7条 [試合の運営]149第8条 [改 正]150第9条 [施 行]150主管権譲渡承認申請書 [様式1]151 |
| 支度金支給基準規程 |
| 支度金支給基準 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| J3リーグへの特別参加枠チームに関する特則 |
| 第1条 [目 的] |

| 第7条 [特別参加枠チームに関するJリーグ規約等の適用] 155 第8条 [表彰の取り扱い] 155 第9条 [J2・J3クラブの入れ替えに関する取り扱い] 156 第10条 [選手の選抜] 156 第11条 [出場時間の取り扱い] 156 第11条 [円属元クラブの責任] 156 第13条 [選手の義務] 157 第14条 [肖像等] 157 第16条 [改正] 157 |
|---|
| 関係資料 |
| 別紙1 [救急用機器・医薬品] 158 別紙2 [広告掲出申請書] 159 別紙3 [Jリーグメンパー提出用紙] 160 別紙4 [試合開催に関する変更申請書] 161 別紙5 [Jリーグマッチコミッショナー報告書] 162 別紙6 [Jリーグマッチコミッショナー緊急報告書] 166 別紙7 [試合運営報告書] 167 別紙8 [試合収支決算書] 167 別紙8 [試合収支決算書] 168 別紙9 [Jリーグアマチュア選手 誓約書] 169 別紙10 [ユニフォーム使用計画とは異なるユニフォームの着用申請] 173 別紙11 [登録未完了選手のプレシーズンマッチ出場申請書] 174 別表1 [2015Jリーグオフィシャルパートナー広告看板設置型] 175 |
| 日本サッカー協会 基本規程〔抜粋〕 |
| 第4章 登録 第1節 総 則 第81条 [選手登録等] |
| 第5章 移籍 第97条 [目 的] ~ 第112条 [支払方法] <消除> ···································· |
| 第97条 [目 的] ~ 第112条 [支払方法] < 消除> 178 第12章 懲罰 第1節 総 則 第201条 [規律委員会及び裁定委員会] 179 第202条 [懲罰の種類] 179 第203条 [不服申立委員会] 179 第204条 [懲罰の種類] 179 第204条 [懲罰の種類] 180 第205条 [共犯等] ~ 第235条 [違反行為] < 消除> 180 |

サッカー選手の登録と移籍等に関する規則

| 弗 | 1早 | 豆 | 於録 | | |
|-------|---|---|--|--|---|
| | 第1節 | 総貝 | | | - |
| | 第1条 | [目 部 | 句] · · · | | 181 |
| | 第2条 | 〔選手登 | ፟量録〕 · | ••••• | 181 |
| | 第3条 | 〔重複劉 | 登録の禁 | (止) | 181 |
| | 第4条 | 〔登録区 | ☑分〕· | ••••• | 181 |
| | | | | 手〕 ······ | |
| | | | | ••••• | |
| | | | | の原則〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 第8条 | 〔プロ選 | 選手契約 |]における特別規定] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 182 |
| | 第9条 | 〔選手ュ | ロージェ | :ント等] | 182 |
| | 第2節 | 登録手 | | | |
| | | | | 「法】 ····· | |
| | | | 可効期間 | j) ······ (i | 183 |
| | | 〔シース | | | |
| | | | | ·-) ······ | |
| | | | | ·理(選手パスポート)〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | | | | jj | |
| | | | | [の認定] | |
| | 第17条 | 〔外国第 | 簪の選手 | i) | 184 |
| | | | | | |
| 第 | 2章 | 移 | 多籍 | | |
| 71- | | 1- | 7 17 17 | | |
| | 数 4 处 | 6/A FI | ıt . | | |
| | 第1節 第10条 | 総具 | | | 105 |
| | 第18条 | [目 於 | 句) … | | |
| | 第18条 第19条 | 〔目 的 〔移籍の | り〕 ··· D定義〕 | | 185 |
| | 第18条 第19条 第20条 | [目 的 [移籍の [移籍の | り〕 · · · D定義〕 D手続き | | 185 185 |
| | 第18条 第19条 第20条 第21条 | [目 的 [移籍の [移籍の [公式記 | り〕・・・ D定義〕 D手続き ぱ合への | :] ·]·································· | 185 185 |
| | 第18条 第19条 第20条 第21条 第2節 | [目 的 [移籍の [公式記 移籍の | り〕 い定義〕 の手続き ぱ合への の手続き | ····································· | 185 185 185 |
| | 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 | 「目移館の 「移籍の 「移籍の 「移籍」 「移籍でする | り〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | :] | 185 185 185 |
| | 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 | 「目移の」 「日移の」 「日移の」 「日移の」 「日移の」 「日移の」 「日移の」 「日本の 「日本の 「日本の 「日本の 「日本の 「日本の 「日本の 「日本の | り〕 つ つ ま 表 が の き の き の き の き の ま の も る る る る る る る る る る る る る | :] 出場資格] | 185 185 185 186 186 |
| | 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条 | 「目移移のでは、 ・ | りつずのではいる。 義続へ続アがア・ション きのき選ア選 | :] ①出場資格] 注 注手がアマチュア選手として移籍する場合] マチュア資格を再取得する場合] ごでまるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるできる。 | 185 185 185 186 186 |
| | 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条 第25条 | 「「「「「「「「「「「「「「「」」」」 「「「」「「」「」」 「」「」「」「」 | りつがのチェチュー)に手合手ュチュチェチを終れたがア契います。 | :] ・出場資格] ・出場資格] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 185 185 185 186 186 186 |
| | 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条 第25条 | 「「「「「「「「「「「「「「「」」」」 「「「「「「「「「「「」」」 「「「「「「 | りつよりチェチェリングのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ | :] の出場資格] の出場資格] におかアマチュア選手として移籍する場合] マチュア資格を再取得する場合] ミ手がプロ選手として移籍する場合] における特別規定] | 185 185 185 186 186 186 186 |
| | 第18条 第198 第20条 第21 第22条 第22条 第24条 第24条 第26条 第27条 | 「「「「「「「「「「「「「「「」」」」 「「「「「「「「「」」」 「「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」 「 | りつばひヶ曜ヶ 異異多節〕定手合手ュチュチュチョチのき選ア契約期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | :] 出場資格] 選手がアマチュア選手として移籍する場合] マチュア資格を再取得する場合] 選手がプロ選手として移籍する場合] における特別規定] 限付移籍] | 185 185 185 186 186 186 186 |
| | 第18条条条条条条条条条条第第22条第224条第第224条第第226条第33 | 「「「「「「「「「「「「「「「」」」」 「「「「「「「「「」」」 「「「」「「「「「「 | りつばりチ星チ 異異等ニー 養続へ続アチュチュチの第一次 一条 一条 できる できる できる できる いいじょう かいじょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいい はいいい はいいましま はいい はいい はいい はいまない はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいいい はい | :] :出場資格] :出場資格] : :手がアマチュア選手として移籍する場合] :マチュア資格を再取得する場合] :・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 185 185 185 186 186 186 186 187 |
| | 第18条条条条条条条条条条条条条第第224条第第224条第第224条第第236条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条 | 【〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〕一籍籍式籍マロマロロ際レー・一年を一年を一年を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を<l< td=""><td>りつばひチ曜チ 異異多一目〕 定手合手・ボーチュー 手手の ラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>:] 出場資格] 出場資格] マチュア選手として移籍する場合] マチュア資格を再取得する場合] ほがプロ選手として移籍する場合] における特別規定] 限付移籍]</td><td>185 185 185 186 186 186 186 187</td></l<> | りつばひチ曜チ 異異多一目〕 定手合手・ボーチュー 手手の ラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | :] 出場資格] 出場資格] マチュア選手として移籍する場合] マチュア資格を再取得する場合] ほがプロ選手として移籍する場合] における特別規定] 限付移籍] | 185 185 185 186 186 186 186 187 |
| | 第18条条条条条条条条条条条条条第第224条第第224条第第224条第第236条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条 | 【〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〕一籍籍式籍マロマロロ際レー・一年を一年を一年を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を<l< td=""><td>りつばひチ曜チ 異異多一目〕 定手合手・ボーチュー 手手の ラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>:] 出場資格] 出場資格] マチュア選手として移籍する場合] マチュア資格を再取得する場合] ほがプロ選手として移籍する場合] における特別規定] 限付移籍]</td><td>185 185 185 186 186 186 186 187</td></l<> | りつばひチ曜チ 異異多一目〕 定手合手・ボーチュー 手手の ラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | :] 出場資格] 出場資格] マチュア選手として移籍する場合] マチュア資格を再取得する場合] ほがプロ選手として移籍する場合] における特別規定] 限付移籍] | 185 185 185 186 186 186 186 187 |
| | 第18条条条条条条条条条条条条条第第224条第第224条第第224条第第236条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条 | 【〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〕一籍籍式籍マロマロロ際レー・一年を一年を一年を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一月を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を一日を<l< td=""><td>りつばひチ曜チ 異異多一目〕 定手合手・ボーチュー 手手の ラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>:] :出場資格] :出場資格] : :手がアマチュア選手として移籍する場合] :マチュア資格を再取得する場合] :・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>185 185 185 186 186 186 186 187</td></l<> | りつばひチ曜チ 異異多一目〕 定手合手・ボーチュー 手手の ラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | :] :出場資格] :出場資格] : :手がアマチュア選手として移籍する場合] :マチュア資格を再取得する場合] :・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 185 185 185 186 186 186 186 187 |
| Arts. | 第18条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条 | 【〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〕〕〕目移移公移アプアププ国ト適ト支籍籍マロマロロ際レーレ払のの記のが選り選挙を、用した | りつばり午餐子餐餐多一月一分で手合手ュ手ュ手手ニーニー・義続へ続アがア契のコン・ン」・・ 〕きのき選ア選約期・グ・グ・ | :] 出場資格] 出場資格] マチュア選手として移籍する場合] マチュア資格を再取得する場合] における特別規定] 限付移籍] | 185 185 185 186 186 186 186 187 |
| 第 | 第18第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第 | 「「「「「「「「「「「「「「「「「「「」」」」」」 「一緒のの話の「リアププ国ト適ト支」 「一緒のの話の「リアププ国ト適ト」 「「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」 「「」」 「「 | りつはり F 選 F 選 選 多 一月 一方 ・ 上月 こまら 手 ュ 手 三 手 第 ニ コ ニ ・ | 会別は場資格] 「世界のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般 | 185 185 185 186 186 186 186 187 188 188 |
| 第 | 第18条条条条条第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第 | 「【〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕 | りつばり F 曜 F 曜 尾 第一 月 一 月 上 | 計 出場資格] | 185 185 185 186 186 186 187 188 188 |
| 第 | 第18条条条条条第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第 | 「【〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕 | りつばり F 曜 F 曜 尾 第一 月 一 月 上 | 会別は場資格] 「世界のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般 | 185 185 185 186 186 186 187 188 188 |
| 第 | 第18条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条条 | 「【〔〔〔〔〔〔〔〔〔〔〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕〕 | りつばつチ選チ選選多一月一方・大学 全員 フライン・ステュチュチース・ステンシー 大人 フリー・義続へ続アがア契のコン・ンコーグ している きのき選ア選約期・グ・グ・・グートる | 計 出場資格] | 185 185 185 186 186 186 186 187 188 188 188 |

懲 罰 規 定

| 第1節 総 則 |
|--|
| 第1条[目 的] |
| 第2条〔対象者〕 ······ 190 |
| 第3条 [都道府県サッカー協会等における懲罰] ・・・・・・・・・・・・ 190 |
| 第4条〔懲罰の種類〕 · · · · · · · · · 191 |
| 第5条 [無期限の懲罰の解除] |
| 第6条〔選手等に対する罰金〕 ・・・・・・・・・・・・・・・193 |
| 男り宋(送于寺に刈りる削壶」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 第7条 [共犯等] |
| 第8条 [役員及び監督等の加重] ・・・・・・・・・・193 |
| 第9条〔両罰規定〕・・・・・・・・・・・・・193 |
| 第10条〔罰金の合算〕・・・・・・・・194 |
| 第11条〔違反行為の重複による加重〕 ・・・・・・・・・・・・・・ 194 |
| 第12条〔情状による軽減〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・194 |
| 第13条〔言 語〕 · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 第14条 [代理人]194 |
| 第15条〔手続の非公開〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・194 |
| 第2節 規律委員会及び裁定委員会における調査及び審議の手続 |
| 第16条「調杏及7K家議の手続」 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 第16条 [調査及び審議の手続] |
| 第18条〔裁定委員会の手続の開始〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 195 |
| 第19条 [聴 聞] ・・・・・・・・・・・・・・・・・195 |
| 第19条(聴 面) |
| 第20余(証拠の評価)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 第21条〔議 決〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・195 第22条〔懲罰の通知〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・196 |
| |
| 第3節 競技及び競技会における違反行為 |
| 第23条〔競技及び競技会における違反行為〕 ・・・・・・・・・ 196 |
| 第24条〔公式競技会における懲罰〕 ・・・・・・・・・・・・・・ 196 |
| 第25条〔主審の下す懲罰〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・196 |
| 第26条〔警 告〕 196 |
| 第27条〔退場・退席〕 |
| 第28条 [その他の違反行為] ・・・・・・・・・・・・・197 |
| 第29条 [出場停止処分を繰り返した場合] ・・・・・・・・・・・・・・・・ 197 |
| 第30条 [|
| 第4節 その他の違反行為 |
| 第31条〔裁定委員会の調査・審議〕 ・・・・・・・・・・・・・・197 |
| 第32条 [違反行為] ・・・・・・・・・・・・・・・・197 |
| 第5節 不服申立 |
| 第33条〔総 則〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・198 |
| |
| 第34条 [不服申立可能な懲罰] |
| 第35条 [不服申立にかかる時間的制限] ・・・・・・・・・・・・198 |
| 第36条 [不服申立の理由]199 |
| 第37条〔理由書〕 · · · · · · · · · · · · 199 |
| 第38条〔事情聴取〕 · · · · · · · 199 |
| 第39条〔手数料〕 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 第40条〔不服申立委員会の決定の効力発生日〕 ・・・・・・・・・・・・・・ 199 |
| 第41条〔出場停止処分等における不服申立の効果〕 ・・・・・・・・・・・ 200 |
| 第42条 [その他処分における不服申立の効果] ・・・・・・・・・・・・・ 200 |
| 第43条 [都道府県協会等の義務] ・・・・・・・・・・・・・・・200 |

| 第46条〔議 決〕 | 201 |
|--|-----|
| 第6節 附 則 | |
| 第47条〔改 正〕 | 201 |
| 第48条 [施 行] | |
| [別紙1]競技および競技会における懲罰基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 202 |
| [別紙2]懲罰基準の運用に関する細則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 207 |
| Market and the second of the s | |
| ロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 | 11 |
| ロックター、医子の矢利、金銭やより移植に関する別具 | W |
| | |
| 1.プロ契約制度 | |
| 1-1 対象 ··································· | 213 |
| 1−2 プロ選手 ······ | 213 |
| 1−3 プロA契約・プロB契約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 213 |
| 1−4 プロC契約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 214 |
| 1-5 外国籍選手 ···································· | 215 |
| 1-6 選手の登録数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 1−7 他のクラブの育成組織の選手への接触・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 1-8 契約更新 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| 1-9 契約更新しない場合の手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 1-10 プロC選手の契約変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 218 |
| 1−11 契約変更月の報酬の計算方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 219 |
| 1-12 プロB契約からプロA契約に変更する場合の手続き · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 219 |
| 1-13 プロA契約からプロB契約に変更する場合の手続き · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 219 |
| 2. 登録 | |
| 2-1 本協会への登録···································· | 219 |
| 2-2 リーグへの届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 221 |
| 3. 国内移籍 | |
| 3-1 移籍の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 3-2 移籍補償金 ······ | |
| 3-3 国内移籍の手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 222 |
| 4. 国内の期限付移籍 | |
| 4-1 期限付移籍の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 223 |
| 4-2 期限付移籍に関する補償金(期限付移籍補償金) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 224 |
| 4-3 原契約の更新手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 224 |
| 4-4 期限付移籍中の契約変更手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 224 |
| 5. 海外移籍 | |
| 5-1 海外からの国際移籍の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 5-2 海外への国際移籍の手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 225 |
| 6.トレーニング費用 | |
| 6−1 適用 ····· | 225 |
| 6-2 「トレーニング費用」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 225 |
| 6-3 「トレーニング費用」の請求手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 225 |
| 7. トレーニングコンペンセーション | |
| 7-1 適用 ····· | 226 |
| 7-2 トレーニング期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 7-3 「トレーニングコンベンセーション」の請求権 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 7-4 「トレーニングコンペンセーション」に関する特記事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 226 |
| 7-4 「ドレーニングコンペンセーション」に関する特能争項 ···································· | |

| 7–6 | 「トレーニングコンペンセーション」の金額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22 | !7 |
|-----|---|----|
| 7-7 | 「トレーニングコンペンセーション」算出基 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22 | 27 |
| | 支度金 | |
| 8-1 | 支度金 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 8. |
| | 支度金支給基準規程 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| | 牧正 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| | を行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 11. | 牧正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 28 |
| | | |

関係資料

| 日本サ | ゙ッカー | -協会 | 選手 | 契約 | 書〔 | ゚゚プロ | 3 A | 契約 | 書包 |) · | • • • • | | • • • | • • • | | • • • | • • • | | • • • | • • • • | 234 |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|------------|---------|------------|-------|--------------|---------|--------------|-------|-------|------------|---|-------|-------|-------|---------|-----|
| 日本サ | ッカー | -協会 | 選手 | 契約 | 書〔 | ゚プロ | 1B | 契約 | 書 |] · | | | • • • | • • • | • • • | • • • | | • • • | | • • • • | 236 |
| | ゚ッカー | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 238 |
| 期限付 | 移籍基 | 2約書 | | | | • • • | | | • • • | | • • • | · • • · | • • • | • • • | • • • | • • • | ٠ | • • • | • • | | 240 |
| 書式第 | 1号 | 選手 | 登録 | 区分 | 申請 | 書 | • • • | • • • • | | | · · · · | | • • • | • • • | • • • | | | | | | 242 |
| 書式第 | 6号 | | 移籍 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 書式第 | 7号 | 外国 | 籍選 | 手登 | 録申 | 請倡 | 島(| 外国 | 『で | 登録 | として | こい | なか | つけ | っ選 | 手) | • | | • • | | 244 |
| 書式第 | 8号 | | 籍選 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 書式第 | 9号 | | 移籍 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 書式第 | 13-1号 | 移 | 籍補 | 償金 | 通知 | 書 | • - • · | | | | • • • • | | | • • • | | | | | | • • • • | 247 |
| 書式第 | 13-2号 | 子 国 | 際移 | 籍に | 関す | る 種 | 多籍 | 補值 | 金貨 | 通知 | 書 | • • • • | · · · | • • • | | | ٠ | • • • | | | 248 |
| 書式第 | | 身 期 | 限付 | 移籍 | 補償 | 金i | 五知 | 書: | | | | | | | | | | | | | 249 |
| 書式第 | | 移籍 | リス | ト登 | 録申 | 請倡 | 事・・ | | | | • • • • | • • • • | • • • | • • • | • • • | • • • | • • • | • • • | • • • | | 250 |
| 書式第 | 15号 | トレ | -= | ング | コン | ペ: | ノセ | — : | / 3 | ン選 | 知 | 事 · · | | • • • | · · · | <i>.</i> | | | | | 251 |
| 書式A | 契約更 | 動に | 関す | る通 | 知書 | | | | | | • • • | | | | | | ٠ | | | | 252 |
| 書式C | 最終提 | 是示額 | 証明 | 書・・ | | • • • | • • • | • • • • | | | • • • | • • • • | • • • | • • • | • • • | • • • | | • • • | | | 253 |
| 書式E | 契約図 | の更の | 関す | る通 | 知書 | | | | | | | | | | | · · · | | | | | 254 |
| 書式F | 外国新 | 選手 | 枠対 | 象外 | 認定 | 申記 | 青書 | | | | • • • | | | | | • • • | | | | | 255 |
| 書式G | プロA | 契約2 | 5名村 | 4対象 | 外部 | 認定 | 申記 | 青書 | • • | | • • • | • • • | | | | | | | | | 256 |
| 書式出 | -1登録 | ウイ: | ンドー | -の遺 | 5用 | 列外 | に関 | 目す | る | 申請: | 書(き | 忍約 | が終 | {了 | した | ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚ | 口退 | 手 |) • | | 257 |
| 書式H- | -2登録 | ウイ: | ンドー | -の道 | 5用 | 列外 | に関 | 月す | る | 申請: | 書(= | Ţ— | ルキ | / | % — | 選 | 手0 |)例 | 外) | | 258 |
| 書式出 | -3登録 | ウイ: | ンドー | -の道 | 10月 | 列外 | に関 | 月す | る | 申請: | 育) 書 | 育成 | 型期 | 限 | 寸移 | 籍) | • • | | | | 259 |
| 書式I | 他クラ | ラブ在 | 籍プ | 口選 | 手と | のき | 契約 | 交涉 | ま 開 | 始に | 関: | ナる | 通知 |]書 | | | | | | | 260 |
| した事 | 外国第 | 主撰等 | 各録 | 抹消 | 由請 | 書(| 20% | りを | 保‡ | ‡ [.; | たま | 主 |)抹: | 当の | 場: | 속) | | | | | 261 |

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ 定 款

第1章 総 則

第1条〔名 称〕

この法人は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ(略称Jリーグ)といい、英文では Japan Professional Football League (略称 J. League) と表示する。

第2条[事務所]

- (1) この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。
- (2) この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的および事業

第3条〔目 的〕

この法人は、公益財団法人日本サッカー協会の傘下団体として、プロサッカー(この法人の正会員となった団体に所属するサッカーチームが業務として行うサッカーをいう。以下同じ)を通じて日本のサッカーの水準の向上及びサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流及び親善に貢献することを目的とする。

第4条〔事 業〕

- (1) この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - ① プロサッカーの試合の主催および公式記録の作成
 - ② プロサッカーに関する諸規約の制定
 - ③ プロサッカーの選手、監督および審判等の養成、資格認定および登録
 - ④ プロサッカーの試合の施設の検定および用具の認定
 - ⑤ 放送等を通じたプロサッカーの試合の広報普及
 - ⑥ サッカーおよびサッカー技術に関する調査、研究および指導
 - ⑦ プロサッカーの選手、監督および関係者の福利厚生事業の実施
 - ⑧ サッカーに関する国際的な交流および事業の実施
 - ⑨ サッカーをはじめとするスポーツの振興および援助
 - ⑩ 機関紙の発行等を通じたプロサッカーに関する広報普及
 - ⑪ その他目的を達成するために必要な事業

(2) 前項各号の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第3章 会 員

第5条[法人の構成員]

- (1) この法人を構成する会員は、次のとおりとする。
 - ① 正会員 この法人の目的に贊同して入会した個人、または法人で下記にあたるもの
 - (a) J 1 リーグ会員(以下「J 1 会員」という)
 J 1 リーグ(競争力等において最も優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロサッカーリーグ)に属するチームを保有する法人
 - (b) J2リーグ会員(以下「J2会員」という) J2リーグ(競争力等においてJ1リーグに次いで優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロサッカーリーグ)に属するチームを保有する法人

 - (d) 特別会員 第 22 条第 2 項の規定により理事長 (チェアマン) に選定された者
 - ② 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または法人
 - ③ 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者
- (2) 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という)上の社員とする。

第6条〔会員の資格の取得〕

会員になろうとする者は、入会申込書を理事長(チェアマン)に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

第7条〔入会金および会費〕

- (1) 正会員または賛助会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。
- (2) 正会員または賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- (3) 個人である正会員または名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。
- (4) 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

第8条〔任意退会〕

(1) 正会員は、その退会希望日の12か月前までに、理事会において別に定める退会届(以下「退会届」という)を提出することにより、退会希望日をもって退会することができる。その他の会員については、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(2) 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、正会員は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

第9条[除 名]

- (1) 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の多数による議決を経て、理事長(チェアマン)が 除名することができる。
 - ① この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき
 - ② この法人の会員としての義務に違反したとき
 - ③ 会費または臨時会費を6か月以上滞納したとき
- (2) 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対して、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) 理事長(チェアマン)は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第10条[会員資格の喪失]

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 総社員が同意したとき
- ② 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または解散したとき
- ③ J 1 会員、J 2 会員および J 3 会員については、J 1 リーグ、J 2 リーグおよび J 3 リーグのいずれにも所属しなくなったとき
- ④ 特別会員については、理事長(チェアマン)を退任しまたは解職されたとき

第11条[会費等の不返還]

退会し、または除名され、あるいは資格を喪失した会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、いかなる事由があっても、これを返還しない。

第4章 総 会

第12条 [構成]

総会は、すべての正会員をもって構成する。総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

第13条[権 限]

総会は、次の事項について決議する。

- ① 入会の基準ならびに入会金および会費の額
- ② 会員の除名

- ③ 名誉会員の選任
- ④ 理事および監事の選任または解任
- ⑤ 理事および監事の報酬等の額
- ⑥ 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- ⑦ 事業計画および収支予算に関する事項の承認
- ⑧ 事業報告および収支決算に関する事項の承認
- ⑨ 定款の変更
- ⑩ 解散および残余財産の処分
- ① その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

第14条 [開催]

総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要が ある場合に随時開催する。

第15条[招集]

- (1) 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長(チェアマン)が招集する。
- (2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長(チェアマン)に対し、 総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

第16条[議長]

- (1) 総会の議長は理事長(チェアマン)がこれに当たる。
- (2) 理事長(チェアマン)が欠けたとき、または理事長(チェアマン)に事故があるときは、 理事長(チェアマン)が予め指名したものがこれに当たる。

第17条〔議決権〕

総会における議決権は、1社員につき1個とする。

第18条 [決 議]

- (1) 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - ① 会員の除名
 - ② 監事の解任
 - ③ 定款の変更
 - 4) 解散
 - ⑤ その他法令で定められた事項
- (3) 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を

上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- (4) 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長(チェアマン)に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては第1項および第2項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。
- (5) 理事会において総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第18条第1項および第2項の出席した社員の議決権の数に算入する。

第19条〔決議の省略〕

理事または社員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき 社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決 する旨の総会決議があったものとみなす。

第20条 [議事録]

- (1) 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- (2) 議長および出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員および特任理事

第21条〔役員の設置〕

- (1) この法人に、次の役員を置く。
 - ① 理事 15 名以上 20 名以内
 - ② 監事 2名以内
- (2) 理事のうち1名を理事長 (チェアマン)、1名以内を副理事長、2名以内を専務理事、2 名以内を常務理事とする。
- (3) 前項の理事長(チェアマン)をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事および常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

第21条の2 [特任理事]

- (1) この法人の運営を円滑に行うため、理事会の決議により、特任理事を 5 名以内で置くことができる。
- (2) 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
- (3) 常勤の特任理事を置く場合は、その任務については別途理事会で定めるものとする。
- (4) 前項のほか、特任理事の任期等に関する事項は、理事会が制定する「特任理事規程」の 定めるところによる。

第22条〔役員の選任〕

- (1) 理事および監事は、総会の決議によって選任する。
- (2) 理事長(チェアマン)、副理事長、専務理事および常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- (3) この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- (4) この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。) および 会員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)、ならびにこの法人の使用人が含まれて はならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

第23条〔理事の職務および権限〕

- (1) 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- (2) 理事長(チェアマン)は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事および常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- (3) 理事長(チェアマン)、副理事長、専務理事および常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第24条 [監事の職務および権限]

- (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

第25条〔役員の任期〕

- (1) 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員 総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- (4) 理事または監事は、第 21 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了また は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事 としての権利義務を有する。

第26条〔役員の解任〕

理事および監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

第27条〔役員の報酬等〕

理事および監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って 算定した額を報酬等として支給することができる。

第28条 [取引の制限]

- (1) 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、 理事会の承認を得なければならない。
 - ① 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - ② 自己または第三者のためにするこの法人との取引
 - ③ この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- (2) 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第29条 [責任の免除または限定]

- (1) この法人は、役員の一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に 定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める 最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- (2) この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

第30条〔構 成〕

- (1) この法人に理事会を設置する。
- (2) 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 31 条 [権 限]

理事会は、次の職務を行う。

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事長 (チェアマン) および業務執行理事の選定および解職

第32条[招集]

- (1) 理事会は、理事長 (チェアマン) が招集する。
- (2) 前項に定めるほか、理事会の招集に関する事項は、理事会の定める理事会規程の定めるところによる。

第 33 条 〔議 長〕

理事会の議長は、理事長(チェアマン)がこれに当たる。

第34条 [決 議]

- (1) 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第35条〔議事録〕

- (1) 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- (2) 出席した理事長(チェアマン) および監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長(チェアマン)の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第7章 実行委員会

第36条[実行委員会]

- (1) この法人は、その事業遂行のため、理事会の議決に基づき実行委員会を置く。
- (2) 実行委員会の組織、権限および運営に関する規定は、理事会が定める。

第8章 資産および会計

第37条[基本財産]

この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産はこの法人の基本財産とする。

第38条[事業年度]

この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第39条〔事業計画および収支予算〕

- (1) この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長(チェアマン)が作成し、理事会の決議を得て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- (2) 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、 一般の閲覧に供するものとする。

第40条[事業報告および決算]

- (1) この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長(チェアマン)が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。
 - ① 事業報告
 - ② 事業報告の附属明細書
 - ③ 貸借対照表

- ④ 捐益計算書(正味財産増減計算書)
- ⑤ 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- ⑥ 財産目録
- (2) 前項の承認を受けた書類のうち、第1号は定時社員総会で報告し、第3号、第4号および第6号の書類については、定時社員総会で承認を受けなければならない。
- (3) 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - ① 監査報告
 - ② 理事および監事の名簿
 - ③ 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - ④ 運営組織および事業活動の状況の概要、およびこれらに関する数値のうち重要なものを 記載した書類

第41条 [公益目的取得財産残額の算定]

理事長(チェアマン)は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規 則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残 額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更および解散

第42条 [定款の変更]

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第 43 条 [解 散]

この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

第44条「公益認定の取消し等に伴う贈与]

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、または合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第45条 [残余財産の帰属]

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法 人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、もしくは 地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第46条[公告の方法]

- (1) この法人の公告は、電子公告により行う。
- (2) 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第11章 顧問

第 47 条 〔顧 問〕

- (1) この法人に、顧問を若干名置くことができる。
- (2) 顧問は、この法人の理事であった者の中から総会の推薦により理事長 (チェアマン) が 委嘱する。
- (3) 顧問は、重要事項について理事長(チェアマン) または理事会の諮問に応じる。

第12章 法人の組織

第 48 条 〔設置等〕

- (1) この法人の業務を実行するため、必要な職員を置く。
- (2) この法人の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第 13 章 補 則

第49条 [委 仟]

この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を 経て、理事長(チェアマン)が定める。

附 則

- (1) この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特 例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかか

わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(3) この法人の最初の理事長 (チェアマン) は大東 和美とする。

別表 基本財産(第37条関係)

| 財産種別 | 場所・物量等 |
|------|------------------------------|
| 定期預金 | 20,000,000円(三菱東京 UFJ銀行虎ノ門支店) |

〔改 正〕

平成 25 年 1 月 22 日

平成 26 年 1 月 1 日

平成27年1月1日

Jリーグ規約

第1章総則

第1条[Jリーグの目的]

公益社団法人日本プロサッカーリーグ(以下「Jリーグ」という)は、日本のサッカーの水準の向上およびサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興および 国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流および親善に貢献することを目的とする。

第2条 [本規約の目的]

本気規約は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ定款」(以下「定款」という)に基づき、Jリーグの組織および運営に関する基本原則を定めることにより、Jリーグの安定的発展を図ることを目的とする。

第3条〔遵守義務〕

- (1) Jリーグの役職員、Jリーグの会員およびその役職員ならびにJリーグに所属する選手、 監督、コーチ、審判その他の関係者(以下「Jリーグ関係者」という)は、Jリーグの 構成員として、本規約および公益財団法人日本サッカー協会(以下「協会」という)の 定款ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。
- (2) Jリーグ関係者は、第1条のJリーグの目的達成を妨げる行為および公序良俗に反する 行為を行ってはならない。
- (3) Jリーグ関係者は、自らが暴力団その他の反社会的勢力に属する者(以下「暴力団員等」という)であってはならない。また、Jリーグ関係者は、暴力団員等による不当な要求および財産上の利益供与の申し入れは断固として拒絶し、かつ暴力団員等と取引をしまたは交際してはならない。
- (4) Jリーグ関係者は、いかなるものであれ、人種、性、言語、宗教、政治またはその他の 事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別を行ってはならない。
- (5) Jリーグ関係者は、その職務に関連し、またはその職務上の地位において、政治的に中立であることに疑義が生じる行為を行ってはならず、いかなる種類の政治的、宗教的または人種的なデモンストレーションも行ってはならない。
- (6) Jリーグ関係者は、職務の遂行を通じて知り得た協会、JリーグまたはJクラブの秘密 または内部事情を、第三者に開示または漏えいしてはならない。

第2章 組 織

第1節 理 事 会

第4条 [理事会]

- (1) 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (2) 理事会の運営に関する事項は、定款および理事会が定める「理事会規程」に基づく。

第2節 チェアマン

第5条 [チェアマン]

理事長(以下「チェアマン」という)は、Jリーグを代表するとともに、Jリーグの業務を管理統括する。

第6条〔チェアマンの権限〕

チェアマンは、Jリーグの運営に関する次の権限を行使する。

- ① Jリーグ全体の利益を確保するためのJリーグ所属の団体および個人に対する指導
- ② Jリーグ所属の団体および個人の紛争解決および制裁に関する最終決定
- ③ 実行委員会の招集および主宰
- ④ その他定款、本規約および関連する諸規程に定める事項

第3節 実行委員会

第7条 [構成]

- (1) J 1 リーグ(以下「J 1」という)、J 2 リーグ(以下「J 2」という)、および J 3 リーグ(以下「J 3」という)にそれぞれ実行委員会を設置する。
- (2) J 1 に設置する実行委員会を「J 1 実行委員会」、J 2 に設置する実行委員会を「J 2 実行委員会」、J 3 に設置する実行委員会を「J 3 実行委員会」といい、単に「実行委員会」という場合は、J 1、J 2 および J 3 の実行委員会を総称する。
- (3) 実行委員会の組織、権限および運営に関する事項は定款および理事会が別途定める「実行委員会規程」によるものとする。

第4節 その他の委員会

第8条〔専門委員会〕

- (1) チェアマンの下に次の専門委員会を置き、チェアマンがこれを直轄する。
 - ① 規律委員会
 - ② 法務委員会
 - ③ マッチコミッショナー委員会
 - ④ マーケティング委員会
 - ⑤ その他、理事会で定める委員会
- (2) 前項の各専門委員会の組織、権限および運営に関する事項は、理事会が制定する「専門委員会規程」の定めるところによる。

第5節 法人組織

第9条 [法人組織の設置]

Jリーグの総会、理事会および各委員会の事務を処理し、チェアマンの職務の執行を補佐するとともに、Jリーグの活動に関する諸事項の企画・立案を行うため、専任の職員により構成される法人組織を置く。

第10条 [法人組織の運営]

- (1) 法人組織の人事等に関する重要事項は、理事会の承認を得てチェアマンが定める。
- (2) 法人組織の機能、職務等、運営に関する事項は、チェアマンが制定する「法人組織細則」の定めるところによる。

第3章 Jクラブ

第11条〔Jリーグクラブライセンス交付規則〕

- (1) Jリーグは、AFCクラブライセンス交付規則第3.2.1.1項の定めに基づき、協会から 日本におけるクラブライセンス制度の制定および運用の委任を受けたことにより、日本 におけるクラブライセンス交付機関(ライセンサー)として、日本におけるクラブライ センス制度の制定および運用を行う。
- (2) Jリーグは、前項の定めに基づき、「Jリーグクラブライセンス交付規則」を定める。 なお、当該規則の目的、趣旨については、Jリーグクラブライセンス交付規則に定める ものとする。

第12条[J1クラブの資格要件]

J1会員たるクラブ(以下「J1クラブ」という)は、以下の要件を具備するものでなければならない。なお、J1クラブの数は18以下とする。

- (1) J1クラブライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと
- (2) 日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社であることまたは公益社団法人であること

第13条[J2クラブの資格要件]

J2会員たるクラブ(以下「J2クラブ」という)は、以下の要件を具備するものでなければならない。なお、J2クラブの数は22以下とする。

- (1) J 1 クラブライセンスまたは J 2 クラブライセンス (以下、両ライセンスを総称して「J リーグクラブライセンス」という) の交付を受け、それが取り消されていないこと
- (2) 日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社であることまたは公益社団法人であること

第14条[J3クラブの資格要件]

J3会員たるクラブ(以下「J3クラブ」という)は、以下の要件を具備するものでなければならない。

- (1) J 1 クラブライセンス、J 2 クラブライセンスまたはJ 3 クラブライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと
- (2) 日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社であることまたは公益社団法人もしくは特定非営利活動法人であること

第 15 条 [入 会]

- (1) Jリーグは、第 15 条の 2 にいう「Jリーグ百年構想クラブ」(以下「百年構想クラブ」という)のうち、日本フットボールリーグ(JFL)所属であり、9 月 30 日までにJリーグに対し所定の入会申込を行ったクラブを審査し、J3会員として入会させることができる。
- (2) 」リーグへの入会を希望する百年機想クラブは、以下の審査を受けなければならない。
 - ① 理事会が別途定める「J3スタジアム要件」に関する審査
 - ② 理事会が別途定める「J3ライセンス基準」に関する審査
 - ③ 前2号の審査に合格することを前提として実施される以下の入会審査
 - イ、クラブ責任者および行政当局責任者からの聴聞
 - 口、地域との協力関係およびホームスタジアム、練習場等に関する現地調査
 - ハ. クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他 J リーグが必要と認める 事項に関する調査
- (3) Jリーグへの入会を希望する百年構想クラブは、以下に掲げる要件をひとつでも充足していない場合には、入会することができない。
 - ① 前項の審査にすべて合格していること
 - ② 百年構想クラブとしての相当期間におよぶ活動実績において、理事会からJ3会員としての適性が認められたこと

- ③ 前項の審査を通じ、理事会が、J3リーグ戦を安定して運営できる財政基盤および経営 基盤を十分に具備していると評価したこと
- ④ 第14条各項の要件を具備していること
- ⑤ 入会直前年度までに、ファンクラブや後援会などの安定的な支援組織を整備すること
- ⑥ 入会直前年度のJFLのリーグ戦における1試合平均入場者数が2,000人を超えており、かつ、3,000人に到達することを目指して努力していると認められること。なお、入場者数の算定は「明治安田生命J1・2リーグ戦試合実施要項」第39条第3項および第4項に基づいて行う
- ⑦ 入会直前年度における年間事業収入が 1.5 億円以上になると、合理的に見込まれること
- ⑧ 入会直前年度の期末決算において、債務超過ではないことが合理的に見込まれること
- ③ 入会の可否を決定する理事会開催日の属するJFLシーズンにおける最終順位が 4 位以内であり、かつ、当該JFLに属するJリーグ百年構想クラブのうち、上位 2 クラブに入っていること
- (4) 理事会は、第2項に定める審査および前項に定める要件に関する調査等の結果を踏まえ、 入会の可否を審議のうえ、その結果をJFLシーズン終了の3日後までに、当該クラブ に書面で通知する。
- (5) 前項により、J3会員としての入会を承認されたクラブは、Jリーグに対し、承認日から1か月以内に、所定の入会金を納入しなければならない。この場合におけるJ3会員としての資格は、所定の入会金の納入完了を条件として、承認日の属する年の翌年の1月1日から認められるものとする。

第 15 条の 2 [J リーグ百年構想クラブ]

- (1) Jリーグは、JFL、9 地域のサッカーリーグまたは都道府県サッカーリーグに加盟するクラブのうち、理事会が定める「Jリーグ百年構想クラブ規程」の内容を満たすクラブを百年構想クラブとして認定することができる。なお、2013 年 12 月 31 日までにJリーグ準加盟クラブとして認定されているクラブは、当然に百年構想クラブと呼称し、当該クラブとして取り扱われるものとする。
- (2) 第 15 条第 2 項に定める入会審査を受けるクラブは、同条第 1 項に定める入会申込の日の前年の 11 月 30 日までに、Jリーグに百年構想クラブの認定を申請し、理事会の承認を受けていなければならない。

第 16 条 [J 1 ・ J 2 ク ラ ブ の 入 れ 替 え]

- (1) J 1 における年間順位の下位3クラブがJ2に降格し、J2における以下の3クラブが J1に昇格する。
 - ① J2における年間順位の上位2クラブ
 - ② J1昇格プレーオフの優勝クラブ
- (2) 前項の定めにかかわらず、J1クラブライセンスの交付判定を受けられなかったJ2クラブがあった場合は、次のとおりとする。
 - ① 当該クラブが前項第1号に該当しても、J1に昇格できない
 - ② 当該クラブは、J1昇格プレーオフに出場できない
 - ③ 前項に該当する3クラブのうち、J1クラブライセンスの交付判定を受けたクラブが2

クラブの場合、当該2クラブがJ1に昇格し、J1における年間順位の下位2クラブが J2に降格する

- ④ 前項に該当する3クラブのうち、J1クラブライセンスの交付判定を受けたクラブが1クラブの場合、当該1クラブがJ1に昇格し、J1における年間順位の下位1クラブが J2に降格する
- ⑤ 前項に該当する3クラブのうち、J1クラブライセンスの交付判定を受けたクラブがない場合は、J1・J2クラブの入れ替えは行わない

第17条[J2・J3クラブの入れ替え]

- (1) J2とJ3との間で、以下のとおり入れ替えを行う。
 - ① J2における年間順位の最下位クラブがJ3に降格し、J3の優勝クラブがJ2に昇格する
 - ② J2における年間順位が21位のクラブとJ3における2位のクラブとが入れ替え戦を 行い、勝者が翌シーズンのJ2クラブ、敗者が翌シーズンのJ3クラブとなる。
- (2) 前項の定めにかかわらず、J3優勝クラブまたは2位クラブが以下のいずれかに該当する場合は、前項における入れ替えの対象とはならない。この場合において、J3で3位以下のクラブが補欠となることはない。
 - ① J1クラブライセンスまたはJ2クラブライセンスの交付判定を受けられなかった場合
 - ② 入れ替えの資格を有するか否かを決定する理事会の前日時点で、翌シーズンの広告料収 入確定額が1億円未満(税抜)であった場合
 - ③ 当該シーズンのJ3リーグ戦における 1 試合平均入場者数が 3,000 人未満であった場合。ただし入場者数の算定は「明治安田生命J3リーグ戦試合実施要項」第 38 条第 3 項および第 4 項に基づいて行う
- (3) 前項に該当する事態が発生した場合における、第1項の取り扱いは以下のとおりとする。
 - ① J3優勝クラブが前項各号に該当する場合は、第1項第1号に定める入れ替えは行わず、 同項第2号に基づいてJ2の22位クラブとJ3の2位クラブとが入れ替え戦を行い、 入れ替えの有無を決定する
 - ② J3の2位クラブが前項各号に該当する場合は、第1項第1号に定める入れ替えを行い、 同項第2号は適用せず、同号に定める入れ替え戦は実施しない
- (4) J3優勝クラブ、同2位クラブのいずれもが第2項各号に該当する場合には、第1項第 1号および第2号をいずれも適用せず、J2・J3間の入れ替えは行わない。
- (5) 特別参加枠チームがJ3リーグに参加している場合における本条の取扱いについては、 「J3リーグへの特別参加枠チームに関する特則」の定めによる。

第 18 条〔Jリーグクラブライセンス不交付クラブ発生時の措置〕

JリーグクラブライセンスあるいはJ3クラブライセンスの不交付または取消しが決定 したクラブが発生した場合、当該クラブに対する補欠等の処置については、理事会で審議 決定する。

第19条[入会金および会費]

(1) J1クラブは、Jリーグに対し、次に定める入会金および会費(年会費:対象年の1月

1日~12月31日までの期間分)を納入しなければならない。

- ① 入会金 金6,000万円
- ② 会 費 金4.000万円
- (2) J 2 クラブは、J リーグに対し、次に定める入会金および会費(年会費:前項同様の期間分)を納入しなければならない。
 - ① 入会金 金 2,000 万円
 - ② 会 費 金 2,000 万円
- (3) J3クラブは、Jリーグに対し、次に定める入会金および会費(年会費:第1項同様の 期間分)を納入しなければならない。
 - ① 入会金 金 500 万円
 - ② 会 費 金 1,000万円
- (4) 以下に該当する場合は、第1項第1号、第2項第1号または第3項第1号に定める入会 金を承認日から1か月以内に納入しなければならない。
 - ① J2クラブがはじめてJ1クラブとなる場合
 - ② J3クラブがはじめてJ2クラブとなる場合
 - ③ 百年構想クラブが入会してJ3会員となる場合
- (5) 以下の場合には入会金は発生しないものとする。
 - ① J2またはJ3に降格したクラブが、それぞれJ1またはJ2に再昇格する場合
 - ② J1またはJ2クラブが、降格によってそれぞれJ2またはJ3クラブとなる場合
- (6) Jクラブは、第1項第2号、第2項第2号または第3項第2号に定める会費(年会費) を、当年の4月末までに納入しなければならない。

第20条[退 会]

Jクラブが定款第 10 条第3号によらずに退会しようとする場合は、理事会の承認を得なければならない。ただしシーズン途中の退会は認められず、また、次シーズン終了をもって退会しようとする場合は、その前年のシーズンの9月30日までに申請しなければならない。

第21条[Jクラブのホームタウン(本拠地)]

- (1) Jクラブは、理事会の承認を得て特定の市町村をホームタウンとして定めなければならない。ただし、次の各号の条件を満たし、理事会の承認を得た場合には、複数の市町村または都道府県をホームタウンとすることができる。
 - ① 自治体および都道府県サッカー協会から全面的な支援が得られること
 - ② 支援の中核をなし、市町村の取りまとめ役となる自治体を定めること
 - ③ 活動拠点となる市町村を定めること
- (2) Jクラブはホームタウンにおいて、地域社会と一体となったクラブ作り(社会貢献活動を含む)を行い、サッカーをはじめとするスポーツの普及および振興に努めなければならない。
- (3) Jクラブのホームタウンは、原則として変更することができない。
- (4) やむを得ない事由により、ホームタウンを変更する必要が生じた場合には、変更の日の1年以上前までに理由を記載した書面により理事会に申請し、その承認を得なければならない。ただし、第54条に定める開催期間の途中における申請は原則として認められない。

第22条〔Jクラブの権益〕

- (1) Jクラブは、原則としてそのホームタウンを含む都道府県を活動区域とする。
- (2) Jクラブは、活動区域において主管した公式試合(第40条に定める意味を有する)に伴 う広告料および公衆送信権料等につき、理事会の定めるところにより分配を受けること ができる。
- (3) Jクラブは、活動区域におけるサッカースクール、講演その他サッカーに関する諸行事の開催について、優先的にJリーグの公認を受けることができる。
- (4) Jクラブがその活動区域内で有料試合の開催を予定している日には、その活動区域内で は原則として協会または協会加盟団体の公式試合は行われないものとする。
- (5) Jクラブがその活動区域内で有料試合の開催を予定している時間およびその前後2時間を含む時間帯には、原則としてその活動区域内においては、協会が主催または主管する試合のテレビ放送は行われないものとする。
- (6) 特別の事情により前2項の定めに抵触する公式試合またはテレビ放送を行う必要がある場合には、これにより不利益を受けるおそれのあるJクラブの補償について、Jリーグ、 当該Jクラブおよび当該主催団体または協会間で別途協議の上決定するものとする。

第23条[Jクラブの健全経営]

- (1) Jクラブは、人件費、運営費その他の経費の設定に際し、健全な財政状態の維持に配慮 しなければならず、違反した場合、Jリーグクラブライセンス交付規則によって指導が 行われ、または制裁が科され得るほか、理事会は必要な措置を講ずることができ、Jク ラブはそれらに従わなければならない。
- (2) JクラブはJリーグに対し、Jリーグが指定した書類を定められた期限までに提出しなければならない。
- (3) Jクラブは、前項の書類に虚偽の記載をしてはならない。
- (4) Jリーグは、Jクラブの事前の同意がない限り、第2項の書類を第三者に開示しないものとする。ただし、JリーグおよびJクラブの状況を社会に告知するために、実行委員会の承認を得たうえで、提出書類に内包された情報をもとに作成された資料を、個別のJクラブの運営に支障を来たさない限りにおいて開示することができる。

第24条[リーグ戦安定開催融資制度]

- (1) クラブの財政難等の事情により、公式試合の運営に支障を来たす事態の発生を未然に防止するため、リーグ戦安定開催融資制度を設ける。
- (2) リーグ戦安定開催融資制度の管理・運営に関する事項は理事会が制定する「リーグ戦安定開催融資規程」の定めるところによる。

第 25 条〔 J クラブの株主〕

- (1) JクラブはJリーグクラブライセンス交付規則の定めまたはJリーグからの指示に基づき、Jリーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿(クラブが公益社団法人または特定非営利活動法人である場合には社員名簿)の写しを提出しなければならない。
- (2) Jクラブは、発行済み株式の株主を変更し、または新たに株式を発行する場合には、変更後の株主または新規株式の割当先を決定する前にJリーグに書面にて届け出を行わな

ければならない。転換社債またはストックオプション等、株式に転化しうる権利を付与 する場合も同様とする。

- (3) J クラブは直近の理事会の承認を受けた発行済み株式総数および株主構成を基準として、 以下のような株主変更または株式の新規発行を行う場合には、変更後の株主または新規 株式の割当先を決定する前に理事会の承認を得なければならない。転換社債またはスト ックオプション等、株式に転化しうる権利を付与する場合も同様とする。
 - ① 株式の引受人の数にかかわらず、増加する株式の数が、増資後の発行済み株式総数の 5%を超える場合
 - ② 増資によって、増加する株式の数にかかわらず、増資後の発行済み株式総数に対する持 株比率が5%を超える株主が新たに発生することとなる場合
 - ③ 株式の引受人の数にかかわらず、発行済み株式総数の5%を超える株式の株主を変更する場合
 - ④ 発行済み株式の株主を変更した結果、変更する株式の数にかかわらず、変更後の発行済 み株式総数に対する持株比率が5%を超える株主が新たに発生した場合
 - ⑤ すでに存在する株主の持株比率が、増資または株主の変更によって5%を超えて増加する場合
- (4) Jクラブは、他のJクラブの株式(公益社団法人または特定非営利活動法人にあっては 社員たる地位)を保有してはならない。なお、当該他のJクラブの重大な影響下にある と判断される法人の株式(社団法人または特定非営利活動法人にあっては社員たる地位) についても同様とする。
- (5) Jクラブは、直接たると間接たるとを問わず、他のJクラブまたは当該他のJクラブの 重大な影響下にある法人の経営を支配しうるだけの株式(社団法人または特定非営利活 動法人にあっては社員たる地位)を保有している者に対し、自クラブまたは自クラブの 重大な影響下にあると判断される法人の経営を支配できるだけの株式(社団法人または 特定非営利活動法人にあっては社員たる地位)を保有させてはならない。
- (6) Jクラブは、暴力団、暴力団員、暴力団員等が経営に実質的に関与している団体等に、 Jクラブの株式を保有させてはならない。なお、当該Jクラブの重大な影響下にあると 判断される法人の株式(社団法人または特定非営利活動法人にあっては社員たる地位) についても同様とする。

第26条〔役職員等の禁止事項〕

- (1) Jクラブの役員または職員は、直接たると間接たるとを問わず、次の事項を行ってはならない。
 - ① 他のJクラブまたは当該他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人の役員 または職員を兼務すること
 - ② 他のJクラブの株式 (公益社団法人または特定非営利活動法人にあっては社員たる地位)を保有すること
 - ③ 他のJクラブまたは他のJクラブの役職員との間で金銭貸借、債務保証またはこれらに 類する契約を締結すること
- (2) Jクラブに所属する選手、監督、コーチおよび役員その他の関係者は、公の場において、協会(審判を含む)、Jリーグまたは自他のJクラブを中傷または誹謗してはならない。

第27条 [名称および活動区域等]

(1) Jクラブの法人名、チーム名および呼称(以下総称して「名称」という。ただしチーム 名および呼称には地域名が含まれているものとする)ならびにホームタウンおよび活動 区域は次のとおりとする。

〔J 1 会員〕

| 法 人 名 | チーム名 | 呼称 | ホームタウン | 活動区域 |
|-------------------------|---------------|------------|--|------|
| ㈱ベガルタ仙台 | ベガルタ仙台 | ベガルタ仙台 | 仙台市 | 宮城県 |
| ㈱モンテディオ山形 | モンテディオ山形 | モンテディオ山形 | 山形市、天童市、鶴岡市 を中心とする全県 | 山形県 |
| (株)鹿島アントラーズ・エフ・シー | 鹿島アントラーズ | 鹿島アントラーズ | 鹿嶋市、潮来市、神栖市、 行方市、鉾田市 | 茨城県 |
| 浦和レッドダイヤモンズ㈱ | 浦和 レッドダイヤモンズ | 浦和レッズ | さいたま市 | 埼玉県 |
| ㈱日立柏レイソル | 柏レイソル | 柏レイソル | 柏市 | 千葉県 |
| 東京フットボールクラブ㈱ | FC東京 | FC東京 | 東京都 | 東京都 |
| ㈱川崎フロンターレ | 川崎フロンターレ | 川崎フロンターレ | 川崎市 | 神奈川県 |
| 横浜マリノス㈱ | 横浜F・マリノス | 横浜F・マリノス | 横浜市、横須賀市 | 神奈川県 |
| ㈱湘南ベルマーレ | 湘南ベルマーレ | 湘南ベルマーレ | 厚木市、伊勢原市、小田原市、 茅ヶ崎市、秦野市、平塚市、藤 沢市、大磯町、寒川町、二宮町 | 神奈川県 |
| (株)ヴァンフォーレ山梨 スポーツクラブ | ヴァンフォーレ甲府 | ヴァンフォーレ甲府 | 甲府市、韮崎市を 中心とする全県 | 山梨県 |
| ㈱松本山雅 | 松本山雅フットボールクラブ | 松本山雅FC | 松本市、塩尻市、 安曇野市、山形村 | 長野県 |
| ㈱アルビレックス新潟 | アルビレックス新潟 | アルビレックス新潟 | 新潟市、聖籠町 | 新潟県 |
| ㈱エスパルス | 清水エスパルス | 清水エスパルス | 静岡市 | 静岡県 |
| ㈱名古屋グランパスエイト | 名古屋グランパスエイト | 名古屋グランパス | 名古屋市、豊田市、みよし 市を中心とする全県 | 愛知県 |
| ㈱ガンバ大阪 | ガンバ大阪 | ガンバ大阪 | 吹田市、茨木市、高槻市、 豊中市 | 大阪府 |
| ㈱ クリムゾンフットボールクラブ | ヴィッセル神戸 | ヴィッセル神戸 | 神戸市 | 兵庫県 |
| ㈱サンフレッチェ広島 | サンフレッチェ広島F. C | サンフレッチェ広 島 | 広島市 | 広島県 |
| ㈱サガン・ドリームス | サガン鳥栖 | サガン鳥栖 | 鳥栖市 | 佐賀県 |

[J2会員]

| 24 1 <i>D</i> | T. 1 D | ngi #A- | +_15+. | 注制反导 |
|------------------------|----------------|-------------|---|------|
| 法人名 | チーム名 | 呼称 | ホームタウン | 活動区域 |
| ㈱北海道フットボールクラブ | コンサドーレ札幌 | コンサドーレ札幌 | 札幌市 | 北海道 |
| 株フットボールクラブ水戸ホーリーホック | 水戸ホーリーホック | 水戸ホーリーホック | 水戸市 | 茨城県 |
| ㈱栃木サッカークラブ | 栃木サッカークラブ | 栃木SC | 宇都宮市 | 栃木県 |
| (株)草津温泉フットボールクラブ | ザスパクサツ群馬 | ザスパクサツ群馬 | 草津町、前橋市を 中心とする全県 | 群馬県 |
| エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ(株) | 大宮アルディージャ | 大宮アルディージャ | さいたま市 | 埼玉県 |
| ジェフユナイテッド(株) | ジェフユナイテッド市原・千葉 | ジェフユナイテッド千葉 | 市原市、千葉市 | 千葉県 |
| 東京ヴェルディ1969 フットポールクラブ機 | 東京ヴェルディ 1969 | 東京ヴェルディ | 東京都 | 東京都 |
| (株)横浜フリエスポーツクラブ | 横浜FC | 横浜FC | 横浜市 | 神奈川県 |
| ㈱ツエーゲン | ツエーゲン金沢 | ツエーゲン金沢 | 金沢市、野々市市、かほく市、 津幡町、内灘町を中心 とする全県 | 石川県 |
| ㈱ジュビロ | ジュビロ磐田 | ジュビロ磐田 | 磐田市 | 静岡県 |
| ㈱岐阜フットボールクラブ | FC岐阜 | FC岐阜 | 岐阜市を中心とする全県 | 岐阜県 |
| ㈱京都パープルサンガ | 京都サンガ F.C. | 京都サンガ F.C. | 京都市、宇治市、城陽市、向 日市、長岡京市、京田辺市、 木津川市、亀岡市 | 京都府 |
| 大阪サッカークラブ㈱ | セレッソ大阪 | セレッソ大阪 | 大阪市、堺市 | 大阪府 |
| ㈱ファジアーノ岡山 スポーツクラブ | ファジアーノ岡山FC | ファジアーノ岡山 | 岡山市、倉敷市、津山市 を中心とする全県 | 岡山県 |
| ㈱カマタマーレ讃岐 | カマタマーレ讃岐 | カマタマーレ讃岐 | 高松市、丸亀市を中心 とする全県 | 香川県 |
| 徳島ヴォルティス㈱ | 徳島ヴォルティス | 徳島ヴォルティス | 徳島市、鳴門市、美馬市、 板野町、松茂町、藍住町、 北島町を中心とする全県 | 徳島県 |
| ㈱愛媛 F C | 愛媛FC | 愛媛FC | 松山市を中心とする全県 | 愛媛県 |
| アビスパ福岡㈱ | アビスパ福岡 | アビスパ福岡 | 福岡市 | 福岡県 |
| ㈱ギラヴァンツ北九州 | ギラヴァンツ北九州 | ギラヴァンツ北九州 | 北九州市 | 福岡県 |
| ㈱V・ファーレン長崎 | V・ファーレン長崎 | V・ファーレン長崎 | 長崎市、諫早市を 中心とする全県 | 長崎県 |
| ㈱アスリートクラブ熊本 | ロアッソ熊本 | ロアッソ熊本 | 熊本市 | 熊本県 |
| ㈱大分フットボールクラブ | 大分トリニータ | 大分トリニータ | 大分市、別府市、佐伯市を 中心とする全県 | 大分県 |

[J3会員]

| 法 人 名 | チーム名 | 呼称 | ホームタウン | 活動区域 |
|-------------------------|---------------------|----------------|---|------|
| ㈱いわてアスリートクラブ | グルージャ盛岡 | グルージャ盛岡 | 盛岡市 | 岩手県 |
| ㈱ブラウブリッツ秋田 | ブラウブリッツ秋田 | ブラウブリッツ秋田 | 秋田市、由利本荘市、 にかほ市、男鹿市を 中心とする全県 | 秋田県 |
| (株) A C福島ユナイテッド | 福島ユナイテッドFC | 福島ユナイテッドFC | 福島市を中心とする全県 | 福島県 |
| ㈱ゼルビア | FC町田ゼルビア | FC町田ゼルビア | 町田市 | 東京都 |
| (特非)横浜スポーツ& カルチャークラブ | 横浜スポーツ& カルチャークラブ | Y. S. C. C. 横浜 | 横浜市 | 神奈川県 |
| ㈱スポーツクラブ相模原 | SC相模原 | SC相模原 | 相模原市 | 神奈川県 |
| (株長野パルセイロ ・アスレチッククラブ | AC長野パルセイロ | AC長野パルセイロ | 長野市、須坂市、中野市、 飯山市、千曲市、坂城町、 小布施町、高山村、山ノ内町、 木島平村、野沢温泉村、信濃町、 飯綱町、小川村、栄村 | 長野県 |
| ㈱カターレ富山 | カターレ富山 | カターレ富山 | 富山市を中心とする全県 | 富山県 |
| (株)藤枝MYFC | 藤枝MYFC | 藤枝MYFC | 藤枝市、島田市、焼津市、牧 之原市、吉田町、川根本町 | 静岡県 |
| (株) S C 鳥取 | ガイナーレ鳥取 | ガイナーレ鳥取 | 鳥取市、米子市、倉吉市、 境港市を中心とする全県 | 鳥取県 |
| ㈱レノファ山口 | レノファ山口FC | レノファ山口FC | 山口市、下関市、山陽小 野田市を中心とする全県 | 山口県 |
| 琉球フットボールクラブ㈱ | FC琉球 | FC琉球 | 沖縄市を中心とする全県 | 沖縄県 |
| | | | | |

- (2) Jクラブは、ホームタウン内にJリーグが別途定める要件を充足するスタジアム(以下「ホームスタジアム」という)を確保しているものとする。
- (3) Jクラブとしての新規入会にあたっては、その名称について事前に理事会の承認を得るものとする。
- (4) Jクラブの名称は、原則として変更することができない。ただし、正当な事由がある場合において、理事会の承認を得たときはこの限りではない。

第4章 競 技

第1節 スタジアム

第28条 [スタジアムの維持]

Jクラブは、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、スタジアムを維持管理する 責任を負う。

第29条[スタジアム]

- (1) 公式試合で使用するスタジアムは、サッカースタジアムであることが望ましい。
- (2) スタジアムは、次の各号の条件を満たすものでなければならない。
 - ① ピッチは天然芝であり、原則として縦長 105m 横幅 68m であること
 - ② ピッチの外側周囲には、原則としてサッカースタジアムの場合は 5m以上、陸上競技兼用の場合は 1.5m以上の芝生部分を確保すること(したがって、陸上競技兼用の場合は縦長 108m以上、横幅 71m以上の芝生部分を確保すること)
 - ③ ゴールのポストおよびバーは白色かつ丸型(直径 12cm)で、原則として埋め込み式であること。また鉄製その他ボールを反発するような補強材を使用しないこと
 - ④ ゴールネットは原則として白色とする(Jリーグに申請し、承認を得た場合はこの限りではない)。またゴールネットは、ゴールの後方にポールを立て、安全な方法で取り付けること
 - ⑤ コーナーフラッグおよびコーナーフラッグポストは、Jリーグ指定のものであること
 - ⑥ ラインは幅 12cm とし、明瞭に引くこと(原則としてペイント方式とする)
- (3) フィールド(ピッチおよびその周辺部分)には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼすおそれのある物は一切放置もしくは設置してはならない。
- (4) スタジアムの観客席は、下記のとおりとする。ただし、芝生席は、観客席とはみなされない。
 - ① J 1 クラブ主管公式試合:入場可能数 15,000 人以上。ただし、芝生席は、観客席とは みなされない。
 - ② J2クラブ主管公式試合:入場可能数 10,000 人以上。ただし、芝生席は、観客席とは みなされない。
 - ③ J3クラブ主管公式試合:原則として入場可能数5,000人以上。なお、芝生席は、安全性等についてJリーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には、観客席とみなすことができる。
 - ④ すべての観客席は、屋根で覆われていることが望ましい。
- (5) 前項におけるスタジアムの入場可能数は、ホームゲーム開催時に使用可能な座席の数を指し、次の各号の合計数とする。
 - ① 入場券が発券できる座席の数
 - イ. 見切り席、常設の記者席、実況放送室等の座席は含まない
 - ロ. 常設の飛び降り防止エリアの席数は含まない。ただし当該エリアが調整可能な場合は

数に含む

- ハ. ホームクラブとビジタークラブの観客間の緩衝地帯の座席数は含むが、常設の緩衝地 帯の場合は含まない
- 二、立ち見エリアは、施設管理者と協議の上、入場可能な数とする
- ② 前号以外の座席の数
 - イ. 常設の VIP 席
 - ロ. 個室ラウンジ付きの観戦エリアは、テラスにある座席の数とする。個室ラウンジ内の 座席数は含まない
- ③ 車椅子席の数
 - イ、車椅子観戦エリアは座席はないが、車椅子1台分につき1席と数える
 - ロ. 車椅子のヘルパー席は、常設の椅子が設置され、かつ実際に使用されている場合のみ 数に含める
- (6) スタジアムの照明装置については、下記の通りとする。
 - ① J3を除く公式試合を開催するスタジアムには、ピッチのいずれの箇所においても 1,500 ルクス以上の照度をもつ照明装置を設置し、明るさを均一にしなければならない。
 - ② J3クラブが主管する公式試合を開催するスタジアムには、ピッチのいずれの箇所においても 1.500 ルクス以上の照度をもつ照明装置を設置することが望ましい。
 - ③ Jクラブは、スタジアムの照明装置の故障を未然に防止し、かつ、故障箇所をすみやかに修理するための措置を講じるよう努めなければならない。

第30条 [スタジアム付帯設備]

- (1) J3を除く公式試合で使用するスタジアムは、次の各号の付帯設備を備えるものでなければならない。
 - ① 運営本部室
 - ② 更衣室(温水シャワーが使用でき、かつ、ホームチーム、ビジターチームおよび審判員 について各々別個に用意されていること)
 - ③ 室内ウォームアップエリア(ホームチームおよびビジターチームについて各々別個に用意されていること。また、審判員について配慮されていること)
 - 4 マッチ・コーディネーション・ミーティング室
 - ⑤ 記録室(ピッチ全体を見渡すことができ、原則として個室であること)
 - ⑥ 医務室
 - ⑦ ドーピングコントロール室
 - ⑧ 警察・消防司令室兼控室
 - ⑨ 記者会見室
 - (10) 記者室
 - ① カメラマン(フォトグラファー、TVクルー)室
 - ⑩ 中継スタッフ控室
 - (3) VIP 席、VIP 受付、VIP ラウンジ
 - 14 マッチコミッショナ一席
 - (B) 記者席 (メインスタンド中央部でスタジアム全体を見渡すことができ、屋根付きで、かつ、電源およびノートパソコン等が置ける机を備えていること)

- (16) 場内放送システムおよび場内放送室
- ① テレビ中継およびラジオ中継用実況放送室(ピッチ全体を見渡せる場所にあり、音声機材を設置するに十分な広さと、中継に必要かつ十分な電源を備えていること)
- 18 スコアボードおよび時計 (原則として大型映像装置とし操作室も備えること)
- (19) メンバー掲示板 (スコアボードでの兼用可)
- ② リーグ旗およびクラブ旗の掲揚ポールまたはバトン
- ② メディア受付、ミックスゾーンおよびフラッシュインタビューポジション
- ② 入場券売場、入場ゲート(入場待機スペース)
- 23 総合案内所
- 24) 救護室
- 25) 授乳室
- 26) 飲食売店およびグッズ売店
- ② 駐車場、駐輪場、タクシー等乗降所
- 28 テレビ中継車両駐車スペース
- ② テレビカメラ設置スペース(中継カメラ用およびニュース関連 ENG 用)
- ③ ケーブル敷設スペース(中継車とテレビカメラおよび実況放送室間)
- ③ 伝送用機材等設置スペース (アンテナ/アンテナ搭載車両/光ファイバー用端末)
- ③ 雷保護設備
- (2) J3の公式試合で使用するスタジアムは、第1号から第29号までならびに第31号の付帯設備を備えるものでなければならないとともに、第30号の設備を備えることが望ましい。ただし、第12号から第29号までの設備については、スタジアムの諸室や座席、スタンド部分等の運用を工夫することにより、当該設備として利用可能な状態とすることをもって足りるものとし、第31号の設備については2016年6月までに備えることをもって足りるものとする。
 - ① 更衣室(温水シャワーが使用でき、かつ、ホームチーム、ビジターチームおよび審判員 について各々別個に用意されていること)
 - ② 記録員席(個室であることが望ましく、少なくとも、ピッチ全体を見渡すことができ、雨に濡れない座席であること)
 - ③ 医務室
 - ④ 場内放送システム
 - ⑤ スコアボードおよび時計 (大型映像装置であることが望ましい)
 - ⑥ メンバー掲示板 (スコアボードでの兼用可)
 - ⑦ リーグ旗およびクラブ旗の掲揚ポールまたはバトン
 - ⑧ ミックスゾーンおよびフラッシュインタビューポジション
 - ⑨ 入場券売場、入場ゲート(入場待機スペース)
 - ⑩ 飲食売店およびグッズ売店
 - ⑪ 駐車場、駐輪場、タクシー等乗降所
 - ⑩ 運営本部室
 - ③ マッチ・コーディネーション・ミーティング室
 - (4) ドーピングコントロール室
 - (15) 警察・消防司令室兼控室
 - 16 記者会見室

- ① 記者室
- ® カメラマン (フォトグラファー、TV クルー) 室
- ① VIP 席
- 20 マッチコミッショナー席
- ② 記者席(メインスタンドでピッチ全体を見渡すことができ、雨に濡れない座席であること。電源およびノートパソコン等が置ける机を備えていることが望ましい)
- ② テレビ中継およびラジオ中継用実況放送席(メインスタンドでピッチ全体を見渡すことができ、雨に濡れない座席であること。音声機材を設置するに十分な広さと、中継に必要かつ十分な電源を備えていることが望ましい)
- 23 総合案内所
- 24 救護室
- ② 授乳室
- 26 テレビ中継車両駐車スペース
- ② テレビカメラ設置スペース (中継カメラ用およびニュース関連 ENG 用)
- 28 ケーブル敷設スペース (中継車とテレビカメラおよび実況放送席間)
- ② 伝送用機材等設置スペース (アンテナ/アンテナ搭載車両/光ファイバー用端末)
- ③ 室内ウォームアップエリア(ホームチームおよびビジターチームについて各々別個に用意されていること。また、審判員について配慮されていること)
- ③ 雷保護設備

第31条〔衛生施設〕

スタンドには、どの席からもアクセスが容易な場所に男女別のトイレ設備を充分に備え、 かつ、車椅子席の近くには多目的トイレを備えなければならない。

第 32 条 [ベンチ]

- (1) チームベンチは、原則として次の要件を満たすものでなければならない。
 - ① ピッチのタッチラインから 5m 以上離れ、かつ、その一端がハーフウェーラインから 10m 以内にかかる位置に設置すること
 - ② 屋根を備えていること(ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない)
- (2) チームベンチの前面(ピッチ側)には、テクニカルエリアを設置する。
- (3) ホームチームのベンチは、原則としてメインスタンドからピッチに向かって左側に設置するものとする。
- (4) 第4の審判員ベンチを備えなければならない。

第 33 条 〔医療施設〕

Jクラブは、試合開催時には原則として観客等のための医師および看護師を各1名以上 待機させなければならない。

第34条[ビジタークラブのための観客席の確保]

Jクラブは、対戦チームの所属するJクラブ(以下「ビジタークラブ」という)を応援する観客のために、適正な数の席を確保しなければならない。

第35条[広告看板等の設置]

- (1) スタジアムには、Jリーグが指定する位置に、JリーグおよびJリーグオフィシャルパートナーが所定のサイズおよび枚数の広告看板を掲出することができるスペースを確保しなければならない。
- (2) 前項の広告看板以外の広告物等を設置しようとする場合には、事前にJリーグに届け出て承認を得なければならない。

第36条[スタジアムにおける告知等]

- (1) ホームゲームを実施する J クラブ (以下「ホームクラブ」という) は、スタジアムにおいて、次の各号の事項を告知しなければならない。ただし、第4号については得点直後に、また、第7号については後半30分を目安に、それぞれ告知するものとする。
 - ① 選手、審判員、審判アセッサーおよびマッチコミッショナー
 - ② 試合方式
 - ③ 選手および審判員の交代
 - ④ 得点者および得点時間
 - ⑤ アディショナルタイム
 - ⑥ 他の試合の途中経過および結果
 - ⑦ 入場者数(「明治安田生命 J 1・ J 2 リーグ戦試合実施要項」第39条第3項および第4項または「明治安田生命 J 3 リーグ戦試合実施要項」第38条第3項および第4項に基づいて算定されたもの)
 - ⑧ 前各号のほか、Jリーグの指定する事項
- (2) ホームクラブは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を行うことができる。
 - ① 次の試合の予定の告知
 - ② クラブスポンサーの広告宣伝
 - ③ 音楽放送
 - ④ チームまたは選手に関する情報の告知
 - ⑤ 前各号以外の告知事項

第 37 条 [スタジアムの検査]

- (1) Jリーグは、別途定める「スタジアム検査要項」により各スタジアム (付帯設備含む) を検査し、理事会に報告する。
- (2) 理事会は、前項に基づく報告内容を検討し、検査対象とした各スタジアムにおける公式 試合開催の可否を決定する。

第38条〔スタジアムの視察〕

- (1) Jリーグは、試合開催の可否を確認するためスタジアムを視察することができ、その結果、試合開催が困難であると判断したときは、その旨を遅滞なくチェアマンに報告しなければならない。
- (2) チェアマンは、前項の報告を受けたときは、そのスタジアムでの試合の実施を中止する 決定を下すことができる。

(3) 前項の中止の決定およびその通知は、原則として試合開催日の2か月前までにホームクラブに対して行わなければならない。

第39条〔悪天候の場合のピッチ整備の義務〕

ホームクラブは、降雪または降雨等、悪天候の場合であっても、可能な限りピッチを整備し、そのスタジアムでの試合を実施することができるよう最善の努力をしなければならない。

第2節 公式試合

第 40 条 [公式試合]

- (1) Jリーグにおける公式試合(本規約において「公式試合」という)とは、次の試合をいう。
 - ① J1リーグ戦(J1)
 - ② J2リーグ戦(J2)
 - ③ J3リーグ戦(J3)
 - ④ リーグカップ戦
 - ⑤ チャンピオンンシップ
 - ⑥ J1昇格プレーオフ
 - ⑦ J2・J3入れ替え戦
 - ⑧ スーパーカップ
 - ⑨ スペシャルマッチ
 - ⑩ 前各号のほか、理事会が指定した試合
- (2) Jクラブは、前項第1号、第2号または第3号のホームゲームの80%以上をホームスタジ アムで実施しなければならない。ただし、理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 第1項第1号から第8号までの試合は、クラブにおける最高水準の競技力を保持するチーム(以下「トップチーム」という)に限り参加できるものとする。
- (4) 前項にいうトップチームは、以下の要件を満たすものとする。
 - ① J 1 クラブのトップチームは、シーズン中は常にプロ選手を 20 名以上保有し、うち 15 名以上はプロ A 契約選手であること
 - ② J 2 クラブのトップチームは、シーズン中は常にプロA契約選手を 5 名以上保有していること
 - ③ J3クラブのトップチームは、シーズン中は常にプロ選手を3名以上保有していること

第 41 条〔参加義務等〕

- (1) Jクラブは、公式試合および協会が開催する天皇杯全日本サッカー選手権大会の本大会 または本大会の出場権を得るための予選大会に参加しなければならない。
- (2) Jクラブは、所属選手が、代表チームまたは選抜チーム等の一員に選出された場合、当該選手をこれに参加させる義務を負う。

第42条〔最強のチームによる試合参加〕

Jクラブは、その時点における最強のチーム(ベストメンバー)をもって前条の試合に 臨まなければならない。なお、第40条第1項第1号から第4号に定める公式試合における 当該チームの詳細に関しては、「Jリーグ規約第42条の補足基準」に定めるものとする。

第43条 [不正行為への関与の禁止]

JクラブおよびJクラブの役員、選手、監督、コーチその他の関係者は、方法・形式のいかんにかかわらず、また直接たると間接たるとを問わず、試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に一切関与してはならない。

第 44 条 [公式試合の主催等]

- (1) 公式試合は、すべて協会およびJリーグが主催(自己の名義において試合を開催すること。以下同じ) し、Jリーグが主管(自己の責任と費用負担において試合を実施・運営すること。以下同じ) する。
- (2) Jリーグは、公式試合のホームゲームの主管をホームクラブに委譲する。
- (3) 前項の規定にかかわらず、Jリーグは、活動区域外のスタジアムで実施する公式試合を 自ら主管することができる。
- (4) 活動区域外で開催される試合については、事前にチェアマンの承認を得た場合に限りその地方のマスコミが共催することを認める。なお、試合開催が複数回に及ぶ場合であっても、その都度申請し承認を得るものとする。

第45条[主管権の譲渡]

JクラブはJリーグの事前の承認を得て、その主管するホームゲームの主管権を、協会に所属する都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。ただし、この場合においても、当該Jクラブは、本規約上の義務を免れるものではない。

第 46 条 〔競技規則〕

公式試合は、すべて国際サッカー連盟(FIFA)および協会の競技規則に従って実施される。

第47条[届出義務]

- (1) Jクラブは、次の事項を所定の方法によりJリーグに届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合も同様とする。
 - ① 選手
 - ② 実行委員、運営担当および広報担当等
 - ③ 監督、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー(原則として公益財団法人日本体育協会公認)等(以下「チームスタッフ」という)
 - ④ 入場料金の体系(年間指定席券その他すべての入場券を含む)
- (2) 前項第4号の入場料金は、ビジタークラブの観客に対してもホームクラブの観客と平等 の条件で設定されなければならない。ただし、ホームクラブのファンクラブ会員または 年間指定席券購入者に対する割引その他合理的理由がある場合にはこの限りではない。

第 48 条 [出場資格]

- (1) 協会の「選手登録に関する規定」に基づき協会への選手登録を完了し、かつ第 100 条に 定める J リーグ登録を行った選手のみが、公式試合における出場資格を有する。
- (2) 選手は、公式試合出場に際し、協会の発行した選手証、協会の発行した電子選手証を印刷したもの、または協会の発行した電子選手証を画面上に表示して確認することのできる電子機器を持参しなければならない。

第 49 条 [ユニフォーム]

(1) 公式試合においては、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームを使用しなければならない。

- (2) 前項のユニフォームには、メンバー提出用紙に記載された選手番号が明確に表示されて いなければならない。
- (3) チームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用しなければならない
- (4) 前各項の定めのほか、ユニフォームに関する事項は、理事会が制定する「ユニフォーム 要項」の定めるところによる。

第50条〔試合球〕

公式試合の試合球は、Jリーグが、協会検定球の中から認定する。

第51条[Jクラブの責任]

- (1) ホームクラブは、選手、チームスタッフ、実行委員、運営担当、広報担当、審判員および観客等の安全を確保する義務を負う。
- (2) ホームクラブは、観客が試合の前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負う。
- (3) ホームクラブは、前2項の義務の遂行を妨げる観客等に対して、その入場を制限し、または即刻退去させる等、適切な措置を講ずる義務を負う。
- (4) ビジタークラブは、実行委員、運営担当(正)およびセキュリティ担当(運営担当(正)とセキュリティ担当は兼務可)をアウェイゲームに帯同し、第2項に基づくホームクラブの義務の履行に協力するとともに、ビジタークラブのサポーターが試合の前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負う。ただし、やむを得ない場合には実行委員についてはJクラブがその責務にあたることができると判断した者、運営担当(正)については運営担当(副)を代理人として帯同することができるが、同じ者が実行委員の代理人と運営担当(正)の代理人を兼ねることはできない。代理人が帯同する場合は、本規約に定める実行委員又は運営担当(正)の義務は代理人が履行するものとする。
- (5) Jクラブは、試合が開催されるスタジアムに、暴力団員等を入場させないよう、努める ものとする。

第52条〔選手の健康管理およびドクター〕

- (1) Jクラブは、日本国医師免許を保有する専属のドクターを置き、当該Jクラブの責任に おいて選手の健康管理を行わなければならない。
- (2) 前項の健康管理における医学的検査の項目は、協会のスポーツ医学委員会が定める次のメディカルチェック項目とする。
 - ① 内科検査(心電図、心エコー検査含む)
 - ② 整形外科的検査
 - ③ 血液検査
 - ④ 尿検査
 - ⑤ レントゲン検査
 - ⑥ 運動負荷検査
 - ⑦ 体力検査

- (3) Jクラブは、すべての試合に、ドクターを同行させ、原則としてベンチ入りさせなければならない。
- (4) ホームクラブは、すべての試合において第 4 の審判員ベンチに AED を備えなければならない。
- (5) Jクラブは、試合終了後可及的すみやかに「Jリーグ傷害報告書」をJリーグに提出しなければならない。なお、選手が試合中に負傷した場合には、ドクターの所見を得、ドクターの署名あるものを提出するものとする。

第53条[負傷した選手の活動再開の制限]

- (1) Jクラブは、選手が試合中に負傷して退場した場合において、その傷害が頭部その他特に慎重な配慮を要する部位に生じたものであるときは、医師の承認を得なければ、当該選手の選手としての活動を再開させてはならない。
- (2) 前項の傷害が練習中に生じた場合においても同様とする。
- (3) 脳振盪と診断あるいはその疑いのある選手の活動再開に関する前2項の医師の承認は、 JFA医学委員会が定める「サッカーにおける脳振盪の指針」に基づき判断されなけれ ぱならない。

第3節 試合の運営

第54条[公式試合の開催期間]

公式試合は、原則として毎年2月から12月までの間に実施する。

第55条〔リーグ戦の開催〕

- (1) リーグ戦の試合日程は、次の事項を考慮した実行委員会の審議を経て、理事会が決定する。
 - ① シーズンのJ1の1位(年間優勝)チームに開幕権が与えられること
 - ② 試合開催が特定の地域に集中しないこと
 - ③ 同一大会でアウェイゲームが3試合以上連続しないこと。ただし、J3に関してはこの 限りではない。
- (2) リーグ戦は、原則としてJ1は土曜日または水曜日、J2およびJ3は日曜日または水曜日に開催されるものとする。

第56条〔試合日程の遵守〕

Jクラブは、前条により定められた公式試合の開催日、キックオフ時刻および開催地等 の試合日程を遵守しなければならない。

第57条 [試合の日時または場所の変更]

- (1) 公式試合の開催日、キックオフ時刻または開催地の変更は、次の手続きに従い決定する。
 - ① ホームクラブが J リーグに対し、変更しようとする開催日の30日前までに「試合開催に関する変更申請書」(別紙4)により申請する
 - ② チェアマンは、変更の可否を判断し、変更される開催日の20日前までに、変更の可否

を、ホームクラブおよびビジタークラブの双方に通知する

- (2) 前項の手続きが行われない場合、ビジタークラブは、当該変更を拒否することができる。
- (3) やむを得ない特別の事情がある場合において、チェアマンは、前2項の規定にかかわらず、開催の日時または場所を変更することができる。

第58条 [特別の事情による変更]

Jクラブは、協会またはJリーグにおいて特別の事情がある場合には、日程等の変更に応じなければならない。

第59条〔同日開催の制限〕

公式試合は、原則として、同一日に同一スタジアムで2試合以上行ってはならない。

第60条 [抱き合わせ開催の禁止]

公式試合は、Jリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの 試合またはイベント等と抱き合わせで開催してはならない。ただし、Jクラブが主催する 地域振興のための試合・イベント、選手育成のための試合等であって、荒天時には中止で きるものに限り、実施することができる。

第61条〔マッチコミッショナー〕

- (1) マッチコミッショナーは、実行委員会が推薦し、理事会が承認した後、チェアマンが任命し、公式試合に派遣される。
- (2) マッチコミッショナーは、次の事項を遵守しなければならない。
 - ① キックオフ時刻の 120 分前までにスタジアムに到着すること
 - ② 協会の発行した選手証、協会の発行した電子選手証を印刷したもの、または協会の発行した電子選手証を画面上に表示して確認することのできる電子機器により選手の試合における出場資格を確認し、「Jリーグメンバー提出用紙」(別紙3)の記載事項に不備があればそのチームに訂正させること
 - ③ キックオフ時刻の 70 分前に双方のクラブの監督、実行委員および運営担当(正)、ならびに審判員を集め、マッチ・コーディネーション・ミーティングを開催すること
 - ④ リーグカップ戦、チャンピオンシップ、J1昇格プレーオフおよびJ2・J3入れ替え 戦の延長戦終了後に行う PK において、主審がピッチおよびゴールの状況、選手の安全確 保等に問題があると判断した結果、ビジターチーム側のゴールを使用した場合には、試 合終了後、その理由を主審に確認すること
 - ⑤ 試合終了後 24 時間以内にJリーグに「Jリーグマッチコミッショナー報告書」(別紙 5)を発信すること
 - ⑥ 試合の中断または競技中の悪質な違反による退場等の重大な事項が発生した場合に、所 定の手続きにより「Jリーグマッチコミッショナー緊急報告書」(別紙6) をすみやか にチェアマンに提出すること
 - ⑦ 裁定委員会または規律委員会より出席を求められた場合に、これに出席し報告すること
 - ⑧ 前各号のほか、別途チェアマンの定める事項を行うこと

第62条 [試合の中止の決定]

試合の中止は、主審が、マッチコミッショナー、ホームクラブの実行委員およびビジタークラブの実行委員(または Jリーグ規約第51条第4項に基づくその代理人)の意見を参考のうえ決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームクラブの実行委員が協議のうえ決定する。

第63条 [不可抗力による開催不能または中止]

公式試合が、悪天候、地震等の天災地変または公共交通機関の不通その他いずれのチームの責にも帰すべからざる事由(以下「不可抗力」という)により開催不能または中止となった場合には、当該試合の取り扱いについては、次の各号からチェアマンが決定する。

- ① 90 分間の再試合
- ② 中止時点からの再開試合
- ③ 中止時点での試合成立

第64条 [敗戦とみなす場合]

公式試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由あるチームは、原則として 0 対 3 で 敗戦したものとみなす。

第65条[試合結果の報告]

ホームクラブの実行委員は、所定の手続きに従い公式記録および必要に応じて試合運営 報告書(別紙7)をJリーグに提出しなければならない。

第66条[試合実施要項]

公式試合の運営に関する事項は、理事会が制定する「試合実施要項」の定めるところによる。

第67条 [規律委員会による処分]

次の各号のいずれかに該当する者に対する処分は、協会が定めるJFA懲罰基準に基づき規律委員会において審議決定する。

- ① 退場を命じられた者
- ② 警告を受けた者
- ③ 前2号に相当する不正な行為を行った者

第4節 非公式試合

第68条 [有料試合の開催]

- (1) すべての有料試合は、事前にJリーグに所定の申請書を提出し、Jリーグおよび協会の 承認を得なければ開催することができない。
- (2) 前項の試合の開催日については、公式試合の日程が優先する。
- (3) 第1項の開催申請書の提出期限は、試合が開催される月の3か月前の月の末日までとする。

第69条[外国チームとの試合等]

Jクラブが外国のサッカーチームと試合を行う場合は、試合の場所が国内であるか国外であるかにかかわらず、事前にJリーグおよび協会の承認を得なければならない。

第70条 [興行等への参加禁止]

Jクラブ、選手、監督およびコーチは、事前にJリーグの承認を得ない限り、Jリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合またはイベント等に参加してはならない。

第71条〔救済試合〕

救済試合は、傷害または疾病により選手としての活動が不可能となった有望な選手を、 経済的窮状から救済することを目的として開催する。

第72条[引退試合]

引退試合は、選手が引退するにあたり当該選手の功績を称えることを目的として開催する。

第73条 [救済試合および引退試合の開催手続等]

- (1) 救済試合および引退試合は、当該選手の現所属クラブまたは元所属クラブが、事前に、 Jリーグに所定の申請書を提出し、実行委員会の審議を経て理事会にて決議されなけれ ば、開催することができない。
- (2) 救済試合および引退試合の開催地は、原則として当該試合の開催クラブのホームタウンとする。
- (3) 救済試合および引退試合は、前2条に定める理由がある場合に、選手1名につき1回に限り開催することができる。

第74条〔慈善試合〕

- (1) Jクラブは、被災者、病者、孤児等の困窮者の救済その他の社会還元を目的として、人 道的見地に基づき、慈善試合を開催することができる。
- (2) 前条第1項および第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第5節 試合の収支

第75条[公式試合の費用負担]

ホームクラブは、ホームゲームにおける収入を受領し、その試合の開催に要する次の費用(以下総称して「必要経費」という)を負担する。

- ① 運営人件費
- ② スタジアム使用料(付帯設備使用料を含む)
- ③ スタジアム仮設設備設置費用 (テント設営料等)
- ④ 入場券・招待券の印刷費

- ⑤ 入場券販売手数料
- ⑥ 広告宣伝費
- ⑦ クラブスポンサーの看板等の費用 (スタジアムへの掲出料を含む)
- ⑧ その他運営に係わる費用

第76条〔救済試合、引退試合および慈善試合の損益の配分〕

- (1) 救済試合および引退試合の損益の配分については、Jリーグと当該試合の開催 J クラブ との協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として 対象選手が受領することができるものとする。
- (2) 慈善試合の損益の配分については、Jリーグと当該試合の開催クラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として慈善試合の目的である救済事業等のために使用されなければならない。

第77条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕

- (1) すでに何らかの経費が発生している公式試合が、不可抗力により開催不能または中止となった場合には、ホームクラブにおいて発生した第75条第1号から第4号までの費用および入場料金払戻し手数料ならびに双方のチームにおいて発生した交通費・宿泊費(「旅費規程」第2条の範囲に限る)はJリーグが負担する。ただし、第63条第1項第3号の決定により、中止時点で試合が成立した場合は除く。
- (2) 前項にかかわらず、J3においては、前項に記された費用負担について、Jリーグが前項の内容を参考にして個別に決定する。

第78条 [帰責事由あるクラブの費用の補償]

- (1) ホームクラブの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となった場合、ホームクラブは、ビジターチームに発生した交通費・宿泊費を補償しなければならない。
- (2) ビジタークラブの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となった場合、 ビジタークラブは、ホームクラブに発生した第75条第1号から第8号までの費用および 入場料金払戻し手数料ならびに交通費・宿泊費を補償しなければならない。

第79条〔納付金〕

ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額をその試合の属する大会が終了した後60日以内に、協会に納付しなければならない。

第80条[収支報告]

公式試合の収支報告は、その試合の属する大会が終了した後 30 日以内に、「試合収支決算書」および「大会収支決算書」を J リーグに送付することにより行う。

第81条〔遠征費用〕

- (1) チームの遠征に要する交通費・宿泊費をJリーグにおいて支出する場合には、理事会が 制定する「旅費規程」の定めるところによる。
- (2) ホームクラブの都合によりホームタウン以外のスタジアムで試合を実施したことにより

発生したビジターチームの交通費・宿泊費の増額分はホームクラブが負担する。ただし、 当該負担額は、「旅費規程」第2条に基づいて算出する。

- (3) 公式試合を無事に終了したが、不可抗力など理事会が認める理由によりその日または翌日の帰路に影響が出た場合には、双方のチームにおいて発生した宿泊費をJリーグが負担する。ただし、当該負担額は、「旅費規程」第2条に基づいて算出する。
- (4) 前項にかかわらず、J3においては、前項に記された負担額につき、Jリーグが前項の 内容を参考にして個別に決定する。

第6節表彰

第82条[リーグ表彰]

Jリーグは、リーグ戦、チャンピオンシップおよびリーグカップ戦に関し、チーム、選手、監督および審判員等の表彰を行う。

第83条[功労者表彰]

- (1) Jリーグは、Jリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰することができる。
- (2) 前項の表彰を受ける者は、チェアマンの推薦に基づき理事会が決定する。

第84条〔表彰規程〕

前2条に基づく表彰に関する事項は、理事会が制定する「Jリーグ表彰規程」の定めるところによる。

第85条〔特別表彰〕

第82条および第83条に定める表彰のほか特に表彰を必要とする場合は、理事会の定めるところによる。

第5章 選 手

第86条[誠実義務]

- (1) 選手は、協会の定款および本規約ならびにこれらに付随する諸規程を遵守するとともに Jクラブの諸規則を遵守し、Jクラブとの間に締結した契約を誠実に履行しなければな らない。
- (2) 選手は、自己の能力を最大限に発揮するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。

第87条〔履行義務〕

- (1) プロ契約選手は、次の各事項を履行する義務を負う。
 - ① Jクラブの指定するすべての試合への出場
 - ② Jクラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
 - ③ Jクラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
 - ④ Jクラブより支給されたユニフォームー式およびトレーニングウェアの使用
 - ⑤ Jクラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加
 - ⑥ Jクラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
 - ⑦ 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および 試合への参加
 - ⑧ ドーピングテストの受検
 - ⑨ 合宿、遠征等に際してのJクラブの指定する交通機関および宿泊施設の利用
 - ⑩ 居住場所に関する事前のJクラブの同意の取得
 - ⑪ 副業に関する事前の J クラブの同意の取得
 - (12) その他 J クラブが必要と認めた事項
- (2) アマチュア選手は、次の各事項を履行する義務を負う。
 - ① Jクラブの指定するすべての試合への出場
 - ② Jクラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
 - ③ Jクラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
 - ④ Jクラブにより支給されたユニフォームー式およびトレーニングウェアの使用
 - ⑤ Jクラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加
 - ⑥ Jクラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
 - ⑦ 協会から各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試 合への参加
 - ⑧ 協会、Jリーグ等の指定するドーピングテストの受検
 - ⑨ 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
 - ⑩ 就業に関する事前のクラブへの報告
 - ① その他」クラブが必要と認めた事項

第88条[ドーピングの禁止]

- (1) 選手の健康を保持するとともに試合の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止する。
- (2) 選手は、ドーピングテストの対象として指名された場合、これを拒否することはできない。

第89条〔禁止事項〕

- (1) プロ契約選手は、次の各行為を行ってはならない。
 - ① Jクラブ、協会およびJリーグの内部事情の部外者への開示
 - ② 試合およびトレーニングに関する事項(試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニング の内容等)の部外者への開示
 - ③ 協会の「ドーピング防止規程」に違反する行為
 - ④ Jクラブ、協会およびJリーグの承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加もしくは関与
 - ⑤ 」クラブとの契約の履行の妨げとなる内容の第三者との契約の締結

- ⑥ Jクラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの 試合への参加
- ⑦ 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- ⑧ その他 J クラブ、協会および J リーグにとって不利益となる行為
- (2) アマチュア選手は、次の各行為を行ってはならない。
 - ① Jクラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
 - ② 試合およびトレーニングに関する事項(試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニング の内容等)の部外者への開示
 - ③ 協会の「ドーピング防止規程」に抵触する行為
 - ④ サッカー活動の対価としての報酬(利益)等の受領
 - ⑤ 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
 - ⑥ その他」クラブ、協会および」リーグにとって不利益となる行為

第90条 [費用の負担および用具の使用]

- (1) 選手が J クラブのために旅行する期間の交通費・宿泊費は、 J クラブが負担する。
- (2) 選手が試合およびトレーニングに使用する用具のうち、ユニフォームー式およびトレーニングウェアは、Jクラブが支給したものを使用しなければならない。

第91条 [疾病および傷害]

選手は、疾病または傷害に際してはすみやかにJクラブに通知し、Jクラブの指示に従わなければならない。

第92条〔プロ選手契約およびアマチュア選手誓約〕

- (1) Jクラブと「日本サッカー協会選手契約書」を締結した選手の移籍に関する権利および 義務は、すべて当該 Jクラブに帰属する。
- (2) Jクラブは、選手と締結したすべての契約書の写しをJリーグに提出しなければならない。
- (3) Jクラブは、アマチュア選手が署名した誓約書(別紙9) および当該選手との間で諸手当について確認した書式のほか、当該選手と締結した書式の写しすべてを提出しなければならない。
- (4) Jリーグは、特段の定めがある場合を除き、Jクラブの事前の同意がない限り、前2項に記された書式の写しを第三者に開示しないものとする。

第93条〔選手の報酬等〕

- (1) Jクラブは選手に対し、前条第2項に基づきJリーグに提出した契約書に記載された報酬以外の金銭または利益を名目のいかんを問わず供与してはならない。
- (2) Jクラブは、選手の技能その他の事情を勘案したうえ、当該選手の能力を最も発揮し得るように、選手の報酬を設定するよう努めなければならない。

第94条〔支度金およびトレーニング費用〕

(1) Jクラブは、新規契約した選手または移籍した選手に対し、理事会が定める「支度金支

給基準規程」の金額を上限として、支度金を支払うことができる。

- (2) Jクラブは、選手の新規契約に際し、その選手を育成した法人、学校等に対し、協会が 定める「トレーニング費用請求基準」の金額を上限として、トレーニング費用を支払う ことができる。
- (3) Jクラブは、選手の新規契約に際し、前2項以外の金銭を支払ってはならず、また、いかなる物品・便益等も供与してはならない。

第 95 条 [選手エージェント等]

Jクラブと選手との契約に関し、弁護士、FIFA加盟国協会が認定する選手エージェント 以外の者は、代理人、仲介人等名称のいかんにかかわらず、かつ、直接であると間接であ るとを問わず、一切関与してはならない。

第96条[未成年者]

- (1) 選手が契約締結時に未成年である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。
- (2) 選手が協会への選手登録時に未成年である場合には、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書を提出しなければならない。

第97条 [選手の肖像等の使用]

- (1) 選手は、第87条の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等(以下「選手の肖像等」という)が報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する選手の肖像等につき何ら権利を有するものでない。
- (2) 選手は、JリーグおよびJクラブから指名を受けた場合、Jクラブ、協会およびJリー グの広告宣伝・広報・プロモーション活動(以下「広告宣伝等」という)に原則として 無償で協力しなければならない。
- (3) 選手は、次の各号について事前にJクラブの書面による承諾を得なければならない。
 - ① テレビ・ラジオ番組およびインターネットを通じて送信される番組等への出演
 - ② イベントへの出演
 - ③ 新聞・雑誌取材への応諾
 - ④ 第三者の広告宣伝等への関与
- (4) 前項の出演または関与に際しての対価の分配は、Jクラブと選手が協議して定める。

第98条[契約に関する紛争の解決]

Jクラブと選手との間の契約の解釈または履行に関し、Jクラブと選手との間に紛争が 生じたときは、Jクラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決するよう努 めなければならない。

第6章 登録および移籍

第1節 登 録

第99条[協会の登録に関する規定の遵守]

Jクラブは、協会が定める選手登録に関する規定を遵守し、同規定に従い協会への選手 登録を行わなければならない。

第100条 [選手等のJリーグ登録]

- (1) Jリーグは第47条第1項に基づき、Jクラブから届出された事項により、選手、監督およびコーチに関する「選手等登録簿」を作成し、Jリーグ登録を行う。
- (2) 「選手等登録簿」に記載する事項は次の各号のとおりとする。
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 所属 J クラブの正式名称
 - ④ 前各号のほか、Jリーグが指定する事項

第101条[審判員のJリーグ登録]

- (1) Jリーグは第 113 条第 1 項により協会が指名した主審、副審および第 4 の審判員を「審判員登録簿」に記載することにより、Jリーグ登録を行う。
- (2) 「審判員登録簿」に記載する事項は次の各号のとおりとする。
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 審判員の級別
 - ④ 前各号のほか、Jリーグが指定する事項

第 102 条 [登録の変更・拒否・抹消]

- (1) Jリーグは、Jクラブから「選手等登録簿」の内容変更の届け出を受けた場合、その届け出に従い「選手等登録簿」の変更を行う。
- (2) Jリーグは、協会から「審判員登録簿」の内容変更の届け出を受けた場合、その届け出 に従い「審判員登録簿」の変更を行う。
- (3) Jリーグは、試合の結果に影響を与える不正行為に関与した者、またはJリーグにとって著しい不利益となる行為を行った者のJリーグ登録を行わない。当該登録において虚偽の記載がある場合も同様とする。
- (4) Jリーグは、Jリーグ登録を行った選手、監督およびコーチならびに審判員が次の各号 のいずれかに該当する場合は、その者に関するJリーグ登録を抹消する。
 - ① 前項に該当するとき

- ② JクラブがJリーグ登録の抹消に関する届け出を行ったとき
- ③ 死亡、または失踪宣告を受けたとき

第103条 [未登録の選手]

Jクラブは、前条の選手登録をしていない選手を公式試合に出場させてはならない。

第2節 移 籍

第 104 条 [協会の移籍に関する規定の遵守]

選手の移籍は、協会の基本規程および協会が定める「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」に従って行わなければならない。

第 105 条 〔納付金〕

Jクラブは、日本国内で育成された日本国籍を有するプロ選手の日本国内の移籍に伴う 移籍補償金(期限付移籍補償金を含む)収入の4%相当額を、受領後14日以内にJリーグ に納付しなければならない。

第7章 監督、コーチおよびアカデミーダイレクター

第 106 条 [トップチームの監督およびコーチ]

- (1) Jクラブのトップチーム監督およびアシスタントコーチの資格要件は、Jリーグクラブライセンス交付規則(J3クラブは理事会が別途定める「J3ライセンス基準」)の定めによる。
- (2) J クラブは、トップチーム監督との契約を締結する前に、所定の手続きにより当該トップチーム監督候補者の保有資格が前項の資格要件を満たすことを協会に確認しなければならない。
- (3) J クラブは、第1項の資格要件を満たすトップチーム監督およびトップチームのアシス タントコーチ1名をシーズン中は常時登録しなければならず、資格要件を満たさない者 による代行は認められない。

第 107条〔トップチーム以外の監督、コーチおよびアカデミーダイレクター〕

- (1) Jクラブのトップチーム以外のチームにおける監督およびコーチの資格要件は、Jリー グクラブライセンス交付規則(J3クラブは理事会が別途定める「J3ライセンス基準」) の定めによる。
- (2) Jクラブのアカデミーダイレクターの資格要件は、Jリーグクラブライセンス交付規則 (J3クラブは理事会が別途定める「J3ライセンス基準」)の定めによる。

第108条〔研修への参加義務〕

すべての監督、コーチおよびアカデミーダイレクターは、協会またはJリーグが指定する研修会に参加しなければならない。

第109条 [選手兼務の禁止]

監督およびコーチは、選手として登録することはできない。

第 110 条 [契約等]

- (1) Jクラブは、監督およびコーチと書面による契約を締結した場合は、その写しをJリー グに提出しなければならない。
- (2) 監督およびコーチは、同一期間に複数のクラブと契約を締結することはできない。
- (3) Jクラブと書面による契約を締結している監督またはコーチに対し、その契約期間中に他クラブが将来の契約を結ぶ目的で接触する場合、あらかじめ当該監督またはコーチが現在契約を締結しているクラブに書面で通知し、その承諾を得なければならない。
- (4) 第97条[選手の肖像等の使用]第1項から第4項までの規定は、監督およびコーチについて、これを準用する。

第111条[守秘義務]

監督、コーチおよびアカデミーダイレクターは、第3条第6項に定める守秘義務を遵守するものとする。

第8章 審 判 員

第112条[資格要件]

- (1) 公式試合の主審および副審(以下総称して「審判員」という)は、協会の認定する審判 員の資格を有する者でなければならない。
- (2) 外国における経験に照らし前項に定める審判資格と同等以上の資格を有していると認められる者は、事前に協会の承認を得た場合に限り、例外として前項に定める審判員となり得る。
- (3) 公式試合の第4の審判員は、協会の認定する審判員の資格を有するものでなければならない。

第 113 条 [指 名]

- (1) Jリーグは、協会の審判委員会に対し、J1、J2およびJ3の主審、副審および第4 の審判員の指名を要請するものとする。
- (2) 前項の指名は、1年ごとに行われるものとする。ただし、期間途中における追加、変更および主審・副審間の変更を妨げない。

第114条 [審判員の服装および用具]

審判員は、Jリーグが指定する服装および用具を使用しなければならない。

第 115 条 [身分証]

審判員は、協会が交付する審判員証を携帯するものとする。

第 116 条 [手当等]

審判員に対する手当および交通費・宿泊費は、それぞれ「試合実施要項」および「旅費 規程」の定めるところによる。

第117条[保 険]

Jリーグは、審判員の、試合中および試合の前後(試合のための移動途中を含む)における事故に備えるため、Jリーグの費用負担において保険措置を講ずるものとする。

第9章 付随事業

第1節 各種の事業

第118条〔付随事業〕

Jリーグは、サッカーの普及および振興を促進するため、サッカーの試合の開催に加え、 各種の付随的事業を行うものとし、Jクラブはこれに積極的に協力するものとする。

第 119 条 [公衆送信権]

- (1) 公式試合の公衆送信権(テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という)は、すべてJリーグに帰属する。
- (2) 前項の公衆送信権の取扱いについては、理事会において定める。

第 120 条 [その他の事業]

- Jリーグは、前2条に定める事業のほか、次の各号の事業を行うものとする。
 - ① サッカー用具の認定および検定に関する事業
 - ② 広報・出版に関する事業
 - ③ 商品化に関する事業
 - ④ その他理事会において定める事業

第 121 条〔Jリーグオフィシャルパートナー〕

公式試合のスポンサーシップ契約に関する事項については、理事会において定める。

第122条[収入の配分]

前4条の事業に基づく収入は、予め定められた比率により、Jクラブに配分する。

第2節 商品化に関する基本原則

第 123 条 [定 義]

本節における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- ① マーク等 JリーグまたはJクラブの名称、ロゴ、マーク、マスコット、エンブレム、 意匠、商標その他JリーグまたはJクラブを表示するもの
- ② 商品化権 マーク等を使用して商品を製造・販売する権利
- ③ 「ケース・J」 Jリーグのみのマーク等を使用して商品を製造・販売 する場合
- ④ 「ケース・J+全クラブ」 JリーグおよびすべてのJクラブのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- ⑤ 「ケース・J+J1全クラブ」 JリーグおよびJ1全クラブのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- ⑥ 「ケース・J+J2全クラブ」 JリーグおよびJ2全クラブのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- ⑦ 「ケース・J+J1・J2全クラブ」 JリーグおよびJ1・J2全クラブのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- ⑧ 「ケース・J+J3全クラブ」 JリーグおよびJ3全クラブのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- ⑨ 「ケース・J+1クラブ」 Jリーグおよびある単一のJクラブのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- ⑩ 「ケース・1クラブ」 ある単一のJクラブのみのマーク等を使用して商品を 製造・販売する場合

第124条「Jクラブのマーク等]

- (1) Jクラブは自己のマーク等を使用開始する前に、理事会の承認を得なければならない。
- (2) 」クラブは自己のマーク等をJリーグが定める基準に従い、管理しなければならない。
- (3) Jクラブは自己のマーク等の変更を希望する場合、変更使用開始日の 13 か月前までに理事会の承認を得なければならない。
- (4) Jクラブは自己のマーク等を他種目のチームや団体に使用させることを希望する場合、 事前に理事会の承認を得なければならない。

第125条〔商品化権の帰属〕

マーク等の商品化権の帰属は、原則として次のとおりとする。

- ① 第123条第1項第3号から第8号に該当する場合は、Jリーグに専属的に帰属する
- ② 第123条第1項第9号に該当する場合は、Jリーグおよび当該 Jクラブに帰属する
- ③ 第 123 条第 1 項第 10 号に該当する場合は、当該 J クラブに帰属する

第126条 [商品化権の実際上の運用基準]

前条の規定にかかわらず、マーク等の商品化権の実際上の行使は次のとおりとする。

- ① 第 123 条第 1 項第 3 号から第 9 号に該当する場合は、J リーグのみが行使する。マーク 等の商品化権の運用は、「商品化細則」に基づき行うものとする
- ② 第 123 条第 1 項第 10 号に該当する場合は、 J クラブのみが行使する
- ③ Jリーグは、前2号の商品化権を第三者に許諾することができるものとする。ただし、この場合、当該第三者がJクラブに対し商品を低廉な優遇価格で販売することを条件とする

第127条 [事前の申請]

Jクラブおよび前条第3号に基づき許諾を受けた第三者は、商品化に先立ち、各商品ごとにその素材、形状等をJリーグに申請しなければならない。

第 128 条 [J リーグによる承認]

前条の申請についての承認の可否は、「商品化細則」に基づいてJリーグが決定する。

第 129 条 [肖像等]

- (1) Jリーグは、Jクラブ所属の選手、監督、コーチ等(以下「選手等」という)の肖像、 氏名、略歴等(以下「肖像等」という)を包括的に用いる場合に限り、これを無償で使 用することができるものとする。ただし、特定の選手等(選手の場合はプロ契約選手に 限る。)の肖像等のみを使用する場合には、その都度、事前にJクラブと協議し、その承 認を得るものとする。
- (2) Jリーグは、前項の権利を第三者に許諾することができる。

第130条〔収入の配分〕

商品化権の行使によるJリーグの収入は、予め定められた比率により、Jクラブに配分する。

第10章 紛争解決

第1節 裁定委員会

第 131 条 〔 設 置 〕

本規約に関連する紛争の解決および本規約に基づく制裁に関するチェアマンの諮問機関として裁定委員会を設置する。

第132条〔組織および委員〕

- (1) 裁定委員会は、5名以内の委員をもって組織する。
- (2) 委員は、サッカーに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者のうちから、理事会の同意を得てチェアマンが任命する。
- (3) 委員は、Jリーグの理事もしくは法人組織の職員またはJクラブの役員もしくは職員を 兼ねることができない。
- (4) 委員は、非常勤とする。

第133条〔委員の任期〕

- (1) 委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- (2) 委員に欠員が生じた場合に、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間と する。

第 134 条 [委員長]

- (1) 裁定委員会に委員長を置く。
- (2) 委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は、裁定委員会を代表し、議事その他の会務を主宰する。
- (4) 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第 135 条〔裁定委員会事務局〕

裁定委員会の事務を処理させるため、裁定委員会に裁定委員会事務局を置く。

第 136 条 〔裁定委員会規程〕

裁定委員会の運営に関する事項は、本規約に定める事項を除き、理事会が制定する「裁定委員会規程」の定めるところによる。

第2節 チェアマンの決定

第137条 [チェアマンの決定を求める申立]

- (1) Jリーグに所属する団体および個人は、次の事項につき、チェアマンの決定を求めることができる。
 - ① 選手の契約に関する J クラブと選手との間の紛争
 - ② 選手の移籍に関する J クラブ相互間または J クラブと選手との間の紛争
 - ③ 前2号のほか、本規約上の権利・義務に関する紛争
- (2) 前項によりチェアマンの決定を求めようとする者は、「裁定委員会規程」の定めるところにより、裁定委員会に対し申立書を提出しなければならない。

第138条〔裁定委員会の答申〕

前条第2項による申立があったときは、まず裁定委員会が申立の内容について調査・審理した上、チェアマンに対し、書面により裁定案を答申するものとする。

第 139 条 [チェアマンの決定]

チェアマンは、前条の答申を十分に尊重し、かつ、Jリーグ全体の利益を考慮した上、 申立に対する決定を下すものとする。

第 140 条 [和 解]

申立があった後、当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、その和解の内容をもって最終解決とする。

第 11 章 制 裁

第1節総則

第141条「チェアマンによる制裁および調査」

- (1) チェアマンは、JクラブまたはJクラブに所属する個人(選手、監督、コーチ、役員その他の関係者を含む。以下同じ)が、本規約または本規約に付随する諸規程に違反したときは、制裁を科すことができる。
- (2) チェアマンは、前項の制裁を科すに際し、自ら、または裁定委員会もしくは関連する専門委員会に委任して、事実関係の調査を行うことができる。
- (3) 前項の調査の対象となったJクラブまたはJクラブに所属する個人は、当該調査に協力しなければならない。

第142条 [制裁の種類]

(1) Jクラブに対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。

① けん青

始末書をとり、将来を戒める

② 制裁金

1件につき1億円以下の制裁金を科す

③ 中立地での試合の開催

試合を中立地で開催させる

④ 一部観客席の閉鎖

一部の観客席を閉鎖し、そこには観客を入場させない

⑤ 無観客試合の開催

入場者のいない試合を開催させる

⑥ 試合の没収

得点を3対0として試合を没収する

⑦ 勝点減

リーグ戦の勝点を1件につき 15 点を限度として減ずる

⑧ 出場権剥奪

リーグカップ戦における違反行為に対する制裁として 次年度のリーグカップ戦への出場権を剥奪する

⑨ 下位リーグへの降格

所属するリーグより1つ以上下位のリーグに降格させる

① 除名

Jリーグから除名する(ただし、総会において正会員現

在数の4分の3以上の多数による議決を要する)

(2) Jクラブに所属する個人に対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。

① けん青 始末書をとり、将来を戒める

② 制裁金 1件につき 5,000 万円以下の制裁金を科す

③ 出場の資格停止 無期限または違反行為1件につき1年以内の期限を付

して、公式試合への出場権を剥奪する

④ 公式試合に関わる職務の停止 一定期間、無期限または永久的な公式試合に関わる職務 の全部または一部の停止

第143条〔裁定委員会への諮問〕

チェアマンは、前2条による制裁の種類および内容に関し裁定委員会に諮問し、その答申に基づき制裁を決定する。

第144条 [制裁金の納付と配分]

- (1) 制裁金は、チェアマンによる制裁金の決定後30日以内に、Jリーグの指定する方法により納付しなければならない。
- (2) 納付された制裁金は、理事会が決定する方法により、原則としてJクラブに配分される。

第145条[制裁金の合算]

同時に複数の違反行為が制裁金の対象となったときは、各々について定められた制裁金の合算額をもって制裁金の金額とする。

第146条 [他者を利用した違反行為]

他の者をして、違反行為を行わせたJクラブまたはJクラブに所属する個人には、自ら 違反行為を行った場合と同様の制裁を科するものとする。

第 147 条 [両罰規定]

Jクラブに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して制裁を科すほか、その個人が所属するJクラブに対しても制裁を科すことができる。ただし、当該Jクラブに過失がなかったときは、この限りではない。

第 148 条 [違反行為の重複による加重]

同種の違反行為を重ねて行ったときは、その違反行為について定められた制裁金の金額 の2倍以下の範囲内において、制裁金の金額を加重することができる。

第149条〔酌量減軽〕

- (1) 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、 その制裁金の金額を減額することができる。
- (2) 前条により加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

第2節 制 裁 金

第150条[1億円以下の制裁金]

次の各号のいずれかに該当する場合は、1億円以下の制裁金を科す。

- ① 第43条〔不正行為への関与の禁止〕に、Jクラブが違反した場合
- ② 第51条[Jクラブの責任]各項の義務を怠り、選手、チームスタッフ、実行委員、運営担当、広報担当、審判員または観客等を死傷させた場合

第 151 条 [5,000 万円以下の制裁金]

次の各号のいずれかに該当する場合は、5,000万円以下の制裁金を科す。

- ① 第41条[参加義務等]第1項に違反した場合
- ② 第43条 [不正行為への関与の禁止] に、個人が違反した場合
- ③ 第48条[出場資格]第1項に違反した場合
- ④ 第89条 [禁止事項] 各号に違反した場合
- ⑤ 第94条 [支度金およびトレーニング費用] 第3項に違反した場合
- ⑥ 第103条 [未登録の選手] に違反した場合
- ⑦ 第104条 [選手の移籍に関する規定の遵守] に違反した場合

第 152 条 [2,000 万円以下の制裁金]

次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の制裁金を科す。

- ① 第3条 [遵守義務] 第3項に違反した場合
- ② 第23条〔Jクラブの健全経営〕第1項に違反した場合
- ③ 第25条[Jクラブの株主] 第2項から第6項までのいずれかに違反した場合
- ④ 第26条〔役職員等の禁止事項〕第2項に違反した場合
- ⑤ 第28条[スタジアムの維持]に違反した場合
- ⑥ 第33条 [医療施設] に違反した場合
- ⑦ 第35条[広告看板等の設置]各項に違反した場合
- ⑧ 第41条[参加義務等]第2項に違反した場合
- ⑨ 第42条[最強のチームによる試合参加]に違反した場合
- ⑩ 第 51 条 [J クラブの責任] 第 1 項、第 2 項、第 3 項、または第 4 項に違反した場合
- ⑪ 第56条[試合日程の遵守]に違反した場合
- ⑩ 第60条 [抱き合わせ開催の禁止] に違反した場合
- ③ 第68条〔有料試合の開催〕各項に違反した場合
- ④ 第69条〔外国チームとの試合等〕に違反した場合
- ⑤ 第70条 [興行等への参加禁止]に違反した場合
- ⑥ 第92条[プロ選手契約およびアマチュア選手誓約]第2項に違反した場合
- ⑪ 第95条 [選手エージェント等] に違反した場合
- ⑱ 第110条〔契約等〕第2項に違反した場合
- ⑨ 第 141 条 [チェアマンによる制裁および調査] 第 3 項に違反した場合

第 153 条 [1,000 万円以下の制裁金]

次の各号のいずれかに該当する場合は、1,000万円以下の制裁金を科す。

- ① 第3条 [遵守義務] 第4項、第5項または第6項に違反した場合
- ② 第23条[Jクラブの健全経営]第3項に違反した場合
- ③ 第26条 [役職員等の禁止事項] 第1項に違反した場合
- ④ 第39条 [悪天候の場合のピッチ整備の義務]に違反した場合
- ⑤ 第49条〔ユニフォーム〕第1項、第2項または第4項に違反した場合
- ⑥ 第 110 条 〔契約等〕第3項に違反した場合
- ⑦ 第127条 [事前の申請] に違反した場合

第154条〔500万円以下の制裁金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、500万円以下の制裁金を科す。

- ① 第23条[Jクラブの健全経営]第2項に違反した場合
- ② 第48条[出場資格]第2項に違反した場合
- ③ 第110条〔契約等〕第1項に違反した場合

第155条[100万円以下の制裁金]

次の号に該当する場合は、100万円以下の制裁金を科す。

① 第25条[Jクラブの株主]第1項に違反した場合

第 156 条 [第3条第2項違反の制裁金]

第3条〔遵守義務〕第2項に違反し、刑罰法規に抵触する行為を行った場合の制裁金は 次の各号のとおりとする。

① 生命・身体に対する行為 5,000 万円以下

② 公益に対する行為 3,000 万円以下

③ 名誉・財産に対する行為 2,000万円以下

第3節 反 則 金

第 157 条〔アンフェアなプレーに対する反則金〕

(1) リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が、J1は102ポイント、J2は126ポイント、J3は99ポイントを超えた場合、当該Jクラブに対し、以下のとおり反則金を科すものとする。

| ① J1: | 103 ポイント以上 112 ポイント以下 | 40 万円 |
|-------|-----------------------|--------|
| | 113 ポイント以上 122 ポイント以下 | 60 万円 |
| | 123 ポイント以上 132 ポイント以下 | 80 万円 |
| | 133 ポイント以上 142 ポイント以下 | 100 万円 |
| | 143 ポイント以上 152 ポイント以下 | 150 万円 |
| | 153 ポイント以上 162 ポイント以下 | 200 万円 |
| | 163 ポイント以上 172 ポイント以下 | 250 万円 |

| | 173 ポイント以上 | 300 万円 |
|--------------|-----------------------|--------|
| ② J2: | 127 ポイント以上 136 ポイント以下 | 40 万円 |
| | 137 ポイント以上 146 ポイント以下 | 60 万円 |
| | 147 ポイント以上 156 ポイント以下 | 80 万円 |
| | 157 ポイント以上 166 ポイント以下 | 100 万円 |
| | 167 ポイント以上 | 150 万円 |
| ③ J3: | 100 ポイント以上 109 ポイント以下 | 40 万円 |
| | 110 ポイント以上 119 ポイント以下 | 60 万円 |
| | 120 ポイント以上 | 80 万円 |

(2) 前項に定める反則金は、シーズン毎に理事会が決定する方法によって配分される。

第158条 [反則ポイントの計算方法]

- (1) 前条の反則ポイントの計算は、退場1回につき3ポイント(同一試合における警告2回による退場も同様とする)、警告1回につき1ポイント、出場停止試合1試合につき3ポイントとして加算し、警告および退場(退席を含む)がなかった試合1試合につき3ポイントを減ずる。
- (2) 前項にかかわらず、異議または遅延行為による警告の場合には、前項に定めるポイントのほか警告1回につき1ポイントを別途加算するものとし、同一試合における警告2回による退場の場合であってもそれぞれ加算を行うものとする。
- (3) 第1項にかかわらず、試合の前後半それぞれにおいて、その責めに帰すべき事由により キックオフ指定時刻に遅れた場合には、第1項に定めるポイントのほかキックオフ遅れ 1分につき1ポイントを別途加算するものとする。
- (4) キックオフ指定時刻に遅れた理由(両クラブまたはいずれのクラブに責があるか) およ び遅れた分数については、マッチコミッショナー報告書に基づき算出することとする。 遅れた理由及び分数について疑義が生じた場合はチェアマンの決定を最終とする。

正順表 ンは社団法人 日本プロサッカーリーグ 規約・規程集

「公益社団法人 日本プロサッカーリーグ 規約・規程集」において以下の誤記がございましたので、お詫びして訂正申し上げます。

◆ 「〕リーグ規約」第11章 制裁 [IF] [周] ページ数 館3節 反関金 第3節 反脚余 第157条(アンフェアなプレーに対する反則金) 第157条(アンフェアなプレーに対する反則金) (1) リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が、J 1は102ポイント、 (1) リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が、 1 1 は102ポイント、 J 2は126ポイント、J 3は**108**ポイントを超えた場合、当該 J クラブ **12は126ポイント、J3は99ポイントを超えた場合、当該Jクラブ** に対し、以下のとおり反則金を料すものとする。 に対し、以下のとおり反則金を料すものとする。 ① J 1: 103ポイント以上112ポイント以下 40万円 ① J1: 103ポイント以上112ポイント以下 40万円 60万円 113ポイント以上122ポイント以下 113ポイント以上122ポイント以下 60万円 80万円 123ポイント以上132ポイント以下 80万円 123ポイント以上132ポイント以下 133ポイント以上142ポイント以下 100万円 133ポイント以上142ポイント以下 100万円 150万円 143ポイント以上152ポイント以下 143ポイント以上152ポイント以下 150万円 153ポイント以上162ポイント以下 200万円 153ポイント以上162ポイント以下 200万円 P52 163ポイント以上172ポイント以下 250万円 163ポイント以上172ポイント以下 250万円 173ポイント以上 300万円 173ポイント以上 300万円 P53 ② J 2: 127ポイント以上136ポイント以下 40万円 ② J 2 : 127ポイント以上136ポイント以下 40万円 137ポイント以上146ポイント以下 60万円 137ポイント以上146ポイント以下 60万円 147ポイント以上156ポイント以下 80万円 147ポイント以上156ポイント以下 80万円 100万円 157ポイント以上166ポイント以下 157ポイント以上166ポイント以下 100万円 167ポイント以上 150万円 150万円 167ポイント以上 ③ J 3: <u>109</u>ポイント以上<u>118</u>ポイント以下 40万円 ③ 13: 100ポイント以上109ポイント以下 40万円 60万円 119ポイント以上128ポイント以下 110ポイント以上119ポイント以下 60万円 80万円 129ポイント以上 約万円 120ポイント以上 (2) 前項に定める反則金は、シーズン毎に理事会が決定する方法によって (2) 前項に定める反則金は、シーズン毎に理事会が決定する方法によって 配分される。 配分される。

第 12 章 最終的拘束力

第 159 条 [最終的拘束力]

チェアマンの下す決定はJリーグにおいて最終のものであり、当事者およびJリーグに 所属するすべての団体および個人はこれに拘束され、チェアマンの決定を不服として裁判 所その他の第三者に訴えることはできない。

第 13 章 改 正

第 160 条 [改 正]

本規約の改正は、実行委員会および理事会の承認により、これを行う。

第 14 章 附 則

第 161 条 [施 行]

本規約は、平成24年4月1日から施行する。

[改正]

平成 25 年 1 月 22 日

平成 26 年 1 月 21 日

平成 27 年 1 月 20 日

Jリーグ規約第42条の補足基準

第1条

J 1 リーグ戦およびリーグカップ戦における先発メンバー11 人は、プロA 契約選手または外国籍選手を合計 6 名以上含まなければならない。ただし、アマチュア選手、プロB契約選手およびプロC契約選手は、当該外国籍選手に含まない。

第2条

- (1) J2およびJ3リーグ戦における先発メンバーは、当該試合直前のリーグ戦5試合(以下「直前5試合」という)の内、1試合以上先発メンバーとして出場した選手(以下「直前5試合先発選手」という)を6名以上含まなければならない。
- (2) 直前5試合のいずれかにおいて、次の各号のいずれかの事由により」2および」3リー グ戦に出場できなかった選手については、その該当した試合数の分だけさかのぼって「直 前5試合」とする。
 - ① ケガ、疾病または傷害等(医師の診断書を必要とする)
 - ② 警告の累積、退場等による出場停止
 - ③ 本条第5項にいう「代表チーム」メンバー選考のための合宿・遠征等
- (3) J2およびJ3リーグ戦の第1節から第5節までは、第1項を適用しない。
- (4) A F C チャンピオンズリーグに出場しているクラブは、同大会の公式試合当日およびその前後5日間に開催されるJ2およびJ3リーグ戦において、第1項の適用を受けない。
- (5) J2およびJ3リーグ戦と、次の各号の大会における「代表チーム」への招集期間が重なり、かつその「代表チーム」に同時に3名以上の選手を輩出したクラブについては、 第1項に関わらず「直前5試合先発選手」は4名以上とする。
 - ① 国際Aマッチ
 - ② オリンピック本大会またはその地域別予選
 - ③ アジア競技大会
 - ④ FIFA U-20 ワールドカップ本大会
- (6) 次の各号のいずれかに該当する選手は試合出場実績にかかわらず「直前5試合先発選手」 とみなす。
 - ① 前年または当年に「代表チーム」に選出された選手(候補は除く)
 - ② アマチュアまたはプロC契約以外の外国籍選手
 - ③ シーズン途中に同一リーグまたは上位リーグの他クラブから移籍してきた選手(ただし、 移籍直後に開催される3試合のみ対象)

第3条

Jクラブの役職員、チームスタッフ (Jリーグ規約第47条に定める意味を有する)およびその他のJクラブ関係者は、公の場において、最強のチーム (ベストメンバー)をもって試合に臨んでいることへの疑義を招く発言をしてはならず、発言した場合は、Jリーグ

規約に基づく制裁の対象となり得る。

第4条

第1条または第2条の基準を満たさない場合は、当該試合後のリーグ戦5試合により評価し、チェアマンが最終判断する。

第5条

JクラブがJリーグ規約第42条または本基準に違反した場合の制裁は次のとおりとし、 これらの制裁を併科することができる。

① 制裁金 2,000 万円以下の制裁金を科す

② 勝点減 リーグ戦における違反行為に対する制裁として、リーグ戦の勝点を 1件につき3点を減ずる。

③ 出場権の剥奪 リーグカップ戦における違反行為に対する制裁として、次年度のリーグカップ戦への出場権を剥奪する。

第6条

本基準の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第7条

本基準は、平成24年4月1日より施行する。

[改正]

平成 25 年 1 月 22 日

平成 26 年 1 月 21 日

平成 27 年 1 月 20 日

倫理規程

第1条〔組織の使命および社会的責任〕

公益社団法人日本プロサッカーリーグ(以下「この法人」という。)の役職員は、この法人が、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

第2条〔社会的信用の維持〕

この法人の役職員は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に 努めなければならない。

第3条[法令等の遵守]

この法人の役職員は、Jリーグ理念を共有し、関連法令ならびにこの法人の定款、倫理 規程その他の規程・内規およびJリーグ活動方針を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

第4条 [私的利益の禁止]

この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を 私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

第5条 [利益相反の防止および開示]

この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性が ある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければな らない。

第6条 [反社会的勢力の排除]

この法人の役職員は、暴力団・暴力団関係企業・総会屋等の反社会的勢力またはこれらの関連会社と関係を持つことがあってはならない。

第7条 「機密保持および個人情報の保護]

この法人の役職員は、業務上知り得た非公開の情報を厳に秘密として保持し、第三者に 漏洩してはならず、業務上取得した個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の 尊重にも十分配慮しなければならない。

第8条〔研 鑽〕

この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

第9条 [規程遵守の確保]

この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、本規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

第10条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 11 条 [施 行]

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

〔改 正〕

平成 25 年 1 月 22 日

理事会規程

第1条〔目 的〕

この規程は、Jリーグ規約第4条に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ(以下「この法人」という)理事会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔開 催〕

- (1) 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。
- (2) 通常理事会は、原則として毎月1回開催する。
- (3) 臨時理事会は、随時、必要に応じて開催する。
- (4) 理事会は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができるという環境であることを要する。

第3条〔構 成〕

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第4条[役員の任期等]

- (1) 理事および監事を役員といい、役員は総会において選任する。
- (2) 理事会が理事の選任議案を総会に付議するにあたり、理事長(以下「チェアマン」という。)の候補者を指定した場合には、招集通知にその旨を記載する。
- (3) 役員は、就任する年の4月1日現在で、満65歳未満でなければならない。
- (4) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期は原則として通算で8年を 超えることはできない。
- (5) 前項にかかわらず、常勤の役員については、その任期を原則として通算で 10 年まで延長することができる。
- (6) 第22条の規定にかかわらず、前5項の変更は、理事会の決議のほか、総会の承認に基づきこれを行うものとする。

第5条[招集権者]

- (1) 理事会はチェアマンが招集する。ただし、チェアマンが欠けたときまたはチェアマンに 事故があるときは、副理事長・専務理事・常務理事の順にその任にあたり、さらに副理 事長・専務理事および常務理事がこれにあたることができないときは、各理事が招集す ることができる。
- (2) 前項により現に招集権を持たない理事は、同項により現に招集権を持つ者に対して、会 議の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集を請求することができる。当 該請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の

日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした理事は、理事会を招集することができる。

- (3) 前2項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。
- (4) 監事は、必要があると認めるときは、第1項により現に招集権を持つ者に対して、理事会の招集を請求することができる。当該請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした監事は、理事会を招集することができる。

第6条〔議 長〕

- (1) 理事会の議長は、チェアマンがこれに当たる。ただし、チェアマンが欠けたときまたは チェアマンに事故があるときは、副理事長・専務理事・常務理事の順にその任にあたり、 さらに副理事長・専務理事および常務理事がこれにあたることができないときは、出席 した理事の互選により議長を定める。
- (2) 前項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の 互選により定める。

第7条〔権 限〕

- (1) 理事会は、この法人の業務執行のために次の事項を決議する。
 - ① 金 500 万円以上の財産の処分および譲り受け
 - ② 金500万円以上の借財
 - ③ 特任理事の選任および解任
 - ④ 重要な使用人の選任および解任
 - ⑤ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止
 - ⑥ 代表理事および業務執行理事の選定および解職
 - ⑦ 実行委員の選任
 - ⑧ 総会の招集
 - ⑨ 事業報告および計算書類ならびにこれらの附属明細書、財産目録の承認
 - ⑩ 理事の競業および利益相反取引の承認
 - ① 債権放棄
 - ① 重要な会計方針の変更
 - ③ 重要な規程の制定および改廃
 - ・訴訟の提起、その取下、和解、調停、請求の放棄・認諾、上訴、その取下その他訴訟に関する事項
 - ⑤ 正会員の入会、退会および昇降格に関する事項
 - 16 リーグ運営の基本方針に関する事項
 - ① 試合実施に関する事項
 - (18) スポンサー契約に関する事項
 - (19) 公衆送信権に関する事項
 - 20 商品化権に関する事項
 - ② 総会で理事会に決定を委任された事項

- ② 上記の他定款に規定する事項、Jリーグ規約に特段の定めのある事項およびこの法人の 重要な業務執行に関する事項
- (2) 次の事項は、総会による決定に先立ち、理事会の審議を経るものとする。
 - ① 入会の基準ならびに入会金および会費の額
 - ② 会員の除名
 - ③ 名誉会員の選任
 - ④ 理事および監事の選任または解任
 - ⑤ 理事および監事の報酬等の額
 - ⑥ 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - ⑦ 事業計画および収支予算に関する事項の承認
 - ⑧ 事業報告および収支決算に関する事項の承認
 - ⑨ 定款の変更
 - ⑩ 解散および残余財産の処分
 - ① その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項
- (3) 理事会は、理事の職務の執行を監督するとともにチェアマンおよび業務執行理事の選定 および解職を行う。

第8条[招集通知]

- (1) 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、各理事および各監事に対して通知を発しなければならない。
- (2) チェアマンは、前項の書面による通知に代えて、理事および監事の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第9条〔定足数および決議要件〕

- (1) 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (2) 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

第10条 [決議の省略]

- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。
- (2) 前項の電磁的記録とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 89 条に定めるものとする。

第11条 [報告の省略]

(1) 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(2) 前項の規定は、第19条第1項の規定による報告には適用しない。

第12条[監事の出席]

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

第13条「特任理事の出席」

特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

第14条 [関係者の出席]

チェアマンは、必要に応じて議案に関係ある者を理事会に出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第15条〔議事録〕

法令で定めるところにより作成された理事会の議事録には、出席した代表理事および監事が記名押印する。ただし、チェアマンの選定を行う理事会については、出席した他の理事も記名押印する。

第16条〔議事録の配布〕

議長は、欠席した理事および監事に対し、遅滞なく、議事録の写しおよび資料を配布して、議事の経過およびその結果を報告するものとする。

第17条 [理事の取引の承認]

- (1) 理事が定款第28条に規定するいずれかの取引をしようとする場合は、当該理事は当該取引につき次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
 - ① 取引をする理由
 - ② 取引の内容
 - ③ 取引の相手方・金額・時期・場所
 - ④ 取引がこの法人の利益を害するものではないことを示す参考資料
 - ⑤ その他必要事項
- (2) 当該理事は、前項に規定する事項について変更しようとする場合は、事前に理事会の承認を得なければならない。

第18条〔青任の免除〕

- (1) 理事会は、役員の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成 18 年 6 月 2 日 法律第 48 号。以下「法」という。)第 111 条第 1 項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- (2) 理事が前項の規定に基づき他の理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、監事全員の同意を得なければならない。
- (3) 理事会が第1項の規定に基づき同項の責任を免除する旨の決議を行ったときは、チェア

マンは、遅滞なく法第 113 条第 2 項各号に掲げる事項および責任を免除することに異議がある場合には 1 か月以内に異議を述べるべき旨を会員に通知しなければならない。

- (4) 総会員の議決権の 10 分の1以上の議決権を有する会員が1か月以内に異議を述べたときは、理事会は第1項の定めに基づく免除をすることができない。
- (5) この法人は、理事会の決議によって、外部役員との間で、法令に定める要件に該当する場合には第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第19条〔報告事項〕

- (1) チェアマンおよび業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (2) 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実、もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを理事会に報告しなければならない。
- (3) 理事が第17条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第20条 [理事会に関する事務]

理事会に関する事務は、この法人の管理統括本部長が統括する。

第21条[法令等の読替え]

本規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して読み替えるものとする。

第22条[改 正]

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 23 条 [施 行]

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

〔改 正〕

平成 25 年 1 月 22 日

平成 26 年 1 月 21 日

平成 27 年 1 月 20 日

監事監査規程

第1章総則

第1条[目 的]

本規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ(以下「この法人」という。)における 監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令および定款に 定めるもののほかは本規程による。

第2条[基本理念]

監事は、この法人の機関として、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の 健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

第3条〔職 務〕

監事は、法令、定款および本規程に定めるところに従って、理事の職務執行を監査し、 また、監査報告を作成するものとする。

第4条〔業務·財産調査権〕

監事は、いつでも、理事および関係部門に対し事業の報告を求め、またはこの法人の業務および財産の状況を調査することができる。

第5条 [理事等の協力]

監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事または関係部署の責任者はこれに協力する ものとする。

第2章 監査の実施

第6条[監查事項]

監事は、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

第7条〔会議への出席〕

- (1) 監事は、理事会および総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるものとする。
- (2) 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、または議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。
- (3) 監事は、第1項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章 監事の意見陳述等

第8条〔理事会に対する報告・意見陳述等〕

- (1) 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、 または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めたとき は、遅滞なく理事会に報告しければならない。
- (2) 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、法令の定めるところに従い、理事に対し理事会の招集を請求し、または自ら理事会を招集することができる。
- (3) 監事は、業務の執行に当たりこの法人の業務の適正な運営・合理化等またはこの法人の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べることができる。

第9条〔差止請求〕

監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、これによりこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

第10条 [理事の報告]

監事は、理事がこの法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したことを知ったときは、当該理事に対し当該事実を直ちに報告するよう求めるものとする。

第11条[会計方針等に関する意見]

- (1) 監事は、理事が会計方針および計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の 理由について報告するよう求めることができる。
- (2) 監事は、会計方針および計算書類等の記載方法について疑義があるときは、意見を述べることができる。

第12条 [総会への報告]

監事は、総会に提出される議案および書類について調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告するものとする。

第 13 条 [総会における説明義務]

監事は、総会において社員が質問した事項については、議長の議事運営および法令に従い説明する。

第14条 [監事の任免・報酬に関する総会における意見陳述]

監事は、監事の選任、解任、辞任または報酬等について、総会において意見を述べることができる。

第15条 [監事の選任に関する監事の同意等]

- (1) 理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出するときは、監事の過半数の同意を得なければならない。
- (2) 監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすることまたは監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第4章 監査の報告

第16条[計算書類等の監査]

監事は、理事から事業報告およびその附属明細書、貸借対照表および損益計算書および これらの附属明細書ならびに財産目録を受領し、これらの書類について監査を実施する。

第17条〔監査報告〕

- (1) 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。
- (2) 前項の監査報告には、作成年月日を付し、署名押印をするものとする。
- (3) 監事は前項の監査報告を、理事に提出する。

第5章 雑 則

第18条〔監查補助者〕

- (1) 監事の職務執行の補助機関としては、総務部が当たる。
- (2) 前項の補助機関に関する事項については、監事と理事との協議によって定める。

第19条〔改 正〕

本規程の改正は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

第20条 [施 行]

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

〔改 正〕

平成 25 年 1 月 22 日

役員の報酬ならびに費用に関する規程

第1章 総 則

第1条[目 的]

この規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ(以下「この法人」という。)定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等ならびに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年6月2日法律第48号)ならびに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年6月2日法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

第2条[定義]

- (1) この規程において、役員とは理事および監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤理事以外の者をいう。

第2章 役員報酬

第3条〔報酬〕

この規程において報酬とは、次の各号に定めるところによる。

- ① 常勤理事に支給する月額報酬および退職慰労金
- ② 非常勤役員に対し、別に定める会議への出席の都度支給する日当
- ③ この法人から役員に対して出張を依頼する際、別に定める旅費規程に基づき支給する日当

第4条〔費 用〕

役員の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費含む。) および手数料等の経費は、費用として報酬等と明確に区別しなければならない。

第5条〔報酬等の額の決定〕

この法人の常勤理事の月額報酬は、別表の役員報酬表に掲げるとおりとし、理事会の承認を経て理事長(チェアマン)が決定する。

第6条[月額報酬]

月額報酬を毎月支給する。支給日、支給方法ならびに本給より控除する額等支給に関する実 務的な詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

第7条 [支給日等]

- (1) 月額報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、当該日が休日に当たるときは、その前勤務日とする。
- (2) 月の初日以外および月の末日以外の日において就任または退任した常勤理事の報酬は、 当該月における勤務を要する日に応じた日割計算によるものとする。
- (3) 前項にかかわらず、月の末日以外の日に死亡した常勤理事に対する当該月分の月額報酬 は第6条の規定する額の全額を支給する。

第8条 [費用の支払い]

- (1) この法人は、役員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払うことができる。
- (2) 通期手当については、この法人の職員の給与規程に準じて、支給要件に該当する常勤理 事に対し支給する。

第3章 役員退職慰労金

第9条[退職慰労金]

常勤理事が退職した場合に、この法人は退職慰労金を支払う。

第10条〔算出方法〕

- (1) この法人の常勤理事に支給する退職慰労金の算出方法は次のとおりとする。 (第6条に定める月額報酬)×(第11条に定める役員在任年数) ×(第12条に定める 役位係数)=退職慰労金
- (2) 支給額に10万円未満の端数が生じた場合は、10万円に切り上げるものとする。

第11条〔役員在任年数〕

- (1) 役員在任年数は、1か年を単位として、端数は月割とする。ただし、1か月未満は1か 月に切り上げる。
- (2) 役員が在任中に死亡し、またはやむを得ない事由により辞任したときは、残存期間を在任年数に加算することができる。
- (3) 役員の非常勤期間については、退職慰労金算定の際の役員在任年数から除く。ただし、 特段の事情がある場合は、総会が別途決めることができる。

第12条〔役位係数〕

役位係数は退任時の役職により次のとおりとする。

- ① 理事長(チェアマン) ・・1.5
- ② 副理事長 •••••1.4
- ③ 専務理事 ・・・・・・1.3
- ④ 常務理事 ・・・・・1.2
- ⑤ 理事 ・・・・・・1.1
- ⑥ 監事 ・・・・・・・1.1

第13条[功労加算金]

この法人は、在任中に特に功労のあった者に対しては、第 10 条により算定した金額に、 その 30 パーセントを超えない範囲で加算することができる。

第14条〔特別減額〕

この法人は、在任中に特に重大な損害をこの法人に与えた者に対しては、第 10 条により 算定した金額を減額することができる。

第15条 [支給時期および方法]

- (1) 退職慰労金は、総会の決議後2ヶ月以内にその金額を支給する。
- (2) 経済界の景況、この法人の業績などにより、当該役員と協議のうえ、支給時期、分割支給回数、支給方法などについて別に定めることができる。

第16条 [使用人兼務役員の扱い]

この規程により支給する退職慰労金は、使用人兼務役員に使用人として支給すべき退職金を含まない。

第4章 補 則

第17条[公 表]

この法人は、この規程をもって、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

第18条[改 廃]

この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

第19条〔補 則〕

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長(チェアマン)が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

第 20 条 [施 行]

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

[改正]

平成 26 年 1 月 31 日

別表:役員報酬表 (単位:円)

| 号俸 | 月額 | 号俸 | 月額 |
|----|-------------|------------|-------------|
| 1 | 200, 000 | 25 | 1, 400, 000 |
| 2 | 250, 000 | 26 | 1, 450, 000 |
| 3 | 300, 000 | 27 | 1, 500, 000 |
| 4 | 350, 000 | 28 | 1, 550, 000 |
| 5 | 400, 000 | 29 | 1, 600, 000 |
| 6 | 450, 000 | 30 | 1, 650, 000 |
| 7 | 500, 000 | 31 | 1, 700, 000 |
| 8 | 550, 000 | 32 | 1, 750, 000 |
| 9 | 600, 000 | 33 | 1, 800, 000 |
| 10 | 650, 000 | 34 | 1, 850, 000 |
| 11 | 700, 000 | 35 | 1, 900, 000 |
| 12 | 750, 000 | 36 | 1, 950, 000 |
| 13 | 800, 000 | 37 | 2, 000, 000 |
| 14 | 850, 000 | 38 | 2, 050, 000 |
| 15 | 900, 000 | 39 | 2, 100, 000 |
| 16 | 950, 000 | 40 | 2, 150, 000 |
| 17 | 1, 000, 000 | 41 | 2, 200, 000 |
| 18 | 1, 050, 000 | 42 | 2, 250, 000 |
| 19 | 1, 100, 000 | 4 3 | 2, 300, 000 |
| 20 | 1, 150, 000 | 44 | 2, 350, 000 |
| 21 | 1, 200, 000 | 45 | 2, 400, 000 |
| 22 | 1, 250, 000 | 46 | 2, 450, 000 |
| 23 | 1, 300, 000 | 47 | 2, 500, 000 |
| 24 | 1, 350, 000 | | |

特定費用準備資金等取扱規程

第1章 総 則

第1条〔目 的〕

本規程は、特定費用準備資金および特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条[定 義]

本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

① 特定費用準備資金

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」(以下「認定法施行規則」という。)第 18 条第 1 項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用 (事業費または管理費として計上されることとなるものに限る。)に係る支出に充てるための資金をいう。

- ② 特定資産取得·改良資金 認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得または改良に充てるために保有する資金をいう。
- ③ 特定費用準備 資金等上記①および②を総称する。

第3条〔原 則〕

本規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

第4条 [特定費用準備資金の保有]

公益社団法人日本プロサッカーリーグ(以下「この法人」という。)は、特定費用準備資金を保有することができる。

第5条〔特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き〕

この法人が前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長(以下「チェアマン」という。)は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額およびその算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

- ① その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- ② 積立限度額が合理的に算定されていること。

第6条〔特定費用準備資金の管理・取崩し等〕

- (1) 前条の特定費用準備資金は、貸借対照表および財産目録上名称を付した特定資産として、 他の資金(他の特定費用準備資金を含む。)と明確に区分して管理する。
- (2) 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- (3) 前項にかかわらず目的外の取崩しを行う場合には、チェアマンは、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その承認を得なければならない。積立計画の中止ならびに積立限度額および積立期間の変更についても同様とする。

第3章 特定資産取得・改良資金

第7条〔特定資産取得・改良資金の保有〕

この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

第8条〔特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き〕

この法人が前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、チェアマンは、 資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得また は改良等(以下「資産取得等」という。)の予定時期、資産取得等に必要な最低額およびそ の算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、 承認するものとする。

- ① その資金の目的である資産を取得し、または改良することが見込まれること。
- ② その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

第9条〔特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等〕

- (1) 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表および財産目録上名称を付した 特定資産として、他の資金(他の特定資産取得・改良資金を含む。)と明確に区分して管 理する。
- (2) 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- (3) 前項にかかわらず目的外の取崩しを行う場合には、チェアマンは、取崩しが必要な理由 を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止ならびに資 産取得等に必要な最低額および積立期間の変更についても同様とする。

第4章 公表および経理処理

第 10 条 [特定費用準備資金等の備置き・閲覧]

この法人は、資金の取崩しに係る手続きとともに、特定費用準備資金については積立限度額およびその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要な最低額およびその算定根拠を、定款第40条第3項に基づき事務所において書類を備え置き、かつ一般の閲覧に供する。

第11条 [特定費用準備資金等の経理処理]

- (1) 特定費用準備資金については、認定法施行規則第 18 条第 1 項、第 2 項および第 4 項ない し第 6 項に基づき、経理処理を行う。
- (2) 特定資産取得・改良資金については、認定法施行規則第22条第4項の準用規定に基づき、 経理処理を行う。

第5章 雑 則

第12条[法令等の読替え]

本規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して読み替えるものとする。

第13条[改 正]

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第14条[細 則]

本規程の実施に必要な細則は、チェアマンが定めるものとする。

第 15 条 [施 行]

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

[改 正]

平成 25 年 1 月 22 日

寄附金等取扱規程

第1条〔目 的〕

この規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ(以下「この法人」という)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条[定義等]

- (1) この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - ① 一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
 - ② 特定寄附金 広く一般社会にこの法人が使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
 - ③ 特別寄附金 前各号のほか、募金活動を行うことなく個人または団体から受領する寄 附金
- (2) この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

第3条[一般寄附金の募集]

- (1) この法人は、常時一般寄附金を募ることができる。
- (2) 一般寄附金は、公益目的事業のほか、合理的な範囲内でそれ以外の事業(以下「収益事業等」という。) および法人会計に使用することができる。ただし、収益事業等および法人会計に使用するときは、それぞれ一般寄付金の5割以下を限度とする。

第4条 [特定寄附金の募集]

- (1) 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定 する資金使途その他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という)を理事 会に提出し、承認を求めなければならない。
- (2) 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の 全部または一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。ただし、募集 経費は、募集総額の30%以下でなければならない。

第5条 [募金目論見書の交付等]

- (1) 特定寄附金を募集するときは、これに応募した者に対し、募金目論見書を事前に交付し なければならない。
- (2) 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開した場合には、これに賛同して寄附した者に対し、募金目録見書を事後に交付することをもって足りる。

第6条[受領書等の送付]

(1) 一般寄附金または特定寄附金を受領したときは、寄附者に対し、遅滞なく受領書を送付するものとする。

(2) 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額およびその受領年月日を記載するものとする。

第7条〔募金に係る結果の報告〕

- (1) この法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに、寄附者に対し、受領した寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載した報告書を交付するものとする。ただし、これらをホームページ上で公開することをもって代えることができる。
- (2) この法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書および当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、上記 決算書および報告書をホームページ上で公開することをもって代えることができる。

第8条[特別寄附金]

- (1) この法人は、個人または団体より特別寄附金を受領することができる。
- (2) 前項の寄附金について寄附者から資金使途および寄附金の管理運用方法について条件が付されているときまたは前項の寄附金を受領することによりこの法人が何らかの負担を 負うことになるときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
- (3) 寄附金が下記各号に該当する場合またはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。
 - ① 国、地方公共団体、公益法人及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に規定する者以外の個人または団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
 - ② 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - ③ 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合
 - ④ 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及び この法人が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合

第9条[情報公開]

この法人が受領する寄附金については、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」施行規則第22条第5項各号に定める事項について、(平成18年6月2日法律第49号)事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

第 10 条 [個人情報保護]

寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

第11条[法令等の読替え]

本規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して読み替えるものとする。

第12条〔改 正〕

この規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第13条〔施 行〕

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

〔改 正〕

平成 25 年 1 月 22 日

実行委員会規程

第1条〔目 的〕

本規程は、Jリーグ規約第7条に基づき、実行委員会の組織、権限および運営に関する 事項について定める。

第2条〔構 成〕

- (1) J 1、J 2 および J 3 にそれぞれ実行委員会を設置する。また、J 1、J 2 および J 3、ならびに、J 1 および J 2 は、それぞれ合同で実行委員会を設置する。
- (2) J1に設置する実行委員会を「J1実行委員会」、J2に設置する実行委員会を「J2実行委員会」、J3に設置する実行委員会を「J3実行委員会」といい、J1、J2およびJ3が合同で設置する実行委員会を「合同実行委員会」といい、J1およびJ2が合同で設置する実行委員会を「J1・J2合同実行委員会」といい、単に「実行委員会」という場合は、個別にまたは総称してJ1実行委員会、J2実行委員会、J3行委員会、合同実行委員会またはJ1・J2合同実行委員会を意味する。
- (3) 各委員会を構成する委員は次のとおりとする。
 - ① J1実行委員会 チェアマン、常勤理事およびJ1クラブから1名ずつ選任された代表
 - ② J2実行委員会 チェアマン、常勤理事およびJ2クラブから1名ずつ選任された代表
 - ③ J3実行委員会 チェアマン、常勤理事およびJ3クラブから1名ずつ選任された代表
 - ④ 合同実行委員会 チェアマン、常勤理事および J 1 クラブ、J 2 クラブおよび J 3 クラブから 1 名ずつ選任された代表
 - ⑤ J 1・J 2合同実行委員会 チェアマン、常勤理事およびJ 1 クラブおよびJ 2 クラブ から 1 名ずつ選任された代表

第3条[資格要件]

Jクラブが選任する実行委員は、Jクラブの代表取締役または理事長(原則としていずれも常勤)であることを要する。

第4条〔任期〕

- (1) 実行委員の任期は1年とする。ただし、増員または補欠のため選任された実行委員の任期は、他の実行委員の任期が満了すべき時までとする。
- (2) 実行委員は、再任されることができる。
- (3) 実行委員は、原則として任期途中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ理事会の承認を得た場合は、この限りではない。

第5条〔招集〕

(1) J 1 実行委員会、J 2 実行委員会は、原則として毎月1回招集し、その他必要があるごとに随時招集するものとする。

- (2) J3実行委員会は、必要があるごとに随時招集するものとする。
- (3) J 1 実行委員会、J 2 実行委員会および J 3 実行委員会の各招集に代えて、合同実行委員会または J 1 · J 2 合同実行委員会を招集することができる。
- (4) 実行委員会は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、 適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができるという環境であることを要する。

第6条[招集権者および議長]

- (1) 実行委員会は、チェアマンが招集し、その議長となる。ただし、チェアマンに事故ある ときは、理事会が予め指定した理事がこれにあたる。
- (2) 実行委員会の各委員会における委員総数の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、チェアマンは、請求された委員会を招集しなければならない。
- (3) 実行委員会の招集は、予め各委員会において定めた期日の場合を除き、各実行委員および担当理事に対し、会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではない。

第7条[権 限]

- (1) 実行委員会は、理事会から委嘱された事項を決定する。
- (2) 次の事項は、理事会による決定に先立ち、関係する実行委員会の審議を経るものとする。
 - ① リーグ運営の基本方針に関する事項
 - ② 事業計画および事業報告に関する事項
 - ③ 予算および決算に関する事項
 - ④ 実行委員の選任
 - ⑤ 試合実施に関する事項
 - ⑥ スポンサー契約に関する事項
 - ⑦ 公衆送信権に関する事項
 - ⑧ 商品化権に関する事項
 - ⑨ 公式試合に派遣されるマッチコミッショナーの推薦

第8条 [定足数および決議要件]

実行委員会の決議は、各委員会における委員現在数の3分の2以上が出席し、その出席 委員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第9条〔オブザーバー出席〕

予めチェアマンに届け出て承認を得た者は、オブザーバー(議決権はない)として実行 委員会に出席することができる。

第10条 [関係者の出席]

- (1) 協会の役付理事は、実行委員会に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 実行委員会は、必要に応じて議案に関係ある者を出席させ、その意見または報告を聴取

することができる。

第11条〔議事録〕

実行委員会の議事経過の要領および結果は議事録に記載し、これをJリーグに保存する。

第12条[事務の統括]

実行委員会に関する事務は、Jリーグの管理統括本部長が統括する。

第13条[改 正]

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第14条 [施 行]

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

〔改正〕

平成 25 年 1 月 22 日

平成 26 年 1 月 21 日

専門委員会規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、Jリーグ規約第8条に基づき、各専門委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条 [組織・運営]

- (1) 各専門委員会は、それぞれ委員長および委員数名をもって、これを組織する。
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、サッカーに関する知識を有し、または学識経験者の中から、チェアマンが任命する。
- (3) 各専門委員会は、委員長がこれを招集し、議事その他の会務を主宰する。
- (4) 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第3条 [委員の登録]

- (1) 各専門委員会の委員長および委員に関する次の事項は、Jリーグが管理する「専門委員会名簿」に登録する。
 - ① 氏名および住所 (連絡先)
 - ② 任 期
 - ③ 職業および勤務先
 - ④ その他の必要事項
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、前項記載の事項に変更が生じた場合には、遅滞なく Jリーグに届け出なければならない。

第4条〔任期〕

- (1) 各専門委員会の委員長および委員の任期は2年とする。ただし、補欠として任命された 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、再任されることができる。

第5条[各専門委員会の所管事項]

各専門委員会の所管事項は、別表1に記載するとおりとする。

第6条[各専門委員会の職務]

- (1) 各専門委員会は、その所管事項に関し、次の事項を行う。
 - ① 所管事項およびこれに付帯関連する事項に関する調査、研究
 - ② その他チェアマンから特に指示された事項
- (2) 複数の専門委員会の所管事項に関連する事項については、チェアマンがこれを調整する。

第7条〔議事録〕

各専門委員会の議事経過の要領および結果は、議事録に記録しておかなければならない。

第8条〔事務局〕

各専門委員会は、その事務を処理させるため、事務局を置くことができる。

第9条〔細 則〕

各専門委員会は、その所管事項の処理に関し必要な細則を定めることができる。

第10条[改 正]

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第 11 条 [施 行]

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

[改 正]

平成 25 年 1 月 22 日

〔別表 1〕所管事項

| 専門委員会の名称 | 所 管 事 項 |
|-----------------|------------------------------|
| 1.規律委員会 | ① ピッチおよびその周辺部分ならびにスタジアムにおける |
| | 懲罰事由の調査および処分の決定 |
| | ② 競技および競技会における、Jリーグに対する社会一般の |
| | 評価を悪化させるおそれのある事項の防止に関する検 |
| | 討・立案 |
| | ③ スポーツマンシップおよび秩序維持に関する事項の検 |
| | 討・立案 |
| | ④ その他規律および懲罰に関する事項の検討・立案 |
| 2. 法務委員会 | ① 定款、Jリーグ規約、Jリーグクラブライセンス交付規則 |
| | および諸規程の制定・改廃に関する検討・立案ならびに法 |
| | 的解釈・運用に関する事項 |
| | ② 選手契約の法的解釈・運用に関する事項 |
| | ③ リーグ戦安定開催融資規程の運用に関する事項 |
| | ④ サッカーに関する外国の制度、規程等の調査・検討 |
| | ⑤ その他法務関連事項に関する検討・立案 |
| 3.マッチコミッショナー委員会 | ① マッチコミッショナー業務内容の企画・立案 |
| | ② マッチコミッショナー選考基準の企画・立案 |
| | ③ マッチコミッショナー候補者の推薦・選考 |
| | ④ マッチコミッショナー研修会の企画・立案 |
| | ⑤ マッチコミッショナー報告書、緊急報告書の管理 |
| | ⑥ マッチコミッショナーの割当て |
| | ⑦ 各種通達事項作成 |
| 4.マーケティング委員会 | ① リーグマーケティングに関する制度の検討・立案 |
| | ② スポンサー契約に関する事項の検討・立案 |
| | ③ テレビ・ラジオ等放送権に関する事項の検討・立案 |
| | ④ 商品化事業に関する事項の検討・立案 |
| | ⑤ その他権利ビジネスに関する事項の検討・立案 |

裁定委員会規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第136条に基づき、裁定委員会の運営に関する事項について 定める。

第2条[会議および議決]

- (1) 裁定委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 裁定委員会は、委員長および1名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、または議決をすることができない。
- (3) 裁定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第3条 [審理の非公開]

裁定委員会の審理は、非公開とする。ただし、裁定委員会は、審理の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

第4条[申立手続き]

- (1) 裁定の申立を行う者(以下「申立人」という)は、裁定委員会に対し、次の書類を提出 しなければならない。
 - ① 裁定申立書
 - ② 申立人の主張を裏付ける書証がある場合は、その原本または写し
 - ③ 代理人により申立を行う場合は、委任状
- (2) 前項第1号の裁定申立書には、次の事項を記載しなければならない。
 - ① 当事者の氏名または名称(法人の場合は代表者も記載する)および住所
 - ② 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
 - ③ 裁定の申立の趣旨
 - ④ 裁定の申立の理由および立証方法
- (3) 申立の手数料は1件につき金10万円とし、申立と同時に納付しなければならない。

第5条〔申立の受理および通知〕

- (1) 裁定委員会は、前条の規定に適合する裁定の申立があったときは、これを受理するとと もに、申立の相手方(以下「被申立人」という)に対し、その旨を通知する。
- (2) 前項の通知には、裁定申立書1部を添付しなければならない。

第6条〔答 弁〕

(1) 被申立人は、前条の通知が到達した日から30日以内に、裁定委員会に対し、次の書類を提出して答弁することができる。

- ①答弁書
- ② 答弁の理由を裏付ける書証がある場合は、その書証の原本または写し
- ③ 代理人により答弁を行う場合は、委任状
- (2) 前項第1号の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。
 - ① 当事者の氏名または名称(法人の場合は代表者も記載する)および住所
 - ② 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
 - ③ 答弁の趣旨
 - ④ 答弁の理由および立証方法
- (3) 裁定委員会は、前2項の規定に適合する答弁があったときは、これを受理するとともに、 申立人に対し、その旨を通知する。
- (4) 前項の通知には、答弁書1部を添付しなければならない。
- (5) 裁定委員会は、第1項に定める期間内に被申立人から答弁書が提出されなかった場合には、申立人の主張を認める裁定を行うことができる。

第7条 [提出書類の部数]

本規程により申立人または被申立人が提出する書類の部数は、委任状を除き3部(原本を提出するときは、その写しを含めて3部)とする。ただし、当事者が3名以上のときは、当事者1名につき1部増加する。

第8条 [申立内容の変更]

申立人は、被申立人に対し裁定申立の通知が発信された後においては、裁定委員会の承認を得なければ、申立の内容を変更することができない。

第9条[訳文の添付]

当事者が裁定委員会に対して提出する書面が外国語で記載されている場合には、日本語の訳文を添付しなければならない。

第10条〔代理人〕

弁護士および裁定委員会が承認した者以外の者は、申立人または被申立人の代理人となることができない。

第11条[審理または調査のための権限等]

裁定委員会は、申立の審理のために必要と認めたときは、第三者の証言もしくは鑑定人の鑑定を求め、または資料の提出を命じることができる。

第12条〔費用の負担〕

前条の調査に要する費用は、原則として当事者が負担するものとする。

第13条〔裁 定〕

(1) 裁定委員会は、申立の内容につき調査・審理した上、次の事項を記載し、委員長および 審理に参加した委員が署名押印した裁定書を作成し、これをチェアマンに提出しなけれ

ばならない。

- ① 当事者の氏名または名称 (法人の場合は代表者も記載する) および住所
- ② 代理人があるときは、その氏名および住所
- ③ 主文 (裁定委員会の判断の結論)
- ④ 判断の理由
- ⑤ 裁定書の作成年月日
- (2) 前項の裁定書には、申立手数料およびその他の費用を負担する当事者およびその割合を記載しなければならない。

第14条 [和 解]

- (1) 申立後当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、その和解の内容を裁定書に記載する。
- (2) 前条第1項第1号、第2号および第5号ならびに第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第15条〔裁定委員会の運営細則〕

裁定委員会は、裁定委員会の会議その他運営に関する細則を定めることができる。

第16条[施 行]

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

リーグ戦安定開催融資規程

第1条[目 的]

本規程は、Jリーグ規約第24条に基づき、リーグ戦安定開催融資制度(以下「本融資制度」という)の運営について定める。

第2条 [本融資制度の趣旨]

本融資制度は、Jクラブの資金難によってJリーグ規約第40条第1項に定める公式試合の開催が危ぶまれる事態となった場合に、当該公式試合が属する大会の終了までの間、大会を無事に終了させる目的で、JリーグがJクラブに融資を行うものである。

第3条 [本融資制度の原資]

Jリーグが本融資制度によってJクラブに融資する原資は、原則として一般会計における繰越収支差額とする。

第4条〔融資限度額〕

本融資制度に基づき Jリーグが融資する金額は、原則として1クラブあたり3億円を上限とする。

第5条〔融資可能期間〕

- (1) 本融資制度に基づき Jリーグが融資できる期間の開始日は、1月1日とする。
- (2) 本融資制度における返済期日は、J1クラブの場合はJ1リーグ戦の最終節の日、J2 クラブおよびJ3クラブの場合はJ2・J3入れ替え戦の最終日(J2・J3入れ替え 戦が行われなかった場合は、シーズン開始時にJ2・J3入れ替え戦の最終日と発表されていた日)とし、当該期日が金融機関の休業日である場合は、その翌営業日とする。
- (3) 前項に定める返済期日から 12月31日までの間は、本融資制度による融資(以下「制度融資」という)は行わない。

第6条 [融資の申請]

制度融資を希望するクラブは、以下の資料を提出のうえ、Jリーグに融資の審査を申し込む。

- ① クラブが作成した「融資申込書」
- ② 制度融資を申請することおよび融資後の返済計画について審議・決議した取締役会の議事録(出席取締役全員の押印があるもの。なお、クラブが公益法人または特定非営利活動法人である場合は、取締役会を理事会と、取締役を理事と、それぞれ読み替えるものとする)
- ③ ホームタウンの首長名で作成された「クラブの融資申請にかかる同意書」(当該同意書がホームタウンから提出されない場合は、Jリーグは「クラブに対する融資実行通知」をホームタウンに送付することで代えることができる)
- ④ Jリーグが個別に指定する、融資申請クラブの財務状況を説明する資料

第7条 [担保の設定]

Jリーグは、制度融資を申請したクラブに対し、担保を差し出すことを融資の条件とすることができる。その場合において、Jリーグは、当該クラブが上記担保として適当な財産か否か、その価額その他必要事項について調査することができる。

第8条 [融資の審査と決定]

- (1) 制度融資を申請したクラブへの融資実行の可否は、Jリーグの調査結果を踏まえて理事会が審議のうえ、これを決定する。
- (2) 前項に定める調査の過程において、Jリーグは、法務委員会に調査協力を依頼し、法務委員会は必要な助言・指導を行うことができる。

第9条 [融資実行にともなう制裁]

制度融資を受けるクラブに対する制裁として、融資の決定と同時に、原則として勝点を10点減ずる。

第10条 [融資事実の公表]

Jリーグは、制度融資の決定と同時に、以下の内容を公表する。

- ① 融資を受けたクラブおよび当該クラブが融資を申請した理由
- ② 融資金額・返済期日・期日までに返済できなかった場合の措置
- ③ 当該クラブに対する制裁の内容

第 11 条 〔融資審査申請クラブの管理〕

- (1) Jリーグは、第6条に基づき融資の審査を申し込んだクラブを、当該申込日から「予算管理団体」に指定し、返済期日までの間、当該クラブを一定の管理下に置く。
- (2) 当該クラブに対する管理の内容は、Jリーグが別途決定する。

第12条 [返済できなかった場合の措置]

- (1) 制度融資を受けたクラブは、第5条および第8条に基づき決定された返済期日までに融資を返済するものとする。返済期日は、天変地異、戦争、その他これに類するやむを得ない事由がある場合のほか延長しないものとする。
- (2) 制度融資を受けたクラブが第5条および第8条に基づき決定された返済期日までに融資を返済できなかった場合、当該クラブに対しては、返済期日の属するシーズンの翌シーズンのJリーグクラブライセンスを原則として交付しないものとする。

第13条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第14条 [施 行]

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

[改 正]

平成 26 年 1 月 21 日

Jリーグ百年構想クラブ規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第 15 条に基づき、Jリーグが、将来Jリーグへの入会を目指すクラブを、Jリーグ百年構想クラブ(以下「百年構想クラブ」という) として認定する際の事項について定める。

第2条 [百年構想クラブの条件]

- (1) 百年構想クラブへの認定を申請するクラブ(以下「申請クラブ」という)は、法人として次の条件を満たしていなければならない。
 - ① Jリーグ規約第1条〔Jリーグの目的〕に賛同していること
 - ② 日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法 人が保有する株式会社または公益法人もしくは特定非営利活動法人であり、1年以上の 運営実績があること
 - ③ 将来のJリーグ入会を目指し、Jリーグの指導を受けながら、Jリーグ入会に向けた取り組みを進める意思を持っていること
 - ④ Jリーグ入会後のホームタウンを予定または決定していること
 - ⑤ サッカークラブ運営を主たる業務としていること
 - ⑥ 現に日本フットボールリーグ (JFL)、9地域のサッカーリーグまたは都道府県サッカーリーグに加盟し、活動している実績があること
 - ⑦ 天候、日時を問わず、トップチームが練習できる場所を確保できる状態であること(屋内か屋外かを問わない)
 - ⑧ 協会に対し2種または3種のいずれかで登録したチームがあり、1年以上活動した実績があること。なお、これに当てはまらない場合は、第5条第1項に定める申請を行った日の属するシーズンの翌シーズンの最終日までに当該チームを協会に登録し、活動を開始することを申請クラブが文書にて確約することをもって足りる
 - ⑨ 普及活動(サッカースクールまたはクリニック)を1年以上継続して実施していること
 - ⑩ 適法かつ適正に決算が行われ、財務諸表および税務申告書類が作成されるとともに、短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いとJリーグが評価できる状態であること
 - ① 定款が適法かつ適正に整備されていること
 - ① 取締役(理事)に、第4号にいうホームタウンに居住または勤務している者が1名以上 含まれていること
 - ③ 常勤役員(常勤理事)が1名以上、その他常勤社員(常勤職員)員が4名以上いること。 なお、常勤役員(常勤理事)は複数で、そのうち1名以上は代表取締役(代表理事) であることが望ましい
 - ④ 申請クラブの名称、ロゴ、エンブレムについて、Jリーグが指定する商標が取得済みであるかまたは出願中であることあるいは商標登録出願のための準備が速やかに始められる状態であること

- (2) 申請クラブは、申請にあたり、以下に定める協力を得なければならない。
 - ① 前項第3号にいう申請クラブの意思を、当該クラブの所属する都道府県サッカー協会が 承認、支援していることを、当該サッカー協会が文書で具体的に示していること
 - ② 前項第4号において予定または決定したホームタウンが、当該クラブのJリーグ入会を 応援するとともに、Jリーグ入会に向けた取り組みを支援する姿勢を、文書で具体的に 示していること
- (3) 申請クラブは、Jリーグ規約第4章第1節に定めるスタジアム(ホームスタジアム)について、以下の1号ないし3号のいずれかおよび4号の条件を満たしていなければならない。
 - ① ホームスタジアムを決定しており、当該スタジアムについて前項第1号にいうサッカー 協会および前項第2号にいう自治体がホームスタジアムであることを承認していること
 - ② ホームスタジアムは、理事会が別途定める「J3スタジアム要件」またはJリーグクラブライセンス交付規則に定める基準を満たすものであるか、または将来当該基準に適合すべく改修可能であり、改修に向けた計画を策定していることをホームスタジアムの所有者が文書で示していること
 - ③ 前項第1号にいうサッカー協会および前項第2号にいう自治体が、申請クラブがJリーグに入会するためには、理事会が別途定める「J3スタジアム要件」またはJリーグクラブライセンス交付規則に定める基準を満たすホームスタジアムの整備が必要であることを認識し、整備に向けて取り組む意向があることを文書で示していること
 - ④ 加盟するリーグ戦のホーム試合を、第1項第4号にいうホームタウン内の特定スタジアムで相当数開催できること

第3条〔百年構想クラブの権利〕

百年構想クラブは、自己の名刺や印刷物へ「Jリーグ百年構想クラブ」と表記し、PRすることができる。ただし、Jリーグのロゴ、マーク、マスコット、エンブレム等は使用できない。

第4条〔百年構想クラブの義務〕

- (1) Jリーグは百年構想クラブをJリーグ正会員に準じるものとして取り扱い、百年構想クラブは、Jリーグ規約第3条に定める遵守義務の適用を受けるものとする。
- (2) 百年構想クラブは、Jリーグからの活動全般に関する指導、助言を受け、また、Jリーグが指定する会議、研修等への出席を通じてJリーグ入会に向けた知識を深め、Jリーグの指示に従いながら着実な準備を行わなければならない。
- (3) 百年構想クラブは、一度予定または決定したホームタウンを、原則としてJリーグ入会までの間に変更することはできない。
- (4) 百年構想クラブは、Jリーグが相当の期日を定めて財務諸表、活動報告等の書類の提出 を指示したときには、定められた期日までに提出しなければならない。
- (5) 百年構想クラブは、Jリーグが当該クラブに対して調査が必要と認められる場合には、 調査に協力しなければならない。ただしJリーグは、当該クラブに対し、調査内容を事 前に明らかにするものとする。
- (6) 百年構想クラブは、以下の通り会費を支払うものとする。なお、一度支払われた会費は、 理由の如何を問わず返還しない。

- ① 百年構想クラブは、会費(年会費:対象年の1月1日~12月31日までの期間分)として、当年の4月末までに120万円を納入しなければならない
- ② 前号に関わらず、年の途中で百年構想クラブに認定された場合は、資格認定された日から 1 か月以内に、認定日の属する月から 12 月 31 日までの残存月数に 10 万円を乗じた金額を納入する

第5条〔百年構想クラブの申請〕

- (1) 申請クラブは、Jリーグが別に指定する書類の提出をもって、随時申請を行うことができる。
- (2) Jリーグ規約第 15 条第 2 項に定める入会審査を受けるクラブは、同条第 1 項に定める入会申込の日の前年の 11 月 30 日までに、前項に定める申請を行い、理事会の承認を受けていなければならない。ただし、2014 年に当該入会審査を受けるクラブに関しては、この期日を「同条第 1 項に定める入会申込書の日の属する年の 2 月 28 日まで」とする。

第6条〔審查〕

- (1) 前条第1項に基づく申請に際してクラブが提出した書類は、Jリーグが審査を行い、書類を受理した場合には、Jリーグが次項の審査を行う。
- (2) Jリーグは、申請クラブに対し、次の審査を行う。
 - ① 申請クラブの責任者および第2条第1項第4号にいうホームタウンの行政当局責任者からの聴聞
 - ② 地域との協力関係およびホームスタジアム、練習場等に関する現地調査
 - ③ クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他 Jリーグが必要と認める事項に関する調査
- (3) 理事会は、前2項の審査の結果を踏まえ、百年構想クラブ認定の可否を審議し、その結果を原則として申請日の90日後までに、申請クラブに書面で通知する。

第7条〔資格の停止および失格〕

- (1) 百年構想クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、理事会は当該クラブに対し、 百年構想クラブとしての資格を最大1年間停止させ、または失格させることができる。
 - ① Jリーグの名誉を傷つけ、またはJリーグの目的に反する行為があったとき
 - ② 第2条に定める条件を満たさなくなったとき
 - ③ 第4条に定める義務に違反したとき
- (2) 前項の規定により百年構想クラブの資格を停止させ、または失格させる場合は、Jリー グはその事実と理由を公表する。
- (3) 前項の規定により百年構想クラブとしての資格を停止させまたは失格させようとする場合は、その議決を行う理事会以前に、当該クラブに弁明の機会を与えなければならない。

第8条 [百年構想クラブからの脱退]

百年構想クラブは、チェアマンに書面で届け出ることにより、いつでも百年構想クラブから脱退することができる。ただし、脱退する場合は、Jリーグはその事実を公表するとともに、当該クラブは脱退した日から最低2年間は百年構想クラブに申請することができない。

第9条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第10条 [施 行]

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

[改 正]

平成 24 年 9 月 1 日 平成 26 年 1 月 21 日

試合実施時における Jリーグ安全理念

Jクラブは、試合を通じ観客に本当の満足と快適さを提供するために、以下の安全に関する理念に基づき行動するものとする。

- 1. 観客の安全を何よりも優先する。
- 2. 選手およびチームスタッフは、かけがえの ない財産であり、また審判は競技進行の要 であって、その安全性は確保されなくては ならない。
- 3. マッチコミッショナーおよび競技スタッフは、試合運営に欠かせぬ存在であり、その安全性は確保されなくてはならない。
- 4. 選手にフェアプレーを徹底し、観客にはフェアプレー精神に則った応援・観戦を心から願う。
- 5. スタジアムの安全性の充実を目指す。

スローガン

試合実施時におけるセキュリティは、究極の 観客サービスである。

2015明治安田生命」1・J2リーグ戦試合実施要項

本実施要項は、Jリーグ規約第40条第1項第1号および第2号に定める公式試合として、2015年の明治安田生命J1リーグ(以下「J1」という)、明治安田生命J2リーグ(以下「J2」という)のリーグ戦実施に関し定めるものであり、リーグ戦の試合(以下「試合」という)運営はすべてこの要項に定めるところによる。

第1節 スタジアム

第1条[スタジアムの確保と維持]

- (1) Jクラブは、Jリーグ規約第4章第1節に定められた内容に従い、当該定められた要件 を具備するスタジアムを確保し、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、これを 整備または維持管理する責任を負う。
- (2) Jリーグ、理事会およびチェアマンは、Jリーグ規約第4章第1節に定められた内容に 従い、スタジアムを検査し、当該スタジアムでの試合開催の可否等について決定することができる。

第2条〔旗の掲揚〕

- (1) ホームクラブは、リーグ旗、クラブ旗、チャンピオンフラッグ(ホームチームが前年の チャンピオンチームである場合に限る) およびフェアプレー旗を次の各号の通り掲揚し なければならない。
 - ① リーグ旗:中央
 - ② ホームクラブ旗:ホームクラブベンチ側
 - ③ ビジタークラブ旗:ビジタークラブベンチ側
 - ④ チャンピオンフラッグ:前年のチャンピオンチームクラブ旗の下(ホームゲームのみ掲揚)
 - ⑤ フェアプレーフラッグ:リーグ旗の下、もしくは横
- (2) リーグ旗およびクラブ旗の大きさは天地 1,800 mm、左右 2,700 mmとする。また、フェアプレー旗の大きさは天地 1,360 mm、左右 3,600 mmとする。

第3条[広告看板等の設置]

(1) スタジアムには、Jリーグが指定した位置にJリーグ看板を掲出できるスペースを別表 1 のとおり確保しなければならない。

サイズ: J1 900mm×6,000mm

J 2 900mm × 15,000mm

枚数:1枚

(2) スタジアムには、Jリーグが指定した位置に下記記載のJリーグオフィシャルパートナーの広告看板等を掲出できるスペースを別表1のとおり確保しなければならない。

① 広告看板

サイズ/枚:900mm×6,000mm

枚数:最大24枚

色: 4色

② 広告ミニ看板

基本サイズ: 300mm×2.000mm

枚数:最大50枚

色: 4色

③ バナー広告

基本サイズ: 1,200mm×7,500mm

色:4色

④ ハーフサイズバナー広告

基本サイズ: 1,200mm×3,750mm

枚数:最大4枚

色: 4色

⑤ 電光看板 (J1リーグ戦のうち各節2試合)

基本サイズ: 1,100mm×102,400mm

観客等の視野を妨げるものであってはならない

⑥ 90° システムシート

枚数:最大8枚

色: 4色

⑦ コーナー看板

サイズ: 1,500mm×1,500mm

枚数:最大2枚

色:4色

⑧ ゴール裏ミニ看板

サイズ: 600mm×1.800mm

枚数:最大4枚

色: 4色

(3) クラブスポンサーの広告看板または横断幕を掲出する場合は、以下の条件を満たさなければならない。

サイズ: 900mm×4, 500mm

色:4色

- (4) クラブが回転式看板、電光看板およびその他Jリーグがその仕様につき未承認の看板を 掲出する場合は、原則として掲出を希望するシーズン開始前までに当該看板の仕様につ いてJリーグに申請し、その承認を得なければならない。
- (5) 第2項の広告看板等の設置位置は、原則として次の各号のとおりとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。
 - ① タッチライン側: タッチラインから 5 m 以上離れていること
 - ② ゴールライン側: ゴールライン側:ゴールラインから5m以上離れたカメラマン(フォトグラファー、TV クルー) 用のラインに沿っていること

(6) クラブが、あらゆる掲出物を出す場合は、原則として掲出日の7日前までに所定の「広告掲出申請書」(別紙2) により」リーグに申請し、その承認を得なければならない。

第4条 [スタジアムにおける告知等]

- (1) ホームクラブは、スタジアムにおいて、次の各号の事項を告知しなければならない。ただし、第4号については得点直後に、また、第7号については後半30分を目安に、それぞれ告知するものとする。
 - ① 選手、審判員、審判アセッサーおよびマッチコミッショナー
 - ② 試合方式
 - ③ 選手および審判員の交代
 - ④ 得点者および得点時間
 - ⑤ アディショナルタイム
 - ⑥ 他の試合の途中経過および結果
 - ⑦ 入場者数 (「明治安田生命」1・J2リーグ戦試合実施要項」第39条第3項および第4項に基づいて算定されたもの)
 - ⑧ 前各号のほか、Jリーグの指定する事項
- (2) ホームクラブは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を行うことができる。
 - ① 次の試合の予定の告知
 - ② クラブスポンサーの広告宣伝
 - ③ 音楽放送
 - 4 チームまたは選手に関する情報の告知
 - ⑤ 前各号以外の告知事項

第5条[医事運営]

- (1) ホームクラブは、次の各号の医事運営を行わなければならない。
 - ① 医務室には、協会の医学委員会が定めた救急用機器および医薬品(別紙1)を備えること
 - ② 試合の開催時には、スタジアムの観客等の事故に対処する為、医師および看護師各1名以上を開門時から閉門時まで待機させること
 - ③ 試合の開催に先立ち、スタジアムで生じる重度の外傷および疾病に対処する為、あらか じめ救急移送病院を確保しておくこと。なお、スタジアムには救急車が待機しているこ とが望ましい
 - ④ スタジアム内医事運営担当医師に、試合の開催時にスタジアムで生じた外傷および疾病のすべてを記載した所定の「会場内医事報告書」を作成させ、その「正」をJリーグへ可及的すみやかに提出すること
- (2) 前項第2号の医師および看護士の手当等は、以下の金額を標準とする。

手当て: 医師 30,000円(日給)

看護師 10,000円(日給)

交通費: Jリーグの「旅費規程」による

第2節 試 合

第6条 [試合の概要]

試合の主催や出場等に関する事項は、Jリーグ規約第4章第2節に定める。

第7条〔大会方式〕

J1、J2のリーグ戦は、以下のとおりとする。

- ① J1: 第1ステージおよび第2ステージの2ステージ制、各ステージとも1回戦総当 たり
- ② J2: ホーム&アウェイ方式による2回戦総当たり

第8条[届出義務]

- (1) Jクラブは、Jリーグ規約第47条第1項に定めた事項につき、1月31日までに、所定の方法によりJリーグに届け出なければならない。
- (2) 前項により届け出た事項に追加、抹消等の変更があった場合にも前項の方法によりすみ やかに届け出なければならない。
- (3) Jリーグは毎週金曜日(ただし、その日がJリーグの営業日でないときは、その直前の営業日)の 11:00 までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、同日中にその承認の是非を決定する。

第9条[出場資格]

- (1) 協会への選手登録を完了し、かつJリーグ規約第 100 条に定めるJリーグ登録を行った 選手のみが、試合における出場資格をもつ。
- (2) Jクラブの2種チームに所属し、次の各号の条件を満たした選手には、所属クラブが参加するJ1またはJ2への出場資格が与えられる。
 - ① 当該2種チームが、協会にクラブ申請されていること
 - ② Jリーグに「Jリーグメディカルチェック報告書」が提出されていること
 - ③ 協会への選手登録時にドーピング検査実施に関する親権者の同意書が提出されている
 - ④ 「第2種トップ可」選手として」リーグ登録されていること
- (3) 選手は、試合出場に際し、協会の発行した選手証(以下「選手証」という)、協会の発行した電子選手証を印刷したもの、または協会の発行した電子選手証を画面上で表示して確認することのできる電子機器を携帯しなければならない。

第10条〔出場資格を得るための追加登録期限〕

2015 年 9 月 18 日までに協会への選手登録および J リーグ登録を完了した選手のみが、 J 1・J 2 リーグ戦への出場資格を有する。

第11条 [出場可能日]

前2条により登録を完了した選手は、登録完了日の翌日から試合に出場することができる。

第 12 条 [メディカルチェック]

- (1) JクラブはJリーグが別途定める日までに、選手に関する「Jリーグメディカルチェック報告書」をJリーグに提出しなければならない。ただし、追加登録する選手については、登録の都度提出するものとする。
- (2) 協会のスポーツ医学委員会は、「Jリーグメディカルチェック報告書」において異常所見を示した選手に対する医学的処置について勧告を行うことができる。

第13条 [試合エントリー選手の人数]

各試合にエントリーできる選手の人数は、1チームあたり18名とする。

第14条[外国籍選手]

- (1) 試合にエントリーすることができる外国籍選手は、1 チーム3名以内とする。ただし、アジアサッカー連盟(AFC)加盟国の国籍を有する選手については、1 名に限り追加でエントリーすることができる。
- (2) 登録することができる外国籍選手は、1チーム3名以内とする。ただし、下記に該当する者は、第1号から第3号までについてはそれぞれ2名まで、第4号については1名に限り、1チームの総数を5名以内とする範囲で、追加で登録することができる。
 - ① アマチュア選手
 - ② プロC契約でかつ、当該登録年度の2月1日の前日における年齢が20歳未満の選手
 - ③ Jリーグが別途「Jリーグ提携国」として定める国の国籍を有する選手
 - ④ アジアサッカー連盟(AFC)加盟国のうち、前号に該当しない国の国籍を有する選手

第 15 条 [ユニフォーム]

リーグ戦において使用するユニフォームは別途定める「ユニフォーム要項」による。

第16条〔フィールド内のチーム要員〕

- (1) フィールド上に用意されたベンチには、第8条第1項および第2項に定める届け出を行ったチームスタッフのうち、「Jリーグメンバー提出用紙」(別紙3) に記載された者7名および交代選手7名の合計14名が着席できる。
- (2) ベンチ内での喫煙は禁止する。
- (3) 交代要員は、試合進行に影響をおよぼさないよう、シャツの上からフィールドプレーヤーと異なる色のビブスを着用すること。またベンチ入りしたチームスタッフは、フィールドプレーヤーと異なる色のウェアを着用すること。
- (4) Jクラブは、協会、Jリーグの決定により、ベンチ入りを停止された者、出場停止処分を受けた者、または試合中に主審により退場もしくは退席を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。
- (5) 退席を命じられたチームスタッフは、フィールド内に留まってはならず、選手等への指示を出してはならない。また協会、Jリーグの決定によりベンチ入りを停止されたチームスタッフは、観客席以外に立ち入ってはならない。
- (6) 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図 をした場合に、チームスタッフは2名に限り、ピッチ内に立ち入ることができる。ただ

し、このスタッフは可及的すみやかに負傷の程度を判断したうえピッチ外に退去しなければならない。

(7) 前各項に違反する行為は、主審により排除されるものとし、試合終了後に主審から報告 を受けた協会、Jリーグにより処分を決定される。

第17条〔テクニカルエリアの使用〕

あらかじめ「Jリーグメンバー提出用紙」(別紙3)に記載されたチームスタッフのうち、 ただ1名のスタッフのみ、試合中テクニカルエリア内において、指示を出すことができる。

第18条 [試合の勝敗の決定]

試合は、90分間(前後半各45分)で勝敗が決しない場合、引き分けとする。

第 19 条 [J 1 第 1 ステージ、第 2 ステージの順位決定]

- (1) J1第1、第2各ステージの順位は、当該ステージが終了した時点で、当該ステージにおける勝点(勝利3点、引き分け1点、敗戦0点)の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、当該ステージにおける勝点が同一の場合は、次の各号の順序により順位を決定する。
 - ① 当該ステージ全試合の得失点差
 - ② 当該ステージ全試合の総得点数
 - ③ 当該ステージにおける当該チーム間の対戦成績(イ. 勝点 ロ. 得失点差 ハ. 総得点数)
 - ④ 当該ステージにおける反則ポイント
 - ⑤ 抽選
- (2) 前項第5号の抽選は、理事会が必要と判断した場合にのみ実施される。
- (3) 前2項の規定に基づき1位とされたチームを当該ステージの優勝チームとする。

第20条〔年間順位の決定〕

- (1) J 1 の年間順位の 1 位 (年間優勝) と 2 位は以下により決定する。 1 位 (年間優勝): リーグ戦後に開催されるチャンピオンシップの優勝クラブ 2 位: リーグ戦後に開催されるチャンピオンシップの準優勝クラブ
- (2) J 1 リーグの年間順位の3位以下は、J 1 の年間順位1位(年間優勝)および2位のチームを除くリーグ戦における年間勝点(勝利3点、引き分け1点、敗戦0点)の合計が多いチームを上位として決定する。ただし、年間勝点が同一の場合は、次の各号の順序により決定する。
 - ① リーグ戦全試合の得失点差
 - ② リーグ戦全試合の総得点数
 - ③ リーグ戦における当該チーム間の対戦成績(イ. 勝点 ロ. 得失点差 ハ. 総得点数)
 - ④ リーグ戦全試合の反則ポイント
 - ⑤ 抽選
- (3) 前項第5号の抽選は、J2降格チームの決定等理事会が必要と判断した場合にのみ実施される。

- (4) J1で同一順位のチームが複数あった場合、該当賞金額を合算の上均等配分する。
- (5) J 1 で複数チームが同順位となった場合、AFC チャンピオンズリーグ等への出場チーム は、理事会で決定する。
- (6) J 2 はリーグ戦が終了した時点で、勝点(勝利3点、引き分け1点、敗戦0点)の合計が多いチームを上位とし、年間順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、第2項第1号から第5号までの各号の順序により順位を決定する。
- (7) J2での抽選の実施および同一順位のチームが複数あった場合の賞金配分措置は、J1 と同様とする。

第21条[審判員]

- (1) 主審、副審および第4の審判員については、Jリーグが協会の審判委員会に対し、協会 登録の審判員で、かつJリーグ規約第101条に定めるJリーグ登録を行った者の派遣を 依頼する。
- (2) 審判員は、キックオフ時刻の 90 分前までにスタジアムに到着しなければならない。
- (3) 主審または副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、第4の 審判員が主審または副審を務める。
- (4) 審判員の手当て等は次のとおりとする。

手当て: (J1) 主審 120,000 円 副審 60,000 円 第4の審判員 20,000 円 (J2) 主審 60,000 円 副審 30,000 円 第4の審判員 10,000 円 交通費・宿泊費: Jリーグの「旅費規程」による

- (5) 緊急事態により審判員が交代した場合、または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。
 - ① 試合開始前に疾病・負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合、および試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない
 - ② 試合途中の負傷等により交代した場合、および試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする
 - イ. 試合途中から、より責任の軽い職務についた場合、職務が果たせなくなった場合、および試合が中止された場合は、それまでの職務に対して次の手当てを支払う

手当て: (J1) 主審 70,000 円 副審 35,000 円 第4の審判員 10,000 円 (J2) 主審 35,000 円 副審 20,000 円 第4の審判員 6,000 円

- 口. 試合途中から、より責任の重い職務についた場合、新たな職務に対して、本条第4項 に定めた手当てを支払う
- ③ 前2号に関わる交通費、宿泊費は、実際に移動、宿泊を伴った場合に限り、Jリーグの 「旅費規程」に基づいて支払う

第 22 条 [アクレディテーションカード (AD証)]

Jリーグは、次の各号のアクレディテーションカード(AD証)を発行し、AD証を所有する者の通行可能エリアを指定する。

- ① OFFICIAL (紫): オールエリア通行可
- ② OFFICIAL (青): 運営本部室、フィールド (ピッチを除く)、記者室、記者席、TVクルー撮影エリア (スタンド)、観客ゾーン、その他運営ゾーン

- ③ TEAM (ピンク): オールエリア通行可ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効
- ④ TEAM (赤): 運営本部室、フィールド (ピッチを除く)、更衣室、練習場、その他運営ゾーン ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効
- ⑤ SUPPLIER (水色): 運営本部室、その他運営ゾーン
- ⑥ PRESS (緑および黄緑): 記者室、記者席、カメラマン (フォトグラファー、TVクルー) 室、その他ホームクラブが許容するエリア
- ⑦ TV STAFF・RADIO STAFF (茶および黄): フィールド (ピッチを除く)、その他ホームクラブが許容するエリア
- ⑧ カメラマンビブス (オフィシャル・紫、PRESS・黄、TV・PRESS・赤、報道連絡員・黒、TV [テレビ中継]・グレー、スカウティング [㈱ J リーグメディアプロモーション]・青): フィールド (ピッチを除く)、記者室、カメラマン (フォトグラファー、T V クルー)室、その他ホームクラブが許容するエリア

第23条[入場料]

- (1) 入場料金はホームクラブが設定し、料金の体系をJリーグの指定日までに報告する。
- (2) 大人の有料入場者が同伴する小学生未満の幼児の入場料金は、無料とする。ただし有料入場者1名につき1名に限る。
- (3) 入場券の販売は、売り切れにならない限りその試合の後半 15 分経過時まで行う。

第24条[試合球]

ホームクラブは、キックオフ時刻の 120 分前までに J リーグの指定する試合球を 7 個用意し、試合をマルチボールシステムにて行う。

第25条[Jクラブの責任]

Jクラブは、Jリーグ規約第51条の定めに従い、選手、審判員、役員および観客等の安全を確保する義務を負う。

第26条[日 程]

リーグ戦は、Jリーグにより決定された日程に従い開催される。

第3節 運 営

第27条 [試合の運営に関する事項]

試合の開催や運営に関する事項は、Jリーグ規約第4章第3節に定める。

第28条〔運営責任〕

- (1) 試合の運営にあたっては、ホームクラブの実行委員が一切の責任を負う。
- (2) ホームクラブの実行委員は、キックオフ時刻の 120 分前までにスタジアムに到着しなければならない。

(3) あらかじめチェアマンに届け出て承認を得た者に、本実施要項に定める実行委員の職務を代行させることができる。

第29条 [マッチコミッショナー]

- (1) マッチコミッショナーは、実行委員会が推薦し、理事会が承認した後、チェアマンが任命し、各試合に派遣される。
- (2) マッチコミッショナーは、Jリーグ規約第61条第2項に定める事項を遵守しなければならない。
- (3) ホームクラブは、フィールドおよび観客席の全体を見渡すことができる場所にマッチコミッショナー席を設置しなければならない。
- (4) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

手当て: 30,000円

交通費・宿泊費: Jリーグの「旅費規程」による

- (5) 試合が中止された場合の手当て等は以下のとおりとする。
 - ① マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合 手当て:なし

交通費・宿泊費: Jリーグの「旅費規程」による(移動が伴った場合にのみ支払い)

② マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合 手当て: 20,000円

交通費・宿泊費: Jリーグの「旅費規程」による

③ 試合途中に中止が決定した場合

手当て: 30,000円

交通費・宿泊費: Jリーグの「旅費規程」による

第30条 [試合の中止および中断の決定]

- (1) 試合の中止は、主審が、マッチコミッショナー、ホームクラブの実行委員およびビジタークラブの実行委員(または Jリーグ規約第51条第4項に基づくその代理人)の意見を参考のうえ決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームクラブの実行委員が協議のうえ決定する。
- (2) 主審が試合の中断を決定した場合、マッチコミッショナー、ホームクラブおよびビジタークラブの両実行委員は試合を再開することができるよう最善の努力をしなければならない。

第 31 条 [スタジアムへの到着]

双方のチームはバスを使用し、原則としてキックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに 到着しなければならない。

第32条〔キックオフ時刻の厳守〕

- (1) いずれのチームも、あらかじめ定められたキックオフ時刻を厳守しなければならない。
- (2) 不可抗力またはテレビもしくはラジオの同時中継放送の都合によりキックオフ時刻を遅

らせる場合は、主審およびマッチコミッショナーの事前の承認を得なければならない。 ただし、テレビもしくはラジオの放送の都合による遅延は、5分以内に限る。

- (3) いずれか一方のチームがキックオフ時刻にスタジアムに現れない場合、相手チームは 45 分間、待機する義務を負う。
- (4) ハーフタイムは原則として 15 分間を確保するものとする。ただし、テレビ中継の関係等で 15 分間を確保できない場合は、ホームクラブがJリーグに事前に申請し、承認を得るものとする。
- (5) 後半のキックオフ時刻は以下のとおりとする。
 - ① ハーフタイム 15 分確保対象試合の場合 前半終了時刻の 15 分後を後半のキックオフ時刻とする(審判が指定しマッチコミッショナーが最終確認した時刻とする)
 - ② ハーフタイム 15 分適用外試合の場合 前半のキックオフ指定時刻(主審とマッチコミッショナーにより最終確認された時刻を いう) の 60 分後とする。ただし、アディショナルタイム等により、前半終了時刻がキ ックオフ指定時刻から 50 分を超えた場合は、前半終了時刻の 10 分後を後半のキックオ フ時刻とする

第33条[メンバー提出]

- (1) 双方のチームは、キックオフ時刻の 150 分前までに「Jリーグメンバー提出用紙」(別紙3)に必要事項を記入し、全選手の選手証、協会の発行した電子選手証を印刷したもの、または協会の発行した電子選手証を画面上で表示して確認することのできる電子機器とともにホームクラブの運営担当に提出し、試合エントリーを完了しなければならない。
- (2) 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。なお、この条項によって認められる選手の変更は次の各号のとおりとする。
 - ① 先発選手の場合、控え選手を先発選手に変更し、新たな選手を控え選手として補充することができる。当該先発予定選手を控え選手に変更することはできないが、ゴールキーパーについては例外として認める
 - ② 控え選手の場合、新たな選手を補充できる
- (3) 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間におけるエントリー済のチームスタッフの変更は、やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。マッチコミッショナーは承認後、相手チーム等へすみやかに連絡しなければならない。

第34条[選手の交代]試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする。

- ① 選手の交代は、3名以内とする
- ② 交代は、退出する選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならない

第35条 [開催不能または中止となった試合の記録]

開催不能または中止となり、Jリーグ規約第63条に基づき当該試合の取り扱いが決定し

た場合、試合の出場および得点の取り扱いについては、次の各号に定める。

- ① 90 分間の再試合の場合は記録されない。ただし、警告・退場の処分については規律委員会に委ねられるため、記録として残る場合がある
- ② 中止時点から試合を再開する場合は、中止時点までの記録を継承した上で再開試合を行い、当該再開試合が終了し試合が成立した時点で記録される
- ③ 中止時点で試合が成立した場合は当該試合が記録される

第36条〔入場料金の払い戻し〕

入場料金の払い戻しは、原則として次の各号の場合に行う。

- ① 試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合
- ② 試合前に、いずれかのチームの責に帰すべき事由により試合が開催不能となった場合

第 37 条 [係 員]

- (1) ホームクラブは、試合実施を円滑に進行するため、次の各号の補助係員をおき、必要な 業務を行わせる。
 - ① 場内外の警備・案内要員
 - ② 場内放送要員
 - ③ ボールパーソン
 - ④ 担架要員(8名、担架を2台用意しておくこと)
- (2) ホームクラブは、マッチコミッショナーが円滑に業務を行うため、ホームクラブの運営 担当との交信が可能な通信機器を持ち合わせた補助係員をおかなければならない。

第38条[メディア対応]

- (1) 報道関係者は、原則として試合開始 60 分前から試合終了時までは試合メンバー表に記載された選手・スタッフの取材 (インタビュー含む) は行わないものとする。
- (2) 試合におけるホームクラブのメディア対応は次のとおりとする。
 - ① フォトグラファー、TVクルーによる撮影およびペン記者の取材場所を指定する
 - ② 記者室およびカメラマン (フォトグラファー、TVクルー) 室を設ける
 - ③ 「試合メンバー表」の配布は、キックオフ時刻の 110 分前までに行う
 - ④ ハーフタイム時には双方の監督のコメント等を配布する
 - ⑤ 試合終了後、対戦した両クラブの監督はホームクラブが設けた場所で記者会見を行わなければならない
 - ⑥ 試合終了後、対戦した両クラブの選手はホームクラブが設けた場所 (ミックスゾーン) で取材対応を行わなければならない

第39条[公式記録]

- (1) 記録員は、所定の公式記録用紙により、試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のためマッチコミッショナー、主審およびホームクラブの運営担当(正)の署名を受けたのち、すみやかに報道関係者等に配布する。
- (2) ホームクラブの運営担当(正)は、公式記録の原紙をすみやかにJリーグ事務局に提出しなければならない。

- (3) 入場者数とは、以下の各号に該当する者の合計をいう。
 - ① 入場口から来場した観客で、以下に該当する者
 - イ、入場券を保有している者
 - 口、入場券を保有していない未就学児童
 - ② 入場口以外から来場した観客で、以下に該当する者
 - イ、車いす観戦者およびその付添人
 - ロ. VIP席の観客
 - なお、入場者数には選手、審判員、クラブ役職員、その他試合運営に関わる者、スタジア ム管理者、売店関係者、報道関係者、フォトグラファーは含めない。
- (4) 入場者数は、原則として入場時にカウンター等を用いて算定するものとし、入場券の販売枚数や半券の数によって算定してはならない。

第 40 条〔試合運営報告〕

- (1) ホームクラブの実行委員は、試合の実施または運営に関し問題が生じた場合、試合終了後すみやかに「試合運営報告書」(別紙7)に必要事項を記載し、Jリーグに提出しなければならない。
- (2) Jクラブは、試合終了後可及的すみやかに「Jリーグ傷害報告書」をJリーグに提出しなければならない。なお、選手が試合中に負傷した場合には、チームドクターの所見を得、チームドクターの署名あるものを提出するものとする。

第 41 条〔退場処分〕

退場処分を受けた選手は、規律委員会の決定があるまで出場を停止される。また、退席 処分を受けたチームスタッフについても同様とする。

第42条 [警告による出場停止処分]

- (1) 累積された警告による出場停止処分は、規律委員会が定めるところによる。
- (2) 退場による出場停止処分の未消化分が登録年度終了時に2試合以上に及ぶ場合には、次の登録年度に持ち越すものとし、未消化分が1試合の場合には当該登録年度終了をもって失効するものとする。

第4節 試合の収支

第43条 [試合の収支に関する事項]

試合の収支に関する事項は、Jリーグ規約第4章第5節に定める。

第 44 条 〔公衆送信権〕

- (1) Jリーグ公式試合の公衆送信権(テレビ、ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という)はすべてJリーグに帰属する。
- (2) Jリーグ公式試合の公衆送信権料は、別途Jリーグが定めるところによる。

(3) 前項の公衆送信権料は、別途定める基準によりすべてのJクラブにそれぞれ配分するものとする。

第 45 条〔収支報告〕

Jクラブは、リーグ戦終了後30日以内に、収支報告として、主管した試合の「試合収支決算書」(別紙8)の写しをJリーグに提出しなければならない。

第 46 条 〔改 正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

2015明治安田生命 J3リーグ戦試合実施要項

本実施要項は、Jリーグ規約第40条第1項第3号に定める公式試合として、2015年の明治安田生命J3リーグ(以下「J3」という)のリーグ戦実施に関し定めるものであり、リーグ戦の試合(以下「試合」という)運営はすべてこの要項に定めるところによる。

第1節 スタジアム

第1条 [スタジアムの確保と維持]

- (1) Jクラブは、Jリーグ規約第4章第1節に定められた内容に従い、当該定められた要件 を具備するスタジアムを確保し、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、これを 整備または維持管理する責任を負う。
- (2) Jリーグ、理事会およびチェアマンは、Jリーグ規約第4章第1節に定められた内容に 従い、スタジアムを検査し、当該スタジアムでの試合開催の可否等について決定することができる。

第2条 [旗の掲揚]

- (1) ホームクラブは、リーグ旗、クラブ旗、チャンピオンフラッグ(ホームチームが前年のチャンピオンチームである場合に限る)およびフェアプレー旗を次の各号の通り掲揚しなければならない。
 - ① リーグ旗:中央
 - ② ホームクラブ旗:ホームクラブベンチ側
 - ③ ビジタークラブ旗:ビジタークラブベンチ側
 - ④ フェアプレーフラッグ:リーグ旗の下、もしくは横
- (2) リーグ旗およびクラブ旗の大きさは天地 1,800 mm、左右 2,700 mmとする。また、フェア プレー旗の大きさは天地 1,360 mm、左右 3,600 mmとする。

第3条 [広告看板等の設置]

(1) スタジアムには、Jリーグが指定した位置にJリーグ看板を掲出できるスペースを別表 1のとおり確保しなければならない。

サイズ: 900mm×15,000mm

枚数:1枚

- (2) スタジアムには、Jリーグが指定した位置に下記記載のJリーグオフィシャルパートナーの広告看板等を掲出できるスペースを別表1のとおり確保しなければならない。
 - ① 広告看板

サイズ/枚:900mm×6,000mm

枚数:最大 24 枚

色: 4色

② 広告ミニ看板

基本サイズ: 300mm×2,000mm

枚数:最大50枚

色: 4色

③ バナー広告

基本サイズ: 1.200mm×7.500mm

色: 4色

④ ハーフサイズバナー広告

基本サイズ: 1,200mm×3,750mm

枚数:最大4枚

色:4色

⑤ 電光看板

基本サイズ: 1,100mm×102,400mm

観客等の視野を妨げるものであってはならない

⑥ 90° システムシート

枚数:最大8枚

色: 4色

⑦ コーナー看板

サイズ: 1.500mm×1.500mm

枚数:最大2枚

色: 4色

⑧ ゴール裏ミニ看板

サイズ: 600mm×1,800mm

枚数:最大4枚

色: 4色

(3) クラブスポンサーの広告看板または横断幕を掲出する場合は、以下の条件を満たさなければならない。

サイズ: 900mm×4, 500mm

色:4色

- (4) クラブが回転式看板、電光看板およびその他 J リーグがその仕様につき未承認の看板を 掲出する場合は、原則として掲出を希望するシーズン開始前までに当該看板の仕様につ いて所定の「広告掲出申請書」(別紙2)により J リーグに申請し、その承認を得なけれ ばならない。
- (5) 第2項の広告看板等の設置位置は、原則として次の各号のとおりとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。
 - ① タッチライン側: タッチラインから 5 m 以上離れていること
 - ② ゴールライン側: ゴールライン側: ゴールラインから 5 m 以上離れたカメラマン (フォトグラファー、TV クルー) 用のラインに沿っていること
- (6) クラブが、あらゆる掲出物を出す場合は、原則として掲出日の7日前までに所定の「広告掲出申請書」(別紙2)によりJリーグに申請し、その承認を得なければならない。

第4条「スタジアムにおける告知等]

- (1) ホームクラブは、スタジアムにおいて、次の各号の事項を告知しなければならない。ただし、第4号については得点直後に、また、第7号については後半30分を目安に、それぞれ告知するものとする。
 - ① 選手、審判員、審判アセッサーおよびマッチコミッショナー
 - ② 試合方式
 - ③ 選手および審判員の交代
 - ④ 得点者および得点時間
 - ⑤ アディショナルタイム
 - ⑥ 他の試合の途中経過および結果
 - ⑦ 入場者数(第38条第3項および第4項に基づいて算定されたもの)
 - ⑧ 前各号のほか、Jリーグの指定する事項
- (2) ホームクラブは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を行うことができる。
 - ① 次の試合の予定の告知
 - ② クラブスポンサーの広告宣伝
 - ③ 音楽放送
 - ④ チームまたは選手に関する情報の告知
 - ⑤ 前各号以外の告知事項

第5条[医事運営]

- (1) ホームクラブは、次の各号の医事運営を行わなければならない。
 - ① 医務室には、協会の医学委員会が定めた救急用機器および医薬品(別紙1)を備えること
 - ② 試合の開催時には、スタジアムの観客等の事故に対処する為、医師および看護師各1名以上を開門時から閉門時まで待機させること
 - ③ 試合の開催に先立ち、スタジアムで生じる重度の外傷および疾病に対処する為、あらか じめ救急移送病院を確保しておくこと。なお、スタジアムには救急車が待機しているこ とが望ましい
 - ④ スタジアム内医事運営担当医師に、試合の開催時にスタジアムで生じた外傷および疾病のすべてを記載した所定の「会場内医事報告書」を作成させ、その「正」をJリーグへ可及的すみやかに提出すること
- (2) 前項第2号の医師および看護士の手当等は、以下の金額を標準とする。

手当て: 医師 30,000円(日給)

看護師 10,000円(日給)

交通費: Jリーグの「旅費規程」による

第2節 試 合

第6条 [試合の概要]

試合の主催や出場等に関する事項は、Jリーグ規約第4章第2節に定める。

第7条[大会方式]

J3の大会方式は3回戦総当たりとする。

第8条[届出義務]

- (1) Jクラブは、Jリーグ規約第47条第1項に定めた事項につき、1月31日までに、所定の方法によりJリーグに届け出なければならない。
- (2) 前項により届け出た事項に追加、抹消等の変更があった場合にも前項の方法によりすみ やかに届け出なければならない。
- (3) Jリーグは毎週金曜日(ただし、その日がJリーグの営業日でないときは、その直前の 営業日)の 11:00 までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、同日中にその承 認の是非を決定する。

第9条[出場資格]

- (1) 協会への選手登録を完了し、かつ」リーグ規約第 100 条に定める」リーグ登録を行った 選手のみが、試合における出場資格をもつ。
- (2) Jクラブの2種チームに所属し、次の各号の条件を満たした選手には、所属クラブが参加するJ3の出場資格が与えられる。
 - ① 当該2種チームが、協会にクラブ申請されていること
 - ② Jリーグに「Jリーグメディカルチェック報告書」が提出されていること
 - ③ 「第2種トップ可」選手としてJリーグ登録されていること
- (3) 選手は、試合出場に際し、協会の発行する選手証(以下「選手証」という)、協会の発行した電子選手証を印刷したもの、またはその場で協会の発行した電子選手証を画面上で表示して確認することのできる電子機器を携帯しなければならない。

第10条〔出場資格を得るための追加登録期限〕

2015 年 9 月 18 日までに協会への選手登録および J リーグ登録を完了した選手のみが、 J 3 リーグ戦への出場資格を有する。

第11条〔出場可能日〕

前2条により登録を完了した選手は、登録完了日の翌日から試合に出場することができる。

第 12 条〔メディカルチェック〕

- (1) JクラブはJリーグが別途定める日までに、選手に関する「Jリーグメディカルチェック報告書」をJリーグに提出しなければならない。ただし、追加登録する選手については、登録の都度提出するものとする。
- (2) 協会のスポーツ医学委員会は、「Jリーグメディカルチェック報告書」において異常所見を示した選手に対する医学的処置について勧告を行うことができる。

第13条〔試合エントリー選手の人数〕

各試合にエントリーできる選手の人数は、1 チームあたり 16 名とする。

① 各試合にエントリーできる選手の人数は、1 チームあたり 16 名とする

② 控え選手には、原則としてゴールキーパー1名を含めること

第14条〔外国籍選手〕

- (2) プロ契約を締結した外国籍選手の登録は1チームにつき2名以内とする。ただし、Jリーグが別途「Jリーグ提携国」として定める国の国籍を有する選手については、1名に限り追加で登録することができる。

第 15 条 [ユニフォーム]

リーグ戦において使用するユニフォームは別途定める「ユニフォーム要項」による。

第 16 条〔フィールド内のチーム要員〕

- (1) フィールド上に用意されたベンチには、第6条第1項および第2項に定める届け出を行ったチームスタッフのうち、「Jリーグメンバー提出用紙」(別紙3) に記載された者7名および交代選手5名の合計12名が着席できる。
- (2) ベンチ内での喫煙は禁止する。
- (3) 交代要員は試合進行に影響をおよぼさないよう、シャツの上からフィールドプレーヤー と異なる色のビブスを着用すること。またベンチ入りしたチームスタッフは、フィール ドプレーヤーと異なる色のウェアを着用すること。
- (4) Jクラブは、協会、Jリーグの決定により、ベンチ入りを停止された者、出場停止処分を受けた者、または試合中に主審により退場もしくは退席を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。
- (5) 退席を命じられたチームスタッフは、フィールド内に留まってはならず、選手等への指示を出してはならない。また協会、Jリーグの決定によりベンチ入りを停止されたチームスタッフは、観客席以外に立ち入ってはならない。
- (6) 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合に、チームスタッフは2名に限り、ピッチ内に立ち入ることができる。ただし、このスタッフは可及的すみやかに負傷の程度を判断したうえピッチ外に退去しなければならない。
- (7) 前各項に違反する行為は、主審により排除されるものとし、試合終了後に主審から報告 を受けた協会、Jリーグにより処分を決定される。

第 17 条 [テクニカルエリアの使用]

あらかじめ「Jリーグメンバー提出用紙」(別紙3)に記載されたチームスタッフのうち、 ただ1名のスタッフのみ、試合中テクニカルエリア内において、指示を出すことができる。

第18条〔試合の勝敗の決定〕

試合は、90分間(前後半各45分)で勝敗が決しない場合、引き分けとする。

第19条 [年間順位の決定]

- (1) J3リーグ戦が終了した時点で、勝点(勝利3点、引き分け1点、敗戦0点)の合計が 多いチームを上位とし、年間順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号 の順序により決定する。
 - ① リーグ戦全試合の得失点差
 - ② リーグ戦全試合の総得点数
 - ③ 当該チーム間の対戦成績 (イ. 勝点 ロ. 得失点差 ハ. 総得点数)
 - 4) 反則ポイント
 - ⑤ 抽選
- (2) 前項第5号の抽選は、J2昇格チームの決定等理事会が必要と判断した場合にのみ実施される。
- (3) 同一順位のチームが複数あった場合、該当賞金額を合算の上均等配分する。
 - (例1)優勝が2チームの場合

賞金額 7,500,000円 (5,000,000円+2,500,000円) 1クラブあたり 3,750,000円

(例2) 2位が2チームの場合

賞金額 2,500,000円(2,500,000円+0円) 1 クラブあたり 1,250,000円

第20条[審判員]

- (1) 主審、副審および第4の審判員については、Jリーグが協会の審判委員会に対し、協会 登録の審判員で、かつJリーグ規約第101条に定めるJリーグ登録を行った者の派遣を 依頼する。
- (2) 審判員は、キックオフ時刻の90分前までにスタジアムに到着しなければならない。
- (3) 主審または副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、第4の 審判員が主審または副審を務める。
- (4) 審判員の手当て等は次のとおりとする。

手当て:主審 30,000円 副審 10,000円 第4の審判員 8,000円 交通費・宿泊費: Jリーグの「旅費規程」による

- (5) 緊急事態により審判員が交代した場合、または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。
 - ① 試合開始前に疾病・負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合、および試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない
 - ② 試合途中の負傷等により交代した場合、および試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする
 - イ. 試合途中から、より責任の軽い職務についた場合、職務が果たせなくなった場合、およ び試合が中止された場合は、それまでの職務に対して次の手当てを支払う

手当て:主審 18,000円 副審 6,000円 第4の審判員 5,000円

- ロ.試合途中から、より責任の重い職務についた場合、新たな職務に対して、本条第4項に 定めた手当てを支払う
- ③ 前2号に関わる交通費、宿泊費は、実際に移動、宿泊を伴った場合に限り、Jリーグの

「旅費規程」に基づいて支払う

第21条 [アクレディテーションカード(AD証)]

Jリーグは、次の各号のアクレディテーションカード(AD証)を発行し、AD証を所有する者の通行可能エリアを指定する。

- ① OFFICIAL (紫): オールエリア通行可
- ② OFFICIAL (青): 運営本部室、フィールド(ピッチを除く)、記者室、記者席、TVクルー撮影エリア(スタンド)、観客ゾーン、その他運営ゾーン
- ③ TEAM (ピンク): オールエリア通行可 ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効
- ④ TEAM (赤): 運営本部室、フィールド (ピッチを除く)、更衣室、練習場、その他運営ゾーン ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効
- ⑤ SUPPLIER (水色): 運営本部室、その他運営ゾーン
- ⑥ PRESS (緑および黄緑): 記者室、記者席、カメラマン (フォトグラファー、TVクルー) 室、その他ホームクラブが許容するエリア
- ⑦ TV STAFF・RADIO STAFF (茶および黄): フィールド (ピッチを除く)、その他ホーム クラブが許容するエリア
- ⑧ カメラマンビブス(オフィシャル・紫、PRESS・黄、TV・PRESS・赤、報道連絡員・黒、TV [テレビ中継]・グレー、スカウティング [㈱] リーグメディアプロモーション]・青): フィールド(ピッチを除く)、記者室、カメラマン(フォトグラファー、TVクルー)室、その他ホームクラブが許容するエリア

第22条〔入場料〕

- (1) 入場料金はホームクラブが設定し、料金の体系をJリーグの指定日までに報告する。
- (2) 大人の有料入場者が同伴する小学生未満の幼児の入場料金は、無料とする。ただし有料 入場者1名につき1名に限る。
- (3) 入場券の販売は、売り切れにならない限りその試合の後半 15 分経過時まで行う。

第 23 条 [試合球]

ホームクラブは、キックオフ時刻の 120 分前までに J リーグの指定する試合球を 7 個用意し、試合をマルチボールシステムにて行う。

第24条〔Jクラブの責任〕

Jクラブは、Jリーグ規約第51条の定めに従い、選手、審判員、役員および観客等の安全を確保する義務を負う。

第25条[日 程]

リーグ戦は、Jリーグにより決定された日程に従い開催される。

第3節 運 営

第26条[試合の運営に関する事項]

試合の開催や運営に関する事項は、Jリーグ規約第4章第3節に定める。

第27条〔運営責任〕

- (1) 試合の運営にあたっては、ホームクラブの実行委員が一切の責任を負う。
- (2) ホームクラブの実行委員は、キックオフ時刻の 120 分前までにスタジアムに到着しなければならない。
- (3) あらかじめチェアマンに届け出て承認を得た者に、本実施要項に定める実行委員の職務を代行させることができる。

第28条[マッチコミッショナー]

- (1) マッチコミッショナーは、実行委員会が推薦し、理事会が承認した後、チェアマンが任命し、各試合に派遣される。
- (2) マッチコミッショナーは、Jリーグ規約第61条第2項に定める事項を遵守しなければならない。
- (3) ホームクラブは、フィールドおよび観客席の全体を見渡すことができる場所にマッチコミッショナー席を設置しなければならない。
- (4) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

手当て:15,000円

交通費・宿泊費: Jリーグの「旅費規程」による

- (5) 試合が中止された場合の手当て等は以下のとおりとする。
 - ① マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合 手当て:なし

交通費・宿泊費:Jリーグの「旅費規程」による(移動が伴った場合にのみ支払い)

② マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合手当て:10,000円

交通費・宿泊費: Jリーグの「旅費規程」による

③ 試合途中に中止が決定した場合

手当て: 15,000円

交通費・宿泊費:Jリーグの「旅費規程」による

第29条 [試合の中止および中断の決定]

- (1) 試合の中止は、主審が、マッチコミッショナー、ホームクラブの実行委員およびビジター クラブの実行委員(または J リーグ規約第 51 条第 4 項に基づくその代理人)の意見を参 考のうえ決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する 場合は、マッチコミッショナーおよびホームクラブの実行委員が協議のうえ決定する。
- (2) 主審が試合の中断を決定した場合、マッチコミッショナー、ホームクラブおよびビジタークラブの両実行委員は試合を再開することができるよう最善の努力をしなければならない。

第30条 [スタジアムへの到着]

双方のチームはバスを使用し、原則としてキックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに 到着しなければならない。

第31条[キックオフ時刻の厳守]

- (1) いずれのチームも、あらかじめ定められたキックオフ時刻を厳守しなければならない。
- (2) 不可抗力またはテレビもしくはラジオの同時中継放送の都合によりキックオフ時刻を遅らせる場合は、主審およびマッチコミッショナーの事前の承認を得なければならない。 ただし、テレビもしくはラジオの放送の都合による遅延は、5分以内に限る。
- (3) いずれか一方のチームがキックオフ時刻にスタジアムに現れない場合、相手チームは 45 分間、待機する義務を負う。
- (4) ハーフタイムについては原則 15 分間を確保するものとする。ただし、テレビ中継の関係 等で 15 分が確保できない場合は、ホームクラブがJリーグに事前に申請し、承認を得るものとする。
- (5) 後半のキックオフ時刻は以下のとおりとする。
 - ① ハーフタイム 15 分確保対象試合の場合 前半終了時刻の 15 分後を後半キックオフ時刻とする(審判が指定しマッチコミッショナーが最終確認した時刻とする)。
 - ② ハーフタイム 15 分適用外試合の場合 前半のキックオフ指定時刻 (主審とマッチコミッショナーにより最終確認された時刻を いう) の 60 分後とする。ただし、アディショナルタイム等により、前半終了時刻がキ ックオフ指定時刻から 50 分を超えた場合は前半終了時刻の 10 分後を後半のキックオフ 時刻とする。

第32条[メンバー提出]

- (1) 双方のチームは、キックオフ時刻の 150 分前までに「Jリーグメンバー提出用紙」(別紙3)に必要事項を記入し、全選手の選手証、協会の発行した電子選手証を印刷したもの、または、その場で協会の発行した電子選手証を画面上で表示して確認することのできる電子機器とともにホームクラブの運営担当に提出し、試合エントリーを完了しなければならない。
- (2) 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。なお、この条項によって認められる選手の変更は次の各号のとおりとする。
 - ① 先発選手の場合、控え選手を先発選手に変更し、新たな選手を控え選手として補充する ことができる。当該先発予定選手を控え選手に変更することはできないが、ゴールキー パーについては例外として認める
 - ② 控え選手の場合、新たな選手を補充できる
- (3) 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間におけるエントリー済のチームスタッフの変更は、やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。マッチコミッショナーは承認後、相手チーム等へすみ

やかに連絡しなければならない。

第33条 [選手の交代]

試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする。

- ① 選手の交代は、5名以内とする
- ② 交代は、退出する選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならない

第34条 [開催不能または中止となった試合の記録]

開催不能または中止となり、Jリーグ規約第63条に基づき当該試合の取り扱いが決定した場合、試合の出場および得点の取り扱いについては、次の各号に定める。

- ① 90 分間の再試合の場合は記録されない。ただし、警告・退場の処分については規律委員会に委ねられるため、記録として残る場合がある
- ② 中止時点から試合を再開する場合は、中止時点までの記録を継承した上で再開試合を行い、当該再開試合が終了し試合が成立した時点で記録される
- ③ 中止時点で試合が成立した場合は当該試合が記録される

第35条 [入場料金の払い戻し]

入場料金の払い戻しは、原則として次の各号の場合に行う。

- ① 試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合
- ② 試合前に、いずれかのチームの責に帰すべき事由により試合が開催不能となった場合

第 36 条 [係 員]

- (1) ホームクラブは、試合実施を円滑に進行するため、次の各号の補助係員をおき、必要な業務を行わせる。
 - ① 場内外の警備・案内要員
 - ② 場内放送要員
 - ③ ボールパーソン
 - ④ 担架要員(8名、担架を2台用意しておくこと)
- (2) ホームクラブは、マッチコミッショナーが円滑に業務を行うため、ホームクラブの運営 担当との交信が可能な通信機器を持ち合わせた補助係員をおかなければならない。

第 37 条 [メディア対応]

- (1) 報道関係者は、原則として試合開始 60 分前から試合終了時までは試合メンバー表に記載された選手・スタッフの取材 (インタビュー含む) は行わないものとする。
- (2) 試合におけるホームクラブのメディア対応は次のとおりとする。
 - ① フォトグラファー、TVクルーによる撮影およびペン記者の取材場所を指定する
 - ② 記者室およびカメラマン(フォトグラファー、TVクルー)室を設ける
 - ③ 「試合メンバー表」の配布は、キックオフ時刻の 110 分前までに行う
 - ④ ハーフタイム時には双方の監督のコメント等を配布する
 - ⑤ 試合終了後、対戦した両クラブの監督はホームクラブが設けた場所で記者会見を行わなければならない

⑥ 試合終了後、対戦した両クラブの選手はホームクラブが設けた場所 (ミックスゾーン) で取材対応を行わなければならない

第38条〔公式記録〕

- (1) 記録員は、所定の公式記録用紙により、試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のためマッチコミッショナー、主審およびホームクラブの運営担当(正)の署名を受けたのち、すみやかに報道関係者等に配布する。
- (2) ホームクラブの運営担当(正)は、公式記録の原紙をすみやかにJリーグ事務局に提出しなければならない。
- (3) 入場者数とは、以下の各号に該当する者の合計をいう。
 - ① 入場口から来場した観客で、以下に該当する者
 - イ、入場券を保有している者
 - 口. 入場券を保有していない未就学児童
 - ② 入場口以外から来場した観客で、以下に該当する者
 - イ、車いす観戦者およびその付添人
 - ロ. VIP席の観客

なお、入場者数には選手、審判員、クラブ役職員、その他試合運営に関わる者、スタジア ム管理者、売店関係者、報道関係者、フォトグラファーは含めない。

(4) 入場者数は、原則として入場時にカウンター等を用いて算定するものとし、入場券の販売枚数や半券の数によって算定してはならない。

第39条〔試合運営報告〕

- (1) ホームクラブの実行委員は、試合の実施または運営に関し問題が生じた場合、試合終了後すみやかに「試合運営報告書」(別紙7)に必要事項を記載し、Jリーグに提出しなければならない。
- (2) Jクラブは、試合終了後可及的すみやかに「Jリーグ傷害報告書」をJリーグに提出しなければならない。なお、選手が試合中に負傷した場合には、チームドクターの所見を得、チームドクターの署名あるものを提出するものとする。

第 40 条 [退場処分]

退場処分を受けた選手は、規律委員会の決定があるまで出場を停止される。また、退席 処分を受けたチームスタッフについても同様とする。

第41条 [警告による出場停止処分]

- (1) 累積された警告による出場停止処分は、規律委員会が定めるところによる。
- (2) 退場による出場停止処分の未消化分が登録年度終了時に2試合以上に及ぶ場合には、次の登録年度に持ち越すものとし、未消化分が1試合の場合には当該登録年度終了をもって失効するものとする。

第4節 試合の収支

第42条 [試合の収支に関する事項]

試合の収支に関する事項は、Jリーグ規約第4章第5節に定める。

第 43 条 「公衆送信権〕

- (1) Jリーグ公式試合の公衆送信権(テレビ、ラジオ放送権、インターネット送信権その他 一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という)はすべてJリーグに帰 属する。
- (2) Jリーグ公式試合の公衆送信権料は、別途Jリーグが定めるところによる。
- (3) 前項の公衆送信権料は、別途定める基準によりすべてのJクラブにそれぞれ配分するものとする。

第44条[収支報告]

Jクラブは、リーグ戦終了後30日以内に、収支報告として、主管した試合の「試合収支決算書」(別紙8)の写しをJリーグに提出しなければならない。

第45条[改 正]

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

2015 Jリーグチャンピオンシップ試合実施要項

第1条〔趣 旨〕

本実施事項は、Jリーグ規約第40条第1項第5号に定める公式試合として、2015Jリーグチャンピオンシップ(以下「本大会」という)の試合(以下「試合」という)の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2015明治安田生命J1・J2リーグ戦試合実施要項」を準用する。

第2条 [大会の目的]

- (1) 本大会は第1ステージおよび第2ステージを通算した年間勝点1位、2位および3位の チームと、各ステージの優勝チーム(以下「ステージ優勝チーム」という)が参加して 行う。
- (2) 前項に定める年間勝点1位、2位および3位のチームを決定するにあたり、複数チーム の年間勝点が同一の場合は、次の各号の順序により順位を決定する。
 - ① リーグ戦全試合の得失点差
 - ② リーグ戦全試合の総得点数
 - ③ リーグ戦における当該チーム間の対戦成績(イ. 勝点 ロ. 得失点差 ハ. 得点数)
 - ④ リーグ戦全試合における反則ポイント
 - ⑤ 抽選
- (3) 本大会に優勝したクラブが、2015明治安田生命J1リーグ(以下「J1リーグ」という) 年間優勝チームとなり、準優勝したクラブが、J1リーグ年間2位チームとなる。

第3条[出場資格]

- (1) 前条第1項の定めにかかわらず、本大会の出場資格を満たしているクラブが降格対象と なった場合は、その出場資格を失うものとする。
- (2) 前条第1項の定めによる本大会の出場資格を満たしているクラブが重複する場合は、本 大会の出場資格を満たしているクラブのみ(最少3クラブ)で試合を行うものとする。
- (3) 前2項の場合において、年間勝点4位以下のチーム等が繰り上がって本大会に出場することはできない。

第4条〔大会方式〕

- (1) 本大会は、以下のトーナメント方式で行う。
 - ① 年間勝点1位のチームは常に決勝へシードされる。
 - ② 5クラブが出場する場合、年間勝点1位のチーム以外の4クラブにより1回戦を行い、 1回戦の勝者により準決勝を行う。なお、1回戦の組み合わせは、年間勝点が上位のステージ優勝チーム対年間勝点3位のチーム、年間勝点が下位のステージ優勝チーム対年間勝点2位のチームとする。
 - ③ 4クラブが出場する場合、年間勝点1位のチーム以外の3クラブのうちステージ優勝チ

- ーム又は年間勝点が上位のステージ優勝チームが準決勝へシードされ、残りの2クラブ により1回戦を行う。
- ④ 3クラブが出場する場合、年間勝点1位のチーム以外の2クラブにより準決勝を行う。
- (2) 1回戦、準決勝はそれぞれ1試合、決勝はホーム&アウェイの2試合を行う。各試合のホームゲームは以下のとおりとする。
 - ① 1回戦:ステージ優勝チーム(ただし、いずれもステージ優勝していないチームの場合には、年間勝点が上位のチーム)
 - ② 準決勝:年間勝点が上位のチーム(ただし、1回戦が行われていない場合で、かつ、年間勝点3位のステージ優勝チーム対年間勝点2位のステージ優勝していないチームの場合には、年間勝点3位のステージ優勝チーム)
 - ③ 決勝:第1戦は準決勝の勝者、第2戦は年間勝点1位のチーム

第5条 [試合の主催等]

- (1) 試合は、すべて協会およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- (2) Jリーグは、1回戦、準決勝および決勝の主管権をホームクラブに譲渡する。

第6条[出場資格を得るための登録期限]

2015 年 9 月 18 日までに協会への選手登録および J リーグ登録を完了した選手のみが試合への出場資格を有する。

第7条 [試合の勝敗の決定]

- (1) 1回戦は、90分間(前後半各45分)の試合を行う。
- (2) 1回戦の試合が終了した時点で勝敗が決定しなかった場合は、次の各号の順序により勝者を決定する。
 - ① 試合終了時に、30分間(前後半各15分)の延長戦
 - ② PK 方式(各チーム 5 人ずつ、決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで、勝敗が 決定するまで)
- (3) 前項第1号の延長戦に出場する者は、試合終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、その直前の90分間の交代人数と合わせて、最大3名までの選手交代を行うことができる。
- (4) 準決勝についても、1回戦同様に行い、決勝進出チームを決定する。
- (5) 決勝は、90分間(前後半各45分)の試合を行う。
- (6) 決勝の2試合が終了した時点で、勝利数が多いチームを勝者とし、優勝チームとする。
- (7) 決勝の2試合が終了した時点で勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により勝者を 決定する。
 - ① 2試合における得失点差
 - ② アウェイゴール数
 - ③ 第2戦終了時に、30分間(前後半各15分)の延長戦
 - ④ PK 方式(各チーム 5 人ずつ、決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで、勝敗が決定するまで)
- (8) 前項第3号の延長戦に出場する者は、第2戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手と

する。ただし、第2戦と合わせて最大3名までの選手交代を行うことができる。また、延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手とする。ただし、主審により退場または退席を命じられた者を除く。

- (9) 第2項第2号および第7項第4号における PK 方式に参加できる者は、延長戦終了時に ピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷 によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が3名に達していない場合 に限り、残りの交代要員と交代することができる。
- (10) 第2項第2号および第7項第4号における PK 方式は、ホーム側のゴールを使用するものとする。ただし主審がピッチおよびゴールの状況、選手の安全確保等に問題があると判断した場合は、ビジターチーム側のゴールを使用することができる。

第8条 [順位の決定および表彰]

本大会決勝の勝者を本大会の優勝および J 1 リーグ年間順位 1 位 (年間優勝) チーム、 敗者を本大会の準優勝および J 1 リーグ年間順位 2 位チームとして、別途定める「表彰規程」により表彰する。なお、 J 1 リーグ年間順位 3 位以下については、本大会決勝出場チームを除く年間勝点の順位で決定する。

第9条[広告看板等の設置]

(1) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に大会タイトル看板を 掲出できるスペースを確保しなければならない。

サイズ: 900mm×15,000mm

枚 数:1枚

(2) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に冠スポンサーおよび サブスポンサーが、広告看板、またはバナー広告を掲出できるスペースを確保しなけれ ばならない。

サイズ

- イ. 冠スポンサー 900mm×6.000mm
- ロ. サブスポンサー 900mm×6.000mm

枚 数

イ. 冠スポンサー 6枚

ロ. サブスポンサー 最大 18 枚(1社につき1枚)

- (3) 電光看板、90°システムシート等を使用する。
- (4) 第2項その他の広告看板および横断幕の設置位置は、原則として次の各号のとおりとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。
 - ① タッチライン側:タッチラインから 5 m 以上離れていること
 - ② ゴールライン側:ゴールラインから 5 m 以上離れたカメラマン(フォトグラファー、TV クルー) 用のラインに沿っていること
- (5) クラブスポンサー等の広告看板、横断幕および電光看板を掲出する場合は、原則として 掲出日の7日前までに所定の「広告掲出申請書」(別紙2)によりJリーグに申請し、そ の承認を得なければならない。

第10条〔手当等〕

(1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。

手当て:主審 120,000円 副審 60,000円 第4の審判員 20,000円

交通費・宿泊費: Jリーグの「旅費規程」による

(2) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

手当て:30,000円

交通費・宿泊費: Jリーグの「旅費規程」による

第11条 [納付金]

(1) ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額を、本大会終了後 60 日以内に、協会に納付しなければならない。

(2) 本大会1回戦、準決勝および決勝のホームクラブは、それらの試合のうち主管した試合 の入場料収入のうちの10%相当額をJリーグに納付しなければならない。ただし、当該 Jクラブが販売したシーズンチケットに本大会へ入場する権利が含まれている場合は、 当該 Jクラブが収受したシーズンチケットの料金のうち、上記の主管した試合に相当する分(当該シーズンチケットの対象試合数で按分して算出する)を加えて入場料収入を 算定するものとする。

第12条[遠征経費]

本大会の1回戦、準決勝については、「旅費規程」第2条に基づき Jリーグがチームの遠征に要する交通費・宿泊費を負担する。本大会の決勝については、クラブがチームの遠征に要する交通費・宿泊費を負担する。

第13条 [順位の決定および表彰]

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

2015 Jリーグヤマザキナビスコカップ試合実施要項

第1条 [趣 旨]

本実施要項は、Jリーグ規約第40条第1項第4号に定める公式試合として、2015Jリーグヤマザキナビスコカップ(以下「本大会」という)の試合(以下「試合」という)の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2015明治安田生命J1・J2リーグ戦試合実施要項」を準用する。

第2条[大会方式]

- (1) 本大会は、J 1 クラブが参加する。J 1 クラブを 2 つのグループに分け、グループ内で 1 回戦総当たりの予選リーグを行う。ただし、鹿島アントラーズ、浦和レッズ及びガン バ大阪は AFC チャンピオンズリーグ 2015 グループステージに出場するため予選リーグ を免除され、柏レイソルが A C L プレーオフを勝ち抜き、AFC チャンピオンズリーグ 2015 グループステージに進んだ場合も同様とする。
- (2) 予選リーグのグループ分けは、次のとおりとする。
 - A グループ: F C 東京、湘南ベルマーレ、ヴァンフォーレ甲府、松本山雅 F C、アルビレックス新潟、サンフレッチェ広島、サガン島栖
 - Bグループ: ベガルタ仙台、モンテディオ山形、川崎フロンターレ、横浜F・マリノス、清水エスパルス、名古屋グランパス、ヴィッセル神戸

なお、柏レイソルがACLプレーオフにて敗退した場合には、Aグループに参加することとする。

- (3) 予選リーグの各グループ2位までの4チームと鹿島アントラーズ、浦和レッズ、柏レイソル、ガンバ大阪の4チームを加えた計8チームが決勝トーナメントに進出する。ただし、柏レイソルが予選リーグに参加する場合には、Aグループ3位までのチームとBグループ2位までの5チームと鹿島アントラーズ、浦和レッズ、ガンバ大阪の3チームを加えた計8チームが決勝トーナメントに進出するものとする。
- (4) 決勝トーナメントは、準々決勝および準決勝をホーム&アウェイ方式(計2試合)、決勝を1 試合で行う。

第3条 [試合の主催等]

- (1) 試合は、すべて協会およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- (2) Jリーグは、予選リーグから準決勝までの試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

第4条[出場資格を得るための追加登録期限]

2015年10月2日までに協会への選手登録およびJリーグ登録を完了した選手のみが試合への出場資格を有する。

第5条 [試合の勝敗の決定]

- (1) 予選リーグの試合は、90 分間(前後半各 45 分)で勝敗が決定しなかった場合には、引き分けとする。
- (2) 予選リーグが終了した時点で、勝点(勝利3点、引き分け1点、敗戦0点)の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により順位を決定する。
 - ① 得失点差
 - ② 総得点数
 - ③ 当該チーム間の対戦成績
 - ④ 反則ポイント
 - ⑤ 抽選
- (3) 準々決勝は90分間(前後半各45分)の試合を行う。
- (4) 第2戦が終了した時点で、勝利数が多いチームを勝者とし、準決勝進出チームとする。
- (5) 第2戦が終了した時点で、勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により勝者を決定する。
 - ① 2試合における得失点差
 - ② アウェイゴール数
 - ③ 第2戦終了時に、30分間(前後半各15分)の延長戦
 - ④ PK 方式(各チーム5人ずつ、決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで、勝敗が 決定するまで)
- (6) 前項第3号の延長戦に出場する者は、第2戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、第2戦と合わせて最大3名までの交代を行うことができる。また、延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手とする。ただし、主審により退場または退席を命じられた者を除く。
- (7) 第5項第4号における PK 方式に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が3名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。
- (8) 準決勝についても、準々決勝同様に行い、決勝進出チームを決定する。
- (9) 決勝の試合は、90 分間(前後半各 45 分)で勝敗が決定しなかった場合、次の各号の順序により勝者を決定する。
 - ① 30分間(前後半各15分)の延長戦
 - ② PK 方式(各チーム5人ずつ、決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで勝敗が決定するまで)
- (10) 前項第1号の延長戦に出場する者は、その直前の90分間の交代人数と合わせて、最大3名までの選手交代を行うことができる。
- (11) 第9項第2号における PK 方式に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が3名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。

(12) 第 5 項第 4 号および第 9 項第 2 号における PK 方式は、ホーム側のゴールを使用するものとする。ただし主審がピッチおよびゴールの状況、選手の安全確保等に問題があると判断した場合は、ビジターチーム側のゴールを使用することができる。

第6条 [順位の決定および表彰]

決勝における勝者を優勝、敗者を2位、準決勝における敗者を3位として、別途定める 「表彰規程」により表彰する。

第7条 [広告看板等の設置]

(1) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に大会タイトル看板を 掲出できるスペースを確保しなければならない。

サイズ: 900mm×13.500mm

枚 数:1枚

(2) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に冠スポンサーおよび サブスポンサーが、広告看板、またはバナー広告を掲出できるスペースを確保しなけれ ばならない。

サイズ

イ. 冠スポンサー 900mm×6,000mm

ロ. サブスポンサー 900mm×6,000mm

枚 数

イ. 冠スポンサー 6枚

- ロ. サブスポンサー 最大 10 枚 (1 社につき 1 枚)
- (3) 決勝については、電光看板、90°システムシート等を使用する。
- (4) 第2項その他の広告看板、電光看板および横断幕の設置位置は、原則として次の各号のとおりとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。
 - ① タッチライン側:タッチラインから5m以上離れていること
 - ② ゴールライン側:ゴールラインから 5 m 以上離れたカメラマン(フォトグラファー、TV クルー) 用のラインに沿っていること
- (5) クラブスポンサー等の広告看板、横断幕、回転式看板および電光看板を掲出する場合は、原則として掲出日の7日前までに所定の「広告掲出申請書」(別紙2)によりJリーグに申請し、その承認を得なければならない。

第8条〔手当等〕

(1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。

手当て:主審 120,000円 副審 60,000円 第4の審判員 20,000円

交通費・宿泊費: Jリーグの「旅費規程」による

(2) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

手当て: 30,000円

交通費・宿泊費:Jリーグの「旅費規程」による

第9条 [アクレディテーションカード (AD証)]

- (1) 予選リーグから準決勝までの試合については、「2015明治安田生命J1・J2リーグ 戦試合実施要項」に定めるアクレディテーションカード(AD証)およびホームクラブ の発行する AD 証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。
- (2) 決勝の試合については、Jリーグが別途発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

第10条〔納付金〕

- (1) ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額を、本大会終了後60日以内に、協会に納付しなければならない。
- (2) 準々決勝および準決勝のホームクラブは、それらの試合のうち主管した試合の入場料収入のうちの 10% 相当額をJリーグに納付しなければならない。ただし、当該ホームクラブが販売したシーズンチケットに本大会へ入場する権利が含まれている場合は、当該ホームクラブが収受したシーズンチケットの料金のうち、上記の主管した試合に相当する分(当該シーズンチケットの対象試合数で按分して算出する)を加えて入場料収入を算定するものとする。

第11条〔遠征経費〕

チームの遠征に要する交通費・宿泊費は以下のとおりとする。

- ① 予選リーグから準決勝までの試合については、出場クラブが負担する
- ② 決勝については「旅費規程」第2条に基づき Jリーグが負担する

第12条〔改 正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

2015 J 1 昇格プレーオフ試合実施要項

第1条[趣 旨]

本実施要項は、Jリーグ規約第40条第1項第6号に定める公式試合として、2015明治安田生命J1リーグ(以下「J1」という)のクラブとの入れ替えを行う2015明治安田生命J2リーグ(以下「J2」という)のクラブを決定するための「2015J1昇格プレーオフ」(以下「本大会」という)の試合(以下「試合」という)の実施に関して定める。試合の実施に関して本実施要項に定めのない事項については「2015明治安田生命J1・J2リーグ戦試合実施要項」を準用する。

第2条 [大会の目的]

- 本大会は2015J2リーグ年間順位3位から6位までの4クラブが参加して行う。
- (2) 本大会に優勝したクラブが J リーグ規約第 16 条第 1 項第 2 号により、J 1 に昇格することができる。

第3条[出場資格]

- (1) 前条の定めにかかわらず、Jリーグ規約第16条第2項第2号および第3項の規定は、本大会の出場資格として適用される。
- (2) 前項により本大会の出場資格を満たさないクラブがあった場合でも、J2リーグ年間順位7位以下のクラブが繰り上がって本大会に出場することはできない。

第4条〔大会方式〕

- (1) 本大会を2015J2リーグ年間順位3位から6位までの4クラブで実施する場合
 - ① 本大会は4クラブによるトーナメント方式で行い、準決勝、決勝をそれぞれ1試合で行う
 - ② 準決勝の組み合わせはJ2リーグ年間順位3位クラブ対同6位クラブ、同4位クラブ対同5位クラブとする
 - ③ 試合は、準決勝をJ2リーグ年間順位3位クラブおよび同4位クラブのホームゲームとし、決勝を原則としていずれのホームスタジアムでもないスタジアム(以下「中立地」という)で行う
 - ④ 決勝の勝者が本大会優勝クラブとなる
- (2) 2015 J 2 リーグ年間順位 3 位から 6 位のうち、前条の出場資格を満たした 3 クラブで本大会を実施する場合
 - ① 本大会は3クラブによるトーナメント方式で行い、準決勝、決勝をそれぞれ1試合で行う
 - ② 準決勝の組み合わせは、前条の出場資格を満たした3クラブのうち、J2リーグ年間順位の下位2クラブとする。残った1クラブは準決勝を行わず、決勝に出場する
 - ③ 準決勝はJ2年間順位が上位のクラブのホームゲームとし、決勝を原則として中立地で

行う

- ④ 決勝の勝者が本大会優勝クラブとなる
- (3) 2015 J 2 リーグ年間順位 3 位から 6 位のうち、前条の出場資格を満たした 2 クラブで本大会を実施する場合
 - ① 本大会は2クラブによる1試合の決勝戦を行う
 - ② 決勝は原則として中立地で行う
 - ③ 決勝の勝者が本大会の優勝クラブとなる
- (4) 2015 J 2 リーグ年間順位 3 位から 6 位のうち、前条の出場資格を満たしたクラブが 1 つの場合は、当該チームが自動的に本大会の優勝クラブとなる。

第5条 [試合の主催等]

- (1) 試合は、すべて協会およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- (2) Jリーグは、準決勝の試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

第6条[出場資格を得るための追加登録期限]

2015 年 9 月 18 日までに協会への選手登録および J リーグ登録を完了した選手のみが試合への出場資格を有する。

第7条〔試合の勝敗の決定〕

- (1) 準決勝、決勝は90分間(前後半各45分)の試合を行う。
- (2) 90 分間で勝敗が決定しなかった場合は、J 2 リーグ年間順位が上位のクラブを勝者とする。

第8条〔広告看板等の設置〕

(1) 準決勝のホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に大会タイト ル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。

サイズ/枚:900mm ×15,000mm

枚数:1枚

(2) 準決勝のホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグが指定した位置に冠スポンサーが広告看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。

サイズ/枚:900mm ×6,000mm

枚数:最大6枚

- (3) クラブスポンサー等の広告看板、横断幕および電光看板の設置位置は、原則として次の各号のとおりとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。
 - ① タッチライン側:タッチラインから 5 m 以上離れていること
 - ② ゴールライン側:ゴールラインから5m以上離れたカメラマン(フォトグラファー、TV クルー)用のラインに沿っていること)
- (4) クラブスポンサー等の広告看板、横断幕、回転式看板および電光看板を掲出する場合は、原則として掲出日の7日前までに所定の「広告掲出申請書」(別紙2)によりJリーグに申請し、その承認を得なければならない。
- (5) 決勝については、電光看板、90°システムシート等を使用する。

第9条〔手当等〕

(1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。

手当て:主審 60,000円 副審 30,000円 第4の審判員 10,000円

交通費・宿泊費: Jリーグの「旅費規程」による

(2) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

手当て:30,000円

交通費・宿泊費: Jリーグの「旅費規程」による

第 10 条〔アクレディテーションカード(AD証)〕

- (1) 準決勝については、「2015明治安田生命J1・J2リーグ戦試合実施要項」に定める アクレディテーションカード(AD証) およびホームクラブの発行するAD証により、 スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。
- (2) 決勝については、Jリーグが別途発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能 エリアを指定する。

第11条〔納付金〕

- (1) ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額を、本大会の終了後 60 日以内に、協会に納付しなければならない。
- (2) 準決勝のホームクラブは、準決勝のうち主管した試合の入場料収入のうちの 10% 相当額を Jリーグに納付しなければならない。ただし、当該ホームクラブが販売したシーズンチケットに本大会へ入場する権利が含まれている場合は、当該ホームクラブが収受したシーズンチケットの料金のうち、上記の主管した試合に相当する分(当該シーズンチケットの対象試合数で按分して算出する)を加えて入場料収入を算定するものとする。

第12条〔遠征費用〕

チームの遠征に要する交通費・宿泊費は、準決勝のビジタークラブ、決勝に出場するクラブについては「旅費規程」第2条に基づきJリーグが負担する。

第13条[改 正]

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

2015 J 2・ J 3入れ替え戦試合実施要項

第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、Jリーグ規約第40条第1項第7号に定める公式試合として、2015明治安田生命J2リーグ(以下「J2」という)に所属するクラブと2015明治安田生命J3リーグ(以下「J3」という)に所属するクラブとの入れ替えを決める試合(以下「入れ替え戦」という)の実施に関し定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については、「2015明治安田生命J1・J2リーグ戦試合実施要項」を準用する。同要項の準用にあたっては、入れ替え戦に参加するクラブを同要項に定める「J2クラブ」にあたるものとみなす。

第2条〔参加クラブおよび」2・J3の入れ替え〕

- (1) 入れ替え戦は、Jリーグ規約第17条第3項第2号および同条第4項によりこれが実施されない場合を除き、第17条の規定に基づき、以下のクラブが参加して行う。
 - ① 2015 J 3 リーグ戦の年間順位 2 位クラブ
 - ② 2015 J 2 リーグ戦の年間順位 21 位クラブ。ただし、J リーグ規約第 17 条第 3 項第 1 号 の場合は、同 22 位クラブ
- (2) 入れ替え戦はホーム&アウェイ方式により2試合行い、第1戦を当該J3クラブのホームゲーム、第2戦を当該J2クラブのホームゲームとする。
- (3) 入れ替え戦の勝者が翌シーズンのJ2クラブとなり、敗者が翌シーズンのJ3クラブとなる。

第3条 [試合の主催等]

- (1) 試合は、すべて協会およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- (2) Jリーグは、各試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

第4条 [出場資格を得るための追加登録期限]

J2クラブ、J3クラブともに、2015年9月18日までに協会への選手登録およびJリーグ登録を完了した選手のみが入れ替え戦への出場資格を有する。

第5条 [試合の勝敗の決定]

- (1) 入れ替え戦は 1 試合 90 分間(前後半各 45 分)とする。
- (2) 2試合が終了した時点で、勝利数が多いクラブを勝者とする。
- (3) 2試合が終了した時点で、勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により勝者を決定する。
 - ① 2試合における得失点差
 - ② アウェイゴール数
 - ③ 2試合目終了時に、30分間(前後半各15分)の延長戦
 - ④ PK方式(各チーム5人ずつ。決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで、勝敗が

決定するまで)

- (4) 前項第3号の延長戦に出場する者は、2試合目終了時にピッチ内でプレーしていた選手 とする。ただし、2試合目と合わせて最大3名までの交代を行うことができる。
- (5) 第3項第4号におけるPK方式に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が3名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。
- (6) 第3項第4号におけるPK方式は、ホーム側のゴールを使用するものとする。ただし、主審がピッチおよびゴールの状況、選手の安全確保等に問題があると判断した場合は、 ビジターチーム側のゴールを使用することができる。

第6条[広告看板等の設置]

(1) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に大会タイトル看板を 掲出できるスペースを確保しなければならない。

サイズ: 900mm×15,000mm

枚数:1枚

(2) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグが指定した位置に冠スポンサーが広告 看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。

サイズ: 900mm×6,000mm

枚数:最大6枚

- (3) クラブスポンサー等の広告看板、横断幕および電光看板の設置位置は、原則として次の各号のとおりとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。
 - ① タッチライン側:タッチラインから5m以上離れていること
 - ② ゴールライン側:ゴールラインから 5 m 以上離れたカメラマン(フォトグラファー、TV クルー)用のラインに沿っていること)
- (4) クラブスポンサー等の広告看板、横断幕、回転式看板および電光看板を掲出する場合は、 原則として掲出日の7日前までに所定の「広告掲出申請書」(別紙2)により J リーグ に申請し、その承認を得なければならない。

第7条[手当等]

(1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。

手当て:主審 60,000 円 副審 30,000 円 第4の審判員 10,000 円 交通費・宿泊費: Jリーグの「旅費規程」による。

(2) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

手当て:30,000円

交通費・宿泊費:Jリーグの「旅費規程」による

第8条〔試合エントリー選手の人数〕

各試合にエントリーすることができる選手の人数は、ホームクラブが所属するリーグの 試合実施要項の定めに従うものとする。

第9条〔外国籍選手〕

各試合にエントリーすることができる外国籍選手の人数は、ホームクラブが所属するリーグの試合実施要項の定めに従うものとする。

第10条[フィールド内のチーム要員]

フィールド内に用意されたベンチに着席できる人員については、ホームクラブが所属するリーグの試合実施要項の定めに従うものとする。

第11条 [選手の交代]

選手の交代については、ホームクラブが所属するリーグの試合実施要項の定めに従うものとする。

第12条[遠征費用]

チームの遠征に要する交通費・宿泊費は、遠征を行ったクラブが負担する。

第13条「納付金〕

- (1) ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額を、本大会の終了後60日以内に、協会に納付しなければならない。
- (2) ホームクラブは、主管した試合の入場料収入のうちの 10%相当額をJリーグに納付しなければならない。ただし、当該ホームクラブが販売したシーズンチケットに本大会へ入場する権利が含まれている場合は、当該ホームクラブが収受したシーズンチケットの料金のうち、上記の主管した試合に相当する分(当該シーズンチケットの対象試合数で按分して算出する)を加えて入場料収入を算定するものとする。

第14条[改 正]

本実施要項の改正は、Jリーグ理事会の承認により、これを行うものとする。

Jリーグ表彰規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第84条に基づき、Jリーグにおけるチーム、選手、監督、コーチおよび審判員の表彰ならびにJリーグの発展に功労のあった者等に対する表彰に関し定める。

第2条〔年間表彰〕

- (1) J 1 リーグ戦およびチャンピオンシップの結果により、それぞれ次のとおり賞金および 記念品を授与する。対象クラブが重複する場合には、それぞれの賞金の合算額を授与す る。
 - ① 年間 1 位 (年間優勝): 賞金 100,000,000 円、Jリーグ杯 (優勝銀皿)、日本サッカー 協会会長杯、メダル、チャンピオンフラッグ
 - ② 年間2位: Jリーグ杯(準優勝銀皿)
 - ③ ステージ優勝:賞金 50,000,000円
 - ④ 年間勝点 1 位:賞金 80,000,000円
 - ⑤ 年間勝点 2位:賞金 30,000,000円
 - ⑥ 年間勝点 3 位: 賞金 20,000,000 円
 - ⑦ チャンピオンシップ 1 回戦勝者: 賞金 15,000,000 円
 - ⑧ チャンピオンシップ2回戦勝者:賞金 15,000,000円
- (2) J2リーグ戦における年間順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① 優勝:賞金 20,000,000円、Jリーグ杯(優勝銀皿)
 - ② 2位:賞金 10,000,000円、Jリーグ杯(準優勝銀皿)
 - ③ 3位:賞金 5,000,000円
- (3) J3リーグ戦における年間順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① 優勝:賞金 5,000,000円、Jリーグ杯
 - ② 2位:賞金 2,500,000円

第3条 [フェアプレー賞(高円宮杯)]

- (1) J 1 リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が 34 ポイント以下の反則ポイント数 最少チームに対し、高円宮杯を授与する。
- (2) J 1 リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が 34 ポイント以下のチームに対し、フェアプレー賞として記念品等を授与し、反則ポイントが少ない上位 3 チームに対しそれぞれ金 5,000,000 円の賞金を授与する。
- (3) J2リーグ戦における反則ポイントの年間合計数 42 ポイント以下のチームに対し、フェアプレー賞として記念品等を授与し、反則ポイント数最少チームに対し金 2,500,000 円の賞金を授与する。
- (4) J3リーグ戦における反則ポイントの年間合計数36ポイント以下のチームに対し、フェ

アプレー賞として記念品等を授与し、反則ポイント数最少チームに対し金 1,000,000 円の賞金を授与する。

- (5) 前4項にいう反則ポイントの計算は、Jリーグ規約第158条に定める計算方法に基づいて行う。
- (6) 第2項に定める反則ポイントが少ない上位3チームに該当するチームが4以上ある場合、 上位のチームから順に金5,000,000円ずつ配分するものとする。ただし、上位から数え たチーム数の合計が4以上となる順位のチームについては、賞金額の残額を同順位のチームで均等配分する。
- (7) 第3項および第4項に定める反則ポイント数最少チームが複数ある場合、該当賞金を均 等配分する。

第4条[個人表彰]

- (1) J1リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、賞金または賞品を授与する。
 - ① 最 優 秀 選 手 賞: 賞金 2,000,000 円、記念品
 - ② 優 秀 選 手 賞:メダル
 - ③ ベストイレブン: 賞金 1,000,000円、記念品
 - ④ 得 点 王:賞金 1,000,000 円、記念品
 - ⑤ 最優秀ゴール賞:賞金 500,000円、記念品
 - ⑥ ベストヤングプレーヤー賞:賞金 500,000円、記念品
 - ⑦ フェアプレー個人賞:賞金 500,000円、記念品
 - 图 最 優 秀 監 督 賞: 賞金 1,000,000 円、記念品
 - 9 最優秀主審賞:記念品
 - ⑩ 最優秀副審賞:記念品
 - (2) J2リーグ戦における最多得点者に記念品等を授与する。
 - (3) J3リーグ戦における最多得点者に記念品等を授与する。
 - (4) 前3項の各賞の受賞者は、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。
 - (5) 選手および審判員に対し、リーグ戦通算出場記録により、記念品および賞品を授与して 表彰を行うことができる。

第5条[リーグカップ表彰]

- (1) リーグカップ戦終了後、チームの順位により次のとおり賞金および記念品を授与する。
 - ① 優勝: 賞金 100,000,000 円、Jリーグカップ、メダル、スポンサー杯
 - ② 2位:賞金 50,000,000円、楯、メダル
 - ③ 3位:1チームにつき賞金 20,000,000円、楯
- (2) リーグカップ戦における最優秀選手を選考し、賞金または賞品を授与する。

第6条〔功労者表彰〕

- (1) Jリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰を行うことができる。
- (2) 前項の表彰を受ける者は、クラブから推薦された者の中からチェアマンが推薦し、理事会が決定する。

第7条〔Jリーグベストピッチ賞〕

- (1) J 1、J 2 および J 3 リーグ戦におけるホームゲームの 2 分の 1 以上を開催した J クラブのホームスタジアムの内、ピッチが最も優秀と認められたスタジアムに対して、記念品を授与する。
- (2) 前項の受賞スタジアムはマッチコミッショナーの評価を基に、チェアマンが決定する。

第8条〔最優秀育成クラブ賞〕

- (1) Jクラブにおける選手育成の実績と、選手育成に携わる指導者の功績を讃え、記念品を 授与する。
- (2) 前項の表彰を受けるものは、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。

第9条〔Jリーグアウォーズ〕

- (1) 個人表彰およびフェアプレー賞等を表彰する J リーグアウォーズは、チャンピオンシップ終了後に行う。
- (2) Jリーグアウォーズには、次の者が出席する。
 - ① Jリーグ役員、実行委員等
 - ② 受賞対象チームの役員および選手
 - ③ 個人表彰の受賞者
 - ④ その他の表彰対象者
- (3) 前項の出席者の交通費・宿泊費は、Jリーグ「旅費規程」に基づきJリーグが負担する。 ただし、受賞者が海外在住の場合は、出席者の交通費、宿泊費は以下のとおりJリーグ が負担する。
 - ① 国外から国内および国内から国外への移動における、航空機ビジネスクラス往復利用相当分
 - ② 国内での移動にかかる交通費 (Jリーグ旅費規程に基づく)
 - ③ 国内での宿泊費(Jリーグ旅費規程に基づく)。ただし、3泊分を上限とする
- (4) Jリーグアウォーズには、サッカー担当記者、マッチコミッショナー、審判関係者、オフィシャルパートナー関係者およびその他の関係者を招待する。

第10条[改 正]

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第11条〔施 行〕

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

[改正]

平成 26 年 1 月 21 日 平成 27 年 1 月 20 日

旅 費 規 程

第1条[目 的]

本規程は、Jリーグ規約第81条および第116条に基づき、選手、監督、コーチおよび審判員等の交通費・宿泊費について定める。

第2条[公式試合の交通費・宿泊費]

- (1) J3を除く公式試合におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により 算出する。
 - ① 人員数は 26 名 (役員およびチームスタッフ8名、選手 18 名) を上限とする
 - ② 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする ただし、
 - イ、在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする
 - ロ、試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある
 - ③ 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金2万円以下とする ただし、
 - イ. 本拠地から試合開催地までの距離が片道 100km 未満のときを除く
 - 口、試合当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の1泊を認めることがある
- (2) J3におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。
 - ① 人員数は24名(役員およびチームスタッフ8名、選手16名)を上限とする
 - ② 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする ただし、
 - イ. 在来線による場合は普通車の特急または B 寝台とする
 - 口、試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある
 - ③ 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金1万2,000円とする ただし、
 - イ. 本拠地から試合開催地までの距離が片道 100km 未満のときを除く
 - ロ、試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある
- (3) 前2項の交通費・宿泊費は、その全額を、遠征を行ったチームを保有するJクラブが負担する。
- (4) 前項の規定にかかわらず、第1項または第2項に基づき計算した各チームの交通費・宿 泊費の総額に著しい差異が生じた場合、Jリーグは実行委員会の定める方法により、そ の差額の全部または一部を補填する。

第3条[審判員およびマッチコミッショナーの交通費・宿泊費]

- (1) J3を除く公式試合の審判員およびマッチコミッショナーの交通費・宿泊費は、次の基準によりJリーグが支給する。
 - ① 宿泊費は、1泊につき金2万円以下とする ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が200km以上のときは前泊を認め、

特別の事情があるときは後泊も認める

- ② 交诵費は、次の基準により支給する
 - イ. 往復 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする
 - ロ. 往復 2,000 円を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車のグリーン車および寝台列車のグリーン寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。ただし、主審およびマッチコミッショナーについては新幹線のグリーン車の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない

- (2) J3の審判員の交通費・宿泊費は、次の基準により Jリーグが支給する。
 - ① 宿泊費は、1 泊につき金 1 万 2,000 円とする ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が 200km 以上のときは前泊を認め、 特別の事情があるときは後泊も認める
 - ② 交通費は、次の基準により支給する
 - イ. 往復 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする
 - 口. 往復 2,000 円を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車の普通車および寝台列車の B 寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない

(3) Jリーグ規約第4章第4節における非公式有料試合の審判員の交通費・宿泊費は、前2項に定める基準により、主管者が支給する。

第4条 [監督・コーチ等の行事参加]

- (1) J 1 および J 2 クラブの監督およびコーチ等が、J リーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準により J リーグが支給する。
 - ① 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合は グリーン車の特急または寝台とする
 - ② 宿泊費は、1泊につき金2万円とする
- (2) J3クラブの監督およびコーチ等が、Jリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準により Jリーグが支給する。
 - ① 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合は普通 車の特急または寝台とする
 - ② 宿泊費は、1泊につき金1万2,000円とする

第5条〔選手の行事参加〕

選手が、Jリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費については、第2条第1項または第2項に定める基準により、Jリーグが支給する。

第6条[協会の規程の準用]

本規程に定めのない事項については、協会の「旅費規程」を準用する。

第7条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第8条〔施 行〕

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

〔改 正〕

平成 26 年 1 月 21 日

ユニフォーム要項

第1条〔趣 旨〕

本要項は、「Jリーグ規約」第49条第4項の規定に基づき、公式試合におけるユニフォームに関する事項について定める。

第2条[ユニフォーム]

本要項においてユニフォームとは、シャツ、ショーツ、ストッキング等、選手が身につけるものをいう。

第3条〔ユニフォームの色彩〕

- (1) フィールドプレーヤーのユニフォームの前面と背面の主たる色彩は同じであるものとする。
- (2) シャツは以下の用件を満たすものでなければならない。
 - ① 袖があること
 - ② 審判員が常時着用するシャツの色と明確に判別し得る色彩であること
 - ③ アンダーシャツを着用する場合は、袖の色がシャツの袖の主たる色と同じであること
- (3) アンダーショーツまたはタイツを着用する場合は、その色はショーツの主たる色と同じでなければならない。
- (4) それぞれのゴールキーパーは、他の競技者、審判員と区別し得る服装を着用しなければ ならない。

第4条[ユニフォームの事前承認]

Jクラブは、使用するユニフォームに関し、Jリーグの承認を得なければならない。

第5条〔使用義務〕

Jクラブは、試合において、その所属チームの選手に、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームを使用させなければならない。

第6条[チーム名]

シャツにはチーム名をつけることができる。ただし、1か所に限るものとし、その面積は 300 cm^2 以下とする。

第7条 [選手番号]

- (1) 選手番号は事前に J リーグに登録しなければならず、シーズン途中の変更は認めないものとする。
- (2) ユニフォームには選手番号が以下のように表示されていなければならない。
 - ① 選手番号は、服地と明確に判別することができる色のものとし、服地が縞柄の場合には 台地をつけるものとする

- ② 選手番号のサイズは、次のとおりとする
- イ. シャツ: 前面は高さ 10~15cm の間、背中は高さ 25~35cm の間とし、それぞれ 1 か所ずつ表示すること
- ロ. ショーツ: 高さ8~15cm の間とし、前面右下に1か所表示することができる
- (3) 選手番号は、Oは不可とし、1をゴールキーパー、2~11をフィールドプレーヤーとする。12 以降はポジションと無関係とし、50 までは欠番を認める。ただし、登録選手が51人を超えた場合は、51から連番で番号をつけることとし、欠番は認めない。

第8条〔アームバンド〕

チームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用しなければならない。

第9条[指定マーク等]

- (1) シャツの右袖上腕部には、Jリーグが大会に応じて指定するマークを 1 点つけなければ ならない。
- (2) Jリーグ年間優勝チームは、優勝の翌シーズンの間は、前項の指定するマークに代えて、 Jリーグ指定の「J1リーグチャンピオンマーク」をつけなければならない。

第 10 条〔チームエンブレム〕

シャツの胸部分には、チームエンブレムを 1 点つけることができる。ただし、その大きさは 100cm² 以下とする。

第11条〔メーカー名の表示〕

- (1) ユニフォームのメーカー名またはメーカーマークの表示場所およびサイズは、それぞれ 以下のとおりとする。
 - ① シャツ:胸に1か所表示でき、サイズは20cm²以下とする
 - ② ショーツ: 1 か所表示でき、サイズは 20cm² 以下とする
 - ③ ストッキング:各2か所まで表示できる。ただし、各1か所ずつ表示する場合は、サイズはそれぞれ 20cm²以下、各2か所ずつ表示する場合は、サイズは1点につき 10cm²以下とする
- (2) シャツ、ショーツおよびストッキングには、Jリーグの事前の承認により、メーカー名またはメーカーマークの入ったラインテープをつけることおよびメーカー名またはメーカーマークの透かしを入れることができる。ただし、ラインテープの幅は、シャツおよびショーツは8cm以下、ストッキングは5cm以下とする。

第12条[広告の表示]

- (1) ユニフォームに第三者のための広告を表示する場合には、スポンサーの名称および商品 名等を、事前に所定の「広告掲出申請書」(別紙2)によりJリーグに届け出なければな らない。
- (2) 前項に基づく広告は、第4項に従い、シャツに3か所まで、ショーツに1か所のみ表示 することができる。ただし、1か所につき1社に限るものとし、原則としてシーズン途

中の変更は認めない。

- (3) 以下の場合に限り 1st ユニフォームと 2nd ユニフォームとで異なる広告を表示することができる。
 - ① 100%の資本 (親子) 関係がある 2 社の企業名
 - ② 同一企業の異なる2商品名
 - ③ 企業名とその企業の商品名
- (4) 前項の広告を表示する場所およびサイズは、次のとおりとする。
 - ① 前面:選手番号上部または下部に1か所表示できるものとし、サイズは300cm²以下とする
 - ② 背中:選手番号上部または下部に1か所表示できるものとし、サイズは200cm²以下とする
 - ③ 左袖: 1 か所表示できるものとし、サイズは 50cm²以下とする
 - ④ ショーツ前面左:1か所表示できるものとし、サイズは80cm²以下とする
- (5) ユニフォームに協会またはJリーグが指定するキャンペーンマークその他の広告以外の ものを表示する場合にも、原則として前項のサイズによるものとする。

第13条 [選手名の表示]

- (1)シャツおよびショーツには、選手名または通称を表示することができる。
- (2) 前項の表示をする場所、サイズ等および文字の種類は、次のとおりとする。
 - ① 場所: シャツ背中の選手番号上部または下部およびショーツ前面右下の選手番号上部または下部とする。
 - ② サイズ:シャツに表示する場合は1文字の高さを7.5cm以下し、ショーツに表示する場合は大きさを50cm²以下とする
 - ③ 文字の種類:アルファベットで表記する
- (3) 選手名の表示を選手名または通称以外にて行うことを希望する場合は、事前に実行委員会に申請し、承認を得なければならない。

第14条〔その他表示できるもの〕

- (1) シャツには、以下のものを表示することができる。
 - ① 右袖 1 か所にホームタウン名または活動区域を表示することができる。ただし、大きさは 50cm² 以下とする
 - ② 右袖以外の部分 1 か所に、チームシンボルを表示することができる。ただし、大きさは 50cm² 以下とする
 - ③ 優勝回数に相当する個数の星印を1か所に表示することができる
- (2) 選手番号には、チームエンブレムまたはチーム名を、各数字の下辺中央部に1か所に入れることができる。ただし、高さは4cm以下とする。
- (3) ショーツには、次のいずれかのものを1か所表示することができる。
 - チーム名。ただし、大きさは 50cm² 以下とする
 - ② チームエンブレム。ただし、大きさは 50cm² 以下とする
- (4) ストッキングには、次のいずれかのものを表示することができる。
 - ① 選手番号。ただし、左右各 1 か所とし、大きさはそれぞれ 50cm² 以下とする

- ② チーム名。ただし、左右各 1 か所とし、大きさはそれぞれ 50cm² 以下とする
- ③ チームエンブレム。ただし左右各2か所までとし、大きさは片方につき合計で50cm2以下とする
- (5) シャツには、以下の各号の試合関連情報を表示することができる。ただし、場所はシャツ前面の胸の位置で、サイズは 50cm² 以下とし、1 文字の高さは 2cm を超えてはならない。
 - ① 開催日
 - ② 対戦カード
 - ③ スタジアム名
 - ④ 前各号のほか、Jリーグの承認を得た事項

第15条〔記念ユニフォーム等〕

Jクラブは、「ユニフォーム使用計画」とは異なるユニフォームの着用申請」(別紙 10) により Jリーグに申請し、その承認を得た場合、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームとは異なる記念ユニフォーム等を使用することができる。ただし、当該記念ユニフォーム等は本要項に従ったものに限る。

第16条[大会別ユニフォームの着用]

Jクラブは、「ユニフォーム使用計画」とは異なるユニフォームの着用申請」(別紙 10) により Jリーグに申請し、その承認を得た場合、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームとは異なる大会別ユニフォームを使用することができる。当該大会別ユニフォームは各大会で以下の掲出内容の変更を可能とするが、本要項に従ったものに限る。

- ① デザイン
- ② ユニフォームのメーカー
- ③ スポンサーの名称および商品名等

第17条〔改 正〕

本要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第 18 条 [施 行]

本要項は、平成24年4月1日から施行する。

スタジアム検査要項 [2015年度用]

検査基準 ○=必ず具備しなければならない条件 B=2017年6月までに必ず具備しなければならない条件 ★★★=具備が必要とされるものの、期限については今後検討を続けていく条件 C=具備することが望まれる条件 *検査基準Bについては、新設や改修が確定している場合を除く

[検査項目]

| <u> </u> | 红块 | 必須とされる設備 | 内容 | 検査基準 | 備考 |
|------------|---|--------------------|--|-------------|------------------|
| | 1.入 | 場可能数 ※ | J1は15,000人以上、J2は10,000人以上(芝生席はカウントしない) | 0 | |
| I.スタジアム 規模 | | (1)観客席 | 椅子席で、10,000席以上の座席があること(ベンチシートは1席あたりの幅を45cm以上とする) | 0 | |
| | | | 全席個席であること | - C | |
| | | | | 0 | |
| | | | すべての座席に番号を分かりやすく付けること | *** | |
| | 2 | (2)車椅子席 | 介助者の椅子を備えること | 0 | |
| | | | 観戦の際の安全が確保されていること | | |
| | 1882 | | メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで個席50席以上設置すること | *** | |
| | 座席 | (3)VIP席 | 80席以上設置すること | С | |
| | | (4)マッチコミッショナー 席 | メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで設置すること | 0 | |
| | | | 机付きで4名着席でき、ピッチの笛が聞こえること(マッチコミッショナー、補助は、8年アセッサー、麻育アセッサー) | 0 | |
| | | | ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー | C C | |
| | | (5)記者席 | メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで80席以上設置すること | *** | |
| | | | ノートパソコン、ノートが置ける十分な広さの机と電源を設置すること | 0 | |
| | | | 新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、原則として屋根はすべての観客席を覆うこと | 0 | |
| | 3.屋根 | | すべての観客席を習うこと | C | |
| | | | 屋根または照明に雷保護設備を備えていること | 0 | |
| | | | ピッチ内のいずれの個所においても照度1.500ルクス以上の明るさを保持し、均一であること | 0 | |
| _ | (1)寸法 | | 105m×68m | 0 | |
| п | 1・ピッチ | | 平坦であること | 0 | |
| | | (2)天然芝 | 常緑であること | 0 | |
| | | | 水はけが良いこと | 0 | |
| | | | | | |
| | | (3)予備エリア | 原則としてピッチの外側にそれぞれ5m以上、ただし陸上競技兼用の場合はそれぞれ1.5m以上(したがって、陸上競技兼用の場合は経長108m以上、横幅71m以上の芝生部分を確保すること) | *** | |
| | 2.ゴール | | 白色丸形(外径の直径が12cm)で、原則として埋め込み式 | 0 | |
| | | | ボールを反発する補強材を使用しないこと | 0 | |
| | 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - | | 白色以外はJリーグに申請すること | 0 | |
| | J3.⊸¹ | ールネット | ゴールネットはゴールの後方にポールを立て安全な方法で取り付けること | 0 | |
| | 4・ベンチ | (1)チームペンチ | 13名以上(ACLは20名)着席できること | 0 | |
| | | | 14名以上着席できること | В | |
| 競 | | | ベンチの屋根は観客の視野を妨げるものであってはならない | 0 | |
| 技 | | | ベンチの屋根は透明であること | С | |
| 用設 | | (2)第4の審判員ベンチ | 机付きで、出入りができるスペースを確保すること | 0 | |
| 備 | | | 3名が着席できること | *** | |
| | | | ベンチの屋根は観客の視野を妨げるものであってはならない | 0 | |
| | | | ベンチの屋根は透明であること | С | |
| | 5.場内放送システム | | 全てのエリア(観客席、諸室、コンコース、ピッチレベル)で明瞭に聞こえる場内放送システムを 備えること | 0 | |
| | | | チーム更衣室などに一般用の放送が入らないよう切り替えができること | 0 | |
| | | | J1は大型映像装置を設置すること。 J2はメンバー掲示可能な電光掲示板を設置すること | В | |
| | 7.時計(45分計) | | 0~45分間表示できる独立した時計を設置すること(スコアボードでの兼用可) | 0 | |
| | | | 時計は、前半は0~45分、後半は45分~90分の間作動しなくてはならない。前後半それぞれ | | |
| | | | の通常の競技時間の最後、45分と90分に、時計が止められなくてはならない。 | *** | |
| | 8.メンバー掲示板 | | 出場メンバーを表示できるもの(スコアボードでの兼用可) | 0 | |
| | 9.揭 | 揚ポールまたはバトン | 5本以上設置し、VIP席から視認できること | *** | |
| 皿 諸室・スペース | Ⅲ. 各諸室・スペースに おける共通項目 | | テーブル、樗子、電源、エアコン、携帯電話用電波の確保、電話【内線、外線】、 テレビモニター、高速インターネット環境、共聴回線、時計 | С | 該当検査項目は ※注で表示 |
| | | (1)チーム更衣室 ※注 | 2室 25人以上の更衣設備を備えること(ACL/は30人) | 0 | |
| | 競技関 | | | *** | |
| | | | 温水シャワー8基以上、マッサージ台、洋式トイレ、鏡付き洗面台、ホワイトボードを設置 | 0 | |
| | | | ピッチまでの距離が等距離であること | c | |
| | | (2)審判更衣室 ※注 | 4人の更衣散備を備え、7人以上収容可能な部屋 | 0 | |
| | | | チーム更衣室から離して設置すること | *** | |
| | | | 温水シャワー、洋式トイレ、鏡付き洗面台、ホワイトボード、冷蔵庫を設置すること | 0 | |
| | <u> </u> | | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | |

| | 必須とされる設備 | | 爤 | 内容 | 検査基準 | 備考 |
|------|----------|------------------|---|--|------|-----------------------------|
| | | (3)室内 = | 一ム用 | 両チームが同時にかつ別個に使用できること | В | |
| | | ウォームアップ | ДЛ | 人工芝であること | С | |
| | | プエリア | 判用 | 審判が専用にウォームアップできるスペースを確保すること | С | |
| | | (4)マッチ・コーデ | ィネー | 13人以上収容可能な部屋 | 0 | |
| | | ション・ミーティン? ※注 | グ室 | 応接セット、テレビモニター、録画再生装置 | _ 0 | |
| | | *** | | チーム更衣室、審判更衣室の近くにあること | 0 | |
| | | | | 選手のプライバシーが守られる場所に設置すること(観客、メディアが近づくことが出来ない | 0 | 新たに設置・改修する際 には、設計時にJADAへ |
| | | | | 場所)及び可能な限りピッチから移動しやすい場所であること | | 相談すること。 |
| 1 | | | | 待合室、検査室(1~2室)、トイレ(1~2室)、温水シャワー(1室)が設備されていること | | |
| | | İ | | 検査室は待合室から直接出入りできること | | |
| | | | | 検査手続き中、他の検査対象選手の目に触れることのないような構造であること | 0 | |
| | 1 | } | | トイレは検査室から直接出入りできる、もしくは他の検査対象選手の目に触れることなく | | |
| | 競 | ! | | 出入りできること | | |
| | 技関 | | | 待合室:(1室:12名以上収容可能) | | 椅子は選手が汗を |
| | 連 | | | 10名程度が座れる椅子またはソファー、4名の選手が書類作業できる机、冷蔵庫(飲料用)、 | | かいたまま座れる |
| | | | ノトロー | テレビ、DVD等録画再生装置 | *** | もの。テレビは当日 の試合状況が確認 |
| | | ル室 ※注 | | 温水シャワー:選手が使用中、検査員が濡れることなく扉を開けた状態で選手の監視が可能 | | できること。 |
| | | | | な構造 | | |
| | | | | 検査室:作業机と椅子4脚(4脚中1脚は肘かけ・キャスター付き)、キャビネット、冷蔵庫(検体 | | キャビネットは高さ |
| | | | | 一時保管用) | 0 | 1m前後、立って上 |
| | | | | 鏡付き洗面台:検査室内またはトイレ内 | | で書類作業等ができるもの。 |
| | | ŀ | | トイレ:2名で入っても十分な広さ(例・障がい者用トイレ等) | | |
| | | | | トイレの便器機には、検体が置けるような台(トイレットペーパーホルダーの上が平坦、または | | |
| | | | | 小さな台)が設置されていること | l c | |
| | | | | 洗面台には、検体が置けるような台が設置されていること | | |
| | | | | 温水シャワーは待合室から直接出入りできる位置に設置すること | | |
| ,,,, | | (1)運営本部室 ※注 | | 100㎡程度 | *** | |
| Щ | | | | テレビ、監視カメラモニター、高速コピー機、FAX | *** | |
| 諸室 | | **# | | チーム更衣室、審判更衣室への連絡用ブザーを設置すること | C | |
| · | | | | 場内放送室、大型映像操作室、記録室、第4の審判員ベンチとの有線インカム(ヘッドセット)を設置すること | С | |
| スペ | | (2)記錄室 | | ピッチ全体が見渡せることができ、原則、個室であること | 0 | |
| Î | | ※注 | | 4人が原則、横に並んで座れる広さであること | 0 | |
| ス | | | | LAN回線、テレビモニター、録画再生装置 | 0 | |
| 1 | | | | ピッチ、観客席全体および大型映像装置が見える場所に個室で設置すること | *** | |
| | | (3)場内放送室 ※注 | 3人が横に並んで座り、マイクや書類を置く机および機材を設置できる広さであること | *** | | |
| 1 | 2 | | 大型映像装置と連携できること | 0 | | |
| 1 | 運 | | | 窓は開閉できるようにすること | *** | |
| l | 営 | (4)大型映像操作室 | ピッチ、観客席全体および大型映像装置が見える場所に個室で設置すること | *** | | |
| l | 関係 | ※注 | | 場内放送システムと連携できること | 0 | |
| l | | | | 窓は密閉してあること | *** | |
| l | | (5)警察·消防司令室兼控室 ※ | | 観客席全体が見渡せる場所に設置すること 50m程度 | *** | |
| l | | | | DOMM程度 | *** | 試合中に救急車が |
| l | | (6)医務室 | | へって、AED、担条(2日) 冷蔵庫、製氷機 および頭部、頚部の固定可能な担架(2台) | - 6 | 待機している場合、 頭部、頚部固定可 |
| l | | ※注 | | | *** | 能な担架は救急車 |
| l | | | | | *** | 車載のもので良い |
| l | | | | | *** | |
| | ĺ | (7)その他 | | セキュリティスタッフ控室、ボランティアスタッフ控室、ボールパーソン更衣室、エスコートキッ ズ控室、前座試合用チーム更衣室、マスコット・演出関係控室、現金管理室等 | С | |
| ł | | (1) (0) | | こみ集積所を設置すること | 0 | • |
| | 3 | | | VIP用の屋根付き専用入口と受付を設置すること | *** | |
| | 30 , | (1)VIP受付 | | VIP用駐車場から直接アクセスでき、メディアのアクセスを規制できること | C | |
| 1 | 速 j P | (2) VIPラウンジ | ※ 注 | VIP席から直接アクセスできること | *** | |
| 1 | \vdash | | | メディア用の屋根付き専用入口と受付を設置すること | *** | |
| 1 | 4 | (1)メディア受付 | | メディア用駐車場から直接アクセスできること | C C | |
| 1 | - | <u> </u> | | 80人以上収容可能な部屋 | *** | |
| 1 | メデ | (2)記者室 | | ノートパソコン、ノートが置ける十分な広さの机を設置すること | 0 | |
| 1 | 1 | (2)配有至 ※注 | | テレビ、公式書類用ラック、冷蔵庫を設置すること | 0 | 1 |
| 1 | ア関 | | | 録画再生装置を設置すること | *** | |
| 1 | 連 | (3)カメラマン(フォ) | トガニ | 40人以上収容可能。カメラ用ロッカー、冷蔵庫を設置すること | *** | |
| 1 | l | ファー、TVクルー) | | ピッチへの容易なアクセス動線が確保できること | 0 | |
| | ш | | | Total Company of the second state of the second sec | | 1 |

| | Γ. | 必須とされる設備 | 内容 | 検査基準 | 備考 |
|-----|-----------|----------------|---|------------------|----|
| | | | 200㎡程度 | *** | |
| 1 | | | 選手・監督用とメディア用の出入口を分けて設置すること | *** | |
| 1 | 4 | (4)配者会見室 | 監督・選手用ステージ台(前部)、テレビカメラ台(後部)を少なくとも一方設置すること | - ^ ^ ^ _ | |
| ı | * | ※注 | バックパネルを設置できること | 0 1 | |
| I | <u>بر</u> | | 音響設備、マイク(司会用、監督・選手用、通訳用、質疑応答用) | <u> </u> | |
| I | ディ | | | | |
| | ア | (5)ミックスゾーン | チーム更衣室とチーム用駐車場との間で、配者室、カメラマン室、配者会見室よりアクセスし やすい場所に設置すること | 0 | |
| | 関連 | (6) (3) | パックパネル、細が設置できること | 0 | |
| | | (6)フラッシュインタ | ピッチとチーム更衣室との間に、3mx3mのスペースを設けること | 0 | |
| | | ビュー・ポジション | パックパネルが設置できること | ō | |
| | | | 5箇所設置できること | *** | |
| | | | | | |
| | | (1)実況放送室 | であること。テレビ中継を行う部屋については4人が横に並んで座れること | В | |
| | | (テレビ、ラジオ) | C型コンセント(30A)を2系統および端子盤を備えること | С | |
| | | ※注 | 窓がフルオープンになること | *** | |
| | | | シャッターを備えること | c 1 | |
| ш | | | ドアの下にケーブル用の通線口があること(館内共聴の場合は不要) | В | |
| 鯺 | | (2)中継スタッフ控室 ※注 | 中継を行うスタッフの控室を設置すること | В | |
| 室 | 5 | | メインスタンド中央部に4台分(4m×4台)を確保し、TV中継カメラクルーが使用するに十分な | В | |
| ż | | (3)テレビ中継カメラ | 電源を設置すること | | |
| ペ | 中継 | 設置スペース | メインスタンド両外側のペナルティエリアのライン延長線に各2台分(4㎡×4台) | В | |
| ース | 関 | | 両ゴール裏中央部に各2台分(4㎡×2台) | B | |
| 1^ | 連 | | 特に前列の観客により視野を妨げられないように設置すること | <u> </u> | |
| 1 | | (4)テレビニュース関連 | メインスタンド中央部に10社分(4㎡×10社)を設置し、ENGカメラクル―が使用するに十分な 電源を設置すること | В | |
| 1 | | ENGカメラ設置スペース | 特に前列の観客により視野を妨げられないように設置すること | 0 | |
| ĺ | | | スタジアムからテレビ局および中継基地へ試合中継映像を伝送するためのアンテナを設置す | | |
| | | (5) 伝送用機材等 | るスペース | 0 | |
| | | 設置スペース | | | |
| | | | 中継車とテレビカメラおよび実況放送室間に設置すること | 0 | |
| | | (6)ケーブル敷設 | 観客や車両にケーブルが踏まれないこと | Ö | |
| | | スペース | 端子盤を備えること | c | |
| | <u> </u> | l | 看板設置により、観客席の視界を妨げないこと | 0 | |
| l | | | | ō | |
| ŀ | 1 | | 看板の後方にボールパーソンやカメラマンが行き来できるスペースを確保すること | *** | |
| l | | | ピッチ周辺に看板を乗せた台車が通れる動線を確保すること | В | |
| | | pri (ri) na | 回転式もしくは電光看板操作を行う場所として、雨風がしのげ、ビッチが見渡せる位置に十分 | | |
| | | | な作業スペース(約3㎡)と電源を確保すること | 0 | : |
| | İ | | | c | |
| ┢ | | (1)一般用 | 公共交通機関が充実していない場所では、入場可能数に見合う台数の駐車場を確保すること | 0 | |
| | | | 車椅子用のゲートにアクセスしやすい場所に設置すること | - | |
| 1 | 1 | (2)車椅子用 | 車椅子用駐車場は、車椅子席と同数設置すること | В | |
| 1 | l | (3)団体バス用 | ツアーバスが駐車できるスペースを確保すること | 0 | |
| 1 | | | 1チームあたり、大型パス1台、ワゴン車2台分のスペースをチーム入口付近に確保すること | | |
| | | (4)チーム用 | (ACLは大型パス1台、4tトラック1台、乗用車1台) | 0 | |
| 1 | | | 警察、消防、救急車等の緊急車両用の駐車場を確保すること | 0 | |
| | | (5)緊急車両用 | 救急車がピッチ内まで入れる動線を確保すること | - 0 - | |
| 1 | ۱, | | VIP受付にアクセスしやすい場所に設置すること | 0 | |
| IV | | (6)VIP用 | VIP席の数に見合う駐車場を確保すること | B | |
| ァ | 駐車 | (7)メディア用 | 撮影機材などの荷物が多いメディア用の駐車場を確保すること | - | |
| クセ | 場 | | 以下の車が駐車できるスペースを確保すること(中継車、衛星車、電源車、機材車、支援車) | 0 | |
| セス関 | 1 | (8)テレビ中継用 | 放送ブースに近接し、ケーブルの敷散に問題ない場所を確保すること | o | |
| | | | 電源、端子盤、館内共聴を設置すること | *** | |
| 係 | | (9) 大型トラック用 | 広告看板などの大型搬入物を設営・撤去する大型トラック用の駐車場を確保すること | 0 | |
| 1 | | | スタッフのために十分な駐車スペースを確保すること | 0 | |
| 1 | | (10)売店用 | 売店用、ケータリング搬入車両は、スタジアム内部の搬入口に近い場所に設置すること | 0 | |
| 1 | | | 夏季は、飲食物用の保冷車の駐車場も考慮すること | 0 | |
| | | (11)シャトルバス用 | シャトルバスを運行する場合は、シャトルバスのバスプールを設置すること | *** | - |
| l | | (12)その他関係者用 | その他関係者に必要な駐車場を確保すること | 0 | |
| l | 2.駐 | 輪場 | 観客のための駐輪場を、アクセス環境に鑑みて設置すること | 0 | |
| 1 | _ | ャトルパス乗降所 | シャトルバスを運行する場合は、バスの行先別に待機列スペースがある乗降所を設置すること | 0 | |
| 1 | | ウシー乗降所 | メディア、VIP、関係者が利用できるタクシー乗降所を設置すること | 0 | |
| Щ | | - MITIN | ・・・・・・・・スタック・マバリスとのファン 木件がと以直すの中と | <u> </u> | |

| | 必須とされる設備 | 内容 | 検査基準 | 備考 | | | |
|----|-------------------|--|------|----|--|--|--|
| | | 入場ゲート付近に複数の窓口を設置すること | 0 | | | | |
| l | 1.入場券売場 | 施錠でき、セキュリティが確保されていること | С | | | | |
| l | ※注 | 入場券購入者のための庇(ひさし)があり、雨に濡れないこと | 0 | | | | |
| l | | 販売するチケットの席種、料金を掲示できること | Ö | | | | |
| l | | ホーム用、ビジター用に分けて待機列が設けられる十分な広さを確保すること | | | | | |
| l | 2.入場待機スペース | 外周全体は夜間でも安全が確保できる照明を設置すること | В — | | | | |
| l | | | *** | | | | |
| l | | 観戦エリアに応じた入場ゲートを設置すること(ビジターサポーターの分離) | 0 | | | | |
| 1 | | 屋根、電源、照明を設置すること | 0 | | | | |
| l | | ーー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 0 | | | | |
| ı | | ワンタッチパスが設置できるスペースがあること | 0 | | | | |
| | 3.入場ゲート | 車椅子用の入場ゲートがあり、スロープ等で車椅子席にアクセスできること | *** | | | | |
| | | スタジアム基本原則を定め、それらを観客が読めるように掲示すること。最低でも以下の情報 | | | | | |
| | | を含まなければならない | 0 | | | | |
| | | ①入場する権利、②試合の中止または延期、③禁止事項(自粛事項)、④座席のルール、 ⑤スタジアムから追放される事由、⑥緊急避難経路 | | | | | |
| | 4.総合案内所 | 観客用ゲートなど、分かりやすい場所に設置すること | 0 | | | | |
| l | ※注 | 運営本部室と連携が取れ、迷子、落し物対応ができること | 0 | | | | |
| | 5.救護室 ※注 | どの席からもアクセス可能な場所に複数設置し(仮設でも可)、応急セットを備えること | 0 | | | | |
| | 6.AED | 医務室に1台および救護室もしくは観客エリアに2台以上備えること | 0 | _ | | | |
| | 7.授乳室 ※注 | どの席からも誘導でき、アクセス可能な場所に設置すること | 0 | | | | |
| lν | 8.喫煙スポット | 観客動線から隔離でき、どの席からもアクセス可能な場所に設置(場外で可) | 0 | | | | |
| Ü | - 大座ハバン | 分煙となっており、排煙設備を備えていること | *** | | | | |
| 観客 | | どの席からもアクセス可能な場所に設置すること | 0 | | | | |
| 用設 | 9 (1)トイレ | 1000人の観客に対し、少なくとも洋式トイレ5台、男性の観客1000人に対し、男性用小便器8台を備えること ※ | *** | | | | |
| 備 | F | 洗面台が設置されていること | *** | | | | |
| l | 1 L | ハンドドライヤー、おむつ換えベッドを設置すること | *** | | | | |
| | (2) 多目的トイレ | 車椅子席からアクセス可能な場所に、席数に応じた数を設置すること | _ 0 | | | | |
| | (3)場外のトイレ | 開門前に使用できるトイレが観客用ゲート付近にあること | *** | | | | |
| | | 十分な広さがあり、適度な明るさが保たれていること | *** | | | | |
| | | 屋根で覆われていること | *** | | | | |
| | 10.コンコース | トイレ、飲食売店、グッズ売店、教護室、授乳室が設置されていること | *** | | | | |
| | | 緊急避難用の動線を確保すること | 0 | | | | |
| | | 必要に応じて公衆電話を設置すること | C | | | | |
| | 11. 通路、階段 | 観客エリア内のすべての一般用通路、階段、扉およびゲートは、明るい色で塗装すること。 観客席からフィールドへ移動するためのゲートも含まれる | C | | | | |
| | III. ACLECT, PERX | スタジアム内のすべての出口、ゲートおよび観客席からフィールドへ移動するためのゲートは 観客席からみて外側に関くよう設置し、施錠装置が取り付けられていること | С | | | | |
| l | | どの席からもアクセス可能な場所に屋根付きで適正な数が設置されること | 0 | | | | |
| l | 12. | 温かい飲食物が提供できること | 0 | | | | |
| | 飲 飲食売店 | 売店外装に企業名・ロゴ、メニュー、料金表示できること | 0 | | | | |
| | 技 取良元店 設 | 電源、照明が確保されること(スタジアム外周、コンコースを含む) | 0 | | | | |
| l | 備 | 観客席以外でも飲食が可能なテーブルやカウンターを設けること | 0 | | | | |
| | | 待機動線がトイレと近くならないよう設置場所に配成すること | 0 | ·— | | | |
| l | 19 ガップ素中 | どの席からもアクセス可能な場所に屋根付きで適正な数が設置されること | 0 | | | | |
| l | 13.グッズ売店 | 電源、照明を設置すること | 0 | | | | |

※入場可能数: ホームゲーム開催時に使用可能な数を指し、下記(1)、(2)、(3)の合計数とする。

- (1) 入場券が発券できる座席の数
 - イ. 見切り席、常設の記者席、実況放送室等の座席は含まない。
 - ロ. 常設の飛び降り防止エリアの席数は含まない。ただし当該エリアが調整可能な場合は数に含む。
 - ハ、ホームクラブとビジタークラブの観客間の緩衝地帯の座席数は含むが、常設の緩衝地帯の場合は含まない。
 - 二 立ち見エリアは施設管理者と協議の上入場可能な数とするが、新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、 観客席数の立ち見席は1段床あたり1人とし、1席の幅は45cm以上、段床の奥行は80cm以上とする。
- (2) 前号以外の座席の数
 - イ. 常設のViP席。
 - 口、個室ラウンジ付きの観戦エリアは、テラスにある座席の数とする。個室ラウンジ内の座席数は含まない。
- (3) 車椅子席の数
 - イ. 車椅子観戦エリアは座席がないが、車椅子1台分につき1席と数える。
 - 口. 車椅子のヘルパー席は、常設の椅子が設置され、かつ実際に使用されている場合のみ数に含める。
- ※注:「各諸室・スペースにおける共通項目」適用箇所
- (参考): 2011年7月改訂のFIFAサッカースタジアム技術的推奨および要件(第5版)によるトイレの基準は次のとおり 男性の観客1000人に対し、男性用小便器15台、洋式トイレ3台、洗面台6台。女性の観客1000人に対し、洋式トイレ28台、洗面台14台。

J3スタジアム検査要項 [2015年度用]

検査基準 〇=必ず具備しなければならない条件

○一必ず 兵職になければならない条件 A=2016年6月までに必ず 具備しなければならない条件 B=2017年6月までに必ず 具備しなければならない条件 ★★★=具備が必要とされるものの、期限については今後検討を続けていく条件 *検査基準Bについては、検査要項を満たすスタジアムの建設が見込まれている場合を除く

[検査項目]

| | | 設備 | | | |
|--------|------------------|---------------------|--|----------|--|
| | 1.入均 | 易可能数※ | 原則として5.000人以上(メインスタンドに椅子席があること。なお、芝生席は、安全性等についてJ リーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には、観客席とみなすことができる) | 0 | |
| | | /4\\$ER\$\$\\ | メインスタンドに椅子席の座席があること(ベンチシートは1席あたりの幅を45cm以上とする) | 0 | |
| | | (1)観客席 | どの座席からも、ピッチ全体が見渡せること | 0 | |
| I | | | 介助者の椅子を備えること | 0 | |
| . ス | 2 | (2)車椅子席 | 観戦の際の安全が確保されていること | 0 | |
| | . | (3)VIP席 | メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで個席を設置すること | 0 | |
| タジア | 座席 | (2) 7 11 /11 | メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで設置すること | 0 | |
| 7 | /m | (4)マッチコミッショナ一席 | 机付きで4名着席でき、ピッチの笛が聞こえること(マッチコミッショナー、補助は、毎年アセッサー、則能アセッサー) | 0 | |
| 規 | | | メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで設置すること | 0 | |
| 模 | | (5)記者席 | HONE - TOTAL - HONE - HONE - HONE - HONE - HONE - HONE - HONE - HONE - HONE - HONE - HONE - HONE - HONE - HONE | 0_ | |
| i | | | ノートパソコン、ノートが置ける十分な広さの机と電源を設置すること | | _ |
| | 3.屋村 | 根 | できるだけ多くの観客席を覆うこと | *** A | |
| | 4 692 1 | 10 | 屋根または照明に雷保護設備を備えていること | | |
| | 4.照 | | ピッチ内のいずれの個所においても照度1.500ルクス以上の明るさを保持し、均一であることが望ましい | *** | |
| | 1 | (1)寸法 | 105m×68m | 0 | |
| | Ė | | 平坦であること | 0 | |
| | ッ | (2)天然芝 | 原則として常緑であること | 0 | |
| | チ | | 水はけが良いこと | В | |
| | 2.ゴール | | 白色丸形(外径の直径が12cm)で、原則として埋め込み式 | 0 | |
| | 2 | | ボールを反発する補強材を使用しないこと | 0 | |
| | 3 -1- | ールネット | 白色以外はJリーグに申請すること | 0 | |
| п | 3.4 | ールイット | ゴールネットはゴールの後方にポールを立て安全な方法で取り付けること | 0 | _ |
| | | | 13名以上着席できること | 0 | |
| 競 | 4 . ~ ~ ~ | チームベンチ | 14名以上着席できること | В | |
| 技用 | | | ベンチの屋根は観客の視野を妨げるものであってはならない | 0 | |
| 設 | | - | 机付きで、出入りができるスペースを確保すること | 0 | |
| 備 | ا چا | 第4の審判員ベンチ | 3名が着席できること | *** | |
| | | | ベンチの屋根は観客の視野を妨げるものであってはならない | 0 | |
| | Н | | 全てのエリア(観客席、諸室、コンコース、ピッチレベル)で明瞭に聞こえる場内放送システムを備えること | В | |
| | 5.場内放送システム | | チーム更衣室などに一般用の放送が入らないよう切り替えができること | 0 | 1 |
| | 6 スコアボード(大型映像装置) | | 得点を表示出来るものを設置すること(大型映像装置であることが望ましい) | 0 | |
| | | 計(45分計) | 付点を扱い出来るものを設置すること(ス全吹隊装置 てめることが呈よりり 0~45分間表示できる独立した時計を設置すること(スコアボードでの兼用可) | 0 | |
| | _ | バー掲示板 | 出場メンバーを表示できるもの(スコアボードでの兼用可) | 0,0 | |
| | | 揚ポールまたはバトン | | 0 | |
| | 9.f6 | 物小一ルまたはハトン | 3本以上設置し、VIP席から視認できること | | |
| | | (1)チーム更衣室 | 2室の更衣設備を備えること | 0 | |
| | | | 温水シャワー、洋式トイレ、ホワイトボードが利用できること | 0 | |
| | | (2)審判更衣室 | 4人の更衣設備を備え、7人以上収容可能な部屋 | 0 | |
| | | | 温水シャワー、洋式トイレ、ホワイトボードが利用できること | 0 | |
| | | (3)チーム用室内ウォームアップエリア | 両チームが同時にかつ別個に使用できること | В | |
| | 1 | (4)マッチ・コーディネーショ | 13人以上収容可能な部屋 | 0 | 1 |
| _ | 現 | ン・ミーティング室 | チーム更衣室、審判更衣室の近くにあること | 0 | |
| Ш | 技関 | | 選手のプライバシーが守られる場所に設置すること(観客、メディアが近づくことが出来ない場所) | | |
| 韽 | 連 | | 及び可能な限りピッチから移動しやすい場所であること | | |
| 室・ | | | 待合室、検査室(1~2室)、トイレ(2名入っても十分な広さ)、温水シャワー(1室)が設備されていること | | 新たに設置・改修 |
| ス | | (5)ドーピングコントロール 室 | 検査室は待合室から直接出入りできること。検査手続き中、他の検査対象選手の目に触れる | 0 | する際には、設計 時にJADAへ相談 |
| ペ | | | ことのないような構造であること | | すること。 |
| l ス | | | トイレは検査室から直接出入りできる、もしくは他の検査対象選手の目に触れることなく出入り | | ļ |
| - ` | | | できること | | |
| | | (1)運営本部室 | 運営本部を備えていること | 0 | |
| | ا ہ ا | (2)記録員席 | ピッチ全体を見渡すことができ、雨に濡れない座席であること(個室であることが望ましい) | 0 | |
| | . | (3)場内放送室 | ピッチ、観客席全体および大型映像装置が見える場所に個室で設置すること | 0 | |
| i | - EE | | 観客席全体が見渡せる場所に設置すること | В | |
| | 関 | 一 | 城各席主体が兄族での物別に収慮すること ベッド、冷蔵庫、AED、担架(2台) および頭部、頸部の固定可能な担架(1台) | 0 | |
| | 係 | (5)医務室 | | _ | |
| Ш | | | 洗面台を設置すること | *** | <u> </u> |

| | | 設備 | 内容 | 検査基準 | 備考 |
|-----|-----------|-------------------------------|---|------|----|
| | | (1)記者室 | ノートパソコン、ノートが置ける十分な広さの机を設置すること | 0 | |
| | | | テレビ、録画再生装置、公式書類用ラック、冷蔵庫を設置すること | В | |
| | | (2)カメラマン(フォトグラ ファー、TVクルー)室 | ピッチへの容易なアクセス動線が確保できること(記者室との兼用可) | 0 | İ |
| | メデ | (3)配者会見室 | パックパネル、音響設備、マイク(司会用、選手監督用、通訳用、質疑応答用)を設置できること | 0 | |
| | ィア関 | (4)ミックスゾーン | チーム更衣室とチーム用駐車場との間で、配者室、カメラマン室、配者会見室よりアクセスしやすい 場所に設置すること | 0 | |
| Ш | 連 | _ | バックパネル、柵が設置できること | 0 | |
| 諸 | | (5)フラッシュインタ | ピッチとチーム更衣室との間に、3mx3mのスペースを設けること | 0 | |
| 室・ | | ビュー・ポジション | パックパネルが設置できること | 0 | |
| スペー | _ | (1)実況放送席 (テレビ、ラジオ) | ピッチ全体が見渡せる雨に濡れない場所に設置すること。テレビモニターや書類を置く机および機材を設置できる広さと、十分な電源を備えること | 0 | |
| ス | 5 | (2)テレビ中継カメラ 設置スペース | メインスタンド中央部に配置し、TV中継カメラクルーが使用するに十分な電源を設置すること | 0 | |
| | 中継 | - | 特に前列の観客により視野を妨げられないように設置すること | - 0 | |
| | 関 | (3)テレビニュース関連 ENGカメラ設置スペース | メインスタンド中央部に配置し、ENGカメラクルーが使用するに十分な電源を設置すること | | |
| | 連 | | 特に前列の観客により視野を妨げられないように設置すること 中継車とテレビカメラおよび実況放送スペース間に設置すること | 0 | |
| | | (4)ケーブル敷設 スペース | 観客や車両にケーブルが踏まれないこと | 0 | |
| | | | 看板設置により、観客席の視界を妨げないこと | 0 | - |
| | 6.看 | 板関連 | 看板設置面が平坦であり、看板類が設置できないほど傾斜を急にしないこと | 0 | |
| | | (1)一般用 | 公共交通機関が充実していない場所では、入場可能数に見合う台数の駐車場を確保すること | 0 | |
| | | (2)車椅子用 | 車椅子用のゲートにアクセスしやすい場所に設置すること | 0 | |
| | | (3)団体パス用 | ツアーバスが駐車できるスペースを確保すること | 0 | |
| | | (4)チーム用 | 1チームあたり、大型バス1台、ワゴン車2台分のスペースをチーム入口付近に確保すること | 0 | |
| | | (5) 緊負害害用 | 警察、消防、救急車等の緊急車両用の駐車場を確保すること | 0 | |
| | 1 | (5)緊急車両用 | 救急車がピッチ内まで入れる動線を確保すること | 0 | |
| | Ft | (6)VIP用 | VIP受付にアクセスしやすい場所に設置すること | 0 | |
| アク | 駐車 | (7)メディア用 | 撮影機材などの荷物が多いメディア用の駐車場を確保すること | 0 | |
| クセ | 場 | (8)テレビ中継用 | 以下の車が駐車できるスペースを確保すること(中継車、衛星車、電源車、機材車、支援車) | 0 | |
| ス | | (6) アレニ 中級州 | 放送ブースに近接し、ケーブルの敷設に問題ない場所を確保すること | 0 | |
| 関係 | | (9)大型トラック用 | 広告看板などの大型搬入物を設営・撤去する大型トラック用の駐車場を確保すること | 0 | |
| | | (10)売店用 | スタッフのために十分な駐車スペースを確保すること | 0 | |
| | | | 売店用、ケータリング搬入車両は、スタジアム内部の搬入口に近い場所に設置すること | 0 | _ |
| | | (11)その他関係者用 | その他関係者に必要な駐車場を確保すること | 0 | |
| | _ | 輪場 | 観客のための駐輪場を、アクセス環境に鑑みて設置すること | _ 0 | |
| | | ヤトルバス乗降所 | シャトルバスを運行する場合は、バスの行先別に待機列スペースがある乗降所を設置すること | 0 | |
| _ | 4.% | クシー乗降所 | メディア、VIP、関係者が利用できるタクシー乗降所を設置すること | 0 | |
| | 1.入 | 場券売場 | 入場ゲート付近に設置すること | 0 | |
| | 2 % | 場待機スペース | 販売するチケットの席種、料金を掲示できること 外周全体は夜間でも安全が確保できる照明を設置すること | В | |
| | | -M1910471 - A | 秋间主体は校同でも安主が健床できる帰りを設置すること 観戦エリアに応じた入場ゲートを設置すること(ビジターサポーターの分離) | 0 | |
| | Ì | | 屋根、電源、照明を設置すること | В | |
| | | | 手荷物検査、ピン、缶を移し替える設備があること | 0 | |
| | 3.入 | 場ゲート | ワンタッチパスが設置できるスペースがあること | 0 | |
| v | | | スタジアム基本原則を定め、それらを観客が読めるように掲示すること。最低でも以下の情報を含まなければならない ①入場する権利、②試合の中止または延期、③禁止事項(自粛事項)、④座席のルール、 | 0 | |
| | | | ⑤スタジアムから追放される事由、⑥緊急避難経路 | | |
| | 4.総 | 合案内所 | 観客用ゲートなど、分かりやすい場所に設置すること | 0 | |
| 用 | | | 運営本部室と連携が取れ、迷子、落し物対応ができること | 0 | |
| 備 | _ | 護室 | どの席からもアクセス可能な場所に設置し(仮設でも可)、応急セットを備えること | 0 | |
| | 6.AE | | 医務室に1台および教護室もしくは観客エリアに1台以上備えること | 0 | |
| | | 乳室 | どの席からも誘導でき、アクセス可能な場所に設置すること | 0 | |
| | | 煙スポット | 観客動線から隔離でき、どの席からもアクセス可能な場所に設置(場外で可) | 0 | |
| | 9. トイレ | (1)トイレ | どの席からもアクセス可能な場所に設置すること | 0 | |
| | | (2) 多目的トイレ | 車椅子席からアクセス可能な場所に、席数に応じた数を設置すること | 0 | |
| | 10.1 | .∠⊣~ <u>^</u> | 緊急避難用の動線を確保すること どの席からもアクセス可能な場所に屋根付きで適正な数が設置されること | 0 | |
| | | 飲食売店 | どの席からもアクセス可能な場所に屋板付きで週上な数か設置されること 売店外装に企業名・ロゴ、メニュー、料金表示できること | 0 | |
| | | 「ッズ売店 | 元店分表に正来名・ロコ、メーユー、 科金表示 じさること どの席からもアクセス可能な場所に屋根付きで適正な数が設置されること | 0 | |
| | | ///JU/II | こと言うというこうでは、なるないに民民口で「国上な数か、民国でものにこ | | |

※入場可能数: ホームゲーム開催時に使用可能な数を指し、下記(1)、(2)、(3)の合計数とする。

- (1) 入場券が発券できる座席の数
 - イ. 見切り席、常設の配者席、実況放送室等の座席は含まない。
 - ロ. 常設の飛び降り防止エリアの席数は含まない。ただし当該エリアが調整可能な場合は数に含む。
 - ハ、ホームクラブとビジタークラブの観客間の緩衝地帯の座席数は含むが、常設の緩衝地帯の場合は含まない。
 - 二. 立ち見エリアは施設管理者と協議の上入場可能な数とするが、新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、 観客席数の立ち見席は1段床あたり1人とし、1席の幅は45cm以上、段床の奥行は80cm以上とする。
- (2) 前号以外の座席の数
 - イ、常設のVIP席。
 - ロ. 個室ラウンジ付きの観戦エリアは、テラスにある座席の数とする。個室ラウンジ内の座席数は含まない。
- (3) 車椅子席の数
 - イ. 車椅子観戦エリアは座席がないが、車椅子1台分につき1席と数える。
 - 口、車椅子のヘルパー席は、常設の椅子が設置され、かつ実際に使用されている場合のみ数に含める。

主管権譲渡規程

第1条 [趣 旨]

本規程は、「Jリーグ規約」第45条に基づき、ホームゲームの主管権の譲渡について定める。

第2条 [主管権の譲渡]

- (1) Jクラブは、Jリーグの事前の承認を得て、ホームゲームの主管権を、協会に所属する 都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。
- (2) 主管権譲渡の対象となった試合(以下「譲渡試合」という)の運営に関する一切の費用 (協会納付金等を含む)は、主管権の譲渡を受けた都道府県サッカー協会が負担する。
- (3) Jクラブは、主管権を譲渡した場合においても、「Jリーグ規約」に定めるJクラブの義務を免れるものではない。

第3条 [後援・協力]

主管権の譲渡を受ける都道府県サッカー協会は、Jリーグの事前の承認を得た場合にかぎり、譲渡試合に対する地方公共団体、新聞社または放送会社の後援または協力を得ることができる。

第4条 [譲渡の手続き]

主管権の譲渡は、次に定める手続きによるものとする。

- ① 主管権を譲渡しようとする J クラブは、譲渡試合の属する大会の開幕日の 3 か月前までに、主管権を譲渡する都道府県サッカー協会との連名にて、J リーグに対し所定の申請書(様式 1 または様式 2)により申請する
- ② Jリーグは、申請を受理した後 14 日以内に、承認の可否を、申請元のJクラブに通知 する

第5条〔譲渡金および純益の配分〕

本規程に基づく J 1、J 2の主管権の譲渡の対価は、金 2,000 万円(消費税を含まない)以上とし、J 3の主管権の譲渡の対価は、金 500 万円(消費税を含まない)以上とする。

第6条〔公衆送信権〕

譲渡試合の公衆送信権(テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信を行う権利を含む、以下「公衆送信権」という)は、すべてJリーグに帰属する。

第7条 [試合の運営]

譲渡試合の運営については、「Jリーグ規約」および「試合実施要項」の定めるところによる。

第8条〔改 正〕

本規定の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第9条〔施 行〕

本規程は、平成24年4月1日から施行する。

〔改 正〕

平成 26 年 1 月 21 日

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ チェアマン 村井 満 殿

(住所)

甲〔譲渡する」クラブ〕 (名称)

(代表者)

(印)

(住所)

乙〔譲受ける都道府県 (名称)

サッカー協会〕 (代表者)

(印)

主管権譲渡承認申請書〔様式1〕

甲から乙に対し、下記の条件により公式試合の主管権を譲渡いたしたく、「Jリーグ規約」第45条および「主管権譲渡規程」第4条に基づき申請いたします。

記

| 1 | 譲渡試合 | ①日 時 | 平成 年 月 日午前・午後 時 分 |
|---|----------------|--------|---|
| | | ②場 所 | |
| | is | ③対戦相手 | |
| 2 | 大会運営 | Jリーグの試 | 合実施要項に準拠する. |
| 3 | 経 費 | ①必要経費 | 乙が、Jリーグ規約第75条の必要経費を負担する。 |
| | | ②遠征費用 | 乙は、「旅費規程」に定める基準に従い、出場チーム双方に対し試合当日までに支払う。 |
| | | ③その他 | (1) マッチコミッショナーならびに主審および副審2名の旅費等はJリーグが負担する。(2) 第4の審判員の旅費等は乙が負担する。(3) 試合使用球7個は甲が準備する。 |
| 4 | 入場料およ | ①入場料 | 入場料収入はすべて乙が管理する。 |
| | び入場券等 | ②入場券 | 入場券は乙の費用負担により作成し、その発行枚数 は所定の用紙により甲からJリーグに報告する。 |
| | | ③招待券 | 乙は、Jリーグ所定の枚数の招待券を、無償にてJ リーグに提供する。 |

| | | | , |
|----|-------------|-----------------------------------|---|
| | | ④協会納付金 | 乙は、協会納付金を、甲を経由して協会に納付する。 |
| | | ⑤事前承認 | 乙は、入場料の体系および入場券のデザインについて事前に甲を経由してJリーグの承認を得る。 |
| 5 | 公衆送信権 | 公衆送信権は | Jリーグに帰属する。 |
| 6 | ポスター等 | ポスターおよ | びプログラムは、乙の費用負担により作成する。 |
| 7 | 広告掲載等 | | アムに提出する広告看板および入場券の裏面への広 いては、事前に甲を経由してJリーグの承認を得る。 |
| 8 | 譲渡の対価 | ①金 額 | 主管権譲渡の対価は金円 (ただし、消費税を含まない)とする。 |
| | | ②支払時期 | 乙は、前項の対価を、譲渡試合の実施日の翌日から 起算して20日以内に、甲に対し支払う。 |
| | | ③支払方法 | Jリーグの指定する方法による。 |
| 9 | 後援または | ①後 援 | |
| | 協力 (団体名) | ②協 力 | |
| 10 | 収支報告 | | 合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲を経由 こ対し、所定の用紙により譲渡試合の収支報告を行う。 |
| 11 | 協議 | グ規約および | めのない事項については、協会の寄附行為、Jリー これらに付随する諸規程の定めるところに従い、甲、 ーグが誠意をもって協議の上決定する。 |

以上

〔注〕:本申請書は、甲乙捺印済みのもの3通を提出して下さい。

承 認 書

上記の申請書に基づく主管権の譲渡を承認します。

平成 年 月 日

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ チェアマン 村井 満 (印)

| 承認番号 | 平成 | 年・第 | 号 |
|------|----|-----|---|
|------|----|-----|---|

支度金支給基準

(単位:万円)

| | | | | | | V 1 = · · · · · · · · |
|-----|-----------------|----|-----|------|----------------|-----------------------|
| 費 | 目 | 支 | 払対象 | 独身者 | 妻帯者 (配偶者のみ) | 妻帯者 (同居扶養家族有) |
| | | | # | 1 DK | 2 LDK | 3 LDK |
| · | 住 | 居 | 費 | 80 | 100 | 150 |
| | 子 供 | 用占 | 品 等 | 0 | 0 | 50 |
| 家 | 電 化 製 品 その他の家具等 | | 製品 | - | 100 | |
| 家具等 | | | 家具等 | - | 100 | |
| | 自 | 動 | 車 | 4 | 100 | |
| | 合 | | 計 | 380 | 400 | 500 |

支度金支給基準

- 1. 支給時期
 - (1) 初めてプロ選手として「日本サッカー協会選手契約書」を締結するとき
 - (2) プロ選手として移籍するとき ただし、支度金に該当する費用が伴う場合
- 2. 支払対象を次の通り区分する。
 - (1) 独身者
 - (2) 妻帯者 (配偶者のみ)
 - (3) 妻帯者でかつ同居の扶養家族がいる場合
- 3. 支度金該当費目
 - (1) 住居費
 - (2) 子供用品等
 - (3) 家具等
 - (4) 自動車
- 4. その他

交通費、宿泊費および引越し費用は、実費を支給することができる。

5. 改正

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

J3リーグへの特別参加枠チームに関する特則

第1条[目 的]

本特則は、Jリーグ理事会によりJ3リーグへの参加を承認された「特別参加枠チーム」 について、当該チームのJリーグ規約および関連する諸規程における権利義務等について 定める。

第2条〔諸規程との関係〕

本特則において定められた事項が、Jリーグ規約および関連する諸規程の内容に抵触する場合、本特則の内容が優先する。

第3条〔特別参加枠チーム〕

- (1) Jリーグは、日本サッカーの将来を担う若手選手により多くの実践経験を積む機会を提供し、それによって当該選手を育成強化し、日本サッカーの発展に資することを目的として、J3リーグに特例的措置を講じる。
- (2) 前項に基づき、Jリーグは、公益財団法人日本サッカー協会(以下「JFA」という) が管理する「Jリーグ・アンダー22選抜」(以下「特別参加枠チーム」という)がJ3 リーグに参加することを認める。

第4条[特別参加枠チームの編成と責任]

- (1) 特別参加枠チームはJFAの単独の責任と費用負担において管理するものとする。
- (2) 特別参加枠チームの実行委員はJFAの技術委員長が務める。
- (3) 特別参加枠チームのチームスタッフ(Jリーグ規約第47条第1項第3号に定める意味を 有する)は、JFAがその責任において選任する。
- (4) Jリーグは、当該チームが公式試合に出場する際に、JFAの指揮命令および責任の下、 試合運営を補助する役割として、運営担当者、セキュリティ担当者および広報担当者を Jリーグの費用負担にて試合会場に派遣する。

第5条 [特別参加枠チームの地位]

- (1) 特別参加枠チームは、Jリーグの会員ではなく、Jリーグ規約および関連する諸規程に おけるJクラブとしての地位を有しない。
- (2) 前項の定めにより、特別参加枠チームは、Jリーグ規約第19条に定める入会金および会費の支払いを要しないが、JFAは、当該チームのJ3リーグ戦への参加料(対象年の1月1日~12月31日)として、1,000万円(税抜)をJリーグに支払うものとする。
- (3) Jリーグは、JFAと協議のうえ、特別参加枠チームのJ3リーグへの出場の可否について、出場シーズンの属する年の前年の10月31日までに決定する。

第6条〔公式試合への出場〕

- (1) 前条第3項に基づきJリーグが特別参加枠チームの出場を決定したときは、JFAは、 当該決定に係るシーズンのJ3リーグ戦全節に特別参加枠チームを参加させなければな らない。なお、当該リーグ戦において特別参加枠チームが出場する試合は、いずれも公 式試合として取り扱う。
- (2) 特別参加枠チームの出場するJ3リーグの公式試合は、すべて特別参加枠チームのアウェイゲームで行うものとする。

第7条 [特別参加枠チームに関するJリーグ規約等の適用]

- (1) 特別参加枠チームについて、JFAは、Jリーグ規約および関連する諸規程の適用を受けない。ただし、Jリーグ規約における以下の条項及び「明治安田生命」3リーグ戦試合実施要項(第1節を除く)」について、特別参加枠チームを管理するJFAはJクラブと同等のものとして取り扱い、当該条項に定める遵守義務の適用を受けるものとする。
 - ① 第 43 条 [不正行為への関与の禁止]
 - ② 第 47 条 [届出義務]
 - ③ 第 49 条 [ユニフォーム]。ただし、ユニフォーム要項第 7 条第 1 項を除く
 - ④ 第51条[Jクラブの責任]
 - ⑤ 第52条〔選手の健康管理およびドクター〕
 - ⑥ 第53条[負傷した選手の活動再開の制限]
 - ⑦ 第56条 [試合日程の遵守]
 - ⑧ 第58条 [特別の事情による変更]
 - ⑨ 第62条 [試合の中止の決定]
 - ⑪ 第 78 条 [帰責事由あるクラブの費用の補償]
- (2) 特別参加枠チームの実行委員、運営担当、広報担当、セキュリティ担当、チームスタッフその他のチーム関係者は、Jクラブにおけるそれらと同等のものとして取り扱い、Jリーグ規約に定める遵守義務(Jリーグ関係者の遵守義務について定める第3条を含む。)の適用を受けるものとする。
- (3) JFAまたはチーム関係者が前 2 項に定める遵守義務に違反した場合には、Jリーグ規 約に違反したものとして、Jリーグ規約第 11 章に従って、同章に定める制裁が科され得 る。また、第 6 条第 1 項第 1 文について違反があった場合には、Jリーグ規約第 41 条違 反があったものとみなして、JFAに対してJリーグ規約第 11 章を適用する。
- (4) 第1項にかかわらず、特別参加枠チームを管理するJFAは、Jリーグ規約第157条および第159条の適用を受ける。また、JFAは、本特則上の権利・義務に関する紛争に関して、チェアマンの決定を求めることができ、かかる場合、Jリーグ規約第10章の規定が準用される。

第8条〔表彰の取り扱い〕

- (1) 特別参加枠チームが残した成績はJリーグ規約第82条に定める表彰の対象となるが、賞金はJFA、チーム、チームスタッフ、選手のいずれにも支払われない。
- (2) 特別参加枠チームで試合に出場した選手は、当該チームで残した成績がJリーグ規約第82条に定める表彰の対象となるが、賞金はチーム、チームスタッフ、選手のいずれにも支払われない。

第9条[J2・J3クラブの入れ替えに関する取り扱い]

特別参加枠チームが J 3 リーグ戦において 2 位以内となった場合、 J リーグ規約第 17 条に定める J 2・ J 3 クラブの入れ替えについては、以下のとおり取り扱う。

- ① 特別参加枠チームがJ3リーグ戦で優勝した場合は、Jリーグ規約第 17 条各項各号について、「J3における 2 位のクラブ」を「J3の優勝クラブ」として、「J3における 3 位のクラブ」を「J3における 2 位のクラブ」としてそれぞれ取り扱うものとする。
- ② 特別参加枠チームがJ3リーグ戦で2位となった場合は、Jリーグ規約第 17 条各項各号について、「J3における3位のクラブ」を「J3における2位のクラブ」として取り扱うものとする。

第10条 [選手の選抜]

- (1) JFAは、以下の手順により、特別参加枠チームの選手を選抜し、試合に出場させる。
 - ① JFAは、J1およびJ2クラブに所属する選手のなかから、特別参加枠チームの選手として登録させる選手を選び、当該選手の所属元クラブより同意を得たのち、「明治安田生命J3リーグ戦試合実施要項」第8条第1項の定めに沿って、Jリーグに届け出る。当該チームの選手として登録された場合であっても、所属元クラブ選手としての登録は抹消されない。
 - ② JFAは、前号において登録された選手のなかから、試合ごとに、当該チームに参加させる選手を決める。
 - ③ JFAは、前号に従い決定した選手を、試合開催日の2日前の正午までにJリーグに届け出るものとする。ただし、所属元クラブおよびJリーグの承認が得られた場合は、試合開催日の2日前の正午を超えて選手の決定を行うことができる。
 - ④ 選手が特別参加枠チームの選手として活動する期間は、特別参加枠チームを管理するJFAが試合ごとに指定する集合場所に当該選手が到着したときから、試合が終了したあとにチームが解散し、試合が開催されたスタジアムの敷地を離れたときまでの間とする。なお、特別参加枠チームを管理するJFAは、試合が終了したのち、参加させた選手を速やかに所属元クラブに帰すものとする。
- (2) 所属選手を特別参加枠チームに参加させるJクラブは、試合参加料として、1 試合ごとに、選手1名につき35,000円(税抜)をJFAに支払うものとする。
- (3) 第1項第1号に定める特別参加枠チームの選手としての登録は、Jクラブと同様、JFA基本規程第92条に定める登録ウインドーの期間内にのみ行われるものとする。

第11条[出場時間の取り扱い]

特別参加枠チームの選手としての対象試合の出場時間は、「プロサッカー選手の契約、登録及び移籍に関する規則」の「1-3 プロA契約・プロB契約」に定める出場時間に算入しない。

第 12 条〔所属元クラブの責任〕

選手を特別参加枠チームに参加させることは、所属元クラブでの公式活動に位置づけられ、特別参加枠チームに選手を参加させることに対する判断は、所属元クラブの責任において行うものとし、当該選手が特別参加枠チームに参加している間に起こった疾病および

障害に対しては、原則として所属元クラブと当該選手との関係において対処されるものとする。ただし、特別参加枠チームのチームスタッフその他関係者またはJFAに明らかな過失があった場合には、所属元クラブは責任を負わない。

第13条 [選手の義務]

- (2) 第10条第1項第4号に定める期間中の行為について選手が受ける懲戒罰は、JFA基本 規程第12章「懲罰」にのっとって処理されるものとする。

第14条〔肖像等〕

- (1) Jリーグは、特別参加枠チームに登録された選手、当該チームの監督、コーチ等(以下「選手等」という)の肖像、氏名、略歴等(以下「肖像等」という)を包括的に用いる場合に限り、これを無償で使用することができるものとする。ただし、特定の選手等の肖像等のみを使用する場合には、その都度、事前に所属元クラブと協議し、その承認を得るものとする。
- (2) Jリーグは、前項の権利を第三者に許諾することができる。

第 15 条 [特別参加枠チームのスポンサーシップおよび付随事業の取り扱い]

- (1) Jリーグは、特別参加枠チームを対象とするスポンサーシップ販売権を専有する。
- (2) 前条および前項の定めのほか、特別参加枠チームに対する、Jリーグ規約第9章に定める付随事業における権利は、Jリーグが保有するものとし、当該権利の取り扱いについては、JリーグがJFAおよび必要に応じて選手の所属元クラブと協議のうえ、個別に定めるものとする。

第16条[改正]

本特則の改正は、Jリーグ理事会の承認により、これを行うものとし、JリーグはJリーグ理事会の承認後、当該改正の詳細をただちにJFAに報告するものとする。

第17条〔施行〕

本特則は、平成26年1月21日から施行する。

救急用機器·医薬品

| カテゴリー | 品名 | 数量 |
|-----------------|----------------------|-------|
| 器材類 | 自動体外式除細動器(AED) | 1式 |
| | アンビューセット | 1箱 |
| | 濃縮酸素 | 2本 |
| | 血圧計 | 1本 |
| | 聴診器 | 1本 |
| | 血圧計 聴診器 体温計 | 1本 |
| | ペンライト | 1本 |
| | ギプスシーネ(4インチ×15インチ) | 2本 |
| | アンフェンスシーネ(指用) | 2本 |
| | 手袋(未消毒) | 少々 |
| | ハサミ(13.5cm) | 2本 |
| | ピンセット | 2本 |
| | 毛抜き | 2本 |
| | 爪切り | 2本 |
| ガーゼ・包帯類 | 眼带 | 2個 |
| | アミホータイ | 2本 |
| | 伸縮ホータイ | 2本 |
| | 指キャップ | 2本 |
| | 三角巾 | 2枚 |
| | メディカルテープ | 2本 |
| | サージカルテープ(固定用) | 2本 |
| | ヘルスパッド | 2本 |
| | 弾力包帯(5cm、7.5cm、80cm) | 各2本 |
| | 滅菌ガーゼ(中) | 10袋 |
| ## □ # # | 救急絆 | 1箱 |
| 薬品類 | 消炎鎮痛剤 | 100錠 |
| | 解熱剤 | 50錠 |
| | 門陽薬 | 100錠 |
| | 総合感冒薬 | 100P |
| | 鎮痙剤 | 50錠 |
| | 下痢止め | 1箱(小) |
| 選手薬 見田本たじ | めまい用薬 | 30錠 |
| 消毒薬・外用薬など | 消毒薬 日本 | 1瓶 |
| | 目薬 泪左薬 | 1本 |
| | 湿布薬 | 10袋 |

広告掲出申請書

| ●申請者 | | | | | | | | | | |
|------------------|--------------------|--|-------------|--------------------|--|--|--|--|--|--|
| クラブ名: | クラブ名: 実行委員: 担当者氏名: | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| ●大 会名 | | | | | | | | | | |
| | Ⅰ3 □ リーグカップ | □ その他(| |]) | | | | | | |
| ●対象試合 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| ●掲出媒体 | | | | | | | | | | |
| □ 看板 □ 横断幕 | □ ユニフォーム | □ その他(□ |) | | | | | | | |
| ●件数(1回の申請は10件ま | でになります) | | | | | | | | | |
| 件 | | | | | | | | | | |
| ●内容 | | | | | | | | | | |
| 広告社名 | 業種 | 自粛カテゴリー | 添付資料 | 広告掲出サイズ (単位:mm) | | | | | | |
| | | ○ 該当する○ 該当しない | ハファイルを選択 | | | | | | | |
| | | ○ 該当する ○ 該当しない | ファイルを選択 | | | | | | | |
| | | ○ 該当する ○ 該当しない | ファイルを選択 | | | | | | | |
| | | ○ 該当する ○ 該当しない | ハファイルを選択 | | | | | | | |
| | | ○ 該当する ○ 該当しない | ハファイルを選択 | | | | | | | |
| | | ○ 該当する ○ 該当しない | ファイルを選択 | | | | | | | |
| | | ○ 該当する ○ 該当しない | ファイルを選択 | | | | | | | |
| | | ○ 該当する ○ 該当しない | ファイルを選択 | | | | | | | |
| | | ○ 該当する ○ 該当しな(| ファイルを選択 | | | | | | | |
| | | ○ 該当する ○ 該当しな(| ファイルを選択 | | | | | | | |
| ●備考 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

」 Jリーグメンバー提出用紙

| | | | | | レニフォー | ., I | シャツ | , | ショー | ' | ストッキン | ガ |
|--|-------|-------|----|-------------|------------|------|-------|--|------------|-------------|--------------|----|
| ◎選手の届出欄に、1~18の番号を記入する。 番号のうち、1~11は先発メンバーを表す。 ⅡはGK。2~11はDF、守備的MF、MF、FWの順で、 各ポジションの右から順に記入する。 ③チームスタッフの届出欄に、1~6の番号を記入する。 | | | | | フィールドプレーヤー | | | <u> </u> | | | ストッチン | |
| | | | | I — | ールキー | | | | | | - | _ |
| | | | | | マッチコミッショナー | | | | | | | |
| | | | | 主審 | : | | | | 4th 副審2 | | | |
| 届出 | ポジション | 番号 | 選手 | 外扱 | 累警 | 届出 | ポジション | 番号 | ; | 選手 | 外扱 | 累警 |
| | | ! | | | | | | , | | | , | |
| | | | | | | _ | | | | | | |
| į | | | | | _ | _ | 1 | | | | - | _ |
| _ ' | | _ | | - | | | | | | | _ ' | - |
| _ | | - | | | - | | | | | | - | |
| | | | | | - | | | | | | | - |
| | | - | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 届出 | • | 投職 | - | 7-1 | スタッフ | |
| | | | | | | L. i | | | | | | _ |
| | | | | | _ | | | | | | | |
| | | | | | | | | | i | | | |
| | | | | 1 | | | | | | | _ | |
| | | | | | | | | | | | | |
| I | | | | | - | | | | | | | |
| I | | ļ | | | ! — | _ | | | | | | |
| | _ | _ | | | | | | | | | _ | |
| _ | | ; ; - | | | 1 | ; | | | | | _ | _ |
| | | - | | | ! | | _ | | | <u> </u> | | _ |
| | | | | | _ | _ | | | | | - | |
| | | - | | | | | | | | | | _ |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | + | | | |
| | | İ | | 1 | | | | | | | | |

記入者署名

| リーグ使用欄 | | | | | | |
|--------|-----|----|--|--|--|--|
| 統括本部長 | 所属長 | 担当 | | | | |
| | | | | | | |
| | , | | | | | |
| | | | | | | |

試合開催に関する変更申請書

| (公社)日本プロ | サッカー | ーリー | -グ |
|----------|------|-----|----|
| チェアマン | 村井 | 満 | 殿 |

| | | | | | 0 | | ~ | |
|--------|-------------|-------------|--------|-------------------|-------|------------|----------|----|
| (該当項) | 目を〇で囲 | む) (1 |)開催地(ス | タジアム) | 2開 | 崔日(| ③キックオフ | 時刻 |
| 下記のとお | り試合開催 | に関する | 変更をした | く、申請いた | こします。 | | | |
| 大会名 | ① J1 | ② J2 | ③リーグカ | ッフ [°] ④ | J3 (§ | うその他(| |) |
| 対戦カード | | | | | | | | |
| 試合日 | | | 年 | 月 日 | () | キックオフ時刻 | 1 | |
| スタジアム | | | | | | | | |
| 〔変更希望〕 | | | | | | | | |
| ①スタジアム | | | | | | | | |
| ②試合日 | 年 | 月 | 日 (|) | 3+ | ックオフ時刻 | | |
| 変更理由 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
|] | | | | | | | | |
| | i | | | | | | | |
| | ł | | | | | | | |
| | | | | | | . <u>-</u> | | |
| 年 月 | 目 | | | クラブ名: | | | | |
| | | | | | | | r'n | |
| | | | ; | 実行委員: | | | 印 | |

161

[改訂:2014年2月1日]

Jリーグマッチコミッショナー報告書

| 氏 名 | : | |
|----------|---|--|
| 大 会 名 | : | 2015 Јリーグ |
| | | 明治安田生命 J1・J2・J 3リーグ戦 |
| | | ヤマザキナビスコカップ () |
| | | その他の大会 () |
| チーム名 | • | VS |
| | | |
| | | : (:) (:) |
| | • | |
| | | 延長:() () |
| 118 /鬼 口 | | PK: () |
| | | 2015年 月 日 () ハーフタイム15分適用 する ・ しない |
| イツクオフ | • | |
| | | 前半終了時刻 <u> </u> |
| | | 後半 : (指定時刻 :) (アディショナルタイム表示 タ |
| 渥延理由 | | 前半 |
| C E L H | • | 後半 |
| 審判アセッサー | : | 副審アセッサー : |
| | | 主審国内()級 / 国際 <u>主審・副審</u> |
| | | 国審1 国内()級 / 国際 <u>主審・副審</u> |
| | | 副審2 国内()級 / 国際 <u>主審・副審</u> |
| | | 第4の審判員 国内()級 / 国際 主審・副審 |
| 入場者数 | : | |
| 天 候 | : | |
| ピッチ状況 | : | |
| | | |
| | | /10 |
| | | (10点満点で評価する) |
| スタジアムの | 付 | 帯設備状況や環境への配慮等において気付いた点 |
| | | |
| | | |

| 2015年 | 月 | 日 | VS | | |
|-------|---|---|----|--|--|
|-------|---|---|----|--|--|

審判員について (各項目を○△×の3段階で評価し、標準を○とする)

| 1. 主審のパフォーマンス サッカーの醍醐味(たくましさやスピーディー さ)を引き出せていたか 審判チームとして良いチームワークを築いて いたか 判定に安定感はあったか | ボイッスル・シグナル・ジェスチャーは分かりやすかったか 選手とのコミュニケーションは適切か 協会・リーグからの通達を遵守していたか |
|--|---|
| | |
| 2. 副審のパフォーマンスA1 A2主審との協力は適切か | A1 A2 シグナルは分かりやすく、姿勢態度は毅然として いたか |
| | |
| 3. 第4の審判員のパフォーマンス 主審・副審との協力は適切か ベンチコントロールは適切か 交代選手の手続きは適切か | 負傷者への対応は適切か アディショナルタイムの表示は適切か |
| | |
| 4. 全体的なコメントやクラブからの質問など | |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| | |
| | |
| | |
| | |

| フェアプレ- | ー について (各項目を○△×の3段階で評価し、標準を○とする) |
|----------|--|
| ホーム アウェイ | 相手競技者に敬意を払っていたか(選手は無用な反則などを多く犯していなかったか、など) |
| ホーム アウェイ | 選手は常に積極的にプレーし試合のスピードアップをはかり、最後まで全力を尽くしていたか |
| ホーム アウェイ | 選手はファウルされたふりや負傷したふり、遅延行為などしていなかったか |
| ホームアウェイ | 選手の装身具、ユニフォームの着用は適切であったか |
| | 審判員に敬意を払っていたか(選手は審判の判定に素直に従っていたか、など) |
| | |
| ホーム アウェイ | |
| | チームスタッフの行動は適切であったか |
| | (ベンチスタッフのマナーやテクニカルエリアの使用は適切だったか、など) |
| | |
| ホーム アウェイ | 観客の行動 |
| | (チームを励まして、試合を肯定的な雰囲気にしていたか、相手チームや競技者に敬意を払っていたか、など) |
| | |
| 試合全般に | こついて (各項目を◎○△×の4段階で評価し、標準を○とする) |
| ホームアウェイ | Jリーグの価値を高め、子供達の模範となるような試合内容で観客を魅了していたか |
| | |
| | |
| | |

| 2015年 | 月 | 日 | VS | |
|-------|---|---|----|--|

運営について (各項目を○△×の3段階で評価し、標準を○とする)

| 1. 運営 | 全般 | | |
|--------------------|------------------------------------|---------------|--|
| | 実行委員、運営担当は適切に任務を果たしていたか | | 身障者への準備、対応は適切か |
| | スケジュール設定、進行は適切か | | 医事運営は適切か |
| | 試合中のフィールド上人員の管理は適切か | | メディア関係者への対応は適切か |
| | 担架要員・ボールパーソンの行動は適切か | | 試合会場内外の案内表示、誘導は分かりやすかったか |
| | | | |
| 2. セキ | ·ユリティ全般 | | |
| | 入場者は適切に予測されていたか | | 危険物の持ち込みや使用はなかったか |
| | 場内係員および警備員の配置、対応は適切か | | 選手、審判員、スタッフの安全は守られていたか |
| | 警察、消防との連携は適切か | | 観客の入退場は安全かつ円滑に行われていたか |
| | 観客(スタンド)の安全は守られていたか | | 緊急時に連絡する手段が確保されていたか |
| | 両チームのサポーターの動向が的確に把握されてい | たか | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 特記 | 事項 | | |
| (マッ: や、印 かなと | | ュジェクト は充実し | 重点項目の達成度、運営・セキュリティに関する事項 、ていたか、ファンサービスは適切か、来場者は満足した |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

公益社団法人日本プロサッカーリーグ

チェアマン 村井 満 殿

規律委員長 石井 茂己 殿

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 競技・運営部

Jリーグ マッチコミッショナー緊急報告書

| | | · | | | | _ | | | |
|---|---|---|------------|-----|---|-------------|------|-----|----|
| 大 会 名 | | | | | | 第 | 笡 | ť | |
| チーム名 | | vs | | | | | | | |
| 試合結果 | | : | | (| : |) | (| : |) |
| | 延長(| : | |) (| : |) | PK (| : |) |
| 試合日時 | | 年 | 月 | 日 | () | | : | キック | オフ |
| スタジアム名 | i | | | | | | | | |
| 審判アセッサー | | | | | 副審アセッサー | | | | _ |
| 審判員 | 主審: | _ | | | · 副審 1 : | : | | _ | |
| | 副審 2: | _ | | | 第4の智 | 客 判員 | : | | |
| 緊急報告内 |]容 | | _ | | _ | | | , | |
| | | | | | | | | | |
| | | | •••••• | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | ********** | | | | | | |
| ••••••••••••••••••••••••••••••••••••••• | *************************************** | *************************************** | | | *************************************** | •••••• | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

以上の通り報告いたします。

マッチコミッショナー署名:_____

| リーグ使用欄 No. | | | | | | |
|------------|-----|-----|--|--|--|--|
| 統括本部長 | 所属長 | 担 当 | | | | |
| | | _ | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

試合運営報告書

(公社)日本プロサッカーリーグ チェアマン 村井 満 殿

| 大会名 | | 節•回戦 | |
|-------|------------|---------------|-----------|
| 日時 | 年月日(): | スタジアム | |
| 対 戦 | 〔ホームクラブ〕 | VS | 〔ビジタークラブ〕 |
| 結 果 | : (:) | | |
| カテゴリー | サポーター ・ 競技 | ・ 荒天時 ・ スタジアム | ・ その他 |
| 件名 | | | |
| 事象 | | | |
| 原因 | | | |
| 対 策 | | | |

| 以上のとな | おり報台 | きします | c |
|-------|------|------|---|
| 年 | 月 | 日 | |

実行委員:

ED

運営担当:

印

年 月 日

試合収支決算書

チーム名:_____

| | | | | | | | | 表者氏 | :名: | 印 |
|-------|-----------------|-------------|----------|------|----------|----------|-------|-----|--------|---|
| 大 会 名 | | | | | | | 節· | 回戦 | | |
| 該当試合 | 年 | F. | 日 | • | | | | vs | | |
| | | | 券 | 種 | 単 | 価 | 枚 | 数 | 金 | 額 |
| | | 前 | | | 1 | | | | | |
| | 入 | 売 | | | | | | | | |
| 収 | | " | | | | | | | | |
| | ĺ | | | | _ | | | | | |
| | 場 | ' | (計) | | <u> </u> | | | | 1 | |
| | | | | | | | | | | |
| | | 当 | | | | | | | | - |
| | 券 | 日 | | | | | | | | |
| 7 | - 75 | 1 | (計) | | L | | | | 2 | |
| 入 | | | | | | | | | | |
| | 2.00/h | Т | (合 計) | | | | | | 1)+2=3 | |
| | その他 | | | | | | | | | |
| | | | (合 計) | | | | | | 4 | |
| | | | | | | | (/ | 4) | 3+4 | |
| | | タ | ジェア | | | | | | | |
| 支 | 運 | | 営 | 人 | 1 | 4 | 費 | t | | |
| | | (T E | EL、FA | X、⊐ | ピー、 | 弁当、 | プレス | 対応) | | |
| 出 | その他 | | | | , | | | | | |
| | · | | | | | | _ (E | 3) | | |
| 収 | 支 | | | | | (A | . — i | B) | | |
| | | | マッチコミ | ッショナ | 一経費 | (日当、) | 旅費) | | | |
| | | 立 替 金 | | | | | | | | |
| | | 壶 | (| 合 計 |) | | | | | |
| | L | | | | | | | | | |

○○○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 殿

Jリーグアマチュア選手 誓約書

私は、○○○○○○所属のアマチュア選手として以下の事項を厳守することを、ここに 誓約いたします。

記

第1条【誠実義務】

○○○○○○株式会社(以下「クラブ」という)、公益財団法人日本サッカー協会(以下「協会」という)および公益社団法人日本プロサッカーリーグ(以下「Jリーグ」という)の諸規則を遵守することを誓約いたします。

第2条【履行義務】

次の各事項を履行します。

- (1) クラブの指定するすべての試合への出場
- (2) クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- (5) クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- (6) クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
- (7) 協会から各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿 および試合への参加
- (8) 協会、「リーグ等の指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- (10) 就業に関する事前のクラブへの報告
- (11) その他クラブが必要と認めた事項

第3条【禁止事項】

次の各事項を行ないません。

- (1) クラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合、トレーニングに関する事項(試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニング の内容の部外者への開示
- (3) 協会のドーピング防止規程に抵触する行為
- (4) サッカー活動の対価としての報酬(利益)等の受理
- (5) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (6) クラブ、協会、Jリーグにとって不利益となる行為

第4条【手 当】

下記の手当の内、クラブからアマチュア選手に支払われる手当を受取ることができる。

- (1) 交通費(トレーニング、試合、研修)
- (2) 宿泊費(合宿、試合、研修)
- (3) 備品手当
- (4) 食事手当

- (5) 保険料
- (6) その他クラブが必要と認めた手当

上記各手当の金額は当該経費として適正、常識的な水準でなければならないこと、また 各手当には所得税、住民税、消費税その他一切の税金を含むものとすることを承諾しま す。

第5条【肖像等の使用】

次の各事項を承諾します。

- (1) 本誓約書の義務履行に関する私の肖像、映像、氏名等(以下「肖像等」という) を報道・放送において無償使用すること
- (2) クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびJリーグ等の広告宣伝・ 広報・プロモーション活動(以下「広告宣伝等」という)に原則として無償で 協力すること
- (3) クラブが私の肖像等を包括的に利用してマーチャンダイジング(商品化)を 行う権利を有し、また協会、Jリーグ等に対して、その権利を許諾することができ ること
- (4) 次の各号について、事前にクラブへの書面による承諾を得ること
 - ① テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
 - ② 私の肖像等の使用およびその許諾 (インターネットを含む)
 - ③ 新聞・雑誌取材への応諾
 - ④ 第三者の広告宣伝等への関与

| 条【有効其 | 月限】 | | | | | | | |
|--------|-----------------------------------|--|---|---|--|---|--|---|
|)本誓約言 | 書の有効 | 効期限は、_ | 年_ | 月_ | 日から | 年 | _月 | _ 🗏 |
|) クラブに | は、選手 | | | に場合は、 | 移籍を承諾した | なければならす | 、本誓 | |
| | | , | | | | | L) | 上 |
| 年 | 月 | 日 | | | | | | |
| 住所 | | | | | | | | |
| 氏名 | | | | | | | | |
| |) 本誓約 までという クラブル 年 住所 | までとする。) クラブは、選 ³ 約書はこれを 年 月 住所 | ・ 本誓約書の有効期限は、 までとする。・ クラブは、選手に移籍を 約書はこれをもって終了年 月 日住所 |) 本誓約書の有効期限は、年_ までとする。) クラブは、選手に移籍を求められた 約書はこれをもって終了する。年 月 日住所 |) 本誓約書の有効期限は、年月_ までとする。) クラブは、選手に移籍を求められた場合は、 約書はこれをもって終了する。年 月 日住所 | 本誓約書の有効期限は、年月日から までとする。 クラブは、選手に移籍を求められた場合は、移籍を承諾して約書はこれをもって終了する。 年 月 日 住所 | 本誓約書の有効期限は、年月日から年年 までとする。 クラブは、選手に移籍を求められた場合は、移籍を承諾しなければならず 約書はこれをもって終了する。 年 月 日 住所 | 本誓約書の有効期限は、年月日から年月 までとする。 クラブは、選手に移籍を求められた場合は、移籍を承諾しなければならず、本誓 約書はこれをもって終了する。 年 月 日 住所 |

※選手が未成年者の場合、親権者または後見人の署名

年 月 日

住所

氏名

Jリーグアマチュア選手 誓約書

(」クラブ アカデミー所属選手用)

私は、○○○○○所属のアマチュア選手として以下の事項を厳守することを、ここに 誓約いたします。

記

第1条【誠実義務】

○○○○○○株式会社(以下「クラブ」という)、公益財団法人日本サッカー協会(以下「協会」という)および公益社団法人日本プロサッカーリーグ(以下「Jリーグ」という)の諸規則を遵守することを誓約いたします。

第2条【履行義務】

次の各事項を履行します。

- (1) クラブの指定するすべての試合への出場
- (2) クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- (5) クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- (6) クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
- (7) 協会から各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿 および試合への参加
- (8) 協会、エリーグ等の指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- (10) 就業に関する事前のクラブへの報告
- (11) その他クラブが必要と認めた事項

第3条【禁止事項】

次の各事項を行ないません。

- (1) クラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合、トレーニングに関する事項(試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等)の部外者への開示
- (3)協会のドーピング防止規程に抵触する行為
- (4) サッカー活動の対価としての報酬(利益)等の受理
- (5) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (6) クラブ、協会、Jリーグにとって不利益となる行為

第4条【手 当】

下記の手当の内、クラブからアマチュア選手に支払われる手当を受取ることができる。

- (1) 交通費(トレーニング、試合、合宿、研修、ミーティング等)
- (2) 宿泊費(合宿、試合、研修等)
- (3) 備品手当

| (4) |)食 | 事 | 丰: | 当 |
|-----|----|---|----|---|
| | | | | |

- (5) 保険料
- (6) その他クラブが必要と認めた手当

上記各手当の金額は当該経費として適正、常識的な水準でなければならないこと、また 各手当には所得税、住民税、消費税その他一切の税金を含むものとすることを承諾しま す。

第5条【肖像等の使用】

次の各事項を承諾します。下記(1)から(3)号に関して、私は何らの対価も受領する権利を有しないことを併せて確認します。

- (1) 本誓約書の義務履行に関する私の肖像、映像、氏名等(以下「肖像等」という) を報道・放送において使用すること
- (2) クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびJリーグ等の広告宣伝・ 広報・プロモーション活動(以下「広告宣伝等」という)に 協力すること
- (3) クラブが私の肖像等を包括的に利用してマーチャンダイジング(商品化)を 行う権利を有し、また協会、Jリーグ等に対して、その権利を許諾することができ ること
- (4) 次の各号について、事前にクラブへの書面による承諾を得ること
 - ① テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
 - ② 私の肖像等の使用およびその許諾 (インターネットを含む)
 - ③ 新聞・雑誌取材への応諾
 - ④ 第三者の広告宣伝等への関与

| 【有効期 本誓約書 までとす | の有効期 | 限は、 | _年 | _月 | _日から | _年 | _月 | 目 |
|----------------------|------|-----|----|----|------|----|----|----|
| | | | | | | | | 以上 |
| 年 | 月 | 日 | | | | | | |
| 住所 | | | | | | | | |
| 氏名 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

※選手が未成年者の場合、親権者または後見人の署名

年 月 日

住所

氏名



公益社団法人 日本プロサッカーリーグ チェアマン 村井 満 殿

| | リーグ使用欄 | | | | | | |
|-----------------|---------------------|-----|----|--|--|--|--|
| フットボール 統括本部長 | 事業・マーケティング 統括本部長 | 所属長 | 担当 | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※フットボール統括本部長決裁事項

ユニフォーム使用計画とは異なるユニフォームの着用申請

| 申請理由、目的 | | | |
|-----------------------|------------|--|-------------------------|
| 着用を希望する試合 | | | |
| ユニフォームカラー | FP: GK: | _ | |
| その他 | | | |
| 以上のとおり申請します。 年 月 日 | | □着用を希望するユニスクラブ名:実行委員: | 7ォームのデザインを添付してください 印 |
| | | | |

フットボール統括本部長決裁後閲覧回付

| チェアマン | 専務理事 | 常務理事 | 常務理事 |
|-------|------|------|------|
| - | | | |
| | | | |
| | | | |



公益社団法人 日本プロサッカーリーグ チェアマン 村井 満 殿

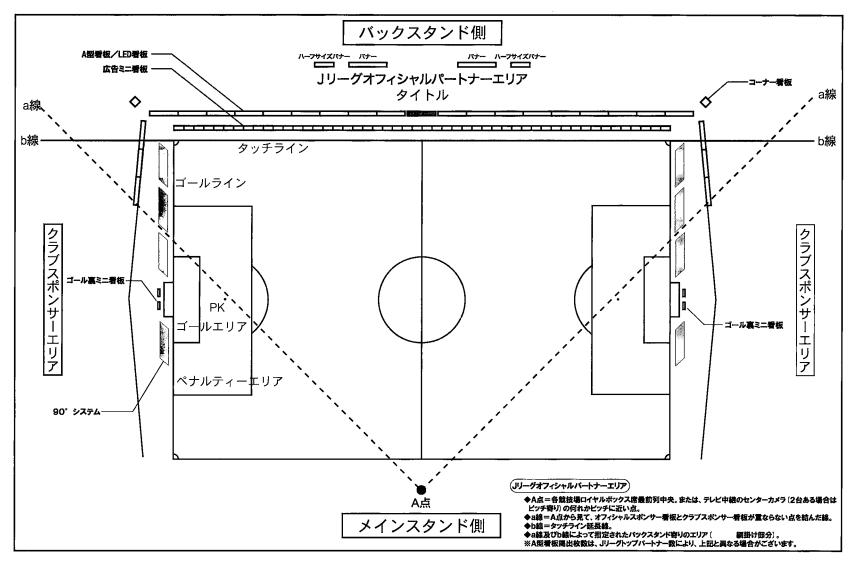
| リーグ使用欄 | | | | | |
|--------|----|--|--|--|--|
| 所属長 | 担当 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※フットボール統括本部長決裁事項

※独土ウフ第4のポレン。 ブンラルエ山坦由建事

| 宜 | 木元「建 | き子のノ | レンーノ | くンマッナ田場中 | 門語音 |
|-----------|-----------------|-----------------|-------------|------------------|-----------|
| - | フリガナ | | | | |
| 出場を希 | 望する選手名 | | | | |
| 生 | :年月日 | | | | |
| 出場を希望する試合 | | 開催日・開催場所 | | | |
| (プレシ- | ーズンマッチ) | 対戦カード | | | |
| 登録 | 未完了理由 | | | | |
| | ★ <u>以下をすべて</u> | 充足していること | <u>a</u> _ | | |
| | □ Jリーグ選手登 | 録システムに申 | 請済であること | | |
| | □ 選手とクラブ間 | で契約が締結済 | Fであること。 | | |
| | □ 外国籍選手の | 場合は適切な在 | 留資格を取得 | していること。 | |
| | □ メディカルチェ | ック報告書がJリ | ーグに提出され | ていること | |
| | □ 当該出場試合 | で退場処分等懲 | 戒罰を受けたり | 易合、既にJFA登録された選手 | ٤ |
| | 同じ懲戒罰を | 受けることを承諾 | すること。 | | |
| | ※ <u>以下の書類を</u> | 添付し提出する | <u>-</u> Ł | | |
| | □ 選手契約書(写 | }) | | | |
| | 口 外国籍選手の | 場合、外国人登 | 録証明書(両面 | う、在留カード(両面)、住民票の | のうち いずれか写 |
| 以上のとおり | 申請します。 | | | | |
| 年 | 月日 | | | | |
| | | | | クラブ名: | |
| | | | | 実行委員: | ED |
| | フットボール統括本 | 部長決裁後閲覧回 | | | |

| チェアマン | 専務理事 | 常務理事 | 常務理事 |
|-------|------|------|------|
| | | | |
| | , | | |
| | | | |



日本サッカー協会 基本規程[抜粋]

第4章 登録

第81条[選手登録等]

- 1. サッカー選手の登録及び移籍等に関する事項は、別途制定する「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところによる。
- 2. フットサル選手の登録及び移籍等に関する事項は、別途制定する「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところによる。

第82条から第96条まで削除

第5章 移籍

第97条から第112条まで削除

第12章 懲罰

第201条 [規律委員会及び裁定委員会]

- 1. 本協会の規律委員会及び裁定委員会は、本協会に加盟する団体(加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟、Jリーグ及び準加盟チーム、以下本章において「加盟団体」という)及び登録する個人(選手、監督、コーチ、審判、加盟団体の代表者、加盟団体の役職員その他の関係者、以下本章において「選手等」という)に対し、本規程及び懲罰規程に従い、懲罰を科すことができる。
- 2. 違反行為が発生した時点において本協会に加盟している加盟団体及び登録している選手等については、その後本協会を脱退し、又は登録を抹消した場合においても、本協会の規律委員会及び裁定委員会は懲罰を科すことができる。

第202条 [懲罰の種類]

- 1. 前条にかかわらず、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ(以下、本条において「都道府県協会等」という)の規律委員会に対して、その所管する加盟団体又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。
- 2. 都道府県協会等は、前項に従って懲罰問題を処理するため、それぞれ規律委員会を設置する。
- 3. 都道府県協会等の規律委員会は、決定した全ての懲罰を記録しなければならず、 要請に応じてこれを本協会規律委員会又は裁定委員会に報告しなければならない。
- 4. 第1項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、都道府県協会等の規律委員会には決定権はないものとし、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。
 - (1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
 - (2) 罰金
 - (3) 没収
 - (4) 下位ディビジョンへの降格
 - (5) 競技会への参加資格の剥奪
 - (6) 新たな選手の登録禁止
 - (7) 除名
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれか と同等と判断される処分

第203条〔不服申立委員会〕

- 1. 本協会の不服申立委員会は、本協会の規律委員会又は裁定委員会、若しくは、前 条に従い本協会の規律委員会又は裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県協 会等の規律委員会により科された懲罰について、当該懲罰を科された当事者から の申立てに基づき、これを再審議し、新たに決定を下すものとする。なお、本規 程第201条第2項は、不服申立委員会が科す懲罰にも適用されるものとする。
- 2. 前項の不服申立委員会による不服申立に関する事項は、本協会懲罰規程の定める ところによる。
- 3. 前2項の規定による不服申立委員会の決定は最終とする。

第204条 [懲罰の種類]

- 1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
 - (1) 警告
 - (2) 退場·退席
 - (3) 戒 告
 - (4) 譴 責
 - (5) 罰金
 - (6) 没 収
 - (7) 賞の返還
 - (8) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
 - (9) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解任
 - (10) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
 - (11) 除 名
- 2. 加盟団体に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
 - (1) 戒告
 - (2) 譴責
 - (3) 罰金
 - (4) 没収
 - (5) 賞の返還
 - (6) 試合結果の無効(事情により再戦を命ずる)
 - (7) 得点又は勝ち点の減点又は無効
 - (8) 得点を3対0として試合を没収
 - (9) 観衆のいない試合の開催
 - (10) 中立地における試合の開催
 - (11) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
 - (12) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止
 - (13) 下位ディビジョンへの降格
 - (14) 競技会への参加資格の剥奪
 - (15) 新たな選手の登録禁止
 - (16) 除 名

第205条から第235条まで削除

サッカー選手の登録と移籍等に関する規則

第1章 登録

第1節 総 則

第1条[目 的]

本規則は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という)のサッカー加盟チーム及びその選手の登録と移籍等に関する事項について定める。

第2条 [選手登録]

- 1. 加盟チームは、本規則第10条〔選手登録の方法〕の定めるところにより、本協会への選手登録を行わなければならない。
- 2. 本協会に登録されている選手に限り公式試合に出場することができ、未登録の選手を公式試合に出場させてはならない。
- 3. 未登録の選手であっても、当該選手が最後に登録されたチームが本協会の加盟チームである場合、当該選手の籍は、少なくとも当該選手の最後の公式試合日より 30ヶ月の間は、本協会に属し続けるものとする。

第3条 [重複登録の禁止]

選手は、2つ以上の加盟チームに同時に登録することはできない。ただし、サッカー加盟チームとフットサル加盟チームに同時に登録することはできる。

第4条〔登録区分〕

- 1. 本協会における選手登録区分は、次の各号のとおりとする。
 - (1) アマチュア選手
 - (2) プロ選手
- 2. 選手は、前項に従いプロ選手又はアマチュア選手のいずれかとして本協会に登録 しなければならない。なお、登録した選手は、本協会、FIFA、AFC及びE AFFの諸規則に従う。なお、プロ選手の契約、登録及び移籍等に関しては、「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」に従うものとする。

第5条[アマチュア選手]

アマチュア選手とは、報酬又は利益を目的とすることなく、プレーする者をいう。

第6条[プロ選手]

プロ選手とは、その所属チームとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。

第7条〔プロ選手契約の原則〕

プロ選手及び当該選手と契約を締結するチームは、選手契約に関して、次の各号の 原則を守らなければならない。

- (1) 契約は尊重されなければならない。
- (2) 契約は正当事由がある場合には、解除することができる。
- (3) 契約はシーズン中において一方的に解除することができない。
- (4) 正当事由のない契約の解除の場合、損害賠償が支払われるべきであり、かか る損害賠償は当該契約において予め規定することができる。
- (5) 正当事由のない契約の解除の場合、違反当事者に対して、懲罰を科すことができるものとする。

第8条 [プロ選手契約における特別規定]

- 1. 契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の選手は最長3年間とする。
- 2. 契約の最短期間は原則として、当該契約の効力発生日からシーズン(第12条に 定義される)終了時までとする。
- 3. 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、又は、査証等選手の就業に関する行政による認可の可否を条件としてはならない。
- 4. プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。
- 5. いかなるチームも、その契約の相手方又は第三者に対して、選手の役務提供若しくは移籍に関連する事項又はチームの独立性、方針若しくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。

第9条 [選手エージェント等]

選手エージェントの活動及びその役務の利用については、別に定める「日本サッカー協会 選手エージェント規則」に従うものとする。

第2節 登録手続き

第10条 [選手登録の方法]

- 1. 本協会への登録は、アマチュア選手、プロ選手のいずれも加盟チームが登録申請 をもって行う。
- 2. プロ選手の登録には、前項の登録申請に加盟チームと選手間の契約書の写し及び「選手登録区分申請書」《書式第1号》を添付するものとする。なお、当該契約に関して、本協会に提出されていない別途の契約関連書類については、紛争処理に際して当該書類を考慮するか否かは、本協会その他紛争処理機関の自由裁量とする。
- 3. 加盟チームは、「選手登録区分申請書」《書式第1号》の写しを所在地の都道府県 サッカー協会及び加盟リーグ等に送付する。
- 4. 第2項に基づく登録申請料は、別に理事会において定める。

第11条[登録有効期間]

- 1. 前条に基づく登録の有効期間は、毎年Jリーグ・JFLの第1種チーム及び所属 選手は2月1日より翌年1月31日までの1年間、それ以外のチーム及び所属選 手は4月1日より翌年3月31日までの1年間(以下「登録年度」という)とす る。
- 2. 登録年度の途中で行った登録(追加、変更等一切の場合を含む)については当該 登録を行った日の属する登録年度が終了するまで有効とする。
- 3. 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の 所属関係が消滅したときは、前2項による登録の有効期間中であっても、その登 録は失効するものとする。

第12条[シーズン]

- 1. シーズンは、各チームが属するリーグの最初の公式試合の日から、最終の公式試 合の日までの期間とする。
- 2. 選手は、1つのシーズン期間中につき、最大3つのチームに登録することができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。
- 3. 選手は、同期間中に同じ国内選手権(リーグ戦は除く)又はカップ戦において2 チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。

第13条〔登録ウインドー〕

- 1. 選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間(以下「登録ウインドー」という)にのみ登録されることができる。
- 2. 前項にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約期間が終了したプロ選手は、 当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする。
- 3. 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、FIFAに報告するものとする。
 - (1) 初回の登録ウインドーは、シーズンの終了後に始まり12週間を超えない。
 - (2) 2回目の登録ウインドーは、シーズン中に設定され、4週間を超えない。
- 4. 選手は、登録ウインドー中に当該チームから本協会に対し有効に登録申請がなされた場合に限り登録されることができる。
- 5. 本条の規定は、アマチュア選手が主として参加することを意図した大会には適用 されない。かかる大会については、関連する大会におけるスポーツ上の秩序を十 分配慮したうえで、個別に登録されるべき期間が設定されるものとする。

第14条〔登録情報の管理(選手パスポート)〕

本協会は、本協会に登録する選手の過去の登録情報(当該選手が、過去に登録された全てのチーム名とその期間などの情報)を管理するものとする。これらの情報は「選手パスポート」として、必要に応じて、当該選手が登録される移籍先チーム(本規則第19条に定義される)に対し発行される。

第15条〔登録区分変更〕

選手登録区分変更を希望する選手は、加盟チーム経由で「選手登録区分申請書」《書 式第1号》により本協会に申請し、承認を得るものとする。

第16条 [登録区分変更の認定]

選手登録区分変更の認定は、本協会において行う。

第17条[外国籍の選手]

外国籍の選手(日本国籍を有しない選手)が、本協会に登録する場合、本協会基本 規程及び本規則の適用を受けるものとし、「外国籍選手登録申請書」《書式第7号》に 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写しを添付のうえ提出し、そ の承認を得なければならない。ただし、外国のクラブ(チーム)に選手として登録さ れていた選手が、本協会加盟チームに移籍、登録する場合は、本規則第27条[国際 移籍]による。

第2章 移 籍

第1節 総 則

第18条 [目 的]

本章の規定は、本協会の「加盟チーム及び登録選手」(過去に登録していたもの及び現在登録しているもの並びに将来登録を希望するものの全てを含むものとし、以下総称して「加盟者」という)相互間並びに加盟者と外国のクラブ(チーム)との間の選手移籍に関する紛争を防止するとともに、紛争が生じた場合にこれを解決することを目的とするものであり、加盟者の全てを拘束する。

第19条 [移籍の定義]

移籍とは選手が現在所属しているチーム(以下「移籍元チーム」という)を脱退し、 別のチーム(以下「移籍先チーム」という)に所属変更することをいう。

第20条 [移籍の手続き]

- 1. 選手が移籍を希望する場合、当該選手は、移籍元チームから登録抹消され、移籍 先チームが登録申請をし、本協会の承認を得なければならない。
- 2. 本規則の定めにより移籍元チームが抹消申請をするべきにもかかわらずこれを行わないときは、本協会は、移籍を希望する選手の申請に基づき移籍元チームの承諾に代わる決定をなすことができる。

第21条「公式試合への出場資格]

- 1. 本規則に基づき移籍した選手は、本協会が登録を承認した日から公式試合に出場することができる。
- 2. 前項の規定にかかわらず、選手の公式試合への出場資格を競技会の大会要項により制限できる。
- 3. プロ選手は、プロ選手として出場した最後の公式試合から30日間は、アマチュア選手として登録することはできない。

第2節 移籍の手続き

第22条〔アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合〕

アマチュア選手が、アマチュア選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍を承諾しなければならず、かつ、名目のいかんを問わず、当該移籍に関し対価を請求することができない。

第23条[プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合]

プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、如何なる対価も支払われないものとする。当該プロ選手がアマチュアとしての資格を再取得した後30ヶ月以内にプロ選手として再登録された場合には、当該選手の新たなチームは、本協会の規則に従いトレーニング費用等を支払うものとする。

第24条〔アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合〕

アマチュア選手が、プロ選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、 移籍元チームは、当該移籍について異議を申し立てることができない。

第25条〔プロ選手がプロ選手として移籍する場合〕

- 1. プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようと意図しているチームは、 当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手のその時点で在籍する チームに通知しなければならない。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点の チームとの契約が満了したか、又は満了前6ヶ月間に限り、他のチームと契約を 締結することができるものとする。
- 2. プロ選手契約の期間満了前であっても、移籍先チームと移籍元チームとが移籍に 伴う補償につき合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うこ とができる。

第26条[プロ選手の期限付移籍]

- 1. プロ選手は、選手と関連するチームとの間の書面による合意により他のチームに 期限付移籍されることができる。
- 2. 期限付移籍の最短期間は、本規則に定める2つの登録ウインド一間の期間とする。
- 3. 期限付移籍に際して、移籍元チーム及び選手自身の書面による同意なしに、移籍 先チームは選手を第三のチームに移籍させる権利を有しない。

第27条 [国際移籍]

- 1. 選手が外国のチームへ移籍する場合、本協会は当該外国サッカー協会からの請求に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」を発行するものとする。
- 2. 外国のクラブ (チーム) に登録されていた選手が新たに本協会加盟チームに移籍 する場合、本協会は移籍先チームからの請求に基づき、当該外国サッカー協会に 対して「国際移籍証明書」の発行を依頼するものとする。
- 3. 前2項に定める手続きは、関連するFIFA規則に基づいて行われるものとする。
- 4 本条第2項に定める場合において、選手を移籍先チームに登録するためには、次の各号の条件を具備し、かつ、本協会に「国際移籍選手登録申請書」《書式第6号》を提出して、その承認を得なければならない。
 - (1) 本人が日本国内に入国し居住していること
 - (2) 本協会の請求に基づき、当該国のサッカー協会から当該選手の「国際移籍証明書」が本協会に対して発行されていること
 - (3) 次の各書類を添付すること
 - ① 旅券の写し
 - ② 入国査証の写し(日本国籍を有する選手を除く)
 - ③ 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し

第3節 トレーニング費用

第28条〔適 用〕

アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合のトレーニング費用の請求は、本節 の定めるところによる。

第29条 [トレーニング費用の金額]

1. 「トレーニング費用」の上限は、選手が在籍したチームにおける満15歳の3月3 1日翌日の4月1日から満22歳の3月31日までの在籍期間1年につき、次に 定める金額とする。

| | | 4年まで | 5年以降 |
|-----|-------------|--------|------|
| (1) | 直前の在籍団体 | 3 0 万円 | 15万円 |
| (2) | 2 つ前以上の在籍団体 | 15万円 | 15万円 |

- 2. トレーニング費用の請求権を持つチームは、営利法人、財団法人、社団法人、N PO法人又は学校教育法第1条に定める学校(これに準じる団体で本協会が認定 したものを含む)に限るものとする。
- 3. 在籍期間が1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合は、当該在籍期間は、本条の関係では、1年とみなして計算する。
- 4. 在籍期間の合計が1年未満のチームは、トレーニング費用の請求権を持たない。

第30条〔支払方法〕

トレーニング費用は、本協会が移籍を承認した日から30日以内に現金をもって一括して支払われるものとする。

第3章 違反等

第31条〔規則違反〕

選手又は加盟チームが本規則に違反した場合の処分は、本協会基本規程第12章〔懲 罰〕に従う。

第32条 [移籍に関する異議等]

選手の移籍に関して異議又は疑義のある当事者は、本協会の裁定委員会に和解あっせんの申立をすることができる。

第33条〔改 正〕

本規則の改定は、本協会の理事会の決議に基づきこれを行う。

第34条[施 行]

本規則は、2014年4月1日から施行する。

懲 罰 規 程

第1節 総 則

第1条〔目 的〕

本規程は、公益財団法人日本サッカー協会(以下、「本協会」という)の基本規程 (以下、「基本規程」という)第2章第5節[司法機関]及び第12章[懲罰]に基づき、以下の各号について定める。

- (1) 本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに基本規程第202条に基づき本協会の規律委員会及び裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ(以下、「都道府県協会等」という)の規律委員会における懲罰に関する事項
- (2) 本協会の不服申立委員会における不服申立に関する事項

第2条[対象者]

本規程に基づき懲罰の対象となる者は次のとおりとする。

- (1) 個人(以下、「選手等」という)
 - ①選手
 - **②監督**
 - ③コーチ
 - 4)審判
 - ⑤役職員
 - ⑥その他の関係者
- (2)団体(以下、「加盟団体」という)
 - ①加盟チーム
 - ②地域サッカー協会
 - ③都道府県サッカー協会
 - 4)各種の連盟
 - ⑤ リリーグ
 - ⑥準加盟チーム

第3条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕

基本規程202条に基づき、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県協会等の規律委員会に、その所管する加盟団体又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰

規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、都道府県協会等の規律委員会には決定権はなく、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。

- (1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連 活動の停止・禁止
- (2) 罰金
- (3) 没収
- (4) 下位ディビジョンへの降格
- (5) 除名
- (6) 競技会への参加資格の剥奪
- (7) 新たな選手の登録禁止
- (8) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと 同等か又はそれ以上と判断される処分

第4条 [懲罰の種類]

- 1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
 - (1) 警告 主審が試合中に競技者に対し、競技規則に基づきイエローカードを示す
 - (2) 退場・退席 主審が試合中に競技者(退場の場合)又は監督その他の関係者(退席の場合) に対し、試合中にフィールド及びその周辺から立ち去るように命じる
 - (3) 戒 告口頭をもって戒める
 - (4) 讃 責 始末書をとり、将来を戒める
 - (5) 罰 金 一定の金額を本協会に納付させる
 - (6) 没 収 取得した不正な利益を剥奪し、本協会に帰属させる
 - (7) 賞の返還 賞として獲得した全ての利益(賞金、記念品、トロフィー等)を返還させる
 - (8) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止 一定数、一定期間、無期限又は永久的に、公式試合について、フィールド、 ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止する
 - (9) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解任本協会又は加盟団体における一切の公的職務を一定期間、無期限又は永久的に停止し、禁止し、又は解任する

- (10) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止 サッカーに関する一切の活動を一定期間、無期限又は永久的に停止し又は禁 止する
- (11) 除 名

本協会の登録を抹消する

- 2. 加盟団体に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
 - (1) 戒告
 - (2) 譴責
 - (3) 罰金
 - (4) 没 収
 - (5) 営の返還
 - (6) 試合結果の無効(事情により再戦を命ずる)
 - (7) 得点又は勝ち点の減点又は無効
 - (8) 得点を3対0として試合を没収(ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする)
 - (9) 観衆のいない試合の開催
 - (10) 中立地における試合の開催
 - (11) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
 - (12) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止
 - (13) 下位ディビジョンへの降格
 - (14) 競技会への参加資格の剥奪
 - (15) 新たな選手の登録禁止
 - (16) 除 名
- 3. 前2項各号の懲罰は、併科することができる。

第5条 [無期限の懲罰の解除]

- 1. 前条第1項第8号から第10号並びに第2項第11号及び第12号の懲罰のうち、 3年を超える懲罰、又は無期限の懲罰を受けた個人又は団体(以下個人、団体と もに「当事者」という)は、処分開始日から3年が経過した後に、以下の手続に より解除の申請を行うことができる。
 - (1) 当事者(団体の場合はその代表者)は、解除の嘆願書、活動状況報告書及び反省文(以下「当事者申請書類」という)を次のいずれかの組織に提出する。なお、懲罰を受けたときに所属した組織(複数に属する場合はそのいずれか)に申請することを原則とするが、万が一その原則に添えない特段の事由がある場合はその旨を当事者申請書類に明記する。
 - ① 都道府県サッカー協会

- ② 地域サッカー協会
- ③ 第71条第2項各号に列挙する各種連盟
- ④ Jリーグ
- (2) 前号に基づき申請を受けた組織は、調査・審議の上、解除が適切・妥当と判断 した場合、当該組織としての嘆願書を作成し、当事者申請書類を添付して本 協会事務局に申請する。
- (3) 本協会事務局は、当該懲罰案を決定した委員会(規律委員会又は裁定委員会のいずれか。以下「担当委員会」という)に前号の書類一式を回付する。
- (4) 担当委員会の委員長又は委員長から委嘱を受けた者は、当事者から事情を聞き、 その聴聞結果を担当委員会にはかり、担当委員会にて解除について審議・決 定する。
- 2. 前条に従い、解除が認められた当事者は、処分解除日として定められた日から復権する。なお、担当委員会において解除が留保された場合、当事者は留保された 原因が消失した後に、再度解除の申請を行なうことができる。

第6条 [選手等に対する罰金]

- 1. 特段の定めのない限り、アマチュア選手等に対しては、罰金を科さないものとする。
- 2. プロ選手等に対して罰金を科す場合は、次の基準による。
 - (1) J1リーグの場合、出場停止処分1試合あたり金10万円以下
 - (2) その他の場合、出場停止処分1試合あたり金5万円以下

第7条〔共犯等〕

他の者を教唆若しくは幇助し、又は他の者と共謀して若しくは他の者を利用して違 反行為を行わせた加盟団体又は選手等には、自ら違反行為を行った場合に準じて懲罰 を科するものとする。

第8条 [役員及び監督等の加重]

役員、監督その他の管理・監督関係者が違反行為を行った場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重して適用することができる。

第9条〔両罰規定〕

加盟団体に所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して懲罰を科するほか、その個人が所属する加盟団体に対しても懲罰を科すことができる。ただし、その加盟団体に過失がなかったときは、この限りではない。

第10条〔罰金の合算〕

同時に複数の違反行為が罰金の対象となった場合には、各々について定められた罰金の合算額をもって、罰金の金額とする。

第11条 [違反行為の重複による加重]

同種の違反行為を重ねて行った場合には、その違反行為について定められた懲罰の 2倍以下の範囲内において、懲罰を加重することができる。

第12条 [情状による軽減]

- 1. 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があると きは、その懲罰を軽減することができる。
- 2. 前条により懲罰を加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

第13条[言語]

- 1. 規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会の手続及び書面における言語は日本語を使用するものとする。
- 2. 当事者又は関係者が外国語を使用する場合には、口頭の陳述については日本語の 通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

第14条[代理人]

規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会における手続に関して、以下の者を除いては当事者の代理人になることはできない。

- (1) 当事者が所属する団体に属する者の中から当事者が指定した者
- (2) 弁護士
- (3) 法定代理人(当事者が未成年の場合)
- (4) その他規律委員会、裁定委員会又は不服申立委員会が承認した者

第15条 [手続の非公開]

規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会における懲罰の手続及び記録は非公開とする。ただし、規律委員会、裁定委員会又は不服申立委員会は、手続の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

第2節 規律委員会及び裁定委員会における調査及び審議の手続

第16条 [調査及び審議の手続]

本協会、都道府県協会、各種連盟、Jリーグ又は公式競技会の規律委員会又は規律・フェアプレー委員会(以下、本規程においては単に「規律委員会」という)及び本協会の裁定委員会における懲罰の調査、審議及び懲罰の決定の手続は、本節に定めるところによる。

第17条[所管事項]

- 1. 競技及び競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、第3節の定めると ころにより所管の規律委員会が調査、審議及び懲罰の決定を行う。
- 2. 前項に定めるものを除く違反行為については第4節の定めるところにより本協会の裁定委員会が調査・審議を行う。

第18条 [裁定委員会の手続の開始]

本協会裁定委員会は、以下の場合に、調査・審議を開始するものとする。

- (1) 第3条に従い都道府県協会等の規律委員会より懲罰案の通知があった場合
- (2) 裁定委員会の委員長が調査・審議が必要と判断した場合

第19条〔聴 聞〕

規律委員会及び裁定委員会は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、当事者の同意がある場合又は対象者が事情聴取を拒否若しくは無断欠席した場合はこの限りではない。

第20条〔証拠の評価〕

- 1. 懲罰の審議においては、主審・副審・第4の審判員・マッチコミッショナー及び 審判インストラクターの報告、当事者及び目撃者の供述及び文書、音声又は画像 の記録、専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。
- 2. 審判及びマッチコミッショナーの報告書に含まれる事実は、正しいものと推定する。

第21条[議 決]

規律委員会及び裁定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところとする。

第22条 [懲罰の通知]

- 1. 規律委員会及び裁定委員会は決定した懲罰を当事者に書面にて通知するものとする。
- 2. 当該通知には以下の項目を含めなければならないものとする。
 - (1) 当事者の氏名(団体の場合は団体名及び代表者名)並びに住所
 - (2) 代理人があるときは、その氏名及び住所
 - (3) 主文(判断の結論。効力発生日を含む)
 - (4) 判断の理由(必ず、根拠となる条文を記載すること)
 - (5) 作成年月日
 - (6) 不服申立手続の可否及びその手続きの期限(第35条参照)

第3節 競技及び競技会における違反行為

第23条 [競技及び競技会における違反行為]

加盟団体又は選手等の違反行為のうち、本協会又は都道府県協会等が主催する公式 試合及び公式競技会に関するものに対しては、本節の定めるところにより、所管の規 律委員会の調査・審議を経て懲罰を適用する。

第24条[公式競技会における懲罰]

公式競技会においては、それぞれ規律委員会を設置し、本規程に従い、その競技会に関する規律問題を処理しなければならない。この場合、第3条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕を準用する。

第25条 [主審の下す懲罰]

試合中は主審が懲罰の決定を下すものとし、その決定は最終的なものとする。

第26条 [警告]

主審による警告処分の対象となる違反行為及びこれに対する懲罰は、別紙1『競技 及び競技会における懲罰基準』第1項のとおりとする。

第27条 [退場・退席]

主審による退場・退席処分の対象となる違反行為及びこれに対する懲罰は、別紙1 『競技及び競技会における懲罰基準』第2項のとおりとする。

第28条〔その他の違反行為〕

競技及び競技会における違反行為のうち前2条に定めるものを除く行為に対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』第3項以下のとおりとする。

第29条 [出場停止処分を繰り返した場合]

同一競技会において繰り返し出場停止処分に相当する違反行為を行った場合、出場 停止処分の原因が同一でなくとも、処分の件数に応じて出場停止試合数を加算し、罰 金を科すことができる。

第30条 [懲罰基準の運用細則]

本協会の規律委員会は、理事会の承認を得て、懲罰基準の運用に関する細則を定めることができる。

第4節 その他の違反行為

第31条 [裁定委員会の調査・審議]

加盟団体又は選手等の違反行為のうち、前節に定めるもの(競技及び競技会における違反行為)を除くものに対しては、本節の定めるところにより、本協会裁定委員会 又は第3条 [都道府県サッカー協会等における懲罰] 所定の都道府県サッカー協会等 が、調査・審議し、懲罰を決定する。

第32条〔違反行為〕

加盟団体又は選手等が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第4条 [懲罰の種類] 第1項各号 (第1号及び第2号を除く) 及び第2項各号の懲罰を科す。

- (1) 本規程又は本規程に付随する諸規程に違反したとき
- (2) 本協会の指示命令に従わなかったとき
- (3) 本協会、加盟団体又は選手等の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき
- (4) 本協会又は加盟団体の秩序風紀を乱したとき
- (5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
- (6) 加盟団体又は選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、 要求し又は約束したとき
- (7) 加盟団体又は選手等が、方法のいかんを問わず、また直接・間接を問わず試 合結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与した場合
- (8) 加盟団体又は選手等が、その職務に関して脱税その他不正な経理を行った場

第5節 不服申立

第33条〔総 則〕

本協会の規律委員会若しくは裁定委員会又は都道府県協会等の規律委員会(以下、本節においては「第一審委員会」とする)によって科された懲罰(以下、「原懲罰」という)について、当該懲罰を科された個人又は団体は、本節の定めに従い、本協会の不服申立委員会に対し不服申立を行うことができる。

第34条 [不服申立可能な懲罰]

- 1. 不服申立委員会への不服申立は、原懲罰が以下のいずれかに該当する場合に限り 可能なものとする。
 - (1) 3試合以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
 - (2) 2ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
 - (3) 100万円以上の罰金
 - (4) 下位ディビジョンへの降格
 - (5) 2点以上の勝点の減点
 - (6) 没収
 - (7) 賞の返還
 - (8) 観衆のいない試合の開催
 - (9) 中立地における試合の開催
 - (10) 競技会への参加資格の剥奪
 - (11)新たな選手の登録禁止
 - (12)除名
 - (13)前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等か又はそれ以上と判断される処分
- 2. 原懲罰が前項各号に満たない場合、原懲罰は確定するものとする。

第35条〔不服申立にかかる時間的制限〕

- 1. 不服申立委員会に不服申立を行おうとする個人又は団体(以下、申立人とする) は、原懲罰の伝達を受けた日から3日以内(通知を受けた日を含む)に、不服申 立を行う意思を書面(以下、「不服申立書」)により、本協会不服申立委員会事 務局まで通知しなければならない。
- 2. 申立人は、原懲罰の伝達を受けた日から10日以内に(通知を受けた日を含む) 不服申立の理由を書面(以下、「理由書」とする)により、本協会事務局まで通 知しなければならない。

- 3. 前2項にかかる不服申立書及び理由書は、FAX又は郵送にて提出されなければならない。
- 4. 前3項に定める手続きが満たされない場合、当該申立は無効となり、原懲罰が確 定する。
- 5. 不服申立委員会の委員長は、緊急性を要する場合、第1項及び第2項に定める期間を短縮する決定を行うことができる。

第36条 [不服申立の理由]

申立人は、原懲罰が懲罰の決定に影響を与え得る重大な事実認定の誤りに基づくも のである場合又は原懲罰の決定において規程の適用に誤りがある場合に、不服申立を 行うことができるものとする。

第37条〔理由書〕

- 1. 第35条2項に定める理由書は、書面によるものとする。
- 2. 理由書の内容には、不服申立の意思とその理由を含むものとする。

第38条〔事情聴取〕

不服申立委員会の手続きは、原則として、書面のみによってなされ、当事者等に対する事情聴取は行わないものとする。ただし、以下の各号に該当する場合はこの限りではなく、事情聴取を行うことができるものとする。

- (1) 不服申立委員会の委員長が必要と判断した場合
- (2) 第3条の各号に該当する場合で、当事者が事情聴取の実施を希望した場合

第39条 [手数料]

- 1. 申立人は、不服申立にかかる手数料として、第35条2項に定める期日内に1万円を本協会に納付しなければならない。
- 2. 不服申立の結果として、不服申立委員会が原懲罰を無効とするか又はこれを減じる決定を行った場合は、当該手数料は申立人に返還され、当該手数料は第一審委員会の団体(本協会又は都道府県サッカー協会等)によって負担されるものとする。

第40条〔不服申立委員会の決定の効力発生日〕

不服申立委員会の決定の通知は書面にてこれが当事者に到達したときから有効となる。

第41条[出場停止処分等における不服申立の効果]

- 1. 原懲罰が出場停止処分等(第34条第1項第1号及び第2号)の場合、不服申立 は当該原懲罰の適用を中断する効果を持たないものとする。
- 2. 前項の場合、不服申立委員会が原懲罰を無効とするか又はこれを減じる決定をした場合であっても、不服申立委員会の当該決定は前条に定める効力発生日から将来にわたって有効となるものであり、その効力発生日までに既に適用された原懲罰は回復されないものとする。

第42条〔その他処分における不服申立の効果〕

- 1. 原懲罰が前条1項に該当するもの以外の懲罰の場合、原懲罰の適用は、第40条 に定める不服申立委員会の決定の効力発生日までの期間、中断されるものとする。
- 2. 前項の規定にもかかわらず、前項に該当する懲罰が不服申立委員会の決定に先立って適用された場合に、不服申立委員会が原懲罰を無効とするか又はこれを減じる決定をした場合は、第一審委員会の団体(本協会又は都道府県サッカー協会等)は、原懲罰の既に適用された部分について原状回復義務を負うものとする。

第43条 [都道府県協会等の義務]

- 1. 第35条1項に基づき、不服申立書が当事者から本協会事務局に通知された場合、 本協会は速やかに第一審委員会にこれを通知するものとする。
- 2. 前項の本協会からの通知を受けた第一審委員会は、通知を受けた日から7日以内 (通知を受けた日を含む)に原懲罰の決定にかかる全ての資料を本協会事務局に提 出しなければならない。
- 3. 前項に定める期日を過ぎて都道府県協会等の規律委員会より提出された資料は、 原則として不服申立委員会における審査において考慮されないものとする。

第44条[追加的調查]

- 1. 第35条及び第43条にかかわらず、不服申立委員会の委員長は、申立人又は第 一審委員会若しくはその両方に対して、追加の資料を請求することができる。
- 2. 前項に基づき適法に提出された資料等は、不服申立委員会における審査において 考慮することができる。

第45条 [証拠の評価]

不服申立委員会は、本節の規定に基づき適法に提出された全ての証拠を考慮し、懲罰を決定するものとする。

第46条[議 決]

- 1. 不服申立委員会の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところとする。
- 2. 不服申立委員会の委員長は、原懲罰が以下の各号に該当する場合は、単独で懲罰 の決定を行うことができる。ただし、委員長が通常の委員会の開催を必要と判断 した場合はこの限りではない。
 - (1) 3試合の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動 の停止・禁止
 - (2) 2ヶ月の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動 の停止・禁止
- 3. 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 4. 前項の場合で、副委員長に事故があるときは、委員のうちで互選された者が、委員長の職務を代行する。

第6節 附則

第47条[改 正]

本規程の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

第48条[施 行]

本規程は、2014年4月1日から施行する。

[改正]

2014年12月18日(2015年 1月 1日施行)

[別紙1] 競技及び競技会における懲罰基準

1. 警告

- 1-1. 以下(1)から(9)号のいずれかに該当する場合には、主審は警告を命じ、かつ規律委員会は以下①から②号のとおり懲罰を科す。
 - (1) 反則行為
 - (2) 危険な行為
 - (3) 主審、副審の判定に対する非難、抗議等
 - (4) 主審、副審、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する非難
 - (5) 不正な行為
 - (6) 反スポーツ的な行為(シミュレーションを含む)
 - (7) 策略的な行為(時間稼ぎ、露骨なハンド等を含む)
 - (8) 主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為
 - (9) その他スポーツマンらしくない行為(観客への無礼な仕種、差別発言その他の 差別的行為等を含む)
 - ①繰り返した場合(同一競技会において、前の試合で既に警告されている競技者への警告。内容は同一でなくてもよい):同一競技会において最低1試合の出場停止。
 - ②同一競技会において、上記①の処分に該当する行為を重ねて行った場合:

同一競技会において最低2試合の出場停止。

- 1-2. 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた場合(内容は同一でなくてもよい)には、規律委員会は以下のとおり懲罰を科す。
 - ①1回目の場合: 最低1試合の出場停止。
 - ②繰り返した場合:最低2試合の出場停止及び罰金。

2. 退 場

以下の2-1(1)から(10)号又は2-2から2-6のいずれかに該当する場合には、 主審は退場を命じ、かつ規律委員会は、各項①号以下の定めにより懲罰を科す。

- 2-1. 以下のいずれかに該当する場合
 - (1) 著しい反則行為
 - (2) きわめて危険な行為

- (3) 乱暴な行為
- (4) 主審、副審の判定に対する執拗な抗議
- (5) 他の競技者、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱
- (6) 警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す
- (7) きわめて反スポーツ的な行為
- (8) 策略的な行為を繰り返す (1-1. (7)号参照)
- (9) 主審に無断で抗議のためにフィールドを離れる行為
- (10) その他、きわめてスポーツマンらしくない行為 (1-1. (9)号参照)
- ①1回目の場合:最低1試合の出場停止
- ②繰り返した場合(内容は同一でなくてもよい):最低2試合の出場停止及び罰金
- 2-2. 選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為
 - ①1回目の場合:最低2試合の出場停止及び罰金
 - ②繰り返した場合:最低4試合の出場停止及び罰金
- 2-3. 選手等に対してつばを吐きかける行為
 - ①1回目の場合:最低6試合の出場停止及び罰金
 - ②繰り返した場合:最低12か月の出場停止及び罰金
- 2-4. 主審及び副審に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為
 - ①1回目の場合:最低2試合の出場停止
 - ②繰り返した場合:最低4試合の出場停止及び罰金
- 2-5. 主審及び副審に対する傷害の意図のない乱暴な行為
 - ①1回目の場合:最低4試合の出場停止及び罰金
 - ②繰り返した場合:最低8試合の出場停止及び罰金
- 2-6. 主審及び副審に対する暴行・脅迫
 - ①1回目の場合:最低6か月の出場停止及び罰金。
 - ②繰り返した場合:最低12か月の出場停止及び罰金
- 2-7. 主審及び副審に対してつばを吐きかける行為
 - ①1回目の場合:最低12か月の出場停止及び罰金。
 - ②繰り返した場合:無期限の出場停止

3. その他の違反行為

3-1-1. 試合放棄

- ① チーム又は選手等が試合継続を拒否し、又は試合の全部若しくは一部を放棄した場合、当該チームに対して、当該試合の没収処分及び2試合以上の出場停止処分を科す。ただし、Jリーグについては、Jリーグの規約による。
- ② 当該違反行為が重大な場合は、前項に加え、3-6に従い追加的な懲罰を科すものとする。
- 3-1-2. 選手等による競技場又はその周辺関連施設における故意による器物破損行為
 - ① 1回目の場合:最低1試合の出場停止
 - ② 繰り返した場合:最低2試合の出場停止及び罰金

3-1-3. 乱闘、喧嘩

乱闘又は喧嘩に関与した者に対する処分は以下の通りとする。ただし、乱闘又は 喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔て又は分離するだけのことをしようと した者は懲罰を受けない。

- ① 1回目の場合:最低6試合の出場停止
- ② 繰り返した場合:最低12か月の出場停止

3-2-1. 公文書の偽造・変造

サッカーに関連して、公文書(住民票、パスポートなど。選手証はこれに該当しない)を偽造・変造した場合

罰 則:最低12ヶ月のサッカー関連活動の停止

3-2-2. 選手証等の偽造・変造

選手証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書を偽造又は変造した場合

罰 則:処分決定日から1ヶ月の出場停止

3-3. 出場資格の無い選手の公式試合への不正出場(未遂を含む)

出場させた者:処分決定日から1ヶ月間の出場停止

出場した選手(本協会の登録選手の場合のみ): 処分決定日から 1 ヶ月間の出場停止

チーム:得点を3対0として負け試合扱いとする(ただし、すでに獲得された得失 点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする)。なお、得点又は勝 ち点の減点又は無効処分については、年度当初の競技会規程で別途定める ことができる。

3-4. チームによる違反行為

- ①1試合において同一チームの5名以上の選手等が、警告又は退場(又は退席)処 分となった場合、当該チームに対して罰金が科される。
- ②同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような 言葉や態度を用いた場合、又は、見苦しい抗議を執拗に繰り返し行なった場合、 当該チームに対して罰金が科される。
- ③前2項についての罰金は以下の通りとする。
 - (1) J 1 の場合: 金50万円
 - (2) J2及び3の場合:金25万円

3-5. 差別

人種、肌の色、性別、言語、宗教、又は出自等に関する差別的あるいは侮辱的な 発言又は行為により、個人あるいは団体の尊厳を害した場合、以下のとおり懲罰を 科すものとする。但し、軽度の違反の場合は、譴責若しくは戒告、その他軽度の懲 罰に留めることができる。

- (1)違反者が選手等(アマチュア選手を含む)の場合は、違反当事者に対して、 原則として最低5試合の出場停止処分及び10万円以上の罰金を科す。
- (2) 同一のチームに所属する複数の個人が同時に本条に違反した場合は、当該チームに勝点の減点処分(初回の違反は3点、二度目の違反は6点)を科す。 さらなる違反の場合は、下位ディビジョンへの降格処分を科す。なお、勝点が伴わない競技会の場合は当該チームの競技会への参加資格を剥奪するものとする。
- (3) 違反者がサポーターの場合は、その有責性にかかわらず、当該チームに対して40万円以上の罰金を科す。重大な違反には、観客のいない試合の開催、試合の没収、勝点の減点、又は競技会の資格剥奪などの追加的な懲罰を科す。
- (4) 違反者が観客(サポーターを含む)の場合は、最低2年間、スタジアムへの 入場を禁止される。

3-6. チーム又は選手等による著しい違反行為

本規程に該当条文がない場合で、チーム又は選手等が基本規程及び本規程の趣旨 に明らかに反すると判断される行為を行った場合、当該チーム又は選手等に対して、 本規程第4条に定める各懲罰のうちから適切と判断される懲罰を科すことができる。 ただし、都道府県協会等の規律委員会が本規定を適用して懲罰を適用する場合、事前に本協会規律委員会の委員長の承認を得なければならないものとする。

4. 罰 金

4-1. 選手等に対する罰金

本規程に特段の定めのない限り、選手等に対する罰金は以下のとおりとする。

- (1) J1の場合:出場停止処分1試合あたり金10万円
- (2) J2の場合:出場停止処分1試合あたり金5万円
- (3) J 3 及び J F L の場合: 出場停止処分 1 試合あたり金 5 万円 (ただし、アマチュアの選手等は除く)
- (4) 地域リーグその他の場合:出場停止処分1試合あたり金5万円(ただし、アマチュアの選手等は除く)

4-2. 加盟チームに対する罰金

加盟チームには、本規程に従い、罰金が科されるものとする。

[別紙2] 懲罰基準の運用に関する細則

第1条[6ヶ月以上等の懲罰を科す場合の運用について]

- 1. 都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ(以下本条において「都道府県協会等」という。)の規律委員会は、本協会の懲罰基準に基づき、懲罰を決定する。
- 2. 前項の定めにかかわらず、「6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又は公的職務の停止・禁止・解任」、「罰金」、「没収」、「6ヶ月以上の公的職務の停止・禁止・解任」、「6ヶ月以上のサッカー関連活動の停止・禁止」、「下位ディビジョンへの降格」、「除名」又は「懲罰効果において実質的にこれらのいずれかと同等と判断される処分」(基本規程第202条及び本規程第3条参照)については、都道府県サッカー協会等には決定権はないものとし、懲罰案を本協会規律委員会又は裁定委員会が決定するものとする。
- 3. 期間を定めず、特定の試合数の出場停止処分を科す場合であっても、その期間が 6ヶ月を超える可能性がある場合は、前項と同様とする。

第2条 [警告の累積による出場停止試合数]

- 1. 警告の累積による公式試合の出場停止試合数は以下のとおりとする。なお、同一 試合で2回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、その2回の警告は累積に 加算しない。
 - (1) 1チームの最大試合数が9試合以下の競技会の場合: 警告の累積が2回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
 - (2) 1 チームの最大試合数が 10 試合以上 19 試合以下の競技会の場合: 警告の累積が3回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
 - (3) 1チームの最大試合数が 20 試合以上の競技会の場合: 警告の累積が4回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
- 2. 前項各号の場合において、当該競技会で警告の累積による出場停止を繰り返した場合には、2回目以降については、2試合の出場停止処分とする。
- 3. 警告の累積による公式試合の出場停止処分は、同一競技会(大会規程等により同一競技会とみなされるものを含む。以下同じ)のみに適用されるものとし、他大会に影響しない。

【例】(1)の競技会では、2回目で1試合、4回目で2試合、6回目で2試合の 出場資格停止となる。

第3条 [出場停止処分の適用範囲]

- 1. 選手、監督、コーチ、役員、職員その他の関係者(以下、「選手等」という)が 出場停止処分を受けた場合、フィールドのほか、ベンチ、ロッカールーム等の区域(ADカード等の入場証が使用される競技会の場合、そのカード等によって立 ち入りが制限される区域)に立ち入ることはできないものとする。
- 2. 出場停止処分を受けた選手等は、観客席で試合を観戦することができるが、携帯 電話等の機器を使用する等の一切の方法により他の選手等へ指示・助言等を行う ことはできないものとする。

第4条 [退場による公式試合の出場停止処分の消化対象試合について]

退場による公式試合の出場停止処分は、同一競技会における直近の試合に適用されるものとする。処分が複数試合の場合は、順次、当該同一競技会におけるその次の試合において適用されるものとする。

第5条 [警告の累積による公式試合の出場停止処分と退場による公式試合の出場停止処分 の関係について]

警告の累積による公式試合の出場停止処分と退場による公式試合の出場停止処分は 併科する。この場合、退場による公式試合の出場停止処分を先に消化するものとする。

第6条〔同一競技会にて消化しきれなかった出場停止処分の持ち越し〕

- 1. 第4条による出場停止処分が、同一競技会において消化しきれなかった場合、残存の出場停止処分は、当該出場停止処分を受けたチームが出場する直近の公式試合において、その処分を消化するものとする。
- 2. 前項に従う、残存の出場停止処分の存否の情報についての異なる競技会間の伝達に 関しては、当該処分の通知を受けた選手等及びその所属するチームが連帯して責任 を負うものとする。
- 3. 第1項に違反して試合に出場した場合、当該選手等及びその所属チームに対し本規程に従い懲罰を科すものとする。

第7条 [選手の移籍に伴う出場停止の消化]

1. 出場停止処分が未消化の状態で他のチームへ移籍(学校のチームに所属する選手が、 卒業によって新たなチームに所属変更する場合を含む)した選手については、移籍先 のチームにて未消化の出場停止処分を消化するものとする。

- 2. 前項に従う、残存の出場停止処分の存否の情報についての伝達に関しては、当該 処分の通知を受けた選手等、その移籍元チーム及び移籍先チームが連帯して責任を 負うものとする。
- 3. 第1項に違反して試合に出場した場合、当該選手等に加え、その移籍元チーム若 しくは移籍先チーム、又はその双方に対し本規程に従い懲罰を科すものとする。

第8条 [出場停止処分の消化に関する特別規定]

第4条の規定にかかわらず、出場停止処分の消化に関するJリーグにおける取扱いについては、別途Jリーグが定めるところによる。

第9条〔複数のチームで競技会に出場する場合の退場による公式試合の出場停止処分の消 化〕

選手等が、複数のチーム(選抜チームや年齢制限付チーム等)にて競技会に出場する場合も前各条が適用され、出場停止処分は同一競技会にて順次消化されるものとする。この場合、一方のチームの選手として受けた出場停止処分は、当該チーム以外のチームの出場には影響しないものとする。

第10条 [試合が中止等となった場合の懲罰の消化]

- 1. 試合がいずれのチームの責にも帰すべからざる事由により開催不能又は中止となった場合には、当該試合中に出された警告・退場・退席の処分は効力を失わないものとする。
- 2. 試合が一方又は両方のチームの責に帰すべき事由により開催不能、中止、無効試 合又は没収試合となった場合には、当該試合中に出された警告・退場・退席の処 分の効力については次のとおりとする。
- (1) 再試合を実施する場合には、退場・退席の処分は有効とし、警告の処分は効力を 失うものとする。
- (2) 再試合を実施しない場合及び没収試合の場合には、責に帰すべき事由のあるチームが受けた処分のみ有効とし、両方のチームに責に帰すべき事由がある場合には 両チームの受けた処分を有効とする。
- 3. 出場停止処分が試合数をもって科されている場合には、開催不能、中止、無効試合又は没収試合となった試合については、出場停止試合に算入する。但し、試合が開催不能、中止、無効試合又は没収試合となったことにつき責に帰すべきチーム及び選手等に対しては、出場停止試合に算入しないものとする。

第11条 [競技規則と懲罰基準の関係]

競技規則及び懲罰基準については、下表に従い、読み替えて運用する。

競技規則と懲罰基準(JFA基本規程〔別紙1〕競技及び競技会における懲罰基準)の対比

〔警告〕

2004. 6. 20 訂正

| L | 競技規則 | 懲罰 | 多 罰基準 | |
|---|-------------------------|-----|----------------------|-------------------------------|
| 1 | 反スポーツ的行為を犯す | 1-1 | (5) | 不正な行為 |
| | | 1-1 | (6) | 反スポーツ的な行為(シミュレーションを含む) |
| | | 1-1 | (7) 策略的な行為 (露骨なハンド等) | |
| | | 1-1 | (9) | その他スポーツマンらしくない行為 |
| | | | | (観客への無礼な仕種、 |
| L | | | | 差別発言その他の差別的行為等を含む) |
| 2 | 言葉又は行動によって異議を示す | 1-1 | (3) | 主審、副審の判定に対する非難、抗議等 |
| | | 1-1 | (4) | 主審、副審、他の競技者、その他競技に立ち会っている |
| | | | | 人々に対する非難 |
| 3 | 繰り返し競技規則に違反する | 1-1 | (1) | 反則行為 |
| 4 | プレーの再開を遅らせる | 1-1 | (7) | 策略的な行為(時間稼ぎ等) |
| 5 | コーナーキック、又はフリーキックでプ | 1–1 | (7) | 策略的な行為(時間稼ぎ等) |
| | レーを再開するとき、規定の距離を守ら | | | |
| L | ない | | | |
| 6 | 主審の承認を得ずに意図的にフィール | 1-1 | (8) | 主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為 |
| L | ドに入る、又は復帰する | | | |
| 7 | 主審の承認を得ずに意図的にフィール | 1-1 | (8) | 主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為 |
| L | ドから離れる | | | |
| × | ラフプレー(上記7項目に加え審判報告 | 1-1 | (2) | 危険な行為 |
| | 書の警告理由に加えられている) | | | |

| | 競技規則 | 懲罰基準 | | 懲罰 |
|---|-------------------|-------------|-------------------------------|-----------|
| 1 | 著しく不正なプレーを犯す | 2-1 (1) | 著しい反則行為 | 最低1試合 |
| 2 | 乱暴な行為を犯す | 2-1 (3) | 乱暴な行為 | 最低 1 試合 |
| | | 2–2 | 選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対 | 最低2試合及び罰金 |
| | | | する挑発行為 | |
| | | 2–5 | 主審及び副審に対する傷害の意図のない | 最低4試合及び罰金 |
| | | | 乱暴な行為 | |
| | | 2-3 | 選手等に対する著しい暴行・脅迫(乱闘、喧 | 最低6試合及び罰金 |
| | | | 嘩等を含む) | |
| L | | 2–6 | 主審及び副審に対する暴行・脅迫 | 最低6ヶ月及び罰金 |

2004. 6. 20

| 1 | 相手競技者あるいはその他の | 2–3 | 選手等に対してつばを吐きかける行為 | 最低 6 試合及び罰金 |
|---|----------------|---------|------------------------------|-------------|
| ш | 者につばを吐きかける | | | |
| | | | 主審及び副審に対してつばを吐きかける行 | 最低12ヶ月及び罰金 |
| | | | 為 | |
| 4 | 競技者が意図的に手でボール | 2-1 (1) | 著しい反則行為 | 最低 1 試合 |
| | を扱って、相手チームの得点、 | | | |
| | あるいは決定的な得点の機会 | | | |
| | を阻止する | | | |
| 5 | フリーキックあるいはペナル | 2-1 (1) | 著しい反則行為 | 最低 1 試合 |
| | ティキックとなる違反で、ゴー | | | |
| | ルに向かっている相手競技者 | | | |
| | の決定的な得点の機会を阻止 | į | | |
| | する | | | |
| 6 | 攻撃的な、侮辱的な、あるいは | 2-1 (5) | 他の競技者、その他の競技に立ち会っている | 最低1試合 |
| | 下品な発言や身振りをする | | 人々に対する侮辱 | |
| | | 24 | 主審及び副審に対する侮辱又は公然の | 最低2試合 |
| | | | 名誉毀損行為 | |
| 7 | 同じ試合の中で二つ目の警告 | 2-1 (6) | 警告を与えられた後、さらに不正な行為を 繰 | 最低 1 試合 |
| | を受ける | | り返す | |
| | | 2-1 (8) | 策略的な行為を繰り返す | 最低1試合 |

(参考資料1)事情聴取での必要な情報

1. 大会名等

- ・X県選手権P地区予選トーナメント第3回戦(出場16チーム)、a 対 f
- 2. 日時、場所、ピッチコンディション等の条件
 - ・1999年M月D日 13:35キックオフ 前半25分頃
 - ・X県総合競技場、芝生(一部はげ)、前日の雨により滑りやすかった
- 3. 案件に関わった人の名前、所属等
 - ·主審; R(チームr、3級)、副審; S(チームr、4級)、T(チームr、3級)
 - ・A選手(チームa)、F選手(チームf)
 - ·会場責任者(等の客観的第三者);M(X県P地区社会人連盟事務局)

- 4. 審判報告書、審判報告書(重要事項)
 - ・主審が記入し、署名のあるもの(退場があった場合、審判は審判報告書(重要事項) に詳細に記入して報告しなければならない)
- 5. 案件の客観的事実とそれを確認した人
 - ・詳細かつ客観的な事実(選手役員のとった行動、発言した内容等を、それぞれ具体 的に記載し、個別に誰が確認したかも明記する)
 - ・案件の背景(事実上の決勝戦、前回の対戦でも小競り合いがあった)
 - ・確認した人は客観的に事実を見ることの出来た第三者であることがのぞましい
- 6. 事情聴取を実施した日付等
 - 事情聴取担当者; N(X県規律委員長)、O(同委員)、P(同委員、P地区規律 委員長)

7. 事情聴取の結果

- ・客観的な事実でない場合(主審Rはそう聞いた、副審Tにはそう見えた)や、それぞれで意見が分かれる場合(副審Sは「タックルされた」が選手Fは「近づきすぎて接触した」)はその発言者名を明記し、個別に記載する
- ・「覚えていない」というような場合では、その旨を明記する
- ・報告書が出来た段階で、意見が記載の通りで間違いが無いかを当事者に直接確認する

8. 処分案

- ・6ヶ月以上の処分を課す方針となった場合には、本委員会に即刻報告し、本協会の 規律委員会又は裁定委員会が最終決定を行う
- ・その際、被処分者には確認がなされるまで暫定的な処分であることを通知する
- 9. その他の特記事項
 - 情状酌量に値する事項等については、客観的事実を具体的に記載する

(参考資料2)不服申立手続きに関する書類の送付先

<本規程第35条 関連>

【不服申立を行う場合の不服申立書及び理由書の送付先】

〒113-8311

東京都文京区本郷サッカー通り(3-10-15) JFAハウス

公益財団法人日本サッカー協会 不服申立委員会事務局

FAX: 03-3830-2005

※郵送(必着)又はFAXにて送付のこと

プロサッカー選手の契約、登録及び移籍に関する規則

本規則は、プロサッカー選手の契約、登録及び移籍に関して定めた規則であり、公益財団法人日本 サッカー協会(以下「本協会」という)基本規程のこれらに関する条項を補完するものである。本協 会に加盟又は登録するすべてのクラブ又はチーム及び選手は、本規則を遵守しなければならない。

1. プロ契約制度

1-1 対象

本協会に登録するすべての選手を対象とする。

1-2 プロ選手

- ① 本規則においてプロ選手とは、その所属クラブとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。
- ② プロ選手は、次の各号の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 満16歳以上で、かつ、本協会の加盟チームに所属し、本協会の認定を受けていること
 - (2) 本協会及び選手の所属するクラブの加盟するリーグ又は連盟等の統括組織(以下総称して「加盟リーグ等」という)が自らのために広告・宣伝活動を行う場合は、原則として無償で協力すること
 - (3) 国内・国外を問わず、本協会主催以外の試合に出場する場合は、事前に本協会の承認を得る
 - (4) 競技会の会場においては、本協会又は「加盟リーグ等」の承認なくしては、いかなる広告・ 宣伝活動も行わないこと
- ③ 契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の選手は最長3年間とする。
- ④ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日からシーズン終了時までとする。
- ⑤ 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、又は、査証等選手の就業に関する行政による 認可の可否を条件としてはならない。
- ⑥ プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。
- ⑦ いかなるチームも、その契約の相手方又は第三者に対して、選手の役務提供もしくは移籍に関連する事項又はチームの独立性、方針もしくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。
- ⑧プロ契約を締結した選手は原則として登録しなければならない。

1-3 プロA契約・プロB契約 ([別紙]表-1 参照)

① 契約締結条件

次のいずれかを満たすことをプロA契約及びプロB契約の締結条件とする。

(1) 試合出場

◆ J1 : 450分 ◆ J2 : 900分 ◆ J3・JFL: 1, 350分

この場合において、試合出場時間は公式記録によるものとする。ただし、出場時間が 1 分未満の場合は、1 分としてカウントする。([別紙] 表-2 参照)

(2) プロC契約3年経過

② 対象となる試合

- (1) リーグ別対象試合
- ◆ J1 : リーグ戦、リーグカップ戦、スーパーカップ、天皇杯
- ◆ J2 : リーグ戦、リーグカップ戦、スーパーカップ、天皇杯
- ◆ J3・JFL: リーグ戦、スーパーカップ、天皇杯
 - ※1 天皇杯の出場実績は、J1、J2又はJ3・JFLに所属するクラブの第1種チームのメンバーとして出場した場合に限り、カウントする。
 - ※2 JFLに加盟している大学チームに所属する選手の出場実績は、上記いずれの大会においてもカウントしない。
 - ※3 特別指定選手が上記のリーグ別対象試合にJクラブの選手として出場した場合、プロA契約及びプロB契約締結条件の出場実績としてカウントする。
- (2) J1の対象試合と同様にカウントする試合及び大会
- ◆ 日本代表Aマッチ(FIFAが認定する代表チーム同士の試合)
- ◆ オリンピックサッカー競技及びオリンピックサッカー競技アジア地区2次予選、最終予選
- ◆ アジア競技大会
- **♦ FIFA U-20ワールドカップ本大会**
- ◆ AFCチャンピオンズリーグ
- ◆ 上記以外にFIFA又はAFCが主催するチャンピオンクラブを出場対象とした大会
- (3) その他本協会が認めた試合
- (4) 海外のプロリーグ

海外のプロリーグにおける実績評価については、別途定めるものとする。

③ 試合出場時間換算方法

移籍及びクラブの昇降格により選手の所属するリーグが変更となる場合、既に出場している時間は、次のように換算する。

- (1) J 1 から J 2 へ変更の場合 : J 1 での出場時間を 2.0倍 に換算
- (2) J1 から J3・JFL へ変更の場合: J1 での出場時間を 3.0倍 に換算
- (3) J2 から J3・JFL へ変更の場合: J2 での出場時間を 1.5倍 に換算
- (4) J 2 から J 1 へ変更の場合 : J 2 での出場時間を 1/2 に換算
- (5) J3・JFLから J1 へ変更の場合: JFL での出場時間を 1/3 に換算
- (6) J3・JFLから J2 へ変更の場合: JFL での出場時間を 2/3 に換算
- ④ プロA契約の報酬
 - (1) プロA契約の基本報酬は年額460万円以上とする。原則としてその他の制限はないが、初めてプロA契約を締結する場合に限り、その基本報酬は年額670万円を超えてはならず、変動報酬は本制度の主旨を逸脱しない範囲で設定しなければならない。年度(2-1⑤に定めるもの。以下「年度」という)途中でプロA契約に変更した場合には、当該年度の残存期間における契約が年額670万円の制限対象となる。なお、以下本規則における金額の表示については、別段の定めがない限り、全て消費税を除くものとする。
 - (2) プロC契約締結時にプロA契約2年目以降の報酬について約束してはならない。
- ⑤ プロB契約の報酬
- (1) プロB契約の基本報酬は年額460万円を超えてはならない。
- (2) プロB契約においては変動報酬は自由に設定できる。ただし、出場プレミアムを設定する場合は1試合あたり47.620円以下とする。

1-4 プロC契約 ([別紙]表-1及び図-1 参照)

① プロC契約の締結

1-3①の試合出場時間を満たしていないアマチュア選手又は社員選手がプロ契約を締結する場合、必ずプロC契約を締結しなければならない。

② 契約可能期間

- (1) プロC契約を締結できる期間は、アマチュア選手又は社員選手が初めてプロC契約を締結してから3年間とする。3年を経過した後に引き続きプロ契約を締結する場合は、プロA契約 又はプロB契約を締結しなければならない。
- (2) プロC選手が契約3年未満で他のクラブへ移籍する場合、それまでのプロC契約経過年月日 は移籍後も引き継がれるものとする。

③ プロC契約の報酬

- (1) プロC契約の基本報酬は年額460万円を超えてはならない。
- (2) プロC契約においては変動報酬は出場プレミアム及び勝利プレミアムに限り設定することができる。ただし、出場プレミアムは1試合あたり47,620円以下とし、勝利プレミアムはクラブにおけるプロA契約の勝利プレミアムの最低金額を上回ってはならず、本制度の主旨を逸脱するものであってはならない。

1-5 外国籍選手

① 登録数

外国籍選手の登録可能人数に関しては以下のとおり定める。

(1) Jリーグ以外のチーム

プロ契約を締結した外国籍選手の登録は1チームにつき3名以内とする。ただし、下記イ 又は口に該当する場合は、この3名を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外 国籍選手の登録人数の総数は5名を超えてはならない。

- イ、アマチュア選手
- ロ、プロC契約でかつ、当該登録年度の2月1日の前日における年齢が20歳未満の選手
- (2) J1及びJ2のチーム

プロ契約を締結した外国籍選手の登録は1チームにつき3名以内とする。ただし、下記イ、

- ロ、ハ又は二に該当する場合は、この3名を超えて登録できるものとするが、いずれの場合 も、外国籍選手の登録人数の総数は5名を超えてはならない。
 - イ、アマチュア選手
 - ロ. プロC契約でかつ、当該登録年度の2月1日の前日における年齢が20歳未満の選手
 - ハ、アジアサッカー連盟(AFC)加盟国の国籍を有する選手(ただし1名のみ)
 - 二、Jリーグが別途定める国の国籍を有する選手
- (3) J 3 のチーム

外国籍選手の登録は1チームにつき2名以内とする。ただし、J リーグが別途定める国の国籍を有する選手1名については、この2名を超えて登録できるものとする。

② 登録数の例外措置

- (1) アマチュア又はプロC契約の外国籍選手が年度途中でプロC契約以外の契約に移行する場合、外国籍選手の登録人数の関係においては、当該選手は、その年度に限り、引き続きアマチュア又はプロC契約の外国籍選手とみなすことができるものとする。ただし、その場合、事前に所属するリーグに承認を得るものとする(「外国籍選手枠 対象外認定申請書」(書式F)により申請)。
- (2) ケガ、疾病等により年度中の復帰が不能と認められた選手については、事前に所属するリーグの承認を得た場合(「外国籍選手 登録抹消申請書(契約を保持したままの抹消の場合)」(書式」)により申請)、その年度に限り、プロ契約を保持したまま登録を抹消することができる。ただし、当該選手はその年度内において再び登録することはできない。

③ 契約書式

クラブは、外国籍選手とプロ契約を締結する場合、統一契約書式又はそれに準じる契約書式に より契約を締結しなければならない。

④ 外国籍選手とプロC契約を締結する際の注意事項

本条①及び②に規定されるプロC選手の登録に関する優遇措置は、実績のない若年層選手と契約することを容易にするために例外的取扱いとして認められたものである。よって、その契約のために契約金・移籍補償金・その他多額の経費を要するものであってはならない。

1-6 選手の登録数 (「別紙]表-1 参照)

- ① プロA選手の登録数
 - (1) 選手登録できるプロA選手は、第2種(ユース)登録選手も含め、クラブ全体で25名以内 (以下「25名枠」という)とする。
 - (2) 外国籍選手は「25名枠」の対象とする。ただし、外国籍のアマチュア選手及びプロC選手は除く。
 - (3) AFCチャンピオンズリーグに出場するクラブは、当該年度に限り、プロA契約選手の「25名枠」を「27名枠」とする。
- ② プロA選手以外の登録数

プロB選手、プロC選手、社員選手及びアマチュア選手の登録数には制限がないものとする。

③ 「25名枠」の例外

(「プロA契約25名枠 対象外認定申請書」(書式G) により所属リーグに申請)

(1) 年度途中のプロA契約への変更

アマチュア又はプロC選手が年度途中でプロA契約に移行した場合は、その年度に限り「25名枠」の対象外とする(外国籍選手も同様)。プロB選手が年度途中でプロA契約に移行した場合は、「25名枠」の対象とする。

(2) 自クラブの育成組織出身及び在籍選手

自クラブの第3種又は第2種の育成組織のチームに3年以上在籍した選手は、同クラブのチームに在籍する場合、「25名枠」の対象外とする。ただし、外国籍選手はこれに含まない。在籍期間が1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合は、当該超過期間は、本条の関係では、1年とみなして計算する。

(3) ケガ・疾病等

ケガ・疾病等により年度中の復帰が不能と認められた選手は、その年度は「25名枠」の対象外とする(ただし、医師の診断書を必要とする)。

(4) 海外研修からの帰国

海外研修している選手が所属リーグに事前に通知し日本の年度途中に帰国し再登録する場合、その年度に限り「25名枠」の対象外とする。ただし、年度最初の公式試合前に帰国した場合は、「25名枠」の対象とする。

(5) 期限付移籍の選手

期限付移籍の選手は、移籍先クラブでは「25名枠」の対象とし、移籍元クラブでは対象外 とする。

- (6)「25名枠」の対象外となっているプロA選手が他のクラブへ移籍する場合、移籍先クラブにおいては「25名枠」の対象となるものとする。
- (7) その他

上記のいずれにも該当しない場合は、Jリーグ理事会でその措置を決定する(JFLにも関係する場合は、本協会理事会で決定する)。

1-7 他のクラブの育成組織の選手への接触

① 育成組織の選手の育成及びプロ契約締結に関する妨害の禁止

クラブによる当該クラブの育成組織の選手の育成及びプロ契約締結については、他のクラブは それを妨げてはならない。

② クラブの承諾

クラブが他のクラブの育成組織の選手へのスカウト活動を行う場合は、活動を始める前に必ず 当該選手が所属するクラブの承諾を得なければならない。

1-8 契約更新([別紙]図-2及び図-3 参照)

① 他のクラブとの契約

他のクラブに在籍するプロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようと意図しているクラブは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手がその時点で在籍するクラブに通知しなければならない(「他クラブ在籍プロ選手との契約交渉開始に関する通知」(書式!)により通知。写しを所属リーグに提出)。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のクラブとの契約期間が満了したか、又は期間満了前6ヶ月間に限り、他のクラブと契約を締結することができるものとする。かかる規定に違反したクラブ又は選手に対しては、以下の懲罰が科されることがある。

- (1) 違反当事者がクラブの場合:最大2つの登録ウインドー期間について、新たな選手の追加 登録の禁止
- (2) 違反当事者が選手の場合:最大6ヶ月の出場停止処分

② クラブから選手への契約更新通知

クラブは、その所属選手に対し、新たな契約を締結する意思及びその契約条件を「契約更新に 関する通知書」(書式A)により、遅くとも以下の期日までに通知しなければならない。

- (1) 1月1日から1月31日の間に契約期間が満了する契約を締結している場合:リーグ戦が 終了した日の翌日から5日後まで
- (2) (1) 以外の日を期間満了日とする契約を締結している場合:契約期間満了の2週間前まで

③ クラブと選手の契約交渉

クラブは、上記②の通知後すみやかに選手との交渉の場を設定し、以下の期日までに新たな契約の条件についての交渉を終えなければならない。当該期日までに更新通知に対する選手からの回答がなかった場合、選手は、契約更新を承諾したものとみなされる。

- (1) 1月1日から1月31日の間に契約期間が満了する契約を締結している場合:12月31 日まで
- (2) (1) 以外の日を契約期間満了日とする契約を締結している場合:契約期間満了日まで

④ 選手契約の締結

クラブと選手が新たな契約の条件について合意した場合、両当事者は、すみやかに当該契約を 締結し、クラブは、その写しを所属リーグに提出しなければならない。

⑤ 最終提示額証明書の発行

クラブと選手との交渉が決裂し、契約を更新しないことが確定した場合、クラブは、当該選手に対し、交渉の場において最終的に提示した報酬額を明記した「最終提示額証明書」(書式 C) をただちに発行し、同書類を所属リーグに提出しなければならない。

⑥ 移籍リストへの登録

- (1) 上記③にて定められた期日までにクラブと選手との交渉が決裂して契約更新しないことが確定した場合、クラブは、ただちに当該選手を移籍リストに登録しなければならない。
- (2) 上記③にて定められた期日までに契約更新の最終合意に至らなかった場合であって、選手に 契約更新の意思があるときは、選手とクラブの合意があれば、移籍リストへの登録を延期す ることができる。
- (3) 移籍リストへの登録申請は「移籍リスト登録申請書」(書式第14号) により行う。
- (4) 移籍リストに登録された選手は、上記①号に定める通知を行うことなしに、自由に他クラブと契約することができる。
- (5) 移籍リストに登録された選手に関して、当該選手がいずれかのクラブと契約を締結した場合 もしくは引退を表明した場合、又は当該選手が移籍リストからの抹消を希望した場合、クラ

ブは当該選手を移籍リストから抹消するための申請を「移籍リスト登録申請書」(書式第14号)により行うものとする。

- (6) (5) にかかわらず、選手が移籍リストに掲載された日より8か月が経過した場合、当該選手は移籍リストから自動的に抹消されるものとする。
- ⑦ プロA契約を更新又は締結する場合の特記事項

クラブとの交渉が決裂し移籍リストに登録されたプロA選手は、当該クラブから申し入れがあった場合に限り、当該クラブと再度交渉することができる。その場合、クラブは、当初提示した報酬額(最終提示額)よりも減額した額を提示することができる。

(8) プロB契約を更新する場合の特配事項

プロB契約の更新の場合、クラブは、選手と契約条件の交渉中であっても、当該選手が希望すれば、ただちに移籍リストに登録しなければならない。その場合、クラブの当該選手に対する契約締結義務は消滅する。また、当該選手は、移籍リストに登録後もクラブと交渉を続けることができる。その場合、クラブは、当初提示した報酬額よりも減額した額を提示することができる。

- (9) プロC契約を更新する場合の特配事項
 - (1) クラブがプロC契約を締結している選手に対し前年を下回る契約条件の更新通知をした場合、更新手続きは、プロB契約を更新する場合(上記①から⑥まで及び⑧)と同様とする。
 - (2) プロC契約3年が経過し、同時に契約期間も満了する場合の手続きは、次の通りとする。
 - イ. プロA契約に更新する場合の手続きは、プロA契約を更新する場合(上記①から⑦まで) と同様とする。
 - ロ. プロB契約に更新する場合の手続きは、プロB契約を更新する場合(上記①から⑥まで 及び®)と同様とする。

1-9 契約更新しない場合の手続き([別紙]図-2及び図-3 参照)

① クラブから選手への通知

クラブは、契約を更新しない場合は、選手に対し、1-8②に定める期日までにその旨を「契約更新に関する通知書」(書式A)により通知しなければならない。

② 移籍リストへの登録

クラブは選手への通知後、ただちに、当該選手を移籍リストに登録しなければならない。

1-10 プロC選手の契約変更

プロC選手が契約期間満了前にプロA契約締結条件を満たした場合の手続きは、次のとおりとする。また、プロB契約からプロA契約への変更は、クラブと選手の合意があれば随時行うことができる。ただし、1-6③にいう「25名枠」の例外に当てはまらない場合、当該選手は「25名枠」の対象とする。

- ① クラブから選手への契約変更通知
 - (1) プロC選手が契約期間満了前にプロA契約締結条件を満たした場合、クラブは、選手に対し、 条件を満たした試合日の翌日から3日以内に、プロA契約又はプロB契約への変更及びその 契約条件を「契約変更に関する通知書」(書式E)により通知しなければならない。
 - (2) (1)にいう契約の条件は、プロC契約時の契約条件を下回ってはならない。
- ② クラブと選手の契約交渉
 - (1) プロC選手が上記①にいう変更通知を受け取った日の翌日から起算して原則として7日間 をクラブと当該選手との交渉期間とする。
 - (2) プロC選手及びクラブは、契約形態をプロC契約からプロA契約又はプロB契約に切り替えるものとする。
- ③ 契約日

クラブとプロC選手が新たな契約に合意した場合、その契約の効力発生日は、当該選手がプロA契約締結条件を満たした試合日の翌日であるものとする。

1-11 契約変更月の報酬の計算方法([別紙]図-4 参照)

① 契約変更月の基本報酬の考え方(図-4)

契約変更月の基本報酬は、契約日を起点に新・旧の報酬をそれぞれ日割り計算する(当月暦日数による)。

② 新・旧報酬の差額の支払い

契約の合意が、当月の報酬の支払いに間に合わなかった場合は、翌月にその差額を支払う。

1-12 プロB契約からプロA契約に変更する場合の手続き

プロB契約からプロA契約に変更する場合の手続きは、プロA契約を更新する場合(1-8①から⑦まで)と同様とする。

1-13 プロA契約からプロB契約に変更する場合の手続き

プロA契約からプロB契約に変更する場合の手続きは、プロB契約を更新する場合(1-8①から⑥まで及び®)と同様とする。

2. 登録

2-1 本協会への登録

① 登録

クラブは、本協会、地域サッカー協会及び都道府県サッカー協会が主催する試合並びに J リーグを含む本協会の下に置かれる各種連盟が主催する試合に参加するために、チーム及びその所属 選手を本協会へ登録しなければならない。

② 加盟チームの種別

本協会に加盟登録するチームは、以下のとおり種別される。

- (1) 第1種: 年齢を制限しない選手により構成されるチーム
- (2) 第2種: 18歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- (3) 第3種: 15歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、中学校在学中の選手には、 この年齢制限を適用しない。
- (4) 第4種 : 12歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、小学校在学中の選手には、 この年齢制限を適用しない。
- (5) 女子: 女子の選手により構成されるチーム。ただし、12才未満の選手は、第4種チームに登録するものとする
- (6) シニア : 40歳以上の選手により構成されるチーム

上記に定める年齢は、当該年度開始日の前日(3月31日)現在の年齢とする。

③ 選手の登録区分

- (1) 本協会に登録する選手は、アマチュアとプロに区分される。
- (2) 年度の初めにプロの選手として登録する場合、次の書類を本協会に提出し、2-1④の申請料を支払う。
 - イ. 「選手登録区分申請書」(書式第1号)
 - ロ. 選手契約書の写し(JクラブはJリーグに提出する。本協会はJリーグからこれを受け取り、保管する。)
- (3) 年度の途中にアマチュアからプロに変更する場合、次の書類を本協会に提出し、2-1④の申請料を支払う。
 - イ. 「選手登録区分申請書」(書式第1号)
 - 四.選手契約書の写し(JクラブはJリーグに提出する。本協会はJリーグからこれを受け取

- り、保管する。)
- (4) プロからアマチュアに変更する場合、「選手登録区分申請書」(書式第1号)を本協会に提出 し、2-1④の申請料を支払う。

④ 選手登録区分申請料

選手は、次に定める選手登録区分申請料を本協会に支払わなければならない。

- (1) プロ選手: 各年度あたり10,000円
- (2) アマチュア選手からプロ選手への区分変更:1回あたり10.000円
- (3) プロ選手からアマチュア選手への区分変更: 1回あたり5,000円

⑤ 登録年度(登録有効期間)

- (1) Jリーグ又はJFLの第1種チーム及び所属選手: 2月1日から翌年1月31日までの1 年間
- (2) 上記(1)以外のチーム及び所属選手: 4月1日から翌年3月31日までの1年間
- ⑥ Jリーグ及びJFLの第1種チーム及び選手の登録手続き
 - (1) クラブは、本協会が指定した申請期日までに、チームの「継続登録申請」及び「追加登録申請」を行う。
 - (2) クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料(分担金)を同協会に支払う。
 - (3) 都道府県サッカー協会は、上記申請に不備がないことを確認し、承認する。
 - (4) プロ選手を登録する場合は、2-1③(2)に定めるところによる。

⑦ その他のチーム及び選手の登録手続き

- (1) クラブは、毎年所属都道府県サッカー協会の指定する期日までに、保有するチームの「継続 登録申請」を行う。
- (2) クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料(分担金)を同協会に支払う。
- (3) 都道府県サッカー協会は、上記申請に不備がないことを確認し、承認する。
- (4) プロ選手を登録する場合は、2-1③(2)に定めるところによる。
- (5) 本協会主催の競技会に参加するためには、上記(1)から(3)までにかかわらず、その競技会が 定める期日までに登録手続きを完了し、本協会の承認を得なければならない。

⑧ 外国籍選手の登録

- (1) 外国のサッカー協会に登録している外国籍選手を登録する場合は、5-1②に基づき手続きを行う。
- (2) 外国のサッカー協会に登録していない外国籍選手を日本で初めて登録する場合、クラブは次の書類を本協会に提出しなければならない。
 - イ. 「外国籍選手登録申請書(外国で登録していなかった選手)」(書式第7号)
 - ロ. 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し

③ 本協会基本規程第76条に該当する選手の登録

- (1) 日本で生まれ、次のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、外国籍選手とはみなさない。ただし、1チームにつき1名に限る。
 - イ. 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は 義務教育を終了した者
 - ロ. 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者
- (2) 外国籍扱いしない選手を登録する場合、クラブは、次の書類を本協会に提出し、理事会の承認を得なければならない。
 - イ. 「外国籍選手登録申請書(第76条に該当する選手)」(書式第8号)
 - 口、在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し

⑪ シーズン

- (1) シーズンは、各チームが属するリーグの最初の公式試合の日から最終の公式試合の日までの 期間とする。
- (2) Jリーグ又はJFLの第1種チームについては、選手は、1つのシーズンにおいて最大3つ

- のチームに登録されることができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合 に出場する資格を有する。
- (3) 選手は、同期間中に同じ国内選手権(リーグ戦は除く)あるいはカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。

⑪ 登録ウインドー

- (1) Jリーグ又はJFLの第1種チームについては、選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間(以下「登録ウインドー」という)においてのみ登録されることができる。
- (2) 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、本協会がFIFAに報告するものとする。 イ. 初回の登録ウインドーは、シーズンの終了後に始まり12週間を超えない。
 - ロ. 2回目の登録ウインドーは、シーズン中に設定され、4週間を超えない。
- (3) 上記(1)に関して、選手は、登録ウインドー中に当該チームから本協会に対し有効に登録申請がなされた場合に限り、登録されることができる。
- (4) 本条の規定は、アマチュア選手が主として参加することを意図した大会には適用されない。 かかる大会については、関連する大会におけるスポーツ上の秩序を十分配慮したうえで、個 別に登録されるべき期間が設定されるものとする。

⑩ 登録ウインドーの例外

- (1) ①にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式 H-1)により本協会に申請)。
- (2) ゴールキーパーの選手であり、かつ、当該追加登録を望むチームに既に登録されている他の ゴールキーパーの選手について、怪我等により試合に出場することができない特別な事情が あり、かつ、所属リーグが認めた場合は、⑪にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式 H-2) により所属リーグに申請)。
- (3) 以下のイからハに定める全ての条件を満たす期限付移籍(「育成型期限付移籍」)については、 ⑪にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする (「登録 ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式 H-3) により所属リーグに申請)。
 - イ. 23歳以下の日本国籍を有する選手の期限付移籍であること(選手の年齢は、当該シーズンの2月1日の前日における満年齢とする)
 - ロ. 当該期限付移籍契約の途中解約に関して移籍元チーム、移籍先チーム及び当該選手の三 者が予め合意していること
 - ハ. 移籍元チームのリーグより下位のリーグのチームへの期限付移籍であること
- (4) 本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム(Jリーグ又はJFLの第1種チーム) の選手として試合に出場する場合(特別指定選手制度による場合、協会又はリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等)は、⑪の適用対象とはならない。

2-2 リーグへの届出

チームが所属するリーグへの選手、スタッフ等の届出は、それぞれのリーグが定める手続きに従って行う。

3. 国内移籍

3-1 移籍の種類

① アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合 アマチュア選手がアマチュア選手として移籍先クラブへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元 クラブは当該移籍を承諾しなければならず、かつ、名目のいかんを問わず、当該移籍に関し対価 を請求することはできない。

② プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合

プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、いかなる対価も支払われないものとする。 当該プロ選手がアマチュアとしての資格を再取得した後30ヶ月以内にプロ選手として再登録された場合には、当該選手の新たなチームは、本規則に従い「トレーニング費用」又は「トレーニングコンペンセーション」を支払うものとする。

③ アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合

アマチュア選手がプロ選手として移籍先クラブへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元クラブは、当該移籍について異議を申し立てることができない。ただし、移籍元クラブは、本規則に定められた「トレーニング費用」を請求することができる。

④ プロ選手がプロ選手として移籍する場合

- (1) プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようと意図しているクラブは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手がその時点で在籍するクラブに通知しなければならい(「他クラブ在籍プロ選手との契約交渉開始に関する通知」(書式 I)により通知。写しを所属リーグに提出)。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のクラブとの契約が期間満了したか、又は期間満了前6ヶ月間に限り、他のクラブと契約を締結することができるものとする。かかる規定に違反したクラブ又は選手に対しては、1-8①に従い懲罰が科される。ただし、7(「トレーニングコンペンセーション」)の定めに従い、移籍元クラブは、移籍先クラブに対して、「トレーニングコンペンセーション」を請求することができる。
- (2) 契約期間が満了した選手及び移籍リストに登録された選手の移籍に関しては、選手とクラブは、前項に定める通知を行うことなしに自由に交渉し、新たな契約を締結することができる。
- (3) プロ選手契約の期間満了前であっても、移籍先クラブと移籍元クラブとが移籍にともなう補償(移籍補償金)につき合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。

3-2 移籍補償金

- ① プロ選手がプロ選手として契約の期間満了前に移籍する場合、移籍元クラブは移籍先クラブに 移籍補償金を請求することができる。
- ② 移籍補償金の金額は、移籍元クラブと移籍先クラブの合意によって決定する。
- ③ 上記②の合意がなく契約の期間満了前に移籍が行われた場合、違反当事者には以下の通り懲罰が科されることがある。
 - (1) 違反当事者がクラブの場合:最大2つの登録ウインドー期間について、新たな選手の追加登録の禁止。
 - (2) 違反当事者が選手の場合:最大6か月の出場停止処分
- ④ 上記②の合意がなく当該移籍が行われた場合、違反当事者は賠償金を支払わなければならない。 当該賠償金の金額は本協会が指定するしかるべき紛争処理機関によって決定されるものとする。
- ⑤ 別段の定めがない限り、移籍補償金又は賠償金の金額には一切の税金が含まれる。
- ⑥ 契約が満了した後の移籍については、移籍補償金は発生しない。
- ⑦上記④の定めにかかわらず、賠償金の金額は、選手と移籍元クラブの間の契約において予め規 定することができる。

3-3 国内移籍の手続き

- ① 登録抹消申請
 - (1) 移籍元クラブは「登録抹消申請」を行う。
 - (2) 都道府県サッカー協会は、毎週水曜日の12:00までにクラブから申請のあった登録抹消に対して、不備がないことを確認し、承認する。

- (3) 本協会が最終確認の上、承認する。
- ② 移籍の申請・承認
 - (1) 移籍先クラブは、「追加登録申請」を行う。
 - (2) クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料(分担金)を同協会に支払う。
- (3) 年度の初めにプロ選手が移籍する場合は、2-13(2)の定めるところによる。
- (4) 年度途中にプロ選手が移籍する場合、移籍先クラブは、選手契約書の写しを本協会に提出する(JクラブはJリーグに提出する。本協会はJリーグよりこれを受け取り、保管する)。
- (5) プロ選手がプロ選手として移籍する場合、移籍先クラブ及び移籍元クラブは、次の書類を本協会に提出する。
 - イ. 移籍先クラブ
 - ・「移籍補償金通知書」(書式第13-1号) ※当該移籍が原契約の期間満了前か満了後かにかかわらず必ず提出
 - ・移籍に関する合意書の写し(移籍補償金の金額が明示されたもの)※当該移籍が原契約の 満了前の場合に提出
 - ロ. 移籍元クラブ
 - ・原契約の中途解除に関する合意書等の写し ※当該移籍が原契約の期間満了前の場合に提出
- (6) プロ選手がアマチュア選手として移籍する場合、移籍先クラブ及び移籍元クラブは、次の書類を本協会に提出する。
 - イ. 移籍先クラブ
 - ・「選手登録区分申請書」(書式第1号)(2-1④の申請料を支払う)
 - ロ. 移籍元クラブ
 - ・原契約の中途解除に関する合意書等の写し、※当該移籍が原契約の満了前の場合は提出
- (7) 都道府県サッカー協会は毎週水曜日の12:00までにクラブから申請のあった移籍及び追加登録に対して、不備がないことを確認し、承認する。本協会は、同週の金曜日に登録を承認し、移籍先クラブ及び所属リーグへ通知する。

4. 国内の期限付移籍

4-1 期限付移籍の手続き

① 期限付移籍契約書の締結

期限付移籍を行う場合、移籍元クラブ、移籍先クラブ、選手の三者は、本協会所定の「期限付 移籍契約書」によって契約を締結する。

- ② 移籍先クラブと選手との選手契約の締結
 - (1) 移籍先クラブと選手は、移籍元クラブと選手が締結している選手契約(以下「原契約」という)の期間内で、新たな選手契約(以下「移籍先クラブ選手契約」という)を締結する。
 - (2) 移籍先クラブ選手契約の種類は、原契約と同じ種類とする。
 - (3) 移籍先クラブ選手契約の基本報酬は、原則として原契約と同条件とする。
 - (4) 期限付移籍の最短期間は、本協会基本規程に定める2つの登録ウインド一間の期間とする。
- ③ 移籍手続き

移籍先クラブへの移籍の手続きは、3-3と同様とするが、移籍先クラブが「移籍先クラブ 選手契約」の写しを本協会に提出する際に、「期限付移籍契約書」の写しを添付しなければなら ない。

- ④ 移籍元クラブへの再移籍
 - (1) 年度終了時に期限付移籍の期間が満了した場合、選手は自動的に移籍元クラブへ再移籍される。
 - (2) 年度途中に期限付移籍の期間が満了した場合、移籍先クラブは登録抹消手続きを行い、移籍

元クラブは追加登録の手続きを行わなければならない。

- (3) 期間を延長する場合や完全移籍に変更する場合は、期間満了前に移籍元クラブ、移籍先クラブ、選手の三者が合意し、署名、捺印した書面にて本協会へその旨を通知する。
- (4) 海外の期限付移籍については、上記(1)から(3)までに定める限りではない。
- ⑤ 出場制限に関する取り決めの公表義務

期限付移籍の契約において、移籍元クラブとの試合における選手の出場について何らかの制約条件を設ける場合、移籍先クラブはその条件を公表する義務を負う。

4-2 期限付移籍に関する補償金(期限付移籍補償金)

① 期限付移籍補償金

選手の期限付移籍に関しては、移籍元クラブは、移籍先クラブに対し補償金(以下「期限付移籍補償金」という)を請求することができる。期限付移籍補償金の金額は、移籍先クラブと移籍元クラブの合意によって決定される。移籍先クラブは「期限付移籍補償金通知書」(書式第13-3号)を本協会に提出するものとする。

② 期限付移籍の期間満了後における移籍先クラブへの完全移籍の場合

期限付移籍期間満了後において選手が移籍先クラブに完全に移籍する場合、当該移籍が移籍元クラブと選手との間の契約期間満了前であれば、3-2の定めに従い移籍補償金が発生する。移籍元クラブと選手との契約期間が満了している場合には、移籍補償金は発生しない。

4-3 原契約の更新手続き

移籍期間中に原契約の更新手続きを行う時期が到来した場合、移籍元クラブが必要な更新手続きを行う。ただし、4-2②にいう完全移籍が既に合意されている場合は、移籍先クラブが行う。

4-4 期限付移籍中の契約変更手続き

- (1) 移籍期間中にプロC選手がプロA契約締結条件を満たした場合、1-10に基づき、移籍元クラブがその手続きを行う。
- (2) 上記(1)により、原契約が変更された場合、移籍先クラブにおいても、移籍先クラブ選手契約 を同様に変更する。

5. 国際移籍

5-1 海外からの国際移籍の手続き

- ① 国際移籍証明書の発行
 - (1) 移籍先クラブ(国内)は、当該国のサッカー協会に「国際移籍証明書」を発行させるために、 本協会に次の書類を提出し、申請料(10,000円+消費税)を支払う。
 - イ. 「国際移籍証明書発行申請書」(書式第9号)
 - 口. 選手の経歴書
 - ハ. 選手契約書の写し
 - (2) 本協会は、当該国のサッカー協会に「国際移籍証明書」発行依頼を打電する。
 - (3) 当該国のサッカー協会は、当該移籍について移籍元クラブ(海外)へ確認後「国際移籍証明書」を発行し本協会へ送付する。
- ② 移籍の申請・承認
 - (1) 移籍先クラブは、「継続登録申請」又は「追加登録申請」を行い、次の書類を都道府県サッカー協会に提出する。
 - イ. 「国際移籍選手登録申請書」(書式第6号)

- ロ、「国際移籍証明書」の写し
- ハ、パスポートの写し
- 二. 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し
- ホ. 在留資格が識別できる査証の写し(日本国籍を有する選手を除く)
- (2) クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料(分担金)を同協会に支払う。
- (3) 都道府県サッカー協会は、上記(1)の書類を受け付け、申請を本協会に送付する。
- (4) 当該選手の登録については、2-1③による。
- (5) 本協会は、当該国のサッカー協会が発行した「国際移籍証明書」及びクラブからの書類が全て届いた後、承認を行う。本協会の承認手続きについては、3-3②(7)による。

5-2 海外への国際移籍の手続き

① 国際移籍証明書の発行

- (1) 移籍元クラブ(国内クラブ)は、国際移籍証明書発行のために、「国際移籍証明書発行申請書」(書式第9号)を本協会に提出する。
- (2) 本協会は、当該国のサッカー協会からの要請に基づいて、「国際移籍証明書」を当該国のサッカー協会へ発行する。
- ② 契約途中で国際移籍する場合の補償金の通知

契約途中で国際移籍した場合、移籍元クラブ(国内クラブ)は、「契約途中での国際移籍に関する補償金通知書」(書式第13-2号)を本協会に提出する。

6. 「トレーニング費用」

6-1 適用

アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合の「トレーニング費用」の請求は、以下に定める ところによる。

6-2 「トレーニング費用」

「トレーニング費用」の上限は、選手が在籍したチームにおける満15歳の3月31日翌日の4月1日から満22歳の3月31日までの在籍期間1年につき、次に定める金額とする。なお、いずれの金額も消費税を含むものとする。

| | 4年まで | 5年以降 |
|------------|------|------|
| 直前の在籍団体 | 30万円 | 15万円 |
| 2つ前以前の在籍団体 | 15万円 | 15万円 |

- (1)「トレーニング費用」の請求権を持つチームは、営利法人、財団法人、社団法人、NPO法人又は学校教育法第1条に定める学校(これに準じる団体で本協会が認定したものを含む)に限るものとする。
- (2) 在籍期間が1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合は、当該超過期間は、本条の関係では、1年とみなして計算する。
- (3) 在籍期間の合計が1年未満のチームは、「トレーニング費用」の請求をすることはできない。
- (4) プロ契約締結前の在籍団体は、上記金額の請求権を有するが、プロ契約締結の拒否権を有するものではない。
- (5) プロ契約締結前の在籍団体への連絡は、プロ契約を締結したクラブが行う。

6-3 「トレーニング費用」の請求手続き

「トレーニング費用」の請求手続きは、本協会が別途定める「トレーニング費用に関する運用基準」によるものとする。

7 「トレーニングコンペンセーション」

7-1 適用

選手がプロ選手として所属したクラブにおいて施されたトレーニングに対して支払われるべき補償金(本規則において「トレーニングコンペンセーション」という)は、以下の通りとする。

7-2トレーニング期間

下記に定める期間を以て「トレーニングコンペンセーション」が発生する期間(以下「トレーニング期間」という)とする。

- 当該選手の初めてのプロ契約の有効期間開始日を含む年度の2月1日から当該選手の満21歳 の1月31日までの期間

7-3「トレーニングコンペンセーション」の請求権

下記に定める期日までに移籍が行われる場合に限り、移籍元クラブは、移籍先クラブに対し、「トレーニングコンペンセーション」を請求することができる。

・ 当該選手の満23歳の1月31日の直前の1月1日

7-4「トレーニングコンペンセーション」に関する特記事項

- (1) 本条に定める「トレーニングコンペンセーション」は、プロ選手がプロ選手として移籍した場合に直前のクラブに対してのみ支払われるものとする。
- (2) プロ選手がアマチュアとして移籍する場合、「トレーニングコンペンセーション」は発生しないものとする。ただし、プロ選手がアマチュア選手として移籍し、その移籍が行われた日から30ヵ月以内にプロ契約をした場合、移籍元クラブはプロ契約を締結したクラブに対し、「トレーニングコンペンセーション」を請求することができる。
- (3) 移籍元クラブの第3種チーム、第2種チーム及び第1種チームに(その他のチームに移籍することなしに)連続して登録された選手に関しては、当該第3種チーム及び第2種チームにアマチュアとして登録された期間を「トレーニング期間」に加えて「トレーニングコンペンセーション」を算出し、移籍先クラブに対して請求することができる。
- (4) 特段の合意がない限り、移籍補償金には「トレーニングコンペンセーション」は含まれないものとする。
- (5) プロ選手としての在籍期間が1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合は、当該超過期間は、トレーニングコンペンセーション」の金額の計算との関係では、1年とみなして計算する。ただし、在籍期間の合計が1年未満のクラブの場合は、「トレーニングコンペンセーション」の額は、日割り計算によるものとする。
- (6) 算出された「トレーニングコンペンセーション」の金額に千円未満の端数が生じたときは、 千円に切り上げる。
- (7)「トレーニングコンペンセーション」の金額には一切の税金が含まれる。
- (8) 「トレーニングコンペンセーション」の請求及び支払いに関する手続きは、本協会が別途定める「トレーニングコンペンセーションに関する運用基準」によるものとする。

7-5期限付移籍した選手に関する「トレーニングコンペンセーション」

- (1) 選手が期限付移籍される場合、当該期限付移籍に際しては、「トレーニングコンペンセーション」は発生しないものとする。
- (2) 選手が期限付移籍した期間は、期限付移籍元クラブの「トレーニング期間」に算入されるものとし、期限付移籍の終了後に選手が期限付移籍元クラブから他のクラブ (期限付移籍先クラ

ブを含む)へ移籍する際、期限付移籍元クラブは、期限付移籍した期間を含めた「トレーニング期間」に応じた額の「トレーニングコンペンセーション」を当該他のクラブに対して請求することができる。ただし、期限付移籍元クラブと期限付移籍先クラブとの間に別段の合意がある場合には、期限付移籍先クラブは、「期限付移籍した期間」に応じた額の「トレーニングコンペンセーション」の全部又は一部を期限付移籍元クラブより受け取ることができる。

7-6「トレーニングコンペンセーション」の金額 ([別紙]表-1 参照)

移籍元クラブが移籍先クラブに請求することができる「トレーニングコンペンセーション」の 金額は、移籍元クラブにおける契約の種類、及び、移籍元クラブが契約更新時に当該選手に提示 した金額等により、以下に従うものとする。

- ① プロA選手/プロB選手
 - (1) 契約期間満了前の移籍の場合: 「トレーニングコンペンセーション」算出基準(下記7-7に定めるもの)による
 - (2) 契約更新時に移籍元クラブがプロA契約を提示した場合:「トレーニングコンペンセーション」算出基準による。ただし、提示した次期基本報酬が現基本報酬の50%未満の額である場合は、30万円×在籍年数とする。
 - (3) 契約更新時に移籍元クラブがプロB契約を提示した場合:30万円×在籍年数
 - (4) 契約更新時にクラブが契約更新の意思がない旨提示した場合:なし
- ② プロC選手
 - (1) 契約期間満了前の移籍の場合 :「トレーニングコンペンセーション」算出基準による
 - (2) 契約更新時に移籍元クラブが次期基本報酬として、現基本報酬を下回らない条件のC契約を 提示した場合:「トレーニングコンペンセーション」算出基準による
 - (3) 契約更新時に移籍元クラブが次期基本報酬として、現基本報酬を下回る条件のC契約を提示した場合:30万円×在籍年
 - (4) 契約更新時に移籍元クラブがプロA契約を提示した場合:「トレーニングコンペンセーション」算出基準による
 - (5) 契約更新時に移籍元クラブがプロB契約を提示した場合:30万円×在籍年数
 - (6) 契約更新時にクラブが契約更新の意思がない旨提示した場合:なし
- ③ 社員選手(社員選手(プロ区分)として本協会に登録している選手をいう)
 - 30万円×在籍年数

7-7「トレーニングコンペンセーション」算出基準

(1)「トレーニングコンペンセーション」の金額は、原則として以下の表に示された金額(単年) に当該クラブにおける選手の所属年数を乗じた額として算出されるものとする。この関係で、 地域リーグ又は都道府県リーグのクラブは、表中のJFLに等しい扱いとする。

| 移籍先クラブ 移籍元クラブ | J1 | J2 | J3·JFL |
|------------------|-------|-------|--------|
| Jリーグ・JFL | 800万円 | 400万円 | 100万円 |

(2) 第3種チームに関する「トレーニングコンペンセーション」(満12歳3月31日翌日の4月1日から満15歳3月31日までの期間に関する「トレーニングコンペンセーション」)は、以下の金額に当該チームにおける所属年数を乗じた額として算出されるものとする。この関係で、地域リーグ又は都道府県リーグのクラブは、表中のJFLに等しい扱いとする。

| 移籍元クラブ | J1 | J2 | J3·JFL |
|----------|----|-------|--------|
| Jリーグ・JFL | | 100万円 | |

8. 支度金

8-1 支度金

クラブは、新規採用した選手又は移籍した選手に対し、Jリーグ理事会が制定する「支度金支給 基準規程」の金額を上限として、支度金を支払うことができる。なお、いずれの金額も消費税を含むものとする。

8-2 支度金支給基準規程

(単位:万円)

| 費目~支払対象 独身者 | | | 妻帯者(配偶者のみ) 妻帯者(同居扶養家族 | | | | |
|-------------|---------|------------------|-----------------------|-----------|--|--|--|
| 住居費 | | 80(1DK) 100(2DK) | | 150(3LDK) | | | |
| 子供用品等 | | 0 0 50 | | | | | |
| 家具等 | 電化製品 | 100 | | | | | |
| 以 共守 | その他の家具等 | | 100 | | | | |
| | 自動車 | 100 | | | | | |
| | 合計 | 380 | 400 | 500 | | | |

① 支給時期

- (1) 初めてプロ契約選手として、統一契約を締結するとき。
- (2) プロ契約選手として移籍するとき。ただし、支度金に該当する費用が伴う場合のみ。

② 支払対象区分

- (1) 独身者
- (2) 妻帯者 (配偶者のみ)
- (3) 妻帯者でかつ同居の扶養家族がいる場合

③ 支度金該当費目

- (1) 住居費
- (2) 家具等
- (3) 子供用品等
- (4) 自動車

4) その他

クラブは、選手に対し、引越し費用及び引越しに関わる交通費、宿泊費の実費を支給することができる。

9. 改正

本規則の改正は、本協会の理事会の決議に基づきこれを行う。

10. 施行

本規則は、2014年 2月1日より施行する。

11. 改正

- 2012年11月22日
- 2012年12月20日
- 2013年12月19日(2014年2月1日施行)
- 2014年12月18日

表-1 <契約の種類の違いについて> (本規則 1-3、1-4、1-6及び7-6 関連)

[別紙]

| 登録 区分 | | 選手種類 | | 人数制限 | 契約締結 条件 | 報酬 | トレーニングコンペンセーション |
|----------|--------------|---|---|--------------------|----------------------------|--|--|
| | | プロA選手 契約書の色 ホワイト | 右締結し、A を を を を を を を の 条 に の を の を の の の の の の の の の の の の の | 25名 以内 | 規定は合 出場 又はかを3年 経過 | 基本報酬 460万円/年以上 ただし、A契約初締結時 は670万円/年以下とす る 変動報酬 制限なし。 | プロ A 契約提示時: 算出基準による プロB 契約、又は、現報酬の 50%未 |
| プ | 統一契約選手 | プロ B選手 契約書の色 ブルー | プロA条件が、 対統にした対した契したが、 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 ののののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 | 制限なし | 同上 | 基本報酬 460万円/年以下 変動報酬 制限なし。ただし、出場プレミアムを設定する場合 は47,620円/試合以下 とする | 満のA契約提示時: 30万円×在籍年数 クラブに契約更新する意思がない 場合: 無し |
| П | | プロC選手 契約書の色 グリーン | プ締満な選手 の名楽しプ手 | 制限なし | なし | 基本報酬 460万円/年以下 変動報酬 出場プレミアム(47, 620 円/試合以下)・勝利プレミ アムのみ可 | 現基本報酬を下回らないC契約、 又はA契約提示時: 算出基準による 現基本報酬を下回るC契約、又は B契約提示時: 30万円×在籍年数 クラブに契約更新する意思がなかった場合: 無し |
| | その他 | 統一契約以外の契約を締結 した外国籍選手 法人と雇用契約のみを締結 した選手(社員選手) | | プロA選 手として 扱う | なし | _ | _ |
| | 12 | | | 制限なし | | - | 30万円×在籍年数 |
| アマチュア | 777517 選手 | 報酬又は利益 ことなくプレーで | | 制限 なし | _ | _ | ※「トレーニング費用」 |

※報酬には、消費税を除く、所得税、住民税その他の税金を含むものとする。

表-2<試合出場時間のカウントについて>(本規則1-3関連)

| 試 | 合状況 | 実時間(経過時間) | 公式記録の時間表記 | OUT選手の出場時間 | IN選手の出場時間 (90分試合) | IN選手の出場時間 (120分試合) |
|---------------|---------------------|------------------------|---|------------|----------------------|-----------------------|
| | 0分(1分未満) | 00:01 ~ 00:59 | 1 | 1 | 89 | 119. |
| | | 1:00 | 11 | 11 | 89 | 119 |
| | | 01:01 ~ 01:59 | 2 | 2 | 88 | 118 |
| 前半 | 1分~44分 | 2:00 | 2 | 2 | 88 | 118 |
| 811- | 137-4437 | 02:01 ~ 02:59 | 3 | 3 | 87 | 117 |
| | | ••• | ••• | ••• | *** | ••• |
| | | 44:00 | 44 | 44 | 46 | 76 |
| | 44分1秒以降 | 44:01 ~ 44:59 | 45 | 44 | 46 | 76 |
| | | 45:00 | 45 | | | |
| | | 45:01 ~ 45:59 | 45+1 | 1 | | |
| アディショナルタイム | - | 46:00 | 45+1 | 44 | 46 | 76 |
| | | 46:01 ~ 46:59 | 45+2 | 1 | | |
| | | ••• | ••• | 1 | | |
| | 前半終了後/バ | ーフタイム | 46* | 45 | 45 | 75 |
| | 0分(1分未満) | 45:01 ~ 45:59 | 46 | 46 | 44 | 74 |
| | | 46:00 | 46 | 46 | 44 | 74 |
| | | 46:01 ~ 46:59 | 47 | 47 | 43 | 73 |
| 後半 | 46分~89分 | *** | ••• | | *** | ••• |
| | | 89:00 | 89 | 89 | 1 | 31 |
| | 89分01秒以降 | 89:01 ~ 89:59 | 90 | 89 | 1 | 31 |
| | | 90:00 | 90 | | • | |
| | _ | 90:01 ~ 90:59 | 90+1 | 1 | | |
| アディショナルタイム | | 91:00 | 90+1 | 89 | 1 | 31 |
| 77 17378714 | | 91:01 ~ 91:59 | 90+2 | 50 | • | " |
| | | 91.01 91.09 | 30.2 | i | | |
| | 後半終了後/3 | | 91* | 90 | | 30 |
| | 0分(1分未満) | 90:01 ~ 90:59 | 91 | 91 | | 29 |
| | 0/3 (1/3/4/4/) | 91:00 | 91 | 91 | | 29 |
| | 91分~104分 | 91:01 ~ 91:59 | 92 | 92 | | 28 |
| | | *** | • | | / | |
| 延長前半 | | 103:42 | 104 | 104 | 1 / | 16 |
| | | 100.72 | | | / | |
| | | 104:00 | 104 | 104 | / | 16 |
| | 104分01秒以降 | 104:00 ~ 104:59 | 105 | 104 | | 16 |
| | 104万0149556年 | | | 104 | | - 10 |
| | | 105:00 | 105 | ł | | |
| ent a min had | _ | 105:01 ~ 105:59 | 105+1 | 104 | | 10 |
| アディショナルタイム | _ | 108:00 | 105+1 | 104 | | 16 |
| | | 108:01 ~ 106:59 | 105+2 | | 1 | |
| | 1 P 40 11 40 7 40 7 | T EI (6) 16 MILLS 1994 | | | / | |
| 2 | 正县前半終了後// | | 106* | 105 | / | 15 |
| | 0分(1分未満) | 105:01 ~ 105:59 | 106 | 106 | i | 14 |
| | | 108:00 | 106 | 108 | | 14 |
| | | 106:01 ~ 106:59 | 107 | 107 | | 13 |
| 延長後半 | 106分~119分 | ••• | *** | ••• | | ••• |
| | | 114:18 | 115 | 115 | | 5 |
| ; | | ••• | *** | *** | | ••• |
| | | 119:00 | 119 | 119 | 1 | 1 |
| | 119分01秒以降 | 119:01 ~ 119:59 | 120 | 119 | / | 1 |
| | | 120:00 | 120 | ļ | | |
| | | 120:01 ~ 120:59 | 120+1 | ļ | 1 | |
| アディショナルタイム | - | 121:00 | 120+1 | 119 | | 1 |
| | | 121:01 ~ 121:59 | 120+2 | | | |
| | | ••• | | | | |
| | 延長後半 | 終了後 | | | | |

※フル出場選手の出場時間:90分(延長の場合は120分)

図-1 <アマチュアから初めてプロ契約を締結する時の流れ> (本規則 1-4 関連)

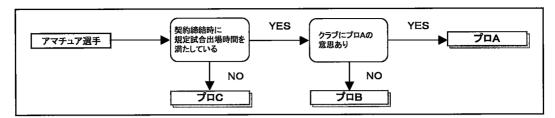
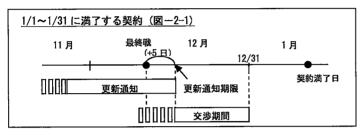


図-2 〈契約更新に関する更新通知期限と交渉期間〉 (本規則 1-8及び1-9 関連)



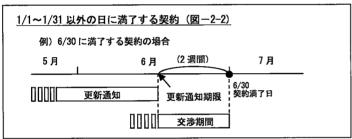
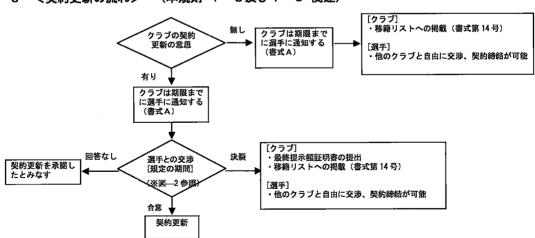
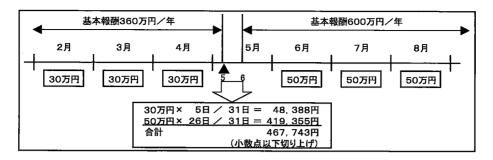


図-3 〈契約更新の流れ〉 (本規則 1-8及び1-9 関連)



※上記にかかわらず、契約満了 6ヵ月前以降において、クラブへの通知があれば、他クラブは選手と交渉・新たな契約の締結が可能。 ※B契約の更新又は前年を下回る条件でのC契約更新時は、交渉中であっても選手の希望により移籍リストへ掲載。

図-4 <契約変更月の基本報酬計算方法(試合日が5月5日の場合)>(本規則1-11関連)



以上



日本サッカー協会選手契約書

〔プロA契約書〕

_ (以下「クラブ」という)と __

__(以下「選手」という) とは、選手が

クラブのためにプロ選手としてサッカー活動を行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 [賦実義務]

- ① 選手は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「協会」という)およびクラブが加盟するリーグ、連盟等(以下「リーグ等」という)の諸規程を遵守するとともにクラブの諸規則を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。
- ② 選手は、プロ選手として自己の全ての能力を最大限にクラブに提供するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に 努めなければならない。
- ③ 選手は、プロ選手として公私ともに日本サッカー界の模範たるべきことを認識し、日本サッカーの信望を損なうことのないよう努めなければな らない。

第2条 〔履行義務〕

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- (1) クラブの指定するすべての試合への出場
- (2) クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブにより支給されたユニフォームー式およびトレーニングウェアの使用
- (5) クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- (6) クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
- (7) 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) 協会、リーグ等の指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- (10) 居住場所に関する事前のクラブの同意の取得
- (11) 副業に関する事前のクラブの同意の取得
- (12) その他クラブが必要と認めた事項

第3条 〔禁止事項〕

選手は、次の各事項を行ってはならない。

- (1) クラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合、トレーニングに関する事項(試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等)の部外者への開示
- (3) 協会のドーピング防止規程に抵触する行為
- (4) クラブ、協会およびリーグ等の承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加または関与
- (5) 本契約履行の妨げとなる第三者との契約の締結
- (6) クラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合等への参加
- (7) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (8) その他クラブにとって不利益となる行為

第4条 〔報 酬〕

クラブは選手に対し、次の報酬を支払う。ただし、当該報酬には消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金を含むものとする。

(1)基本報酬

・総額 金_____円 (ヶ月分) (月額 金____円 ただし、月は___円)

(2)変動報酬、その他の報酬についてはクラブと選手が別途合意した基準による。

第5条 [費用の負担]

選手がクラブのために旅行する期間の交通費および宿泊費はクラブが負担する。

第6条 〔休 暇〕

選手は、競技シーズン終了後に連続して2週間以上の休暇を受けることができる。ただし、選手は、休暇を休養の目的に利用しなければな らない。

第7条 〔疾病および傷害〕

- ① 選手は疾病または傷害に際しては速やかにクラブに通知し、クラブの指示に従わなければならない。
- ② 本契約の履行に直接起因する選手の疾病または傷害につき、クラブの指定する医師が治療ないし療養を必要と認めた場合、その治療に要する費用は、社会保険の自己負担分に限りクラブが負担する。
- ③ 前項の疾病または傷害により、選手が一時的に競技不能となった場合、クラブは、その競技不能の期間中、基本報酬を支払わなければならない。ただし、競技不能の期間中に本契約が期間満了その他の理由により終了したときは、その時点でクラブの支払義務は消滅する。

第8条 〔選手の肖像等の使用〕

- ① クラブが本契約の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等(以下「選手の肖像等」という)を報道・放送において使用することについて、 選手は何ら権利を有しない。
- ② 選手は、クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動(以下「広告宣伝等」という)に原則として無償で協力しなければならない。
- ③ クラブは、選手の肖像等を利用してマーチャンダイジング(商品化)を自ら行う権利を有し、また協会、リーグ等に対して、その権利を許諾することができる。
- ④ 選手は、次の各号について事前にクラブの書面による承諾を得なければならない。
 - (1) テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
 - (2) 選手の肖像等の使用およびその許諾(インターネットを含む)
 - (3) 新聞・雑誌取材への応諾
 - (4) 第三者の広告宣伝等への関与

⑤ 第3項において、選手個人単独の肖像写真を利用した商品を製造し、有償で頒布する場合、または前項の出演もしくは関与に際しての対価の分配は、クラブと選手が別途協議して定める。

第9条 [クラブによる契約解除]

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由が選手において発生した場合、クラブは、選手に対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
 - (1) 本契約の定めに違反した場合において、クラブが改善の勧告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視したとき
 - (2) 疾病または傷害によりサッカー選手としての運動能力を永久的に喪失したとき
 - (3) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
 - (4) 自らの責に帰すべき事由により、本契約の目的に支障をきたす6ヶ月以上の試合出場停止処分を受けたとき
 - (5) クラブの秩序風紀を著しく乱したとき
- ② 前項に基づき本契約を解除したクラブは、選手に対し、解除通知の発信した日の属する月までの基本報酬を支払うものとする。

第10条 〔選手による契約解除〕

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由がクラブにおいて発生した場合、選手は、クラブに対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
 - (1) 本契約に基づく報酬等の支払いを約定日から14日を超えて履行しないとき
 - (2) リーグ等が出場を義務づける試合に正当な理由なく連続して3試合以上出場しなかったとき
 - (3) リーグ等から除名されたとき
- ② 前項に基づき本契約を解除した選手は、本契約の残存期間分の基本報酬を受け取ることができる。

第11条 〔制 裁〕

選手につき次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、クラブは、選手に対し、戒告もしくは制裁金またはこれらの双方を課する ことができる。

- (1) 出場した試合において警告、退場または出場停止の処分を受けたとき
- (2) クラブの指示命令に従わなかったとき
- (3) クラブの秩序風紀を乱したとき
- (4) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

第 12 条 〔有効期間および更新手続き〕

- ② クラブは、協会の規則に定められた期限までに、選手に対し更新に関する通知を書面により行わなければならない。
- ③ 前項の通知を怠った場合、クラブには契約を締結する意思がないものとみなし、選手はクラブに対し、移籍リストへの登録を請求することができる。

第13条 [修 正]

本契約は、クラブおよび選手の署名または押印ある文書によってのみ修正され得るものとし、口頭による修正は効力をもたないものとする。

第14条 〔準拠法〕

本契約は、日本法によって解釈されるものとする。

第15条 [紛争の解決]

- ① 本契約の解釈または本契約の履行に関してクラブと選手との間に紛争が生じたときは、クラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の 上解決する。
- ② 前項の協議を申し入れた後 30 日を経過しても紛争が解決しないときは、クラブまたは選手は、リーグ等または協会の規程の定めにより、リーグ等または協会に紛争解決を求めることができる。

第16条 [保管]

本契約書は同時に正本2通を作成し、クラブの代表者および選手が署名し、それぞれ1通ずつを保管する。

| 契約 | 締結日 :年月日 | | | | | |
|----|-----------------------------|-------------|--------|--------|-------------|--|
| | (住所) | (住所) | | | | |
| | (クラブ名) | (選手) | | | | |
| | (代表者) | (生年月日) | 年 | 月 | 月 | |
| ※選 | 手が未成年者の場合、法定代理人(親権者または後見人)の | 署名/選手エージェント | が関与するな | 場合、その道 | 選手エージェントの署名 | |
| | (住所) | (住所) | | | | |
| | (氏名) | (氏名) | | | | |



日本サッカー協会選手契約書

〔プロB契約書〕

(以下「クラブ」という)と

(以下「選手」という) とは、選手が

クラブのためにプロ選手としてサッカー活動を行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 [誠実義務]

- ① 選手は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「協会」という)およびクラブが加盟するリーグ、連盟等(以下「リーグ等」という)の諸規程を遵守するとともにクラブの諸規則を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。
- ② 選手は、プロ選手として自己の全ての能力を最大限にクラブに提供するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に 努めなければならない。
- ③ 選手は、プロ選手として公私ともに日本サッカー界の模範たるべきことを認識し、日本サッカーの信望を損なうことのないよう努めなければな らない。

第2条 [履行義務]

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- (1) クラブの指定するすべての試合への出場
- (2) クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブにより支給されたユニフォームー式およびトレーニングウェアの使用
- (5) クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- (6) クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
- (7) 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) 協会、リーグ等の指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- (10) 居住場所に関する事前のクラブの同意の取得
- (11) 副業に関する事前のクラブの同意の取得
- (12) その他クラブが必要と認めた事項

第3条 〔禁止事項〕

選手は、次の各事項を行ってはならない。

- (1) クラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合、トレーニングに関する事項(試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等)の部外者への開示
- (3) 協会のドーピング防止規程に抵触する行為
- (4) クラブ、協会およびリーグ等の承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加または関与
- (5) 本契約履行の妨げとなる第三者との契約の締結
- (6) クラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合等への参加
- (7) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (8) その他クラブにとって不利益となる行為

第4条 〔報酬〕

クラブは選手に対し、次の報酬を支払う。ただし、当該報酬には消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金を含むものとする。

(1)基本報酬

・総額 金_____円(ヶ月分) (月額 金____円 ただし、月は____円)

(2) 変動報酬、その他の報酬についてはクラブと選手が別途合意した基準による。

第5条 〔費用の負担〕

選手がクラブのために旅行する期間の交通費および宿泊費はクラブが負担する。

第6条 〔休 暇〕

選手は、競技シーズン終了後に連続して2週間以上の休暇を受けることができる。ただし、選手は、休暇を休養の目的に利用しなければならない。

第7条 [疾病および傷害]

- ① 選手は疾病または傷害に際しては速やかにクラブに通知し、クラブの指示に従わなければならない。
- ② 本契約の履行に直接起因する選手の疾病または傷害につき、クラブの指定する医師が治療ないし療養を必要と認めた場合、その治療に要する費用は、社会保険の自己負担分に限りクラブが負担する。
- ③ 前項の疾病または傷害により、選手が一時的に競技不能となった場合、クラブは、その競技不能の期間中、基本報酬を支払わなければならない。ただし、競技不能の期間中に本契約が期間満了その他の理由により終了したときは、その時点でクラブの支払義務は消滅する。

第8条 [選手の肖像等の使用]

- ① クラブが本契約の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等(以下「選手の肖像等」という)を報道・放送において使用することについて、 選手は何ら権利を有しない。
- ② 選手は、クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動(以下「広告宣伝等」という)に原則として無償で協力しなければならない。
- ③ クラブは、選手の肖像等を利用してマーチャンダイジング(商品化)を自ら行う権利を有し、また協会、リーグ等に対して、その権利を許諾することができる。
- ④ 選手は、次の各号について事前にクラブの書面による承諾を得なければならない。
 - (1) テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
 - (2) 選手の肖像等の使用およびその許諾(インターネットを含む)
 - (3) 新聞・雑誌取材への応諾
 - (4) 第三者の広告宣伝等への関与

⑤ 第3項において、選手個人単独の肖像写真を利用した商品を製造し、有償で頒布する場合、または前項の出演もしくは関与に際しての対価の分配は、クラブと選手が別途協議して定める。

第9条 [クラブによる契約解除]

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由が選手において発生した場合、クラブは、選手に対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
 - (1) 本契約の定めに違反した場合において、クラブが改善の勧告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視したとき
 - (2)疾病または傷害によりサッカー選手としての運動能力を永久的に喪失したとき
 - (3) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
 - (4) 自らの責に帰すべき事由により、本契約の目的に支障をきたす6ヶ月以上の試合出場停止処分を受けたとき
 - (5) クラブの秩序風紀を著しく乱したとき
- ② 前項に基づき本契約を解除したクラブは、選手に対し、解除通知の発信した日の属する月までの基本報酬を支払うものとする。

第10条 [選手による契約解除]

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由がクラブにおいて発生した場合、選手は、クラブに対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
 - (1) 本契約に基づく報酬等の支払いを約定日から14日を超えて履行しないとき
 - (2) リーグ等が出場を義務づける試合に正当な理由なく連続して3試合以上出場しなかったとき
 - (3) リーグ等から除名されたとき
- ② 前項に基づき本契約を解除した選手は、本契約の残存期間分の基本報酬を受け取ることができる。

第11条 〔制 裁〕

選手につき次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、クラブは、選手に対し、戒告もしくは制裁金またはこれらの双方を課することができる。

- (1) 出場した試合において警告、退場または出場停止の処分を受けたとき
- (2) クラブの指示命令に従わなかったとき
- (3) クラブの秩序風紀を乱したとき
- (4) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

第12条 〔有効期間および更新手続き〕

- ① 本契約の有効期間は、______年___月___日から_____年___月__日までとする。
- ② クラブは、協会の規則に定められた期限までに、選手に対し更新に関する通知を書面により行わなければならない。
- ③ 前項の通知を怠った場合、クラブには契約を締結する意思がないものとみなし、選手はクラブに対し、移籍リストへの登録を請求することができる。

第13条 [修 正]

本契約は、クラブおよび選手の署名または押印ある文書によってのみ修正され得るものとし、口頭による修正は効力をもたないものとする。

第14条 〔準拠法〕

本契約は、日本法によって解釈されるものとする。

第15条 [紛争の解決]

- ① 本契約の解釈または本契約の履行に関してクラブと選手との間に紛争が生じたときは、クラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の 上解決する。
- ② 前項の協議を申し入れた後 30 日を経過しても紛争が解決しないときは、クラブまたは選手は、リーグ等または協会の規程の定めにより、リーグ等または協会に紛争解決を求めることができる。

第16条 〔保 管〕

本契約書は同時に正本2通を作成し、クラブの代表者および選手が署名し、それぞれ1通ずつを保管する。

| 契約締結日 :年月月 | 1 | | | | |
|---------------------|-----------------------|--------|--------|--------------------|--|
| (住所) | (住所) | | | | |
| (クラブ名) | (選手) | | | | |
| (代表者) | (生年月日) | 年 | 月 | H | |
| ※選手が未成年者の場合、法定代理人(親 | 権者または後見人)の署名/選手エージェント | が関与する場 | 場合、その達 | 選手エージェントの署名 | |
| (住所) | (住所) | | | | |
| (氏名) | (氏名) | | | | |



日本サッカー協会選手契約書

[プロC契約書]

(以下「クラブ」という)と

(以下「選手」という) とは、選手が

クラブのためにプロ選手としてサッカー活動を行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 〔誠実義務〕

- ① 選手は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「協会」という)およびクラブが加盟するリーグ、連盟等(以下「リーグ等」という)の諸規程を遵守するとともにクラブの諸規則を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。
- ② 選手は、プロ選手として自己の全ての能力を最大限にクラブに提供するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に 努めなければならない。
- ③ 選手は、プロ選手として公私ともに日本サッカー界の模範たるべきことを認識し、日本サッカーの信望を損なうことのないよう努めなければな らない。

第2条 [履行義務]

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- (1) クラブの指定するすべての試合への出場
- (2) クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブにより支給されたユニフォームー式およびトレーニングウェアの使用
- (5) クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- (6) クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
- (7) 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) 協会、リーグ等の指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- (10) 居住場所に関する事前のクラブの同意の取得
- (11) 副業に関する事前のクラブの同意の取得
- (12) その他クラブが必要と認めた事項

第3条 〔禁止事項〕

選手は、次の各事項を行ってはならない。

- (1) クラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合、トレーニングに関する事項(試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等)の部外者への開示
- (3) 協会のドーピング防止規程に抵触する行為
- (4) クラブ、協会およびリーグ等の承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加または関与
- (5) 本契約履行の妨げとなる第三者との契約の締結
- (6) クラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合等への参加
- (7) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (8) その他クラブにとって不利益となる行為

第4条 [報酬]

クラブは選手に対し、次の報酬を支払う。ただし、当該報酬には消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金を含むものとする。

(1) 基本報酬

| ・総額 | 金_ | <u> </u> | (ヶ月分) | |
|-----|----|----------|--------|---|
| (月額 | 金_ | | ただし、月は | 円 |

(2)変動報酬、その他の報酬についてはクラブと選手が別途合意した基準による。

第5条 〔費用の負担〕

選手がクラブのために旅行する期間の交通費および宿泊費はクラブが負担する。

第6条 〔休 暇〕

選手は、競技シーズン終了後に連続して2週間以上の休暇を受けることができる。ただし、選手は、休暇を休養の目的に利用しなければならない。

第7条 [疾病および傷害]

- ① 選手は疾病または傷害に際しては速やかにクラブに通知し、クラブの指示に従わなければならない。
- ② 本契約の履行に直接起因する選手の疾病または傷害につき、クラブの指定する医師が治療ないし療養を必要と認めた場合、その治療に要する費用は、社会保険の自己負担分に限りクラブが負担する。
- ③ 前項の疾病または傷害により、選手が一時的に競技不能となった場合、クラブは、その競技不能の期間中、基本報酬を支払わなければならない。ただし、競技不能の期間中に本契約が期間満了その他の理由により終了したときは、その時点でクラブの支払義務は消滅する。

第8条 [選手の肖像等の使用]

- ① クラブが本契約の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等(以下「選手の肖像等」という)を報道・放送において使用することについて、 選手は何ら権利を有しない。
- ② 選手は、クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動(以下「広告宣伝等」という)に原則として無償で協力しなければならない。
- ③ クラブは、選手の肖像等を利用してマーチャンダイジング(商品化)を自ら行う権利を有し、また協会、リーグ等に対して、その権利を許諾することができる。
- ④ 選手は、次の各号について事前にクラブの書面による承諾を得なければならない。
 - (1) テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
 - (2) 選手の肖像等の使用およびその許諾(インターネットを含む)
 - (3) 新聞・雑誌取材への応諾
 - (4) 第三者の広告宣伝等への関与

⑤ 第3項において、選手個人単独の肖像写真を利用した商品を製造し、有償で頒布する場合、または前項の出演もしくは関与に際しての対価の分配は、クラブと選手が別途協議して定める。

第9条 〔クラブによる契約解除〕

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由が選手において発生した場合、クラブは、選手に対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
 - (1) 本契約の定めに違反した場合において、クラブが改善の勧告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視したとき
 - (2) 疾病または傷害によりサッカー選手としての運動能力を永久的に喪失したとき
 - (3) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
 - (4) 自らの責に帰すべき事由により、本契約の目的に支障をきたす6ヶ月以上の試合出場停止処分を受けたとき
 - (5) クラブの秩序風紀を著しく乱したとき
- ② 前項に基づき本契約を解除したクラブは、選手に対し、解除通知の発信した日の属する月までの基本報酬を支払うものとする。

第10条 〔選手による契約解除〕

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由がクラブにおいて発生した場合、選手は、クラブに対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
 - (1) 本契約に基づく報酬等の支払いを約定日から14日を超えて履行しないとき
 - (2) リーグ等が出場を義務づける試合に正当な理由なく連続して3試合以上出場しなかったとき
 - (3) リーグ等から除名されたとき
- ② 前項に基づき本契約を解除した選手は、本契約の残存期間分の基本報酬を受け取ることができる。

第11条 〔制 裁〕

選手につき次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、クラブは、選手に対し、戒告もしくは制裁金またはこれらの双方を課することができる。

- (1) 出場した試合において警告、退場または出場停止の処分を受けたとき
- (2) クラブの指示命令に従わなかったとき
- (3) クラブの秩序風紀を乱したとき
- (4) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

第12条 〔有効期間および更新手続き〕

- ① 本契約の有効期間は、 年 月 日から _____ 年 ____ 月 ____ 日までとする。
- ② クラブは、協会の規則に定められた期限までに、選手に対し更新に関する通知を書面により行わなければならない。
- ③ 前項の通知を怠った場合、クラブには契約を締結する意思がないものとみなし、選手はクラブに対し、移籍リストへの登録を請求することができる。
- ④プロC契約の締結期間は3年(他クラブとのプロC契約実績がある場合はそれを合算する)を条件とし、当該期間を超えてプロ選手として契約をする場合、プロA契約またはプロB契約を締結するものとする。
- ⑤選手がプロA契約締結条件を満たした場合、選手とクラブは本契約(プロC契約)を破棄し、新たにプロA契約またはプロB契約を締結するものとする。

第13条 [修 正]

本契約は、クラブおよび選手の署名または押印ある文書によってのみ修正され得るものとし、口頭による修正は効力をもたないものとする。

第14条 〔準拠法〕

本契約は、日本法によって解釈されるものとする。

第15条 〔紛争の解決〕

- ① 本契約の解釈または本契約の履行に関してクラブと選手との間に紛争が生じたときは、クラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の 上解決する。
- ② 前項の協議を申し入れた後 30 日を経過しても紛争が解決しないときは、クラブまたは選手は、リーグ等または協会の規程の定めにより、リーグ等または協会に紛争解決を求めることができる。

第16条 [保管]

本契約書は同時に正本2通を作成し、クラブの代表者および選手が署名し、それぞれ1通ずつを保管する。

| 契約級 | 卷結日 :年月日 | | | | |
|-----|-----------------------------|--------------|--------|-------|------------|
| | (住所) | (住所) | | | |
| | (クラブ名) | (選手) | | | |
| | (代表者) | (生年月日) | 年 | 月 | B |
| ※選= | 手が未成年者の場合、法定代理人(親権者または後見人)の | 署名/選手エージェントか | ぶ関与する場 | 合、その選 | 手エージェントの署名 |
| | (住所) | (住所) | | | |
| | (氏名) | (氏名) | | | |



期限付移籍契約書

[日本サッカー協会指定書式]

| (以下「移籍元クラブ」という)、(|
|---|
| 下「選手」という)と(以下「移籍先クラブ」という)とは、選手 |
| 期限付移籍に関し、次のとおり契約を締結する。 |
| 第1条〔移籍〕 |
| 移籍元クラブと移籍先クラブとは、選手の同意に基づき、 年 月 日から |
| <u>年月</u> までの期間、選手を移籍先クラブに期限付移籍させる。 |
| 第2条〔移籍先クラブ選手契約の優先〕 |
| 選手が移籍先クラブに移籍している期間(以下「移籍期間」という)については、移籍先クラブ |
| 選手の間に締結される契約(以下「移籍先クラブ選手契約」という)が、移籍元クラブと選手の間(|
| 締結される契約(以下「原契約」という)に優先し、移籍先クラブ選手契約のみが適用されるもの。 |
| する。なお、原契約の有効期間はこれによって影響を受けないものとする。 |
| 第3条〔移籍期間中の報酬等〕 |
| ① 移籍期間中の報酬等について移籍先クラブと選手とは、移籍先クラブ選手契約を締結する。 |
| ② 移籍先クラブ選手契約に定める基本報酬額は、原則として原契約と同条件とする。 |
| ③ 選手は、交通費、宿泊費および引っ越し費用の実費を、移籍するときは移籍先クラブに、再 |
| 籍するときは移籍元クラブにそれぞれ請求することができる。 |
| 第4条〔移籍補償金〕 |
| 移籍期間満了後、選手が移籍先クラブに完全に移籍する場合、移籍元クラブが移籍先クラブに請 |
| することができる移籍補償金は、次の各号のとおりとする。 |
| (1) 原契約の期間満了前に完全移籍する場合 : 移籍元クラブと移籍先クラブとが合意した額 |
| (2) 原契約の期間満了後に完全移籍する場合 : 移籍補償金は発生しない |
| 第5条〔原契約の更新手続き〕 |
| 第3米 (原央制の更新手続き) 移籍期間中に原契約の更新手続きを行う時期が到来した場合、移籍元クラブが必要な諸手続きを |
| う。ただし、移籍元クラブ、移籍先クラブおよび選手の三者において完全なる移籍に関する合意が |
| に為されている場合は、移籍先クラブが行うものとする。 |
| |
| 第6条【移籍期間中の契約変更】 |
| 移籍期間中にプロA契約締結条件を満していない選手が、当該締結条件を満たした場合、以下のF |
| 容の契約に変更する。尚、変動報酬は移籍元クラブおよび移籍先クラブと選手との間において別途に |
| めるものとする。 |
| (1) 契約書式 :契約書 |
| (2) 基本報酬(年額): |
| ただし、上記報酬には消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金を含むものとする。 |

第7条〔メディカルチェック〕

- ① 移籍先クラブは、選手を移籍期間開始前に移籍元クラブが同意する医師によるメディカルチェックを行うことができ、選手が移籍先クラブ選手契約の義務を充分に果たせないと判断した場合は、本契約を即刻解約することができる。
- ② 移籍元クラブは、移籍期間満了前に移籍先クラブが同意する医師によるメディカルチェックを 行うことができる。

第8条〔選手の傷害・疾病等〕

移籍期間中における選手の健康管理、傷害・疾病予防および治療については、移籍先クラブがその 責任を負う。

第9条 [再移籍]

- ① 移籍期間中選手が移籍先クラブにおいてサッカー選手としての運動能力を著しく喪失したことが第7条第2項のメディカルチェックにより判明した場合、移籍元クラブの選択により選手を再移籍させないことができる。
- ② 移籍元クラブが前項の選択を行った場合、原契約残存期間の移籍元クラブの基本報酬支払い義務は、移籍先クラブが移籍元クラブに代わって履行する。ただし、移籍元クラブが支払うべき成果プレミアム等の報酬については、この限りではない。

第10条 [選手肖像の使用]

移籍期間中においても移籍元クラブは選手の肖像を使用することができる。ただし、移籍元クラブ のユニフォームを着用しているもの、または移籍前に撮影した映像、スチル写真等に限る。

以上、本契約締結の証として本書3通を作成し、各当事者が記名捺印のうえ各1通ずつを保有する。

年 月 日

移籍元クラブ

[FI]

移籍先クラブ

[印]

選手

[印]

印



選手登録区分申請書

チーム登録番号:

種別:

代表者名:

チーム名:_____

| | フリガナ | | | | | | | | | | | |
|----|--|------|--------------|-------------|---------------------------|-------|---|-------------|--------------------|--------|------|----------|
| | 選手名 | | | | | | | | | | | |
| 選 | 手登録番号 | | [|]] ! | | ! | | 1 ! ! | | | | |
| 4 | 生年月日 ————— | | | 19 | 年 | 月 | Ħ | [|]才 | | | |
| | | | 登録区 | 分(い | ずれかに〇 |) | | | 申請料 | ä | 及付書與 | A |
| 1 | プロ選手 統一契約 (A · B · C) 、非統一契約 | | | | | | | 码 | * 年度あたり 10,000円 | 契約書の写し | | |
| 2 | アマチュア選手 ⇒ プロ選手 への変更 統一契約 (A · B · C) 、非統一契約 | | | | | | | 契約 | * 1回あたり 10,000円 | 契約書の写し | | |
| 3 | プロ選手 : | ⇒ アマ | ?チ ュブ | ア選手 | への変更 | | | | * 1回あたり 5,000円 | | - | |
| | ※期 | 限付移 | 籍の場 | 合は、「 | 籍する際の 期限付移籍 してください。 | 契約書」も | | | o | | | |
| 理番 | | İ | | | | | | 申 | 請日:西暦 | 年 | 月 | 日 |



国際移籍選手登録申請書

| | ı | # Y | 35.1 | 少不同 | ĮZ. | 5] . | 五 邓 | T | 門 | | | | | |
|---|--------------------|----------------------|-----------------|-----------------------|--------------------|------------------|--------------|-------|---------|-------------|-------------|---------------------------------------|-------|-----------|
| | チ | ーム名 | | フリガナ | | | | | | | | | | |
| | | | | 漢字: | | | | | | | | | | |
| | | | 英字 | (必須) : | | | | | | | | | | |
| | | | | 種別: | | | | チー | -ム登録 | 番号: | | | | Ш |
| | | | 代 | 表者名: | | | | | | | | | E | ≑p |
| | 連 | 絡担当 | 者 | 氏名: | _ | | | | | | | | | |
| | | | | 住所: | Ŧ | | | | | | | | | |
| | ــ بر | ・ルアド | レス | (必須) : | | | | | | | | ; | ※携帯メー | -ル不可 |
| 下記、国際移籍 | 選手の | の登録 | を申 | 請しる | ます。 |) | | | | | | | | |
| フリガナ | | | | | | | | | | | | | | |
| 選手名 | | | | | | | | | | | | | | |
| 選手登録番号 | | 1 | ! ! | 1 1 1 | 1 | I I | |) | | l I | ※番号 | がある場 | 易合のみ | 記入 |
| 生年月日 | | 1 | 19 | 年 | : | 月 | 日 | | [|]才 | - | | | |
| 国籍 | | | | | | | | _ | | | | | | |
| 入国(帰国)年月日 | | 2 | 20 | 年 | <u> </u> | 月 | B | | | | | | | |
| 前所属チーム名 | | | | | | | | | (国 | 名: | | | |) |
| 登録区分 (いずれかにO) | 1 2 3 | ¦ : プロ ¦ | | | | | プロA | | プロ! | B • | プロ | | | |
| ※以下の書類を必ず① 国際移籍証明② パスポートの③ 外国人登録記住民票、査証 | 明書の写 か写し 証明書 | すし(i (顔写』 (両面) | 所属 (のペ 、在 | サッカ- ージお。 留カー l | k び在 ド (両 | 留資格が 面)、特 | 『記載され | | (両面 | | 20 | 年 | 月 | 日 |
| 【都道府県サッカー | 協会記 | 入欄】 | | | | | | | | | | | | |
| 承認日: 西暦 | 年 | 月 | E . | | | | 印 | | | | | | | |
| 【日本サッカー協会 | 記入欄 |] | | | | | , | | | | | • • • • • • • • • • • • • • • • • • • | | |
| 選手登録番号: | !!! | † | | !!! | l 1 | | | | | | | | | |
| 処理日: 年 | 月 | 日 | | | | 担当 | 者: | | | | | | | |



外国籍選手登録申請書

(外国で登録していなかった選手)

チーム名: 第1種 種別: チーム登録番号: 代表者名: 印 下記、外国籍選手の登録を申請します。 フリガナ 選手名 選手登録番号 ※番号がある場合のみ記入 生年月日 西暦 年 月 日 Ε]才 国籍 入国(帰国)年月日 西曆 年 月 日 アマチュア 登録区分 プロA ・ プロB ・ プロC 2 プロ(統一契約) (いずれかに〇) 3 プロ(非統一契約) (1) 日本で初めてサッカー選手登録をする選手です 申請の種類 (2) 国籍区分を変更する選手です 日本国籍 → 外国籍 (3) 国籍区分を変更する選手です 外国籍 → 日本国籍(帰化) [本人記入欄](1)の場合のみ記入 私は外国でサッカー選手として登録していなかったことを誓います。 I hereby confirm and declare that I have never been registered as a football player with any national association other than JFA. 年月日: 本人署名: Day/Month/Year Signature [添付書類] ※(1)(2)の場合 ··· (i)在留カード(両面)、(ii)特別永住者証明書(両面)、(ii)外国人登録証明書(両面)、 (iv)住民票、(v)査証+上陸許可証のうち いずれかの写し ※上記書類に記載のものとは異なる氏名での登録を希望する場合は、当該氏名の使用実績を 証明する書類(例:住民票、社員証、公共料金領収書、他)の写しを添付すること ※(3)の場合 … 住民票写しまたはパスポート写し 受付整理番号 申請日: 西暦 年 月 日 【都道府県サッカー協会記入欄】 承認日: 西暦 日 印 【日本サッカー協会記入欄】 選手登録番号:

 244 処理日:
 年月日
 担当者:

※番号がある場合のみ記入

印



フリガナ

選手名

選手登録番号

外国籍選手登録申請書

(第76条に該当する選手)

(公財) 日本サッカー協会基本規程第76条に基づき、下記選手の登録を申請します。

第1種

チーム登録番号:

チーム名:

代表者名:

種別:

| - 1 |
|----------|
| ŀ |
| <u>目</u> |
| |
| |
| |
| |
| |
| |



国際移籍証明書発行申請書

| | | チー | 4名 | フリガナ | | | | A17 | | | |
|--------------|-----------------|--------------------------|--------------------------|--------------------|----------------------|------------------------|--------------|--------------------|--|--------------|--------|
| | | | | 漢字: | | | | | · · · | | |
| | | | 英字 | (必須) : | | | | | | _ | |
| | | | | 種別: | | | チーム | 登録番号: | | | T |
| | | | 代系 | 表者名 : | | | - | • | | | 即 |
| | | 連絡抽 | 旦当者 | 氏名: | | | | | | | |
| | | | | 住所: | Ŧ | | | | | | |
| | | メール | アドレス | (必須) : | | | | | | ※携帯メー | ール不可 |
| 口 海外が | | へ移籍す | る、下記 | | | | 行を申請 行依頼の | します。 打電を申請 | ・・・・ 背します。 | | ① ② |
| | フリガナ | | | | | | | | | | |
| 選手名 | 漢字 | | | | | | | | | | |
| | 英字 | <u></u> | | | | | | | | | |
| 選手登 | 録番号 | : | | I I | | | | | | | |
| 生年 | 月日 | | 19 | 年 ———— | 月 | 日 | [|]才 | | | |
| 围 | 籍 | | ·, | | | | | | | | |
| | 区分 かにO) | 日本での 登録区分 | 2 | | ア -契約) / ホー契約) | ·B·C | 海外での登録区分 | ; | ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゙゚゚゙゚゚゚゚゚゙゙゙゙゚゚゚゚゚゙゚゚゙゚゚゚゚゚ | | |
| | ームとの 第了日 | | 20 | 年 | 月 | 日 | | | ※プロの場 | 合のみ | 記入 |
| 相手国 | 協会名 | | | _ | | | | | | | |
| ①移籍先 ②移籍元 | フリガナ 英字 | | | | | | | | | | |
| チーム名 | (必須) | | | | | | | | | | |
| | //S e Number | I I I | ! ! | 1 1 | | | | して移籍する場 手として移籍す | | | |
| 備 | 考 | | | | | | | | | | |
| ①出国の場 | 合 登録抹 申請料 | | ること | | | | | | | | |
| ②入国の場 | | の振込明(10,000) 三菱東7 | 細書の写し 円+消費税 京UFJ銀行 | を添付す : : 渋谷支 | ること 店 | すること ナッカ <i>一</i> 協 | | 1として登録 | 禄する場合) | • | |
| | | | | | - ' | | | 申請日: | 20 年 | 月 | 日 |
| 【日本サッ | カー協会 | 記入欄】 | | | | | | | | ************ | · |
| 処理日: | 20 年 | 月 | <u>日</u> 担 | 19者: | | | | | | | |



移籍補償金 通知書

| | [移籍先] |] | チ- | ーム4 | 5 : | | | | | | | | | | |
|----------|-------|---|-------------|-----|------------|--------|---|---|--------|--------|---|--------|----|--|---|
| | | | 代 | 表者名 | ፭ : | | | | | | | | | | 卸 |
| | | | | 住瓦 | 沂: | ₹ | | | | | | | | | |
| | [移籍元] |] | チ- | -소4 | 3 : | | | | | | | | | | |
| | | | 代 | 表者名 | 各: | | | | | | | | | | 卸 |
| | | | | 住用 | 歽: | ₹ | | | | | | | | | |
| 選手名 | | | | | | | | _ | | | | | | | |
| 選手登録番号 | | | 1 1 1 | 1 | | ! ! | ! | 1 | 1 1 | I I | | I I | | | |
| 生年月日 | | 1 | 9 | | 年 | | 月 | | 日 | | Ι | |]才 | | |

| 1. | 移籍補償金の額 | 金 ——— | | | | 円 |
|----|-----------|----------|---|---|---|--------|
| 2. | 合意日 | 20 | 年 | 月 | 日 | |
| 3. | 原契約の契約満了日 | 20 | 年 | 月 | 日 | |
| 4. | 支払条件 | 20 | 年 | 月 | 日 | に一括支払い |
| | | その他 — | | | | |
| | | | | | | |
| 5. | JFAへの通知日 | 20 | 年 | 月 | 日 | |

以上

- ※当該移籍が原契約の期間満了前か満了後かにかかわらず必ず提出すること
- ※当該移籍が原契約の期間満了前の場合は、以下の書類を必ず添付すること
 - ① 当該移籍に関する合意書の写し(当該移籍補償金の金額が明示されたもの)
 - ② 原契約の中途解除に関する選手との合意書の写し ※移籍元クラブが添付



国際移籍に関する移籍補償金通知書

| | [移籍先] | チー | ム名: | | | | | | | |
|-----------|-------------|-------------------|-----|-------------|------------|-----|--------------|-------------------|---|-------------|
| | | 外国協 | 会名: | | | | | | | |
| | [移籍元] | チー. | ム名: | | | | | | | |
| | | 代表: | 者名: | | | チーム | 、登録番号: | | | 印 |
| | | | 住所: | | | | | | | |
| | | | : | | | | | | | |
| 選手名 | | | | | | | . | | | |
| 生年月日 | | 19 | 年 | 月 | B | [|]才 | | , | |
| 選手登録番号 | 1 1 1 | I I I I I I | | 1 | 1 I 1 I | 1 1 | 1 1 | | | |
| 上記選手の移籍 | 補償金に | 関し、7 | 下記の | とおり合 | 意しまし | たので | 『、通知し | ます。 | | |
| | | | | 一 記 | _ | | | | | |
| 1. 移籍補償金の | D額 | = | 金 | | | | I | 円 - | | |
| 2. 支払条件 | | | 20 | 年 | 月 | 日 | に一括支払 | 70, | | |
| | | _ □ そ | の他 | | | | | | | |
| | | | • | | | | <u> </u> | | | |
| 3. 通知日 | | - | 20 | 年 | 月 | B | | | | |
| | | | | | | | | | | 以上 |



期限付移籍補償金 通知書

| | [期限化 | 寸移籍先] | チー | ム名: | | | | | | | | _ |
|----|---------|-----------------------|------------|---------------|---|----|----------------|----------|-----|------|------------------|----------|
| | | | | 者名: 住所: | | | | | | | | 印 |
| | [期限代 | 寸移籍元] | チー | ム名: | | | | | - | | | |
| | | | | 者名: 住所: | | | | | | | | 印 |
| | 選手名 | | | | | | | · | | ·- · | | |
| 選 | 手登録番号 | | - | | 1 | ! | 1 I I I | 1 1 | | | | |
| | 生年月日 | 1 | 19 | 年 | | 月 | 日 | . [| • |]才 | | |
| 1. | 期限付移籍補 | 輔償金の額 | | 金 | _ | 記一 | | | | 円 | | |
| | 合意日 | | | 20 | | 年 | 月 | B | | | | |
| 3. | 期限付移籍期 | 明間 - - | 年 | | 月 | 日 | から <u>-</u> | | 年 | 月 | 日 ま [*] | С |
| 4. | 支払条件 | | | 20 | | 年 | 月 | 日 | に一事 | 舌支払い | | |
| | | | □ ₹ | の他 | | | | | | | | |
| 5. | JFAへの通知 | 旧 | | 20 | | 年 | 月 | B | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 以上 |
| ※以 | 下の書類を必ず | | | | | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | 賞金の金額 | - | | | | |

- ② 期限付契約書の写し ※Jクラブの場合はJリーグへ提出
- ③ 選手契約書の写し ※Jクラブの場合はJリーグへ提出



移籍リスト登録申請書

| | [申請人] | チーム | 名: | | | | | | | |
|--------------|-------|---|--------------|------|------------------|--------|-----|---|---|----------|
| | | | | | チ- | ーム登録 | 番号: | | | |
| | | 代表者 | 名: | | | | | | | 即 |
| | | 住店 | 折: 〒 | | | | | | | |
| 移籍リストの登 | 緑に関し | 下記の人 | | 詩いたし | ≢す. | | | | | |
| 1976) / I W | | ייייייייייייייייייייייייייייייייייייייי | - 63 7 T | 記 | · 5 ~ 7 0 | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| く申請の対象と | なる選手) | > | | | | | | | | |
| 選手名 | | | | | | | | | | |
| 生年月日 | | 19 | 年 | 月 | B | [|]才 | | | |
| 選手登録番号 | | i i I I | | | | i 1 | | | | |
| 契約の種類 | | プロ | Α . | プロB | ・プロ | ıc · | その | 他 | | |
| 契約の終了日 | | 20 | 年 | 月 | B | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| <申請の目的> | | | | | | | | | | |
| □ 新規登録 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| ロ 既登録事項の | 抹消 | | | | | | | | | |
| 〔抹消の理由〕 | : 🗆 | 引退(| | 年 | | 日) | | | | |
| | | 移籍(オ | 移籍日: 移籍先ク | キュデ・ | 月 | 日) |) | | | |
| | | その他: | | ,,, | | |) | | | |
| | | | | | 申請日 | • | 20 | 年 | 月 | 日 |
| | | | | | TMH | • | | | | <u> </u> |
| | | | | | | | | | | 以上 |
| | | | | | | | | | | |
| 【日本サッカー協会 | 記入欄】 | | | | | | | | | |
| 申請書受付日 20 | 年 | 月 日 | , | 受付番号 | : | | | | | |



「書す トレーニングコンペンセーション **通知書**

| | [移籍先] | | チーム名: | | | | | | | | | |
|---|---------------|------------------|------------------|----------------------|-----|--------|-------------|------------|-----|-----------|-------------|-----|
| | | | 代表者名: | | | | | | | | F |] |
| | [移籍元] | | チーム名: | | | | | | | | | |
| | | | 代表者名: | | | | | | | | E | ם |
| | | | ши. | | | | | | | | | |
| 選手名 | | | | | | | | | | | | |
| 選手登録番号 | | | 1 1 1 | i i i i i i | 1 1 |] [| I I I | | | , | | |
| 生年月日 | | 19 | 年 | | | B | [| |]才 | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 上記選手のトレ | ・ ーニング | ゚゚ョンペン | | | 下記の | とお | り支払 | 3 5 | ことを | 通知 | します | . 0 |
| 上記選手のトレ | ·一二ング | ゚゚コンペン | | に関し、 - 記 - | 下記の | とお | り支払 | 3 5 | ことを | 通知 | します | |
| 上記選手のトレ 1. トレーニング: | | | - | | 下記の | とお | り支払 | . 7 | | 通知 | !します | • |
| | コンペンセー | ーションの金 | 額: 金 | - 記 - | | りとお | り支払 | 1 5 | | | します | . 0 |
| 1. トレーニングコ | コンペンセー | ーションの金 | ·額: 金 ——— | - 記 - | | | В | | | 円 | 1します | -0 |
| トレーニングコ 移籍先クラブ | コンペンセー | ーションの金 2約締結日: | ·額:金 20 | - 記 - | | 月 | В | | | 円 | 1します | • |
| トレーニングコ 移籍先クラブ | コンペンセー | ーションの金 2約締結日: | ·額:金 20 20 | - 記 - | | 月 | В | | | 円 | 1します | • |

以上

※トレーニングコンペンセーションの発生対象となる全ての移籍に関して提出すること (金額が0円であっても提出)

(選手名)

殿

住 所:

クラブ名:

代表者名:

(印)

契約更新に関する通知書

貴殿と当クラブとの

年 月

日以降の契約条件について、下記のとおりご通知申し上げます。

つきましては、 年 月 日までにご返答願います。

記

1. 契約の種類(下記(1)から(4)のいずれかを〇で囲む。)

- (1) 下記の条件をもって貴殿と『プロA契約』を締結いたしたい。
- (2) 下記の条件をもって貴殿と『プロB契約』を締結いたしたい。
- (3) 下記の条件をもって貴殿と『プロC契約』を締結いたしたい。
- (4) 以降、貴殿と契約を締結する意思はありません。

2. 契約条件

| | | 現在σ | 契約の内容 | | | 新規σ | 契約の内容 | |
|------------------|----------|---------|---------|--------|---------|------------|-------|-----|
| (.) to At HADD | | 年 | 月 | 日から | | 年 | 月 | 日から |
| (1)契約期間 | , | - 年 | 月 | 日まで | | 年 | | 日まで |
| | (年額)金 | | | 円 円 | (年額)金 | | | 円 円 |
| (2)基本報酬 | ※「(1)契約期 | 間」が1年 | 未満の場合は、 | 契約期間に応 | じた金額も記え | 入する | | |
| | 金 | | | 円 | 金 | | | 円 円 |

※上記金額には消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金を含むものとする。

以上

| 書 | ±€C | |
|---|-----|--|
| _ | | |

(選手名) 殿

住 所:

クラブ名:

代表者名:

(印)

日

年

月

最終提示額証明書

当クラブは、貴殿との次期(年

月

日以降)契約に関する交渉について、下記の報酬を

最終的に提示したことを証明いたします。

記

1. 現在の契約:

| 契約の種類 | | プロA・ | プロB ・ プロC | |
|----------|---|------|-----------|-----|
| 契約の終了時期 | | 年 | 月 | E |
| 基本報酬(年額) | 金 | | | 一 円 |

2. 最終提示:

| 契約の種類 | | プロA・ | プロB・プロC | ; |
|----------|---|----------|---------|----------|
| 契約の終了時期 | | 年 — — | 月 | B |
| 基本報酬(年額) | 金 | | | <u> </u> |

※上記金額には消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金を含むものとする。

[注]:契約種類はいずれかを〇で囲む。

以上

[正本⇒選手 写し⇒クラブ、リーグ]

年 月 日 (選手名) 位 所:

クラブ名:

代表者名: (印)

契約変更に関する通知書

| 貴殿に | t | 年 | 月 | 日に行れ | わた | | の試合において、プロA契約の締結条件 | | |
|-------------------------------|----------|-------|-----------------|------------|-----------|--------------|--------------------|-----------|--|
| を満たされました。 つきましては、 貴殿と当クラブとの間に | | | | | | 年 | _ 月 | 日締結した契約を、 | |
| | 年 | 月 | 日より下 | - 通知申し_ | 上げます。 | _ | | | |
| | | | - | | | | | | |
| | | | | | 記 | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 1. 変更 | する契約の | 種類(下節 | 2(1)、(2) | のいずれ | かを〇で囲む。) | | | | |
| (1) 下 | 記の条件を | もって貴展 | と『プロA | 契約』を締 | 結いたしたい。 | | | | |
| 2 | きましては、 | | 年 | 月 | 日までにご返答願い | ハます。 | | | |
| - | | | | _ | - | | | | |
| (2) 下 | 記の条件を | もって貴麗 | ₹ と 『プロB | 契約』を綺 | 結いたしたい。 | | | | |
| 2 | きましては、 | | 年 | 月 | 日までにご返答願い | ハます 。 | | | |
| | | | | | - | | | | |

2. 契約条件

| | | 現在の | 契約の内容 | | 新規の契約の内容 | | | | |
|---------------|--------------------------------|-----|-------|----------|----------|--------|---|-----|--|
| ±77.66.440.88 | | 年 | 月 | 日から | | 年 | 月 | 日から | |
| 契約期間 | | 年 | 月 | 日まで | | 年 — | 月 | 日まで | |
| | (年額)金 | È | | <u> </u> | (年額)金 | | | 円 | |
| 基本報酬 | ※契約期間が1年未満の場合は、契約期間に応じた金額も記入する | | | | | | | | |
| | 金 | : | | 円 | 金 | | | 円 円 | |

※上記金額には消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金を含むものとする。

以上

[正本⇒選手 写し⇒クラブ、リーグ]

|--|

(所属リーグ)

月 年 日 御中

住 所:

クラブ名:

代表者名:

(印)

外国籍選手枠 对象外認定申請書

下記の選手を、外国籍選手枠の対象外として認定願いたく、申請いたします。

| 選手氏名 | (本名) | | | | | _ | (通称) |
|------|------|---|---|---|----|--------------------|------|
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | (| 歳) | 日本サッカー協会 選手登録番号 | |

1. 申請理由

「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」1-5に基づき、上記の外国籍選手の登録区分が 年度途中にプロA契約またはプロB契約(統一契約以外のプロ契約も含む)に移行するため、当該選手は 本年度に限り、引き続きアマチュアまたはプロC契約の外国籍選手として、登録人数の関係上はカウントすることを 申請したい。

※ 出場実績報告書を添付すること。

2. 対象外とする期間(終了日は年度末となる)

年 月 日から 年 1 月 31 日まで

以上

[注]

- ≫ 本申請書は、『正本』および『写し』を各1通ずつ作成し、双方とも所属リーグ事務局に提出する。
- ≫ 『正本』は所属リーグ事務局において保管し、『写し』は所属リーグの承認印を押捺後、 申請元クラブに返還する。
- ≫ 本申請書が承認された場合、所属リーグは速やかにJFAに報告する。

所属リーグ 承認欄

| _ | | |
|---|------|--|
| - | 14TC | |
| 7 | | |

年 月 日 御中 (所属リーグ) 住 所: クラブ名: (印) 代表者名: プロA契約25名枠 対象外認定申請書 下記の選手を、プロA契約25名枠の対象外として認定願いたく、申請いたします。 選手氏名 (通称) (本名) 日本サッカー協会 生年月日 年 歳) 月 В (選手登録番号 1. 申請理由(下記(1)から(5)のいずれかを〇で囲む。) (1) アマチュアまたはプロC契約の選手で、年度途中にプロA契約に移行する. ※ 出場実績報告書を添付すること。 (2) 自クラブの第3種または第2種の育成組織のチームに3年以上在籍した選手が、同クラブのチームに在籍する場合 (外国籍選手を除く。在籍期間が1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合は、当該超過期間は、1年と見なして 計算する。)

| 7 | チーム名 | 所属 | 開始日 | | 所属終了日 | | |
|---------------|------|----|-----|---|-------|---|---|
| ・ ラ履 ブ歴 | | 年 | 月 | 日 | 年 | 月 | 日 |
| 内 | | 年 | 月 | 目 | 年 | 月 | 日 |

- (3) ケガ、疾病等により、今年度は試合出場できないため、本申請が承認された場合、速やかにJFA登録を抹消し、 また、この選手は年度内において再びJFA登録をすることはできない。
 - ※ 医師の診断書を添付すること。選手に対する説明を行い、選手の署名を記入すること。
 - ※ 外国籍選手の場合は、書式Fにて申請すること。

選手署名:

(4) 海外研修していた選手が、日本の年度途中に帰国し、再登録する。

研修 帰国 日 日 月 年 月 年 月 日~ 年 予定 期間

国際移籍証明書発行依頼の写しを添付すること。

(5) その他

2. 対象外とする期間 年 月 日から 年 月 日まで

以上

[注]

- ≫ 本申請書は、『正本』および『写し』を各1通ずつ作成し、双方とも所属リーグ事務局に提出する。
- ≫ 『正本』は所属リーグ事務局において保管し、『写し』は所属リーグの承認印を押捺後、 申請元クラブに返還する。
- 本申請書が承認された場合、所属リーグは速やかにJFAに報告する。

所属リーグ 承認欄

256

年 月 日

公益財団法人日本サッカー協会 御中

住 所:

クラブ名:

代表者名:

(印)

登録ウインドーの適用例外に関する申請書 (契約が終了したプロ選手)

下記の選手は、登録ウインドーの終了前に契約が終了したプロ選手であるため、登録ウインドーの例外を適用いたしたく、 申請いたします。

記

| 選手氏名 | (本名) | | | | | | | (通称) |
|--------|------|---|---|---|---|----|--------------------|------|
| 生年月日 | : | 年 | 月 | B | (| 歳) | 日本サッカー協会 選手登録番号 | |
| 前契約終了日 | : | 年 | 月 | Ħ | | | | |

- ※ 契約が終了していることを証明する書面を添付すること。
- ※ 選手に対する説明を行い、選手の署名を記入すること。

| | | |
|--------|------|--|
| | | |
| | | |
| | | |
| 源丰 宽夕、 | | |
| 选于省省: | | |
| | | |
| | | |

以上

[正本⇒JFA 写し⇒クラブ、リーグ]

| 魯式H-2 | |
|-------|--|
|-------|--|

(所属リーグ)

年 月 日 御中

住 所:

クラブ名:

代表者名:

(印)

登録ウインドーの適用例外に関する申請書 (ゴールキーパー選手の例外)

当クラブ所属のゴールキーパーの選手が、ケガ・疾病等により、試合に出場することができない特別な事情があるため、

下記ゴールキーパーの選手を登録ウインドーの例外として認定願いたく、申請いたします。

なお、本申請が承認された場合、試合に出場できないゴールキーパー選手は契約の継続・非継続に関わらず、

速やかに日本サッカー協会および所属リーグの登録を抹消いたします。

記

1. 登録ウインドーの例外を適用する選手

| 所属クラブ | | | | | | | | |
|-------|------|---|---|---|---|----|--------------------|------|
| 選手氏名 | (本名) | | | | | | | (通称) |
| 生年月日 | | 年 | 月 | 日 | (| 歳) | 日本サッカー協会 選手登録番号 | |

2. 特別な事情により、試合に出場することができない選手

| 選手氏名 | (本名) | | | | | | (通称) |
|------|------|---|---|---|----|--------------------|------|
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | (| 歳) | 日本サッカー協会 選手登録番号 | |
| 理由 | | | | | | | |

- ※ 怪我・疾病のばあいは、医師の診断書を添付すること。提出する診断書が外国語で記載されている場合には、 日本語の訳文を添付すること。
- ※ 選手に対する説明を行い、選手の署名を記入すること。

| 選手署名: | | <u></u> | _ |
|-------|------|---------|---|
| | | | |

以上

[注]

- ≫ 本申請書は、『正本』および『写し』を各1通ずつ作成し、双方とも所属リーグ事務局に提出する。
- ≫ 『正本』は所属リーグ事務局において保管し、『写し』は所属リーグの承認印を押捺後、 申請元クラブに返還する。
- ≫ 本申請書が承認された場合、所属リーグは速やかにJFAに報告する。

所属リーグ 承認欄

258

| 車ポH−3 | |
|--------------|--|
| 自せいっ | |

年 月 日

(所属リーグ)

御中

住 所:

クラブ名:

代表者名:

(印)

登録ウインドーの適用例外に関する申請書 (育成型期限付移籍)

下記の選手について、「育成型期限付移籍」を適用し、登録ウインドーの例外として認定願いたく、申請いたします。

記

1. 登録ウインドーの例外を適用する選手

| 現所属クラブ | | | | | | _ | |
|--------|------|---|---|---|---|----------------------|------|
| 選手氏名 | (本名) | | | | | | (通称) |
| 生年月日 | | 年 | 月 | 日 | (| 歳)日本サッカー協会 選手登録番号 | |

- 2. 申請理由(下記(1)、(2)のいずれかを〇で囲む。)
- (1) 原契約を有する移籍元クラブから移籍先クラブへ期限付移籍する。
- (2) 期限付移籍契約を解除し、原契約を有する移籍元クラブに再登録する。
- ※ 本移籍が「育成型期限付移籍制度」による期限付移籍であることについて、移籍元クラブ、移籍先クラブおよび 選手の三者が合意をしたことを証明する書面を添付すること。

以上

[注]

- ≫ 本申請書は、『正本』および『写し』を各1通ずつ作成し、双方とも所属リーグ事務局に提出する。
- 『正本』は所属リーグ事務局において保管し、『写し』は所属リーグの承認印を押捺後、 申請元クラブに返還する。
- ≫ 本申請書が承認された場合、所属リーグは速やかにJFAに報告する。

所属リーグ 承認欄 (クラブ名)

(代表者名)

住 所:

クラブ名:

代表者名:

(印)

他クラブ在籍プロ選手との契約交渉開始に関する通知書

| 貴クラブ所属の | (選手名 | (選手名) 殿 名 | | | | | | |
|---------|------|-------------------------|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | |
| 年 | 月 | 日付で開始いたしますので、ご通知申し上げます。 | | | | | | |

以上

[正本⇒宛先クラブ 写し⇒リーグ]

書式J

年 月 日

(所属リーグ)

御中

住 所:

クラブ名:

代表者名:

(印)

外国籍選手 登録抹消申請書 (契約を保持したままの抹消の場合)

下記の選手につき、プロ契約を保持したままJFA登録を抹消願いたく、申請いたします。

| 選手氏名 | (本名) | | | | | (通称) |
|------|------|---|---|---|-------------------|------|
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | (| は 日本サッカー協会 選手登録番号 | |

1. 申請理由

ケガ、疾病等により、今年度は試合出場できないため、当該選手とのプロ契約を保持したまま登録を抹消したい。

本申請が承認された場合、速やかにJFA登録を抹消し、プロ契約外国籍選手枠の対象外とする。

また、この選手は年度内において再びJFA登録をすることはできない。

- ※ 医師の診断書を添付すること。ただし、提出する診断書が外国語で記載されている場合には、 日本語の訳文を添付しなければならない。
- ※ 選手に対する説明を行い、選手の署名を記入すること。

| ATT TITL A- | |
|-------------|--|
| | |
| | |
| AG / A H . | |
| | |
| | |

2. 対象期間(終了日は年度末となる)

年 月 日から

年 1 月 31 日まで

以上

[注]

- ≫ 本申請書は、『正本』および『写し』を各1通ずつ作成し、双方とも所属リーグ事務局に提出する。
- 『正本』は所属リーグ事務局において保管し、『写し』は所属リーグの承認印を押捺後、 申請元クラブに返還する。
- ≫ 本申請書が承認された場合、所属リーグは速やかにJFAに報告する。

所属リーグ 承認欄

© 2015 公益社団法人 日本プロサッカーリーグ 〒113-0033 東京都文京区本郷 3-10-15 JFA ハウス 9 階 TEL 03(3830)2006 発行者/村井 満 印刷/アサヒビジネス株式会社

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ